

資料1 年表

◆基金創立以前

年度区分	基金業務及び消防関係事項等	社会一般及び災害・事故関係
昭和22	4.7 労働者災害補償保険法公布（法50） 4.17 地方自治法公布（法67） 4.30 消防団令制定（勅令185）—警防団を消防団に改組 10.18 災害救助法公布（法118）—救助業務協力者に対する扶助金支給制度 10.21 国家公務員法公布（法120）—公務傷病に対する補償制度、退職年金制度導入 12.23 消防組織法公布（法226） <23年> 3.7 国家消防庁発足 3.24 新消防団令制定（令59）—消防団設置義務制を任意制に改める（3.7から適用、旧消防団令を廃止）	4.1 町内会、隣組・部落会廃止 4.1 新学制小・中学校発足 6.8 岸和田市で演芸大会開催中、会場の屋根が落ちて70人圧死 9.14（～9.16）キャスリーン台風、関東で水害—死者2,247人 <23年> 1.26 帝銀事件—死者12人 1.28 関西汽船「女王丸」、瀬戸内海で触雷沈没—死者183人
23	7.24 消防法公布（法186） 7.24 消防組織法の一部改正（法187）—消防団の設置、組織等について規定し、これまでの消防団令（令59）を廃止	4.1 新制高等学校発足 6.18 勝田炭鉱（福岡県）ガス爆発—死者60人 6.28 福井地震（M7.3）—死者3,895人 9.11（～9.12）豪雨、西日本に被害—死者・行方不明247人 9.15（～9.17）アイオン台風、東北・関東に被害—死者・行方不明838人 <24年> 2.20 能代市大火—2,238棟（210,411㎡）焼損、死者3人
24	6.1 地方自治庁発足（総理府外局） 6.4 水防法公布（法193）—水防従事者に対する災害補償（現行34条）規定 <25年> 2.4 消防団員服制の制定（国家公安委員会告示1）	5.10 北海道古平町大火—721棟（103,274㎡）焼失 6.18（～6.22）デラ台風、鹿児島・愛媛を中心に被害—死者・行方不明468人（うち瀬戸内海定期船「青葉丸」が沈没して137人死亡） 7.6 下山事件（国鉄下山総裁のれき死体発見） 8.13（～8.18）ジュデイス台風、九州・四国に被害—死者・行方不明179人 8.31（～9.1）キティ台風、関東を中心に東日本にかけて被害—死者・行方不明160人 11.3 湯川秀樹氏、ノーベル物理学賞受賞 <25年> 1.10（～1.14）強風、九州・北陸・関東に被害—死者・行方不明120人

年度区分	基金業務及び消防関係事項等	社会一般及び災害・事故関係
25	<p>12.13 地方公務員法公布（法261）—一般職の地方公務員の公務災害補償制度確立（ただし、非常勤消防団員、水防団員は適用外の特別職とされる）</p> <p><26年> 3.13 消防組織法の一部改正（法18）—消防団員の公務災害補償制度（現行24条）の導入</p>	<p>4.13 熱海市大火—1,461棟（141,900㎡）焼失</p> <p>6.9 熊ノ平駅土砂崩壊事件—碓氷峠の信越線土砂崩れ復旧作業中の2次災害、80人生埋め50人死亡</p> <p>6.25 朝鮮戦争勃発</p> <p>9.3（～9.4）ジェーン台風、四国・近畿中部・北日本に被害—死者・行方不明539人</p>
26	<p>5.2 「消防団員公務災害補償条例準則」の制定（国消管発95）</p> <p>6.2 国家公務員災害補償法制定（法191）</p> <p>6.20 「消防団員公務災害補償審査会規則準則」の制定（国消発1）</p>	<p>4.24 桜木町国電火災（横浜）—死者106人</p> <p>7.7（～7.17）豪雨、中部以西、特に京都を中心に被害—死者306人</p> <p>9.8 対日平和条約、日米安保条約調印</p> <p>10.13（～10.15）ルース台風、山口県を中心に本州全域で被害—死者・行方不明943人（消防団員殉職者20人を含む）</p>
27	<p>8.1 消防法の一部改正（法293）—消防作業従事者に対する損害補償制度を導入（36条の2（現行36条の3）を追加）</p> <p>8.1 自治庁発足—これまでの地方自治庁は廃止</p> <p>8.1 「国家消防庁」から「国家消防本部」に改称</p> <p>9.11 「消防に協力援助した者の災害給付に関する条例準則」の制定（国消発144）</p>	<p>4.9 木星号（日航機）、大島三原山へ墜落—死者37人</p> <p>4.17 鳥取大火—7,246棟（449,295㎡）焼損、死者3人</p> <p>6.22（～6.24）ダイナ台風、関東以西特に静岡を中心に被害—死者・行方不明135人</p> <p>7.10（～7.12）豪雨、中国・四国・近畿・東海地方に被害—死者・行方不明140人</p>
28		<p>6.23（～6.30）豪雨（梅雨前線）、北九州を中心に中国・四国地方に被害—死者・行方不明1,013人</p> <p>7.16（～7.25）豪雨（梅雨前線）、東北以西特に和歌山県を中心に被害—死者・行方不明1,124人</p> <p>8.11（～8.15）豪雨、近畿4県に被害—死者・行方不明430人</p> <p>8.28 民放、初めてのテレビ放映（日本テレビ）</p> <p>9.22（～9.26）台風13号、近畿地方中心に全土に被害—死者・行方不明478人</p> <p>12.24 奄美群島返還協定調印（発効28.12.25）</p> <p><29年> 1.2 皇居一般参賀、二重橋で大混乱—死者16人</p> <p>3.1 ビキニ米水爆実験で第五福竜丸被災（3.14焼津に帰港）</p>

年度区分	基金業務及び消防関係事項等	社会一般及び災害・事故関係
29		5.8 (～5.12) 強風、北日本・近畿地方に被害一死者・行方不明670人 9.10 (～9.14) 台風12号、関東以西特に南九州に被害一死者・行方不明144人 9.24 (～9.27) 台風15号、全国に被害一死者・行方不明1,761人(うち青函連絡船「洞爺丸」転覆(9.26)で1,157人) 9.26 北海道岩内町大火一3,299棟(321,311㎡)焼失、死者33人 <30年> 2.17 養老院「聖母の園」火災(横浜市)一死者96人(老女) 2.19 (～2.20) 強風、全国的に被害一死者・行方不明120人
30	7.11 水防法の一部改正(法61)一水防管理団体の公務災害補償義務規定(現行6条の2)追加	4.16 佐世保市炭坑ボタ山崩壊事故一炭住45世帯埋没、死者68人 5.11 国鉄宇高連絡船「紫雲丸」、濃霧で貨物船と衝突して166人死亡 10.1 新潟市大火一892棟(214,447㎡)焼失、死者1人 11.1 雄別炭鉱茂尻鉱業所桂本坑ガス爆発(北海道)一死者60人 <31年> 1.1 新潟県弥彦神社の餅まき行事で群衆殺到し大混乱一圧死者124人 3.20 能代市大火一1,475棟(178,933㎡)焼失

◆基金創立以降

年度区分	基金業務及び消防関係事項等	社会一般及び災害・事故関係
昭和31	5.21 基金法公布(法107) 5.21 消防組織法(24条)及び消防法(36条の3)の一部改正(法107)一基金法の制定に伴う改正 11.8 基金法の施行期日を定める政令公布(令333)一施行期日を31.11.20と定める 11.8 基金登記令公布(令334) 11.8 基準政令公布(令335) 11.15 基金設立委員会開催一定款、初年度事業計画書議決(11.19大臣承認) 11.15 定款公布 11.19 基金法施行令公布(令346) 11.20 主務大臣、理事12名と監事3名を任命 11.20 役員会(第1回理事会)開催一理事	4.17 (～4.18) 風水害一関東・東北・北海道で死者100人 8.18 大館市大火一1,344棟(156,984㎡)焼失 9.10 魚津市大火一1,677棟(175,966㎡)焼失 10.19 日ソ国交回復に関する共同宣言調印(モスクワ) 10.29 スエズ戦争始まる

年度区分	基金業務及び消防関係事項等	社会一般及び災害・事故関係
	<p>長互選（設立委員会、理事長に事務引継ぎ）</p> <p>11.20 基金設立一事務所は千代田区霞が関の人事院ビル内に置く</p> <p>11.28 「消防団員等公務災害補償条例」（準則）の制定（国消842）—26年制定の準則を廃止</p> <p>12.5 基金の会計及び資産の運用その他財務に関する規則公布（総理府令88）</p> <p><32年></p> <p>2.23 基金法施行令第1条の規定に基づく支払請求書の様式等を定める総理府令（現行基金法施行規則の前身）公布（総理府令5）</p> <p>2.27 理事会—昭和32年度事業計画書議決</p>	
32	<p>5.16 基金法の一部改正（法105）—基金の業務として水防従事者に対する災害補償業務を追加</p> <p>5.16 水防法（6条の2、34条）の一部改正（法105）—災害補償の内容等は「政令で定める基準」により条例で定めることとされる</p> <p>6.25 基金会計規程の制定（国消発833）</p> <p>6.26 理事会—昭和31年度決算報告書、定款一部変更（基金の支払決定に対する「審査請求」制度の導入、水防団員に対する災害補償に関する基金業務の追加、理事1名増）議決（定款変更は、10.30総理府経消7で大臣認可）</p> <p>8.8 基金法施行令の一部改正（令254）—廃置分合、境界変更等があった場合の掛金の支払などの措置規定を追加</p> <p>8.8 基準政令の一部改正（令255）—水防団員、水防従事者の災害補償の基準設定</p> <p><33年></p> <p>2.27 理事会—昭和33年度事業計画書議決</p> <p>3.15 水防法（6条の2、34条）の一部改正（法8）—字句の整理</p> <p>3.22 基金の審査手続等に関する規程の制定（総理府経消2）</p>	<p>4.12 瀬戸内海で定員オーバーの第5北川丸沈没—死者・行方不明93人</p> <p>7.25（～7.28）豪雨、九州特に諫早市を中心に被害—死者・行方不明722人（諫早水害）</p> <p>10.4 世界初の人工衛星打上げ成功（ソ連、スプートニク1号）</p> <p><33年></p> <p>1.26（～1.27）強風浪、西日本に被害—死者・行方不明212人（紀州沖の南海丸沈没（167人）を含む）</p>
33	<p>6.28 理事会—昭和32年度決算報告書議決</p>	<p>8.12 全日空・ダグラスDC3型旅客機、伊豆下田沖に墜落—死者33人</p> <p>9.26（～9.28）狩野川台風（22号）、近畿以東特に静岡を中心に被害—死者・行方不明1,269人（消防団員等17人死亡、損害補償額7,667万円）</p> <p>12.23 東京タワー完工式（333m、当時世界一）</p>

年度区分	基金業務及び消防関係事項等	社会一般及び災害・事故関係
	<p><34年> 2.25 理事会一昭和34年度事業計画書議決</p>	
34	<p>4.11 基金事務打合会（初回）開催（東京） 4.20 消防大学校、消防研究所設置 6.27 理事会一昭和33年度決算報告書議決</p> <p><35年> 2.26 理事会一昭和35年度事業計画書、定款一部変更（事務所所在地を千代田区から港区へ変更）議決（定款変更は、4.19 総理府経消2で大臣認可） 3.25 基金事務所、千代田区霞が関の人事院ビルから港区の日本消防会館に移転（移転登記5.23）</p>	<p>4.10 皇太子結婚式 8.12（～8.14）台風7号、山梨・長野両県を中心に近畿・中部・関東地方に被害一死者・行方不明235人 9.26（～9.27）伊勢湾台風（15号）、愛知を中心に九州を除きほぼ全国に被害一死者・行方不明5,098人（消防団員等75人死亡、支払損害補償額4,637万円）</p> <p><35年> 1.19 新安保条約調印（ワシントン）</p>
35	<p>6.28 理事会一昭和34年度決算報告書、定款一部変更（自治省設置に伴う基金の監督官庁の変更一総理大臣→自治大臣）議決（定款変更は、9.9 自治許23で大臣認可） 6.30 自治庁設置法の一部改正（法113）一基金法の一部改正、自治省及び消防庁発足に伴う改正 6.30 基金法施行令の一部改正（令185）一自治省及び消防庁発足に伴う改正 7.1 自治省及び同省外局として消防庁が発足（自治庁と国家消防本部を統合） 7.1 基金の会計及び資産の運用その他財務に関する規則の一部改正（自省令3） 12.26 基準政令の一部改正（令309）一障害補償を第一種補償と第二種補償に区分し、打切補償を廃止する</p> <p><36年> 1.24 審査請求書（熊本県補償組合）を受理（12.22裁定） 2.24 理事会一昭和36年度事業計画書議決</p>	<p>5.24 チリ地震津波、北海道南岸・三陸沿岸・志摩半島等に被害一死者・行方不明139人（地震発生は5.23） 6.23 新安保条約発効 8.8 昭和35年度人事院勧告（12.4%） 9.20 豊州炭鉱（福岡県）で水没事故一死者67人 10.12 浅沼社会党書記長、右翼暴漢に刺殺される（日比谷公会堂） 12.27 国民所得倍增計画、閣議決定</p> <p><36年> 3.9 上清炭坑（福岡県）火災一死者71人</p>
36	<p>6.21 全国災害補償事務打合会（現在の基金事務説明会）開催 6.30 理事会一昭和35年度決算報告書議決 8.1 消防力の基準の制定 8.1 退職消防団員報償規程の制定 9.12 理事会一基金再建整備要領議決 10.12 全国補償組合事務局長会議開催一基金再建整備要領を説明 11.15 災害対策基本法公布（法223）一応急措置従事者に対する損害補償制度を導入</p>	<p>4.12 ソ連、初の有人宇宙船打上げに成功（ガガーリン少佐） 5.29 三陸大火（岩手・新里村）一1,062棟（53,047㎡）、林野40,366ha焼失、死者5人 6.24（～7.5）豪雨、全国各地で被害一死者・行方不明357人 8.8 昭和36年度人事院勧告（7.3%） 9.15（～9.16）第2室戸台風（18号）、全国特に近畿を中心に被害一死者・行方</p>

年度区分	基金業務及び消防関係事項等	社会一般及び災害・事故関係
	<p data-bbox="220 483 331 517"><37年></p> <p data-bbox="220 517 815 651">2.23 理事会一昭和37年度事業計画書、定款一部変更（基金の業務から「打切補償」を削除）議決（定款変更は、6.5自治許215で大臣認可）</p> <p data-bbox="220 651 815 723">3.26 基準政令の一部改正（令66）一補償基礎額引上げ</p> <p data-bbox="220 723 815 1021">3.26 基金の各種内部規程を制定 組織規程（規程1） 職員の職位に関する規程（規程2） 職員就業規則（規程3） 職員給与規程（規程4） 役員給与規程（規程5） 旅費規程（規程6） 職員退職手当支給基準（自治甲消教43）</p> <p data-bbox="220 1021 815 1055">3.31 消防表彰規程の制定</p>	<p data-bbox="967 315 1466 450">不明202人 10.25（～10.28）台風26号、関東以西特に九州を中心に被害一死者・行方不明109人</p>
37	<p data-bbox="220 1088 815 1267">4.21 消防団員の階級準則告示（消防告4） 6.29 理事会一昭和36年度決算報告書議決 7.9 災害対策基本法施行令公布（令288）一応急措置従事者損害補償の基準を制定（36条）</p> <p data-bbox="220 1357 331 1391"><38年></p> <p data-bbox="220 1391 815 1424">2.23 理事会一昭和38年度事業計画書議決</p>	<p data-bbox="858 1088 1466 1160">5.3 常磐線三河島駅構内で電車二重衝突事故一死者160人</p> <p data-bbox="858 1160 1466 1193">6.29 北海道十勝丘噴火一死者5人</p> <p data-bbox="858 1193 1466 1265">7.1（～7.8）豪雨、関東以西特に九州に被害一死者・行方不明127人</p> <p data-bbox="858 1265 1466 1299">8.10 昭和37年度人事院勧告（9.3%）</p> <p data-bbox="858 1299 1466 1361">8.12 堀江謙一氏、小型ヨットで太平洋横断に成功</p>
38	<p data-bbox="220 1462 815 1563">4.15 消防法（36条の2）の一部改正（法88）一災害補償対象に「救急業務協力者」を含める</p> <p data-bbox="220 1563 815 1664">4.15 基金法の一部改正（法88）一「救急業務協力者」の災害補償対象化に伴う改正</p> <p data-bbox="220 1664 815 1736">4.15 基金法の一部改正（法89）一応急措置従事者の災害補償対象業務を追加</p> <p data-bbox="220 1736 815 1807">4.19 市町村の救急業務法制化（消防法改正一施行39.4.16）</p> <p data-bbox="220 1807 815 1901">4.20 基金の会計及び資産の運用その他財務に関する規則の一部改正（自省令16）</p> <p data-bbox="220 1901 815 2069">6.22 理事会一昭和37年度決算報告書、定款一部変更（基金資産の運用に「金銭信託」を追加したほか、救急業務協力者、応急措置従事者の損害補償対象化に伴う改正）議決（定款の変</p>	<p data-bbox="858 1462 1466 1496">6.5 黒部川第4発電所完工式</p> <p data-bbox="858 1496 1466 1529">8.10 昭和38年度人事院勧告（7.5%）</p> <p data-bbox="858 1529 1466 1601">8.17 沖縄の離島連絡船、強風で転覆一死者・行方不明112人</p> <p data-bbox="858 1601 1466 1673">11.9 東海道線鶴見地区で列車衝突（鶴見事故）一死者161人</p> <p data-bbox="858 1673 1466 1744">11.9 三井三池鉱で炭塵爆発一死者・行方不明456人</p>

年度区分	基金業務及び消防関係事項等	社会一般及び災害・事故関係
	<p>更は、9.17自消甲教165で大臣認可) 8.30 消防審議会答申—非常勤消防団員に対する処遇改善について中間答申 10.1 日本消防検定協会設立 (39.1.1業務開始) 11.1 理事会—理事長互選 <39年> 2.28 理事会—昭和39年度事業計画書審議 (議決に至らず) 3.30 消防組織法、基金法の一部改正 (法17) —退職報償金業務新設、監事定員1名増 3.30 基金法施行令の一部改正 (令48) —退職報償金業務新設に伴う掛金、報償金の額の設定 3.30 基金法施行令、基準政令の一部改正 (令49) —救急業務協力者の補償基準の設定等</p>	
39	<p>5.15 基金法施行規則の一部改正 (自省令12) —退職報償金支払請求書様式を設定 5.15 基金の会計及び資産の運用その他財務に関する規則の一部改正 (自省令11) 5.22 退職報償金条例準則の制定 (自消甲教24) 6.10 消防団員等公務災害補償条例準則 (31年制定) の全面改正 (自消甲教26) —新準則として制定 6.10 理事会—昭和38年度決算報告書、昭和39年度事業計画書議決 7.23 定款の一部変更大臣認可 (自甲消教発124) —業務に「退職報償金の支払」を追加、監事1名増 10.26 理事会—定款一部変更 (事務所所在地を港区から千代田区へ変更) 議決 (11.27自消甲消324で大臣認可) 11.1 基金事務所、港区の日本消防会館から千代田区の全国町村会館へ移転 (12.4登記) 11.12 基金の組織規程の一部改正 (自甲消教発319) —規程名変更 12.8 消防団員の階級準則の制定 —新消防団員の階級準則告示 (消防告5)、40.4.1から施行 <40年> 2.23 理事会—昭和40年度事業計画書議決 3.25 基準政令の一部改正 (令45) —補償基礎額の区分に「副分団長」を追加 3.25 基金法施行令の一部改正 (令45) —退職報償金支払額表の階級に「副分団長」を追加</p>	<p>6.16 新潟地震 (M7.5) —原油タンク爆発15日間炎上、死者26人 7.14 品川勝島倉庫火災 (東京・品川区) —消火作業中、化学品が爆発し消防職団員19人殉職 7.17 (~7.20) 豪雨、三陸・北陸地方に被害—死者・行方不明132人 8.12 昭和39年度人事院勧告 (8.5%) 10.1 東海道新幹線開通 10.10 第18回オリンピック・東京大会開催 <40年> 2.22 北炭夕張鉱でガス爆発—死者61人 3.18 ソ連宇宙飛行士、初の宇宙遊泳に成功</p>

年度区分	基金業務及び消防関係事項等	社会一般及び災害・事故関係
40	<p>6.25 理事会一昭和39年度決算報告書議決</p> <p>7.1 消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例準則の制定（自消丙教7）</p> <p>7.31 消防訓練礼式の基準制定の制定</p> <p>11.20 理事会一理事長互選</p> <p><41年></p> <p>2.17 市町村消防計画の基準の制定</p> <p>2.24 理事会一昭和41年度事業計画書議決</p>	<p>5.11 パキスタン・ダッカ地方に台風一死者1,200人</p> <p>6.1 福岡県山野鉦でガス爆発一死者237人</p> <p>6.22 日韓条約調印</p> <p>8.13 昭和40年度人事院勧告（7.2%）</p> <p>8.19 佐藤首相、沖縄訪問（戦後、首相として初めて）</p> <p>9.10 （～9.18）台風23・24・25号、全国特に徳島・兵庫・福井に被害一死者・行方不明181人</p> <p>9.28 フィリピンのタール火山爆発一死者3,000人</p> <p>11.10 中国で文化大革命始まる</p> <p>12.14 東パキスタン南部に暴風一死者2万5,000人</p> <p><41年></p> <p>2.4 全日空ボーイング727、羽田空港着陸直前に東京湾に墜落一133人全員死亡</p> <p>3.4 カナダ太平洋航空機（DC8）、羽田空港で着陸に失敗し防潮堤に激突・炎上一死者64人</p> <p>3.5 BOAC機（B707）、富士山付近で空中分解し墜落一124人全員死亡</p>
41	<p>4.4 基準政令の一部改正（令108）一遺族補償の年金化、障害補償年金等級拡大、前払一時金制度の導入等</p> <p>4.14 新市町村消防団員等公務災害補償条例準則の制定（自消乙教8）一現行条例準則の制定</p> <p>5.10 「公務災害補償に関する取扱について」制定、通知（消基発3,217）一療養費用の給付に係る取扱いについて定める</p> <p>7.6 理事会一昭和40年度決算報告書議決</p> <p>7.15 基準政令の一部改正（令251）一重度精神薄弱児扶養手当法施行令及び重度精神薄弱児扶養手当法に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部を改正する政令の制定に伴う改正（41年令108号附則6条の一部改正）</p> <p>7.30 基金法規則の一部改正（自省令17）一各支払請求書様式の改廃、年金通知書、定期報告書及び年金証書などの制定</p> <p>8.25 「公務災害補償に関する取扱について」の一部改正（消基発5,847）一移送費用の請求方法等の明確化</p> <p>12.26 「第三者損害賠償額、自賠法保険金等との調整について」の制定（消基発9,408）一第三者から受けた損害賠償</p>	<p>4.27 インドネシアのケルト火山爆発一死者1,000余人</p> <p>8.12 昭和41年度人事院勧告（6.9%）</p> <p>8.19 トルコ（モルズル付近）で地震（M7.5）一死者・行方不明2,397人</p> <p>9.23 （～9.25）台風24・26号で中部・関東・東北に被害（特に静岡・山梨に被害大）一死者・行方不明317人</p> <p>10.1 ハイチ・ドミニカ・キューバ海域にハリケーン一死者・行方不明1,100人</p> <p>11.7 イタリア（北部及び中部）で水害一死者・行方不明1,000余人</p> <p>11.13 全日空YS11型機、松山空港で海上へ墜落一50人全員死亡</p>

年度区分	基金業務及び消防関係事項等	社会一般及び災害・事故関係
	額あるいは自賠法により受けた保険金等と基金支払額との調整方法を制定	<42年> 1.23 ブラジル・リオデジャネイロ州で洪水と地滑り一死者・行方不明1,500人
42	6.12 登録免許税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律（法36）一基金法の一部改正、同法律の施行に伴う改正 6.29 理事会一昭和41年度決算報告書議決 7.25 消防法の一部改正（法80）一都道府県が行う救急業務への協力者に対する災害補償についての準用規定を追加 8.1 地方公務員災害補償法公布（法121） 8.1 地方公務員法の一部改正（法121）一地方公務員災害補償法公布により、公務災害補償の関係条文を全面改正 10.31 理事会一昭和42年度事業計画書議決 12.15 基金法施行規則の一部改正（自省令34）一市町村廃置分合があった場合における掛金額の算定方法を設定 <43年> 2.28 理事会一昭和43年度事業計画書議決 3.7 自治体消防制度20周年記念式典挙行（武道館）	6.5 中東戦争始まる 7.8（～7.9）豪雨、中部以西特に長崎・広島・兵庫に被害一死者・行方不明118人 8.15 昭権42年度人事院勧告（7.9%） 8.26（～8.29）豪雨、新潟・東北南部に被害（羽越水害）一死者・行方不明138人 <43年> 1.9 米国サーベイヤー7号、月軟着陸に成功
43	5.20 基金法施行令の一部改正（令122）一退職報償金支払額（法定額）引上げ、掛金（退職報償金）引上げ 5.22 基金事務打合会議開催 6.17 理事会一昭和43年度決算報告書変更、昭和42年度事業計画書議決 11.20 理事会一理事長互選 <44年> 2.21 理事会一昭和43年度事業計画書変更、昭和44年度事業計画書議決	4.5 小笠原諸島返還協定調印（発効43.6.26） 5.8 厚生省、イタイイタイ病は公害と発表 5.16 1968年十勝沖地震（M7.9）一死者52人 8.16 昭和43年度人事院勧告（8.0%） 8.17（～8.18）豪雨、岐阜・京都に被害一死者・行方不明119人（うち飛騨川にバス転落で104人） 8.31 イランで大地震一死者1万人以上 9.3 イラン東北部ホラサン地区で地震一死者2,000人 10.23 明治100年記念式典挙行（日本武道館）
44	5.28 基金事務打合会議開催 6.27 理事会一昭和44年度事業計画書変更、昭和43年度決算報告書議決	4.14 東パキスタンで強風害一死者1,000人 6.12 我が国初の原子力船「むつ」進水式（東京） 7.3（～7.15）台風6・7・9号、全国特に北九州・島根・広島に被害一死者・行方不明447人 7.20 米宇宙船「アポロ1号」、月面に着陸（人類の第一歩をしるす） 8.15 昭和44年度人事院勧告（10.2%）

年度区分	基金業務及び消防関係事項等	社会一般及び災害・事故関係
	<p><45年></p> <p>1.23 各補償組合管理者会議開催—退職報償金業務勘定の収支状況と収支改善策等を討議</p> <p>2.17 各補償組合管理者会議開催—退職報償金勘定の赤字解消策、事務費国庫補助打切りに対応する財源措置、年金スライド制等を討議</p> <p>2.26 理事会—退職報償金業務健全化対策、昭和45年度事業計画書議決</p>	<p><45年></p> <p>3.14 日本万国博開会式（アジアで初の万国博を大阪市で開催）</p> <p>3.31 赤軍派学生による日航機「よど号」乗っ取り（日本初のハイジャック）</p>
45	<p>4.28 基金事務打合会議開催</p> <p>6.26 理事会—昭和45年度事業計画書変更、昭和44年度決算報告書議決</p> <p>11.6 審査請求書（山口県組合）受理（46.9.16裁定）</p> <p>12.2 審査請求書（栃木県組合）受理（46.9.16裁定）</p> <p>12.12 理事会—昭和46年度事務費予算要求内容、昭和46年度退職報償金会計赤字解消に係る支払利子相当額の国庫補助要求内容を討議</p> <p><46年></p> <p>2.23 理事会—昭和46年度事業計画書議決</p>	<p>4.8 地下鉄工事現場でガス爆発（大阪市）—死者79人</p> <p>5.31 ペルー北部で地震—死者・行方不明7万人</p> <p>7.18 女子高校生40数人が光化学スモッグで倒れる（東京・杉並区）—光化学スモッグ警報発令体制整備につながる</p> <p>8.14 昭和45年度人事院勧告（12.67%）</p> <p>10.22（～10.31）南ベトナム北部に洪水—死者・行方不明5～6万人</p> <p>11.12 東パキスタン・ガンジス河口地帯に高潮—死者10万人</p> <p>11.25 三島由紀夫氏割腹自決事件</p>
46	<p>6.15 基金防火管理規程制定</p> <p>6.30 理事会—昭和46年度事業計画書変更、昭和45年度決算報告書議決</p> <p>10.16 各補償組合管理者会議開催—福祉施設の新設等討議</p> <p>11.20 理事会—理事長互選</p> <p><47年></p> <p>2.24 理事会—昭和47年度事業計画書議決</p> <p>3.29 理事会—昭和46年度及び昭和47年度事業計画書変更</p>	<p>4.27 林野火災で消防職員17人殉職（呉市）</p> <p>6.17 沖縄返還協定調印（発効47.5.15）</p> <p>7.3 東亜国内航空「ぼんだい号」遭難—死者64人</p> <p>7.30 全日空機、自衛隊機と空中接触墜落事故（岩手・雫石町上空）—死者162人</p> <p>8.13 昭和46年度人事院勧告（11.74%）</p> <p>10.29 インドで高潮—死者・行方不明9,658人</p> <p>11.11 自治省消防庁、国立防災科学技術センター等による人工崖崩れ実験で、技術者や報道関係者15人死亡</p> <p><47年></p> <p>1.24 横井庄一元軍曹、グアム島ジャングルで救出（2.2帰国）</p> <p>2.3 第11回冬季オリンピック・札幌大会開幕</p> <p>2.19（～2.28）浅間山荘事件—連合赤軍メンバー、管理人を人質に軽井沢の山荘に籠城</p>
47	<p>6.20 理事会—昭和46年度決算報告書議決</p> <p>6.23 消防法の一部改正（法94）—消防組織法の一部改正、福祉施設に関する市町</p>	<p>4.10 イランで地震—死者5,000人以上</p> <p>5.13 千日前デパートビル火災（大阪市）—死者118人</p>

年度区分	基金業務及び消防関係事項等	社会一般及び災害・事故関係
	<p>村の努力規定を追加（現行15条の7第2項）</p> <p>6.23 水防法の一部改正（法94）—福祉施設に関する水防管理団体の努力規定を追加（現行6条の2第2項）等</p> <p>6.23 基金法の一部改正（法94）—福祉施設制度新設</p> <p>7.6 基準政令の一部改正（令276）—特殊公務災害補償特例制度新設</p> <p>7.6 基金法施行令の一部改正（令277）—福祉施設制度新設等</p> <p>8.23 理事会—昭和47年度事業計画書変更、定款一部変更（業務内容に福祉施設追加）議決（定款変更は、10.20自治許540で大臣認可）</p> <p>9.7 各補償組合管理者会議開催—特殊公務災害補償特例制度及び福祉施設の実施等について説明</p> <p>9.13 基金事務打合会議開催</p> <p>10.20 福祉規程を制定（規程4）</p> <p>12.27 審査請求書（大和高田市）受理（48.7.25裁定）</p> <p><48年></p> <p>2.27 理事会—昭和48年度事業計画書議決</p>	<p>5.15 沖縄の施政権返還、沖縄県発足</p> <p>5.30 日本人ゲリラ、テルアビブ空港で小銃乱射、26人殺害</p> <p>6.11 田中通産相、「日本列島改造論」発表—地価暴騰の引金</p> <p>6.17 米国ウォーターゲート事件発生</p> <p>7.3（～7.15）台風6・7・9号、全国特に北九州・島根・広島に被害—死者・行方不明447人（7.5高知・土佐山田町で山崩れ—消防団員等44人死亡、損害補償等の額4,402万円）</p> <p>8.15 昭和47年度人事院勧告（10.68%）</p> <p>9.29 日中共同声明調印—日中国交樹立</p> <p>12.23 ニカラグア・マナグワ市で地震（M6.25）—死者・行方不明1万8,000人</p> <p><48年></p> <p>1.27 ベトナム和平協定調印</p>
48	<p>5.24 基金事務打合会議開催</p> <p>6.18 理事会—昭和48年度事業計画書変更、昭和47年度決算報告書、定款一部変更（大臣の承認・認可事項である業務規程・会計規程の制定・改正を大臣への報告事項に改める）議決（定款変更は、7.28消防消91で大臣認可）</p> <p>7.13 基金の会計及び資産の運用その他財務に関する規則の一部改正（自省令18）</p> <p>9.21 労働者災害補償保険法の一部改正（法85）—通勤途上災害の補償新設</p> <p>11.30 「基金の業務運営の改善に関する研究会」発足—基金の当面する問題点を討議するため、補償組合の事務局長クラスをメンバーとする研究会を設置、第1回会合を開く</p> <p><49年></p> <p>2.26 理事会—昭和49年度事業計画書議決</p> <p>3.30 基金の会計及び資産の運用その他財務に関する規則の一部改正（自省令7）</p>	<p>4.24 国鉄順法闘争に乗客の怒り爆発、上野・新宿・大宮で暴動</p> <p>8.8 金大中事件（金大中、東京で誘拐される）</p> <p>8.9 昭和48年度人事院勧告（15.39%）</p> <p>8.10（～8.15）パキスタンで洪水—死者1,000人</p> <p>10.23 江崎玲於奈氏、ノーベル物理学賞受賞</p> <p>10.25 石油供給5社、10%の供給削減を通告（石油ショック）</p> <p>11.16 閣議、石油緊急対策要綱決定</p> <p>11.16 主婦らトイレトペーパー・洗剤等の買いだめに殺到</p> <p>11.29 大洋デパート火災（熊本市）—死者100人</p> <p><49年></p> <p>3.10 小野田元少尉、ルバング島で30年ぶりに救出（3.12帰国）</p>
49	<p>5.13 消防施設整備資金貸付規程を制定（規程1）—貸付利率7.4%</p> <p>6.11 基金業務運営改善研究会開催</p> <p>6.21 基金法施行令の一部改正（令216）—退職報償金支給範囲に「10年以上15年未満」を追加、勤続30年以上の退職報</p>	<p>5.9 伊豆半島沖地震（M6.9）—死者30人</p> <p>5.29（～8.1）断続的豪雨と台風8号、静岡・香川・三重・神奈川等で被害—死者・行方不明146人</p> <p>6.26 国土庁発足</p> <p>7.26 昭和49年度人事院勧告（29.64%）</p>

年度区分	基金業務及び消防関係事項等	社会一般及び災害・事故関係
	償金増額	7.30 バングラデシュで風水害、死者・行方不明1,300人
6.21	基金法規則の一部改正（自省令21）—各請求書の様式は、基金で定めることとされる	8.8 米ニクソン大統領、ウォーターゲート事件の関係で辞任
6.25	理事会—昭和49年度事業計画書変更、昭和48年度決算報告書、定款一部変更（資産運用方法の拡大）議決（定款変更は、7.17消防消60で大臣認可）	8.30 三菱重工ビル前で時限爆弾爆発、通行人等8人死亡—連続企業爆破事件の端緒
7.16	基金事務打合会議開催	9.19 ホンジュラスで洪水、死者・行方不明7,000人
7.16	療養費用算定基準を制定（規程2）—基金が市町村等に支払う基準政令による療養に要する経費の算定方法を設定	10.8 佐藤前首相、ノーベル平和賞受賞
7.16	様式規程を制定（規程3）—基金法規則の一部改正（6.21自省令6）により、基金が各種請求書の様式を設定	11.26 田中首相、田中金権批判の高まりで辞意表明
8.29	各補償組合事務局長会議開催	12.18 三菱石油水島製油所（倉敷市）重油流出事故—瀬戸内海を油で汚染
9.30	基金業務運営改善研究会開催	12.28 パキスタン北部で地震、死者・行方不明7,000人
11.20	理事会—理事長互選	
11.27	災害補償条例準則の一部改正（消防消96）	
12.12	理事会—昭和49年度事業計画書変更、定款一部変更（資産運用のできる有価証券を大臣の指定事項とする）議決（定款変更は、50.1.25消防消14で大臣認可）	
	<50年>	
1.11	「療養費用算定基準の制定について」の一部改正（消基発8）—柔道整復師の施療料金引上げ、初検料の休日加算新設	
2.28	理事会—昭和50年度事業計画書、定款一部変更（業務に「障害特別支給金の支給」「遺族特別支給金の支給」を追加）議決（定款変更は、3.24消防消41で大臣認可）	
3.20	障害補償年金、遺族補償年金、奨学援護金の支払事務の電算処理化を通知（消基発82）—昭和50年4月分から実施	
3.20	基金事務打合会議開催	
3.24	様式規程の一部改正（規程6）	
3.24	福祉規程の一部改正（規程5）—障害特別支給金、遺族特別支給金の創設等	
3.31	基金組織規程の一部改正（規程7）—「総務部」を「事務局」に改称、職制の設定	
50	6.3 基金文書決裁規程を制定（規程12）	4.30 南ベトナム・サイゴン政府降伏
	7.1 理事会—昭和49年度決算報告書議決	7.19 沖縄国際海洋博覧会開幕（～51.1.18）

年度区分	基金業務及び消防関係事項等	社会一般及び災害・事故関係
	8.26 理事会一定款一部変更（業務に「遺族特別援護金の支給」を追加）議決（10.13消防消123で大臣認可） 10.13 福祉規程の一部改正（規程14）一遺族特別援護金制度新設 12.16 基金業務運営改善研究会開催 <51年> 2.24 理事会一昭和51年度事業計画書議決 3.26 基金事務打合会議開催	8.13 昭和50年度人事院勧告（10.85%） 9.6 トルコで大地震一死者・行方不明2,400人 11.15 第1回サミット・ランブイエ会議開催（パリ） <51年> 1.4 グアテマラで地震（M7.5）、死者・行方不明2万3,000人 2.6 衆議院予算委でロッキード献金問題追及一ロッキード事件の端緒
51	4.30 基金法施行令の一部改正（令77）一退職報償金支払額（法定額）及び掛金（退職報償金）引上げ 5.25 地方公務員災害補償法等の一部改正（法27）一基金法の一部改正、傷病補償年金の創設（52.4.1から） 6.9 理事会一昭和50年度決算報告書、定款一部変更（業務に「障害特別援護金の支給」を追加）議決（定款変更は、7.5消防消77で大臣認可） 6.22 「福祉施設費の請求等に伴う文書料等の取扱いについて」の制定一51.4.1から福祉施設費の請求に係わる医師等の診断書等の文書料を支給 7.5 福祉規程の一部改正（規程6）一障害特別援護金制度の新設 9.17 公務災害補償等事務研修会開催（東京） 11.1 危険物保安技術協会設立 12.17 基金業務運営改善研究会開催（東京）一昭和52年度の災害補償、福祉施設費の給付改善案等討議 <52年> 2.9 基金創立20周年記念式典・祝賀会開催（東京・赤坂プリンスホテル） 2.28 理事会一昭和52年度事業計画書議決 3.17 基金事務打合会開催（東京） 3.31 基金法施行令及び基準政令の一部改正（令44）一傷病補償年金制度の創設等	7.27 田中角栄前首相、ロッキード疑惑で逮捕 8.10 昭和51年度人事院勧告（9.94%） 8.17 フィリピン・ミンダナオ島で地震一死者・行方不明9,000人 9.8（～9.14）台風17号、香川・岡山を中心に全国で被害一死者・行方不明171人 10.29 酒田大火一死者1人、焼損面積152,105㎡ 11.10 天皇ご在位50年記念式典（武道館）
52	6.24 理事会一昭和51年度決算報告書、定款一部変更（業務に「傷病補償年金の支給、傷病特別給付金・障害特別給付金・遺族特別給付金の支給」を追加）議決（定款変更は、8.25消防消86で大臣認可） 10.21 消防施設整備資金貸付規程の一部改正（規程11）一貸付利率の引下げ（7.45%→6.4%） 11.20 理事会一理事長互選	6.24 建設寄宿舍火災（大阪市）一死者12人 8.6 昭和52年度人事院勧告（6.92%） 8.7 有珠山（北海道）、32年ぶりに噴火 9.5 王貞治氏（プロ野球選手）、国民栄誉賞第1号受賞 9.28 日航機、インド上空で日本赤軍にハイジャックされる 11.23 インド東海岸にサイクロン一死者2万人以上

年度区分	基金業務及び消防関係事項等	社会一般及び災害・事故関係
	<p><53年></p> <p>2.24 理事会一昭和53年度事業計画書議決</p> <p>3.7 自治体消防制度30周年記念式典挙行(武道館)</p> <p>3.14 業務運営改善研究会開催(東京)一各地方ブロック提出議題討議</p> <p>3.15 基金事務打合会開催(東京)</p> <p>3.29 基金の会計及び資産の運用その他財務に関する規則の一部改正(自省令6)一基金の短期借入手続改善</p>	<p><53年></p> <p>1.14 1978年伊豆大島近海地震(M7.0)一死者25人(静岡)</p>
53	<p>6.19 「消防車連結ホースによる災害の自動車損害賠償責任保険(共済)の取扱いについて」の制定(消基発536)一火災等で消防車に連結されているホースを操作中に、当該ホースにより死傷者が生じた場合の取扱いを新たに定める</p> <p>6.21 理事会一昭和52年度決算報告書、定款一部変更(基金の短期借入手続改善(53.3.29基金の会計・財務規則改正)に伴う変更)議決(定款変更は、8.22消防消107で大臣認可)</p> <p>10.1 消防庁に震災対策指導室新設</p> <p>10.23 消防施設整備資金貸付規程の一部改正(規程5)一貸付利率の引下げ(6.4%→6.0%)</p> <p>11.1 理事会一理事長互選</p> <p>11.24 基金業務運営改善研究会開催(東京)一各地方ブロック提出議題討議</p> <p>12.14 大規模地震対策特別措置法公布(法73)</p> <p><54年></p> <p>2.27 理事会一昭和54年度事業計画書議決</p> <p>3.8 「自家用車による移送に要する費用の取扱いについて」の制定(消基発186)</p> <p>3.20 基金事務打合会開催(東京)</p>	<p>5.20 成田空港開港</p> <p>6.12 1978年宮城県沖地震(M7.4)一死者28人</p> <p>7.29 両国花火(東京)、17年ぶりに復活</p> <p>8.11 昭和53年度人事院勧告(3.84%)</p> <p>9.16 イラン北東部地震(M7.7)一死者2万5,000人</p> <p>10.22 日中平和条約発効</p> <p>12.15 米中国交正常化</p> <p><54年></p> <p>2.11 ホメイニ師指導のもとイラン革命成立</p> <p>3.15 政府、石油消費削減対策を発表</p> <p>3.28 スリーマイル島原発放射能漏事故</p>
54	<p>4.4 基金法施行令の一部改正(令94)一退職報償金支給対象範囲に「5年以上10年未満」を追加</p> <p>4.12 理事長事故あるときの職務代理及び理事長欠員のときの職務執行について定める(登記5.26)</p> <p>4.20 基金監査要綱制定</p> <p>6.22 理事会一昭和53年度決算報告書、定款一部変更(業務に就労保育援護金の支給を追加)議決、理事長互選(定款変更は、8.4消防消68で大臣認可)</p> <p>8.22 福祉規程の一部改正(規程3)一就労保育援護金制度新設</p> <p>9.1 退職報償金支払請求に係る「新消防</p>	<p>5.3 英国に先進国初の女性首相(サッチャー)誕生</p> <p>6.12 仙台市、最初の防災都市宣言</p> <p>7.11 東名高速日本坂トンネル内車両火災一車両189台焼損、死者7人</p> <p>8.7 地震防災対策強化地域告示(静岡等6県170町村)</p> <p>8.9 昭和54年度人事院勧告(3.7%)</p> <p>8.11 インドでダム決壊一死者1,000人以上</p> <p>8.31 (~9.1)カリブ海ドミニカ共和国にハリケーン襲来一死者1,000人以上</p> <p>10.14 (~10.20)台風20号、紀伊半島上陸本州縦断、東海・関東・東北中心に全国で被害一死者・行方不明115人</p>

年度区分	基金業務及び消防関係事項等	社会一般及び災害・事故関係
	<p>10.22 団員名簿」(54.4.1現在)使用開始 消防施設整備資金貸付規程の一部改正(規程4)一貸付利率の引上げ(6.0%→7.0%)</p> <p>11.6 基金業務運営改善研究会開催(東京)一各地方ブロック提出議題討議</p> <p>11.20 (~11.21)公務災害補償等事務研修会開催(東京)</p> <p><55年></p> <p>2.26 理事会一昭和55年度事業計画書議決</p> <p>3.18 基金業務運営改善研究会開催(東京)</p> <p>3.28 基金事務説明会開催(東京)一前回まで「事務打合会」と呼称していたが、今回より「事務説明会」とする</p>	<p><55年></p> <p>1.26 イスラエル・エジプト国交樹立</p>
55	<p>6.2 女性消防団員の服装の制定</p> <p>6.13 理事会一昭和54年度決算報告書議決</p> <p>6.17 「中枢神経及び循環器系疾患(脳卒中、急性心臓死等)の公務上外認定の指針について」の制定(消基発460)</p> <p>7.5 福祉規程の一部改正(規程2)一奨学援護金、就労保育援護金等の引上げ、外科後処置入院時日当・休養時日当の引上げ、介護料の支給対象の拡大、支給期月の変更等</p> <p>10.15 基金に「基金業務サービス向上推進委員会」設置</p> <p>11.19 消防施設整備資金貸付規程の一部改正(規程4)一貸付利率の引上げ(7.0%→7.7%)</p> <p>11.20 理事会一理事長互選</p> <p>12.10 基金業務運営改善研究会開催(東京)</p> <p><56年></p> <p>2.18 理事会一昭和56年度事業計画書議決</p> <p>3.25 基金事務説明会開催(東京)</p>	<p>4.25 米、駐イラン大使館人質救出作戦失敗</p> <p>8.8 昭和55年度人事院勧告(4.61%)</p> <p>8.16 静岡駅前ゴールデン街(地下)ガス爆発火災一死者15人(うち消防職団員5人)</p> <p>9.12 行政改革大綱閣議決定</p> <p>10.10 アルジェリア北部地震(M7.5)一死者2,590人(うち日本駐在員4人)</p> <p>11.23 イタリア南部地震(M6.7)一死者・行方不明4,679人</p> <p><56年></p> <p>3.16 臨時行政調査会(第2次会長土光敏夫)発足・初会合</p> <p>3.20 神戸で博覧会「ポートピア'81」開幕</p>
56	<p>4.3 基準政令の一部改正(令101)一過誤払による返還金債権への充当規定の新設等</p> <p>4.5 審査請求(岡山県組合)受理(57.8.24裁定)</p> <p>6.30 理事会一昭和55年度決算報告書、定款一部変更(事務所所在地を千代田区から港区へ変更、業務に「傷病特別支給金の支給」を追加等)議決(定款変更は、8.20自治許654で大臣認可)</p> <p>9.28 福祉規程の一部改正(規程7)一傷病特別支給金制度の創設等</p> <p>10.16 療養費用算定基準の一部改正(規程8)一医師等の初診料・再診料の引上げ、消炎・鎮痛を目的とする理学療法の特</p>	<p>6.11 イラン南東部地震(M6.8)一死者・行方不明5,000人</p> <p>8.7 昭和56年度人事院勧告(5.73%)</p> <p>10.19 福井謙一氏、ノーベル化学賞受賞</p> <p>10.16 北炭夕張炭鉱夕張新鉱ガス突出事故(10.17火災発生)一死者93人</p>

年度区分	基金業務及び消防関係事項等	社会一般及び災害・事故関係
	<p>例取扱いの制定、重症者室料特別加算額の設定、柔道整復師の初検料・往療料の引上げ等</p> <p>10.20 (～10.21) 公務災害補償等事務研修会開催 (東京)</p> <p>10.30 基準政令の一部改正 (令312) 一障害補償年金差額一時金制度、障害補償年金前払一時金制度の創設</p> <p>11.17 消防施設整備資金貸付規程の一部改正 (規程10) 一貸付利率の引下げ (7.7% →7.4%)</p> <p>11.24 基金事務所、千代田区の全国町村会館から港区の日本消防会館へ移転 (12.11 登記)</p> <p>12.14 基金業務運営改善研究会開催 (東京)</p> <p><57年></p> <p>2.23 理事会一昭和57年度事業計画書、定款一部変更 (業務に「障害差額特別給付金の支給」を追加) 議決 (定款変更は、3.5 自治許69で大臣認可)</p> <p>3.5 福祉規程の一部改正 (規程2) 一障害差額特別給付金制度創設、特殊公務災害の場合の特別給付金支給額の割増し措置新設</p> <p>3.24 基金事務説明会開催 (東京)</p>	<p><57年></p> <p>2.8 ホテル・ニュージャパン火災 (千代田区) 一死者31人</p> <p>2.9 羽田沖に日航機墜落 (機長の異常操縦) 一死者24人</p>
57	<p>4.22 基金監査要綱の一部改正一監査事務従事職員の知り得た事項の漏洩防止義務規定を追加</p> <p>5.18 基金法の一部改正 (法46) 一消防作業従事者等についても補償年金を受ける権利を国民金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫から小口資金の貸付を受けるための担保に供することができるものとされる</p> <p>6.30 理事会一昭和56年度決算報告書議決</p> <p>7.28 消防補償等組管理者会議開催 (東京)</p> <p>10.14 (～10.15) の公務災害補償等事務研修会開催 (東京)</p> <p>11.17 消防施設整備資金貸付規程の一部改正 (規程7) 一貸付利率の引下げ (7.4% →7.2%)</p> <p>12.14 基金業務運営改善研究会開催 (東京)</p> <p>12.14 基金業務運営改善研究会の設置要綱の改正一同研究会の活動内容の明確化を図るため、昭和48年11月制定の設置要綱を手直し、研究会の名称も「改善」を削除し、単に「業務運営研究会」とする</p> <p><58年></p> <p>2.23 理事会一昭和58年度事業計画書議決</p> <p>3.25 基金事務説明会開催 (東京)</p>	<p>4.2 フォークランド紛争始まる一アルゼンチン、フォークランド島を占領</p> <p>5.20 英軍、フォークランドのアルゼンチン占領軍攻撃一6.14停戦</p> <p>6.23 東北新幹線大宮一盛岡間開業</p> <p>7.5 (～8.3) 梅雨前線豪雨及び台風10号、長崎を中心に被害一死者・行方不明439人</p> <p>8.6 昭和57年度人事院勧告 (4.58%)</p> <p>9.22 第1回全国消防殉職者慰霊祭 (東京)</p> <p>12.13 北イエメンで地震一死者1,500人以上</p> <p><58年></p> <p>3.14 臨時行政調査会第5次答申 (最終答申) 一3.15解散</p>

年度区分	基金業務及び消防関係事項等	社会一般及び災害・事故関係
	<p>3.31 基金法施行令の一部改正（令55）—消防作業従事者等に係る損害補償について、基金が市町村等に支払う額の引上げ等</p> <p>3.31 基金組織規程の一部改正（規程2）—役職に「主査」を新設</p>	
58	<p>5.27 基金業務運営研究会専門委員会開催（東京）</p> <p>6.30 理事会—昭和57年度決算報告書議決</p> <p>9.27 基金監査要領の一部改正—監査後、輕易事項を関係者へ通知することと、当該通知に監事の改善是正意見を添付することができることとされる</p> <p>10.18（～10.19）公務災害補償等事務研修会開催（東京）</p> <p>11.20 理事会—理事長互選</p> <p>11.29 消防補償等組合理事者会議開催（東京）</p> <p>12.14 基金業務運営研究会開催（東京）—5.27専門委員会での討議事項報告等</p> <p><59年></p> <p>1.27 文書管理規程の制定（規程1）</p> <p>2.1 消防施設整備資金貸付規程の一部改正（規程2）—貸付利率の引下げ（7.2%→7.0%）</p> <p>2.1 基金監査要綱の一部改正—監査実施基準が制定されたほか、監査実施計画を理事長に通知することとされる</p> <p>2.27 理事会—昭和59年度事業計画書議決</p> <p>3.6 消防団員新名簿作成を依頼（消基発135）</p> <p>3.27 基金事務説明会開催（東京）</p> <p>3.28 地方実務研修会共催要綱の制定—昭和59年度から基金と都道府県の補償等組合、消防協会等との共催で公務災害補償制度、退職報償金支給制度に関しての研修会を実施することとなる</p>	<p>4.27（～4.28）フェーン現象により東北・北陸6県で23件の山火事発生—焼損総面積1万172ヘクタール</p> <p>5.26 1983年日本海中部秋田沖地震（M7.7）—13道府県（217市町村）に被害—死者104人</p> <p>7.1 臨時行政改革推進審議会発足（土光敏夫会長）</p> <p>7.20（～7.29）梅雨末期における集中豪雨—島根・山口両県を中心に被害—死者117人</p> <p>8.5 昭和58年度人事院勧告（6.47%）</p> <p>8.16 名古屋地下鉄変電所火災—消防士2人死亡</p> <p>9.21 大韓航空機、ソ連戦闘機により撃墜され269人（うち日本人28人）全員死亡</p> <p>10.3 三宅島噴火—21年ぶり、460戸焼失</p> <p><59年></p> <p>1.18 三池炭鉱（福岡・高田町）坑内火災—死者83人</p> <p>3.18 江崎グリコ事件「社長誘拐」</p>
59	<p>5.31 基金業務運営研究会専門委員会開催（東京）</p> <p>6.28 理事会—昭和58年度決算報告書議決</p> <p>9.1 新消防団員名簿（59.4.1現在）使用開始</p> <p>11.1 基金組織規程の一部改正（規程12）—各課分掌事務内容を整理し、所掌事務の明確化を図る</p> <p>11.1（～11.2）公務災害補償等事務研修会開催（東京）</p>	<p>7.9 臨時行政改革推進審議会、「消防職員……の増員は当分凍結」とする地方自治体の行革推進に関する報告書を提出</p> <p>8.10 昭和59年度人事院勧告（6.44%）</p> <p>9.14 長野県西部地震（M6.8）—王滝村などに被害、死者29人</p> <p>11.16 東京・世田谷区で洞道火災・電話障害が発生し一時大混乱</p>

年度区分	基金業務及び消防関係事項等	社会一般及び災害・事故関係
	11.27 消防補償等組合管理者会議開催（東京）—昭和58年度決算及び60年度事業計画を説明 12.12 業務運営研究会開催（東京） <60年> 1.26 消防施設整備資金貸付規程の一部改正（規程1）—貸付利率の引下げ（7.0%→6.2%） 2.28 理事会—昭和60年度事業計画書議決 3.27 基金事務説明会開催（東京）	<60年> 3.14 東北・上越新幹線上野～大宮間開業 3.16 （～60.9.16）筑波科学万博開幕
60	5.31 基金業務運営研究会開催（東京） 6.21 地方公務員災害補償法等の一部改正（法69）—基金法の一部改正、役員任期短縮、監事の意見提出権設定等 6.27 理事会—昭和59年度決算報告書、定款一部変更（役員任期短縮、監事の意見提出権設定）議決、理事長互選（定款変更は、7.26消防許294で大臣認可） 8.1 公務災害補償実施状況総合調査（消基発485）—長期療養者の療養の実態、障害補償年金受給者の生活状況などを調査 9.30 基準制令の一部改正（令275）—遺族補償年金の受給資格年齢の引上げ、特例遺族制度の創設 10.17 （～10.18）公務災害補償等事務研修会開催（東京） 12.11 基金業務運営研究会開催（東京） <61年> 2.27 理事会—昭和61年度事業計画書議決 2.28 消防施設整備資金貸付規程の一部改正（規程3）—貸付利率の引下げ（6.2%→5.7%） 3.25 基金事務説明会開催（東京） 3.31 基金組織規程の一部改正（規程5）—調査役新設	4.1 日本電信電話株式会社、日本たばこ産業株式会社発足 5.18 三菱南大夕張炭鉱ガス爆発—死者62人 8.7 昭和60年度人事院勧告（5.74%） 8.12 日航ジャンボ機、群馬県上野村山中に墜落—死者520人、生存者4人 9.19 メキシコ西海岸沖地震（M7.8）—死者・行方不明3,000人以上 10.1 第1回婦人消防操法大会開催 11.13 南米コロンビア西部のネバドデルルス火山大噴火—死者・行方不明2万人以上（推定） <61年> 1.26 新潟県能生町で表層雪崩—死者13人 1.28 スペースシャトル「チャレンジャー」、打上げ直後空中爆発—宇宙飛行士7人全員死亡 2.11 熱川温泉ホテル大東館旧館全焼、宿泊客ら24人焼死 2.25 フィリピン・マルコス大統領辞任（無血クーデター）
61	5.23 基金財政研究会（第1回）—委員長の互選等を討議 5.30 業務運営研究会専門委員会開催（第1回）—各地方ブロック提出議題討議 6.20 理事会—昭和60年度決算報告書、定款一部変更（業務に「自治大臣の認可を受けた業務」を追加）議決（定款変更は、7.19消防許280で大臣認可） 6.23 基金財政研究会（第2回）—昭和60年度決算の分析等を討議	4.26 ソ連、チェルノブイリ原発大事故 4.29 天皇在位60年記念式典 5.4 東京サミット開催 5.8 イギリスのチャールズ皇太子とダイアナ妃来日 8.4 （～8.6）台風10号崩れの温帯低気圧により小貝川など決壊、氾濫、東日本各地に被害—死者・行方不明20人 8.12 昭和61年度人事院勧告（2.31%） 9.6 社会党委員長に土井たか子氏就任（日本初の女性党首誕生） 10.11 エルサルバドルで地震—死者1,000人

年度区分	基金業務及び消防関係事項等	社会一般及び災害・事故関係
	<p>7.16 (～7.18) 消防団員等公務災害補償等事務研修会 (静岡県)</p> <p>8.26 消防団員健康管理助成事業発足 (消防許339)</p> <p>9.29 基金財政研究会 (第3回) 一損害補償業務及び退職報償金業務における支払準備金等ファンドのあり方及び算定方式等を討議</p> <p>11.20 理事会一理事長選任の議決</p> <p>11.20 基金創立30周年記念式典・祝賀会 (東京・赤坂プリンスホテル)</p> <p>12.2 基金財政研究会 (第4回) 一損害補償業務における支払準備金等ファンドのあり方及び算定方式等を討議</p> <p>12.12 基金業務運営研究会 (東京) 一業務運営研究会の結果報告及び基金財政研究会の進捗状況の報告</p> <p>12.26 消防法の一部改正 (法109)</p> <p><62年></p> <p>1.27 基金財政研究会 (第5回) 一損害補償業務における支払準備金等ファンドのあり方及び算定方式等を討議</p> <p>2.20 消防施設整備資金貸付規程の一部改正 (規程1) 一貸付利率の引下げ (5.7% →5.0%)</p> <p>2.27 理事会一昭和62年度事業計画書議決</p> <p>3.11 基金財政研究会 (第6回) 一損害補償業務における支払準備金等ファンドのあり方及び算定方式等を討議</p> <p>3.19 消防団員等公務災害補償等事務説明会 (東京)</p>	<p>以上</p> <p>11.1 シートベルト着用義務化</p> <p>11.15 三井物産若王子フィリピン支店長誘拐事件発生</p> <p>11.15 台湾で地震—14人死亡</p> <p>11.21 伊豆大島・三原山噴火、1万人の島民全員船で脱出</p> <p>11.28 国鉄分割、民営化関連法成立</p> <p><62年></p> <p>2.9 NTT株上場、買い殺到</p>
62	<p>4.8 基金財政研究会 (第7回) 一退職報償金業務における支払準備金等ファンドのあり方及び算定方式等を討議</p> <p>5.21 非常勤消防団員に係る損害補償のうち休業補償を行わない場合を定める省令の制定 (自省令19)</p> <p>5.21 災害補償条例準則の一部改正 (消防消122)</p> <p>5.22 基金財政研究会 (第8回) 一損害補償業務における支払準備金等ファンドのあり方及び算定方式等を討議</p> <p>6.23 理事会一昭和61年度決算報告書議決</p> <p>6.30 組織規程の一部改正 (規程5) 一職制 (事務局次長の新設等) の改正</p> <p>7.14 基金財政研究会 (最終回) 一報告書「支払準備金のあり方」についての取りまとめ</p> <p>10.1 業務運営研究会専門委員会一基金財政研究会の結果報告及び損害補償等に係る基金の支払手続の合理化を討議</p>	<p>4.1 国鉄分割・民営化、JRグループ発足</p> <p>6.6 東京・村山の老人ホーム松寿園で火災—17人焼死</p> <p>8.6 昭和62年度人事院勧告 (1.47%)</p> <p>10.1 チベットで暴動、独立要求</p> <p>10.12 利根川進氏ノーベル医学生理学賞受賞</p> <p>11.18 イギリスで地下鉄火災—死者30人</p> <p>11.20 全民労連 (連合) が発足</p> <p>11.28 南ア機墜落、邦人47人死亡</p> <p>12.20 フィリピンのフェリーとタンカー衝突炎上、1,500人を超す船客らが犠牲となる</p>

年度区分	基金業務及び消防関係事項等	社会一般及び災害・事故関係
	<p>12. 2 消防団員等公務災害補償等事務研修会（東京）</p> <p><63年></p> <p>2.22 消防施設整備資金貸付規程の一部改正（規程3）一貸付利率の引下げ（5.00%→4.80%）</p> <p>2.23 理事会一昭和63年度事業計画書議決</p> <p>2.29 消防団活性化総合計画策定要綱の策定</p> <p>3.16 遺族補償年金受給権者の少額預金の利子所得等の非課税に係る証明書の交付等について（消防消82）</p> <p>3.23 消防団員等公務災害補償等事務説明会（東京）</p> <p>3.26 昭和57年度以前に発生した民間協力者の遺族補償年金等に係る特別交付金の新設（消防許119）</p> <p>3.30 大都市消防団員災害補償担当課長会議</p>	<p><63年></p> <p>1. 5 東京・六本木のディスコで照明装置落下、踊り客下敷き一死者3人</p> <p>1.12 日本医師会が「脳死」を認める</p> <p>3.13 青函トンネル（53.85キロ）開業、青函連絡船終幕</p> <p>3.18 東京ドーム（日本初の屋根つき球場）開業</p> <p>3.24 中国で修学旅行列車衝突一日本人高校生ら死者27人</p>
63	<p>4.15 基金法施行令の一部改正（令125）一掛金額の引上げ（退職報償金）</p> <p>4.15 基金法施行規則の一部改正（自省令17）一退職報償金算定基準の階級決定について特例規定（在職中の最高階級）を新設</p> <p>4.15 退職報償金条例準則の一部改正（消防消104）</p> <p>6.22 理事会一昭和62年度決算報告書議決</p> <p>6.29 業務運営研究会専門委員会一公務災害補償条例施行規則の試案、消防補償組合等に対する損害補償費交付金（仮称）制度の導入の可否及び消防補償等組合の連合組織の必要性の有無を討議</p> <p>11. 1 消防団員等公務災害補償等事務研修会（東京）</p> <p>11. 2 基金特殊疾病対策研究会（第1回）一脳・心臓疾患に係る公務災害補償制度の運用について</p> <p>11.21 理事会一理事長互選</p> <p>12. 7 基金特殊疾病対策研究会（第2回）一脳・心臓疾患に係る公務災害補償制度の運用について</p> <p><元年></p> <p>2.16 理事会一平成元年度事業計画書議決</p> <p>2.17 基金特殊疾病対策研究会（第3回）一脳・心臓疾患に係る公務災害補償制度の運用について</p> <p>3. 1 消防施設整備資金貸付規程を廃止（規程1）し、消防施設整備資金貸付要綱を制定一貸付利率の引下げ（4.80%</p>	<p>4.10 瀬戸大橋開通（本州～四国を結ぶ）</p> <p>6.20 牛肉・オレンジ輸入自由化（日米合意）</p> <p>7.23 潜水艦「なだしお」、大型釣り船（第一富士丸）と衝突一釣り客ら死者30人</p> <p>8. 4 昭和63年度人事院勧告（2.35%）</p> <p>9. 3 バングラデシュ、洪水一死者1,000人以上</p> <p>9.17 ソウル・オリンピック、日本選手不振</p> <p>12.19 北海道十勝岳、26年ぶり噴火</p> <p>12.21 米ジャンボ機が空中爆発、乗員・乗客258人全員と村民17人が死亡</p> <p>12.30 消費税法成立（平成元. 4. 1 施行）</p> <p><元年></p> <p>1. 7 昭和天皇崩御、皇太子明仁親王即位</p> <p>1. 8 「平成」と改元</p> <p>1.14 国の行政機関の第2・第4土曜日閉庁開始</p> <p>2. 9 ベルリンの壁撤去</p>

年度区分	基金業務及び消防関係事項等	社会一般及び災害・事故関係
	<p>→4.40%)</p> <p>3.9 消防団員公務災害防止対策推進事業発足(消防許80)</p> <p>3.27 消防団員等公務災害補償等事務説明会(東京)</p> <p>3.28 概算交付事務打合せ</p>	
平成元	<p>4.20 『消防団員災害補償等実務提要』の発行</p> <p>4.25 業務運営研究会専門委員会(第1回)―業務運営研究会のあり方及び消防団員公務災害対策協議会の設置を討議</p> <p>5.26 基金法施行令の一部改正(令125)―基礎階級区分中「分団長」と「副分団長」の分離</p> <p>6.9 消費税の施行に伴う非常勤消防団員等に係る損害補償費等の実施についての通知(消防消101)</p> <p>6.12 理事会―昭和63年度決算報告書議決</p> <p>9.22 消防団員公務災害防止対策協議会発足</p> <p>10.31 消防団員等公務災害補償等中央研修会(東京)―前回まで「事務研修会」と呼称していたが、今回より「中央研修会」とする</p> <p><2年></p> <p>2.27 理事会―平成2年度事業計画書議決</p> <p>3.2 消防団員公務災害防止対策協議会役員会―平成元年度事業計画書議決</p> <p>3.9 業務運営研究会―福祉施設費の支払方法の改善方策を討議</p> <p>3.27 消防団員等公務災害補償等事務説明会(東京)</p>	<p>4.1 3%消費税実施(年収約6兆円)</p> <p>4.7 ソ連原潜が火災・沈没、42人の乗組員が死亡</p> <p>4.15 イギリス、サッカー場でフェンスが崩れ―死者94人</p> <p>6.3 ソ連、ガス爆発が列車直撃―死者607人</p> <p>6.3 中国、天安門事件―死者約200人</p> <p>7.16 福井県で、崖崩れ小型バス直撃―死者15人</p> <p>8.4 平成元年度人事院勧告(3.11%)</p> <p>8.6 台風13号、福島・宮城で死者・行方不明15人</p> <p>9.11 地球環境保全東京会議開催</p> <p>9.18 台風22号、九州・四国・東海地方で死者・行方不明9人</p> <p>10.9 立山で猛吹雪で遭難―死者8人</p> <p>10.17 アメリカ西海岸で大地震、60人を超す死亡を確認</p> <p><2年></p> <p>3.18 兵庫県のスーパー長崎屋で火災―死者15人</p>
2	<p>6.25 理事会―平成元年度決算報告書議決</p> <p>6.29 消防団員公務災害防止対策協議会役員会―平成元年度決算書議決</p> <p>7.25 業務運営研究会―福祉施設費の支払方法の改善方策を討議</p> <p>10.8 (~10.9) 消防団員等公務災害補償等中央研修会(東京)</p> <p>11.30 理事会―理事長選出の議決</p> <p>12.11 業務運営研究会―福祉施設費の支払方法の改善方策を討議</p>	<p>4.1 大阪で花と緑の博覧会開幕</p> <p>5.26 東京の化学工場爆発―死者8人</p> <p>6.27 日米構造協議(日本の公共投資拡大、大型店出店規制)が決着</p> <p>6.29 礼宮さま紀子さまご結婚</p> <p>8.2 イラク、クェートに侵攻</p> <p>8.4 日本人平均寿命世界一を更新、男75.91、女81.77(平成元年簡易生命表)</p> <p>8.7 平成2年度人事院勧告(3.67%)</p> <p>9.19 台風19号、本州を縦断―死者・行方不明39人</p> <p>10.3 東ドイツ、西ドイツに編入、統一ドイツ誕生</p> <p>11.29 国会は、議会開設100年式典を開いた</p> <p>12.2 TBS秋山豊寛記者、日本人初の宇宙飛行成功</p>

年度区分	基金業務及び消防関係事項等	社会一般及び災害・事故関係
	<p>< 3年 ></p> <p>2.27 理事会—平成3年度事業計画書議決</p> <p>3.1 消防団員公務災害防止対策協議会役員会—平成元年度収支予算書の一部変更、平成2年度事業計画書議決</p> <p>3.9 業務運営研究会（第3回）—福祉施設費の支払方法の改善方策を討議</p> <p>3.27 消防団員等公務災害補償等事務説明会（東京）</p> <p>3.28 組織規程の一部改正（規程1）—企画課の新設</p>	<p>< 3年 ></p> <p>1.17 湾岸戦争勃発</p> <p>2.23 皇太子徳仁親王殿下立太子の礼</p> <p>2.26 スペイン南部で観光ツアーの日本人を乗せたバス事故で、邦人10人が死亡</p> <p>3.14 広島市の新交通システム工事現場で、鋼鉄製橋げた落下—死傷23人</p>
3	<p>5.14 業務運営研究会—福祉施設費の支払方法の改善方策を討議</p> <p>6.27 理事会—平成2年度決算報告書議決</p> <p>6.28 消防団員公務災害防止対策協議会役員会—平成2年度決算報告書議決</p> <p>10.16（～10.17）消防団員等公務災害補償等中央研修会（東京）</p> <p>11.13 業務運営研究会—福祉施設費の支払方法の改善方策を討議</p> <p>< 4年 ></p> <p>2.20 理事会—平成4年度事業計画書議決</p> <p>3.6 消防団員公務災害防止対策協議会役員会—平成4年度事業計画書議決</p> <p>3.17 消防団員等公務災害補償等事務説明会（東京）</p>	<p>4.29 バングラデシュでサイクロン—死者13万8,000人を超えた</p> <p>5.14 信楽高原鉄道で列車衝突—死者42人</p> <p>5.26（～8.20）雲仙普賢岳噴火災害（長崎県島原市）—死者・行方不明44人（うち、6.3大火砕流発生—死者・行方不明43人（うち、消防団員12人））</p> <p>6.9 フィリピン・ピナトゥボ山今世紀最大の噴火—死者600人を超えた</p> <p>6.30 文部省、教科書検定結果発表、日の丸が国旗、君が代が国歌と明記</p> <p>8.7 平成3年度人事院勧告（3.71%）</p> <p>9.17 南北朝鮮が国連に加盟</p> <p>11.15 台湾で列車衝突—日本人ら死者33人</p> <p>12.21 ソ連邦崩壊（69年の歴史に終幕）</p> <p>< 4年 ></p> <p>3.1 暴力団対策法施行</p> <p>3.14 JR、東海道新幹線「のぞみ」登場（時速270キロ）</p> <p>3.18 日本医師会が「尊厳死」を認める</p>
4	<p>6.29 理事会—平成3年度決算報告書議決</p> <p>7.3 消防団員公務災害防止対策協議会役員会—平成3年度決算報告書議決</p> <p>9.14 業務運営研究会—民間協力者の家事従事者（主婦的業務を行う者）等の休業補償の適用について討議</p> <p>10.21（～10.22）消防団員等公務災害補償等中央研修会（宮城県）</p> <p>11.10 業務運営研究会—民間協力者の家事従事者（主婦的業務を行う者）等の休業補償の適用について討議</p>	<p>4.14 バブル倒産、史上最悪</p> <p>6.2 茨城県で通勤列車、駅ビルに突っ込み1人死亡、重軽傷者180人以上</p> <p>6.15 PKO協力法成立（8.10施行）</p> <p>7.25 バルセロナ・オリンピック開幕、史上最年少14歳金メダリスト誕生—岩崎恭子さん</p> <p>8.7 平成4年度人事院勧告（2.87%）</p> <p>8.11 北京で、万里の長城遊覧中、ヘリ墜落—日本人ら15人死亡</p> <p>9.12 学校週5日制開始</p> <p>9.17 カンボジアPKO派遣</p> <p>11.3 島原鉄道で列車正面衝突—乗客ら1人死亡、72人負傷</p> <p>12.7 インドで宗教暴動—全国で死者1,000人以上</p>

年度区分	基金業務及び消防関係事項等	社会一般及び災害・事故関係
	<p>< 5年 ></p> <p>2.18 理事会—平成5年度事業計画書議決</p> <p>3.8 消防団員公務災害防止対策協議会役員会—平成5年度事業計画書議決</p> <p>3.18 消防団員等公務災害補償等事務説明会(東京)</p> <p>3.29 業務運営研究会—民間協力者の家事従事者(主婦的業務を行う者)の休業補償の適用について討議</p>	<p>< 5年 ></p> <p>1.15 釧路沖で地震(M7.5) —死者・行方不明2人</p> <p>3.12 インドで爆弾テロ続発—死者200人を超える</p>
5	<p>6.23 理事会—平成4年度決算報告書議決</p> <p>7.15 消防団員公務災害防止対策協議会役員会—平成4年度決算報告書議決</p> <p>7.29 業務運営研究会—電算機による消防団員名簿管理について討議</p> <p>11.4 (~11.5) 消防団員等公務災害補償等中央研修会(静岡県)</p> <p>11.12 消防法の一部改正(法89)</p> <p>< 6年 ></p> <p>2.14 業務運営研究会—退職報償金支払請求事務の電算化に関する研究検討報告書(案)について討議</p> <p>2.23 理事会—平成6年度事業計画書議決</p> <p>2.24 消防団員公務災害防止対策協議会役員会—平成6年度事業計画書議決</p>	<p>5.26 伊豆半島沖で群発地震</p> <p>6.9 皇太子殿下と小和田雅子さんの結婚の儀が行われた</p> <p>7.7 東京サミット開幕</p> <p>7.12 北海道南西沖でM7.8の大地震、奥尻島が津波や火災により甚大な被害—死者・行方不明230人</p> <p>8.3 平成5年度人事院勧告(1.92%)</p> <p>9.30 コメ凶作、戦後最悪</p> <p>10.5 大阪で無人運転電車暴走—乗客約200人が負傷</p> <p>12.14 政府、コメの部分開放決定</p> <p>< 6年 ></p> <p>1.17 アメリカ・ロサンゼルスで大地震—死者50人以上</p>
6	<p>4.21 消防団員等公務災害補償等事務説明会(東京)</p> <p>6.8 退職報償金業務電算化システムの開発研究会(第1回)</p> <p>6.22 消防法の一部改正(法37)—36条の3に1項追加(25条1項の応急消火義務者の一部を新たに損害補償の対象に加えた(第2項))</p> <p>6.23 理事会—平成5年度決算報告書議決</p> <p>7.7 消防団員公務災害防止対策協議会役員会—平成5年度決算報告書議決</p> <p>7.21 業務運営研究会—退職報償金制度の改善に関する諸要望の検討について討議</p> <p>10.20 消防団員等公務災害補償等中央研修会(愛知県)</p> <p>11.15 退職報償金業務電算化システムの開発研究会(第2回)—退職報償金事務等に関するパソコン利用現況調査結果等の検討について討議</p> <p>11.28 基金法施行令の一部改正(令373)—消防業務協力者の損害補償の対象範囲の拡大</p> <p>12.28 定款の一部変更(消防消192)—消防</p>	<p>4.26 中華航空のエアバス機が着陸に失敗し墜落、炎上—乗客・乗員264人死亡</p> <p>5.9 南ア・マンデラ大統領誕生</p> <p>6.22 PL(製造物責任)法が成立</p> <p>6.27 松本市サリン事件発生、7人が死亡、50人以上が病院に運ばれた</p> <p>6.30 村山社会党委員長が首相になり、自社連立内閣発足</p> <p>7.8 日本人初の女性宇宙飛行士向井千秋さん宇宙へ</p> <p>8.2 平成6年度人事院勧告(1.18%)</p> <p>9.4 関西新空港が開港</p> <p>9.20 プロ野球オリックスのイチロー外野手、史上初の年間200本安打達成</p> <p>10.4 北海道東方沖で大地震—負傷者437人、北方領土で死者11人</p> <p>10.13 大江健三郎氏、ノーベル文学賞受賞</p> <p>12.28 三陸はるか沖で大地震(M7.5)—死者3人、負傷者788人</p>

年度区分	基金業務及び消防関係事項等	社会一般及び災害・事故関係
	<p>業務協力者の補償範囲の拡大</p> <p>< 7年 ></p> <p>1.10 業務運営研究会一退職報償金制度の改善に関する諸要望の検討について討議</p> <p>1.12 療養費用算定基準細目の一部改正(消基発13)一基準看護料の引上げ</p> <p>2.22 理事会一平成7年度事業計画書議決</p> <p>3.14 消防団員公務災害防止対策協議会役員会一平成7年度事業計画書議決</p> <p>3.22 退職報償金業務電算化システムの開発研究会(第3回)一報告書(案)についての討議</p> <p>3.29 業務運営研究会一退職報償金制度の改善に関する諸要望の検討について報告書(案)についての討議</p>	<p>< 7年 ></p> <p>1.17 阪神・淡路大震災(M7.3)一神戸市中心部を含む阪神・淡路地区を襲った日本が初めて体験した大規模な都市直下型地震で、震災関連死を含めると死者・行方不明者は6,435人となり、関東大震災に次ぐ大災害となった</p> <p>3.20 地下鉄サリン事件発生一死者12人、負傷者5,510人</p>
7	<p>4.20 消防団員等公務災害補償等事務説明会(東京)</p> <p>4.21 地方公務員災害補償法等の一部改正(法69)一基金法の一部改正</p> <p>6.23 理事会一平成6年度決算報告書、定款一部変更(業務に「介護補償」を追加)議決(定款変更は、7.31消防消145で大臣認可)</p> <p>7.10 消防団員公務災害防止対策協議会役員会一平成6年度決算報告書議決</p> <p>7.21 基金法施行令の一部改正(令301)一「福祉施設」を「福祉事業」に名称変更</p> <p>8.10 福祉規程の一部改正(規程2)一「福祉施設」を「福祉事業」に名称変更、在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業の創設、介護用機器に関する事業の創設、長期家族介護者援護金制度の創設</p> <p>8.28 消防団員の健康増進施策推進方策検討委員会(第1回)</p> <p>10.12 (~10.13) 消防団員等公務災害補償等中央研修会(千葉県)</p> <p>11.13 消防基金の民間法人化に関する研究会(第1回)</p> <p>11.27 消防基金の民間法人化に関する研究会(第2回)</p> <p>12.13 消防団員の健康増進施策推進方策検討委員会(第2回)</p> <p>12.26 消防基金の民間法人化に関する研究会(第3回)</p> <p>< 8年 ></p> <p>1.31 消防団員の健康増進施策推進方策検討委員会(第3回)</p>	<p>4.19 東京外国為替市場の円相場、1ドル=79円75銭の戦後最高値を更新</p> <p>5.16 オウム真理教教祖麻原彰晃(本名・松本智津夫)被告、殺人容疑で逮捕</p> <p>5.28 サハリン地震一死者1,989人</p> <p>6.29 ソウルでデパート崩壊一死者400人以上</p> <p>8.1 平成7年度人事院勧告(0.90%)</p> <p>9.4 世界女性会議、北京で開催</p> <p>11.11 韓国盧泰愚前大統領、汚職事件で逮捕</p> <p>12.8 動燃の高速増殖原型炉「もんじゅ」で、液体ナトリウム漏出燃焼事故が発生</p> <p>12.14 ボスニア和平協定調印(パリ)</p> <p>< 8年 ></p> <p>1.11 宇宙飛行士の若田光一氏、日本人初の搭乗運用技術者としてアメリカ・スペースシャトル「エンデバー」に搭乗</p>

年度区分	基金業務及び消防関係事項等	社会一般及び災害・事故関係
	2.22 理事会—平成8年度事業計画書議決 3.6 消防団員の健康増進施策推進方策検討委員会（第4回） 3.12 消防団員公務災害防止対策協議会役員会—平成8年度事業計画書議決 3.15 消防基金の民間法人化に関する研究会（第4回） 3.27 消防団員の健康増進施策推進方策検討委員会（第5回） 3.29 基準政令の一部改正（令70）—介護補償制度の創設、遺族補償年金を受けられることができる子等の年齢要件の緩和、年金たる補償の支給期月の改正 3.29 基金法施行令の一部改正（令71）—「介護補償に要する経費」の追加	2.3 中国雲南省で大地震—死者200人を超え、重軽傷者は1万数千人 2.10 北海道・積丹半島の国道トンネルで岩が崩れ落ち、運転手、乗客など20人が圧死 2.14 将棋の羽生善治名人が、史上初の「七冠独占」を達成 2.16 エイズウィルス（HIV）薬害で、厚生大臣が謝罪
8	4.11 消防団員等公務災害補償等事務説明会（東京） 6.19 基金法の一部改正（法88）—基金法を「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」（以下、責任共済法という。）に改称、役員自治大臣による任命制等の廃止、評議員会の設置、指定法人制度の導入等消防基金の民間法人化等を内容とする所要の改正 6.25 理事会—平成7年度決算報告書議決 7.11 消防団員公務災害防止対策協議会役員会 11.20 基金創立40周年記念式典・祝賀会開催（東京・虎ノ門パストラル） 12.4 消防団員安全衛生研究会（第1回） 12.6 基金法施行令の改正（令330）—「消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令」を「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令」（以下、責任共済法施行令という。）に改める等の所要の改正 <9年> 1.20 消防団員安全衛生研究会（第2回） 2.25 理事会—平成9年度事業計画書議決 3.11 消防団員公務災害防止対策協議会役員会（東京） 3.25 消防団員安全衛生研究会（第3回）	2.10 豊浜トンネル崩落事故（北海道古平町）—死者20人 7.19 アトランタオリンピック開催 8.1 平成8年度人事院勧告（0.95%） 12.17 ペルー日本大使公邸で人質事件 <9年> 1.2 ロシア船籍ナホトカ号海難・流出油事故—死者1人（船長）、重油6,240kl（推定）が海上流出し8府県に漂着
9	4.1 消防基金の民間法人化スタート 4.24 消防団員等公務災害補償等事務説明会（東京） 6.25 理事会・評議員会—平成8年度決算報告書議決 7.22 消防団員の公務災害防止等に関する調査研究委員会公務災害部会	4.1 消費税の税率が3%から5%に上がる 4.29 2007年度までに化学兵器の全廃を目指す化学兵器禁止条約が発効、87か国が批准 6.17 移植用の臓器提供の場合に限り、脳死を「人の死」とする臓器移植法が成立 7.4 米無人探査機「マーズ・パスファイン

年度区分	基金業務及び消防関係事項等	社会一般及び災害・事故関係
	7.29 消防団員の公務災害防止等に関する調査研究委員会健康増進部会 8.8 消防団員の公務災害防止等に関する調査研究委員会（第1回） 9.11 業務連絡調整会議（神奈川県） 10.23 消防団員等公務災害補償等中央研修会（静岡県） 11.4 消防団員の公務災害防止等に関する調査研究委員会公務災害部会 11.7 消防団員の公務災害防止等に関する調査研究委員会健康増進部会 12.11 消防団員の公務災害防止等に関する調査研究委員会（第2回） 12.26 消防団員の公務災害防止等に関する調査研究委員会（第3回） <10年> 1.23 消防団員の公務災害防止等に関する調査研究委員会公務災害部会 1.27 消防団員の公務災害防止等に関する調査研究委員会健康増進部会 2.17 消防団員の公務災害防止等に関する調査研究委員会健康増進部会 2.19 消防団員の公務災害防止等に関する調査研究委員会公務災害部会 2.25 理事会・評議員会—平成10年度事業計画書議決 3.16 業務連絡調整会議（東京） 3.23 消防団員の公務災害防止等に関する調査研究委員会（第3回）	「ダー」が21年ぶりに火星の着陸に成功する 8.4 平成9年度人事院勧告（1.02%） <10年> 2.7（～2.22）長野オリンピック開催 日本は金5個、銀1個、銅4個という冬季オリンピック最多のメダルを獲得 2.16 中華航空機676便が、台湾の台北国際空港で着陸に失敗して墜落—死者203人
10	4.24 消防団員等公務災害補償等事務説明会（東京） 6.19 評議員会—平成9年度決算報告書議決 6.22 消防団員の安全教育と訓練のあり方等に関する調査研究委員会（第1回） 6.25 理事会—平成9年度決算報告書議決 9.10 業務連絡調整会議（栃木県） 10.22 消防団員等公務災害補償等全国研修会（茨城県） 10.27 消防団員の安全教育と訓練のあり方等に関する調査研究委員会（第2回） 12.3 消防団員の安全教育と訓練のあり方等に関する調査研究委員会（第3回）	5.26 地下鉄サリン事件などに関与したオウム真理教の元幹部に対し東京地裁は無期懲役の判決 7.17 パプアニューギニアで地震（M7）—死者6,000人以上 7.25 和歌山市園部の夏祭りでカレーを食べた住民が吐き気を訴える—死者4人、中毒者63人 8.7 ナイロビとダルエスサラームでアメリカ大使館を狙ったと思われる爆破—死者180人以上、負傷者5,000人以上 8.12 平成10年度人事院勧告（0.76%） 9.22 台風8号と7号が和歌山県に上陸—死者12人、行方不明者3人 10.24 中米諸国に超大型ハリケーンが襲来—死者、行方不明者1万9,000人、被災者240万人 11.7 向井千秋さんらがスペースシャトル・ディスカバリーの飛行を終え、帰還 12.11 タイ航空機がスラタニ空港着陸寸前に墜落—死者101人 12.17 米軍、英軍がイラクの首都バグダット

年度区分	基金業務及び消防関係事項等	社会一般及び災害・事故関係
	<p><11年></p> <p>1.12 消防団員の安全教育と訓練のあり方等に関する調査研究委員会（第4回）</p> <p>2.18 評議員会—平成11年度事業計画書議決</p> <p>2.24 理事会—平成11年度事業計画書議決</p> <p>3.8 業務連絡調整会議（東京）</p>	<p>等の軍事施設を空爆</p> <p><11年></p> <p>1.1 EU加盟の11か国による通貨「ユーロ」がスタートする</p>
11	<p>4.15 消防団員等公務災害補償等事務説明会（東京）</p> <p>6.17 評議員会—平成11年度決算報告書議決</p> <p>6.18 消防団員の公務災害防止等に関する調査研究委員会（第1回）</p> <p>6.24 理事会—平成10年度決算報告書議決</p> <p>7.16 総務省設置法の制定（平成13.1.6施行）—総務省の任務・所掌事務として消防関係の規定を置くとともに、消防庁を総務省の外局として位置づけ</p> <p>9.9 業務連絡調整会議（静岡県）</p> <p>10.6 消防団員等公務災害補償等全国研修会（大阪府）</p> <p>10.13 消防団員の公務災害防止等に関する調査研究委員会（第2回）</p> <p>12.14 消防団員の公務災害防止等に関する調査研究委員会（第3回）</p> <p>12.17 原子力災害対策特別措置法の制定（平成12.6.16施行）</p> <p>12.22 中央省庁等改革関係法施行法（法160）—「自治大臣」を「総務大臣」に、「自治省令」を「総務省令」に、「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。</p> <p><12年></p> <p>1.20 消防力の基準の全部改正</p> <p>2.18 評議員会—平成12年度事業計画書議決</p> <p>2.21 消防団員の公務災害防止等に関する調査研究委員会（第4回）</p> <p>2.24 理事会—平成12年度事業計画書議決</p> <p>3.16 業務連絡調整会議（東京）</p>	<p>8.11 平成11年度人事院勧告（0.28%）</p> <p>8.14 神奈川県山北町の玄倉川で、キャンプ中の男女18人が大雨により流される—死者13人</p> <p>8.17 トルコ北西部で大地震が発生（M7以上）—死者1万7,000人以上、負傷者3万3,000人以上</p> <p>9.21 台湾西部で直下型地震（M7以上）が発生—死者2,000人、負傷者8,500人以上</p> <p>9.30 茨城県東海村ウラン加工施設における臨界事故—死者2人、救急隊員3人・政府防災関係者等57人・JOC作業員81人等が被ばく</p> <p>11.12 トルコで地震が発生（M7.2）—死者400人以上</p> <p>11.15 運輸多目的衛星H2ロケットの打ち上げ失敗</p> <p><12年></p> <p>2.24 薬害エイズ事件で、旧ミドリ十字の歴代3社長に大阪地裁が実刑判決</p> <p>3.8 営団地下鉄日比谷線で電車が脱線し、対向電車と衝突—死者5人、重軽傷36人</p> <p>3.31 有珠山噴火—1市2町で15,267人に避難指示</p>
12	<p>4.20 消防団員等公務災害補償等事務説明会（東京）</p> <p>6.5 消防団員の公務災害情報と共有化のあり方等に関する調査研究委員会（第1回）</p> <p>6.7 中央省庁等改革のための総務省関係政令等の整備に関する政令（令304）—「自治省令」を「総務省令」、「自治大臣」を「総務大臣」に改める</p> <p>6.16 評議員会—平成11年度決算報告書議決</p> <p>6.27 理事会—平成11年度決算報告書議決</p> <p>10.5 消防団員等公務災害補償等全国研修会</p>	<p>7.8 三宅島噴火—防災・ライフライン要員を除く住民に避難指示</p> <p>7.21（～7.23）沖縄県名護市で「沖縄サミット」が開催</p> <p>7.25 エールフランスの超音速旅客機「コンコルド」が墜落—死者113人</p> <p>8.15 平成12年度人事院勧告（0.12%）</p> <p>9.12 東海地方に記録的豪雨—死者9人</p> <p>9.5（～10.1）シドニーオリンピック開幕。柔道48kg級の田村亮子さん、マラソンの高橋尚子さんらが金メダル</p> <p>10.10 白川英樹氏がノーベル化学賞を授賞</p>

年度区分	基金業務及び消防関係事項等	社会一般及び災害・事故関係
	<p>(宮城県)</p> <p>10.11 消防団員の公務災害情報と共有化のあり方等に関する調査研究委員会(第2回)</p> <p>12.18 消防団員の公務災害情報と共有化のあり方等に関する調査研究委員会(第3回)</p> <p><13年></p> <p>1.6 省庁再編</p> <p>2.16 評議員会—平成13年度事業計画書議決</p> <p>2.22 理事会—平成13年度事業計画書議決</p> <p>3.6 消防団員の公務災害情報と共有化のあり方等に関する調査研究委員会(第4回)</p> <p>3.15 業務連絡調整会議(東京)</p>	<p>10.31 台北国際空港でシンガポール航空のジャンボ旅客機が離陸直後に墜落—死者82人</p> <p>11.11 オーストラリアで山岳ケーブルカーがトンネル内で火災に—死者155人</p> <p><13年></p> <p>2.9 ハワイのオアフ島沖で、愛媛県の宇和島水産高校の実習生「えひめ丸」がアメリカの原子力潜水艦と衝突し、沈没—死者8名、行方不明者10人</p> <p>3.24 芸予地震(M6.7)—広島県他8府県で被害、死者2人</p>
13	<p>4.19 消防団員等公務災害補償等事務説明会(東京)</p> <p>6.14 評議員会—平成12年度決算報告書議決</p> <p>6.21 理事会—平成12年度決算報告書議決</p> <p>7.4 責任共済法の一部を改正する法律(法99)—福祉事業に自動車等損害見舞金支給事業を追加</p> <p>7.24 消防団員の安全教育教材等の開発・普及に関する研究委員会(第1回)</p> <p>10.11 業務連絡調整会議(東京)</p> <p>10.25 消防団員等公務災害補償等全国研修会(東京)</p> <p>11.21 消防団員の安全教育教材等の開発・普及に関する研究委員会(第2回)</p> <p>11.27 消防団員等に係る自動車等損害見舞金の支給に関する規程の制定(規程1)</p> <p><14年></p> <p>1.18 消防団員の安全教育教材等の開発・普及に関する研究委員会(第3回)</p> <p>2.14 評議員会—平成14年度事業計画書議決</p> <p>2.21 理事会—平成14年度事業計画書議決</p>	<p>7.21 兵庫県明石市民夏祭りにおける花火大会事故—死者11人</p> <p>8.8 平成13年度人事院勧告(0.08%)</p> <p>8.29 国産主力ロケットH2A打ち上げ失敗</p> <p>9.1 新宿歌舞伎町でビル火災—死者44人</p> <p>9.11 アメリカ同時多発テロ事件発生</p> <p>10.10 野依良治氏がノーベル化学賞に決定</p> <p>12.1 皇太子妃雅子様が宮内庁病院で女児を出産、名前は「愛子」さまに</p> <p><14年></p> <p>2.3 トルコ西部で強い地震—死者45人、負傷者150人以上</p> <p>2.8 ソルトレークシティで冬季オリンピック開催</p>
14	<p>4.18 消防団員等公務災害補償等事務説明会(東京)</p> <p>6.17 評議員会—平成13年度決算報告書議決</p> <p>6.21 理事会—平成13年度決算報告書議決</p> <p>7.3 S—KYT推進方策検討委員会(第1回)</p> <p>10.10 業務連絡調整会議(東京)</p> <p>10.24 消防団員等公務災害補償等全国研修会(東京)</p>	<p>5.31 日韓共同開催のサッカーワールドカップ開幕</p> <p>6.22 イラン北西部で強い地震発生(M6.3)—死者229人</p> <p>8.8 平成14年度人事院勧告(−2.03%)</p> <p>10.9 田中耕一氏等、ノーベル化学賞を受賞</p> <p>10.15 北朝鮮に拉致された地村保志さん、浜本富貴恵さん、蓮池薫さん、奥土祐木子さん、曾我ひとみさんが24年ぶりに帰国</p>

年度区分	基金業務及び消防関係事項等	社会一般及び災害・事故関係
	11.14 S-KYT推進方策検討委員会(第2回) 11.21 消防団員公務災害情報共有化検討委員会(第1回) <15年> 2.25 評議員会—平成15年度事業計画書議決 2.26 理事会—平成15年度事業計画書議決 3.12 消防団員公務災害情報共有化検討委員会(第2回) 3.18 S-KYT推進方策検討委員会(第3回)	<15年> 2.1 スペースシャトル「コロンビア」が、着陸直前に米国テキサス州上空で空中分解して炎上—死者7人 2.24 中国でM6.8の地震—死者286人 3.6 アルジェリアでアルジェリア航空機が墜落—死者102人
15	4.23 消防団員等公務災害補償等事務説明会(東京) 6.19 評議員会—平成14年度決算報告議決 6.20 理事会—平成14年度決算報告書議決 10.16 消防団員等公務災害補償等全国研修会(東京) 11.6 業務連絡調整会議(東京) 11.19 消防学校の教育訓練の基準の全部改正 <16年> 2.24 評議員会—平成16年度事業計画書議決 2.25 理事会—平成16年度事業計画書議決 2.26 S-KYT教材・指導員検討委員会(第1回) 3.18 S-KYT教材・指導員検討委員会(第2回) 3.31 福祉事業の実施に関する規程の一部を改正する規程(規程4)—介護用機器に関する事業の廃止等	4.9 イラク戦争でアメリカがバグダットを陥落、フセイン政権崩壊 5.1 トルコで強い地震(M6.4)—死者約100人 5.26 宮城県気仙沼市沖で三陸南地震が発生(M7.0) 7.18 (~7.21) 梅雨前線による大雨被害、九州地方中心に被害—死者23人(うち消防団員3人) 7.26 宮城県北部地震(M6.2)、宮城県他3県で被害—住家全半壊5,085 8.8 平成15年度人事院勧告(—1.07%) 9.8 (株)ブリヂストン栃木工場火災 9.26 十勝沖地震(M8.0)、北海道他3県で被害—行方不明2・住家全半壊484、出光興産(株)北海道製油所原油タンクリング火災 12.22 米カリフォルニア州で強い地震(M6.5)—死者2人 12.26 イラン南東部でM6.3の地震—死者約40,000人 <16年> 1.3 エジプトの民間航空会社ボーイング737機が紅海に墜落 2.24 モロッコでM6.5の強い地震—死者564人以上 3.11 スペインのマドリードで列車を標的にした同時爆破テロ発生—死者201人
16	4.26 消防団員等公務災害補償等事務説明会(東京) 6.16 評議員会—平成15年度決算報告書議決 6.17 理事会—平成15年度決算報告書議決 10.29 消防団員等公務災害補償等全国研修会(東京) 11.9 業務連絡調整会議(東京)	6.27 佐賀市南部で竜巻が発生、330戸の民家などが損壊 7.13 新潟・福島豪雨—死者16人、住家全半壊5,728 8.6 平成16年度人事院勧告(改訂なし) 10.18 (~10.23) 台風第23号、兵庫など全国に被害—死者・行方不明98人、住家全半壊8,836棟 10.23 新潟県中越地震(M6.8)—死者51人、住家全半壊16,900棟 11.1 日本銀行が20年ぶりに凶柄を刷新した1万円札、5千円札、千円札を発行

年度区分	基金業務及び消防関係事項等	社会一般及び災害・事故関係
	<p><17年></p> <p>2.24 評議員会—平成17年度事業計画書議決</p> <p>2.25 理事会—平成17年度事業計画書議決</p> <p>3.2 消防団員の個別健康指導体制のあり方に関する調査研究委員会（第1回）</p>	<p>12.26 インドネシアのスマトラ沖でM9.0の大地震及びインド洋津波災害発生</p> <p><17年></p> <p>2.17 愛知県常滑市に中部国際空港が開港</p> <p>3.20 福岡県西方沖地震（M7.0）—死者1人、住家全半壊377</p> <p>3.25（～9.25）愛知万博（愛・地球博）開幕</p> <p>3.28 インドネシアのスマトラ島沖でM8.7の大地震発生</p>
17	<p>4.20 消防団員等公務災害補償等事務説明会（東京）</p> <p>6.13 新版S—KYT研修テキスト検討会（第1回）</p> <p>6.15 評議員会—平成16年度決算報告書議決</p> <p>6.16 理事会—平成16年度決算報告書議決</p> <p>7.13 新版S—KYT研修テキスト検討会（第2回）</p> <p>7.27 消防団員の個別健康指導体制のあり方に関する調査研究委員会（第2回）</p> <p>8.15 消防庁に国民保護・防災部設置</p> <p>10.25 消防団員等公務災害補償等全国研修会（東京）</p> <p>11.22 消防団員の個別健康指導体制のあり方に関する調査研究委員会（第3回）</p> <p><18年></p> <p>2.22 評議員会—平成18年度事業計画書議決</p> <p>2.23 理事会—平成18年度事業計画書議決</p> <p>3.8 消防団員の個別健康指導体制のあり方に関する調査研究委員会（第4回）</p> <p>3.31 福祉事業の実施に関する規程の一部を改正する規程（規程19）—在宅介護のために住宅に関する事業及び身体障害者用自動車に関する事業の廃止等</p>	<p>4.25 兵庫県尼崎市でJ R福知山線脱線事故—死者107人</p> <p>8.15 平成17年度人事院勧告（-0.36%）</p> <p>8.24 つくばエクスプレス開業</p> <p>9.4 台風第14号及び前線に伴う大雨、九州を中心に被害—死者・行方不明者29人、住家全半壊4,682</p> <p>10.8 パキスタン北東部でM7.6の強い地震</p> <p><18年></p> <p>2.10（～2.26）冬季トリノオリンピック開幕、フィギュアスケートの荒川静香さんが金メダル</p> <p>2.16 神戸国際空港が開港</p>
18	<p>4.26 消防団員等公務災害補償等事務説明会（東京）</p> <p>5.24 消防基金の退職報償金業務に係る収支改善策に関する研究会（第1回）</p> <p>5.31 消防団員の個別健康指導体制の在り方に関する調査研究モデル事業説明会</p> <p>6.1 消防基金の退職報償金業務に係る収支改善策に関する研究会（第2回）</p> <p>6.14 責任共済法の一部改正（法64）—消防組織法の改正に伴う引用条項の改正（15条の7→24条、15条の8→25条）</p> <p>6.14 評議員会—平成17年度決算報告書議決</p>	<p>4.1 ワンセグ放送が開始</p> <p>5.27 インドネシア・ジャワ島でM6.3の地震発生—死者5000人以上</p> <p>7.15（～7.24）長野県、鹿児島県で豪雨—死者・行方不明者32人、住家全半壊1,770棟</p> <p>9.6 秋篠宮家に悠仁親王誕生</p> <p>9.15（～9.20）台風第13号により九州・中国地方で豪雨—死者・行方不明者10人、住家全半壊673棟</p>

年度区分	基金業務及び消防関係事項等	社会一般及び災害・事故関係
	<p>6.16 理事会—平成17年度決算報告書、常務理事選任議決</p> <p>11.6 業務連絡調整会議</p> <p>11.20 創立50周年記念講演・式典開催（東京・虎ノ門パストラル）—ダニエル・カール氏、重川希志依氏の記念講演開催</p> <p><19年></p> <p>2.21 評議員会—平成19年度事業計画書議決</p> <p>2.22 理事会—平成19年度事業計画書議決</p> <p>3.29 消防ヒヤリハットデータベースの運用開始—消防職団員の事故事例の情報収集・提供システム</p> <p>3.30 責任共済法施行令の一部改正（令81）—退職報償金掛金の引上げ</p> <p>3.30 基準政令の一部改正（令80）—補償基礎額の扶養親族加算額の改正</p>	<p><19年></p> <p>3.25 能登半島地震（M6.9）—死者1人、住家全半壊2,426棟</p>
19	<p>4.24 消防団員等公務災害補償等事務説明会（東京）</p> <p>5.16 消防団員の個別健康指導体制の在り方に関する調査研究モデル事業連絡調整会</p> <p>5.25 責任共済法の一部改正（法58）—55条1項ただし書中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。</p> <p>6.20 評議員会—平成18年度決算報告書、業務方法書一部変更議決</p> <p>6.22 消防法の一部改正（法93）—「第36条」を「第36条第7項」に改める</p> <p>6.22 理事会—平成18年度決算報告書、業務方法書一部変更、理事選任議決</p> <p>7.19 福祉規程の一部改正（規程6）—「休養に関する事業」の廃止等</p> <p>10.29 消防団員等公務災害補償等全国研修会（東京）</p> <p>10.31 業務連絡調整会議</p> <p><20年></p> <p>2.19 評議員会—平成20年度事業計画書議決</p> <p>2.20 理事会—平成20年度事業計画書、理事選任議決</p> <p>3.7 自治体消防制度60周年記念式典の開催（東京）</p> <p>3.26 基準政令の一部改正（令68）—</p>	<p>4.16 アメリカ・バージニア工科大学で銃乱射事件—死者33人</p> <p>6.19 東京都渋谷区にある温泉施設でガス爆発事故—死者3人</p> <p>7.16 新潟県中越沖地震（M6.8）—死者15人、住家全半壊7,041棟</p> <p>8.16 ペルー沖でM7.9の地震発生—死者510人</p> <p>10.1 郵政民営化により日本郵政株式会社と4つの事業会社が発足</p> <p>10.1 気象庁が緊急地震速報を開始</p> <p>11.11 バングラデシュにサイクロン・シドルが上陸—死者・行方不明者4000人以上</p> <p>11.18 ウクライナで鉱山事故—死者101人</p> <p>12.27 パキスタンのブット元首相が暗殺</p> <p><20年></p> <p>2.5 アメリカ・中西部で大規模竜巻が発生—死者58人</p> <p>3.14 中国・チベット自治区で暴動</p>

年度区分	基金業務及び消防関係事項等	社会一般及び災害・事故関係
	補償基礎額の扶養親族加算額の改正 3.27 退職報償金条例（例）の一部改正（消防災90）一退職報償金共済掛金の対象範囲の見直しを行う場合の一部改正条例（例）を例示	
20	4.22 消防団員等公務災害補償等事務説明会（東京） 6.6 S-KYT研修普及推進検討会（第1回） 6.19 評議員会一平成19年度決算報告書議決 6.20 理事会一平成19年度決算報告書、理事選任議決 6.30 S-KYT研修に係る事務検討会 9.24 S-KYT研修普及推進検討会（第2回） 10.27 消防団員等公務災害補償等全国研修会（東京） 11.4 業務連絡調整会議 <21年> 2.16 評議員会一平成21年度事業計画書議決 2.18 理事会一平成21年度事業計画書議決 2.19 S-KYT研修普及推進検討会（第3回）	5.12 中国・四川省でM8.0の地震発生一死者・行方不明者8万人以上 6.8 秋葉原通り魔事件一死者7人 6.14 岩手・宮城内陸地震（M7.2）一死者・行方不明者23人、住家全半壊176棟 6.22 フィリピンで大型客船が沈没一死者・行方不明者700人以上 8.11 北京オリンピックの男子100m平泳ぎで北島康介さんが金メダル 9.15 アメリカの投資銀行リーマン・ブラザーズが経営破綻 10.1 大阪市浪速区の個室ビデオ店で放火による火災一死者15人 11.26. インド・ムンバイで同時多発テロ事件一死者170人以上 <21年> 2.7 オーストラリア・ビクトリア州で森林火災一死者173人、4500km ² 以上が焼失 2.9 北京市で中国中央電視台の本社ビルが全焼 3.19 群馬県渋川市の老人ホームで火災一死者10人
21	4.21 消防団員等公務災害補償等事務説明会（東京） 5.1 消防法の一部改正（法34）一「第35条の7第1項」を「第35条の10第1項」に改める 6.15 評議員会一平成20年度決算報告書議決 6.18 理事会一平成20年度決算報告書議決 8.14 責任共済法施行令の一部改正（令206）一消防法の改正に伴う引用条項の改正（35条の7→35条の10） 10.29 消防団員等公務災害補償等全国研修会（東京） <22年> 2.15 評議員会一平成22年度事業計画書議決 2.18 理事会一平成22年度事業計画書議決	6.1 エールフランス447便が大西洋上に墜落一死者216人 6.11 世界保健機関が新型インフルエンザでパンデミック宣言 7.5 大阪市此花区のパチンコ店で放火による火災一死者4人 7.16 北海道トムラウシ山で遭難事故一死者9人 8.3 裁判員制度がスタート 8.7 台湾で台風による大規模水害一死者・行方不明者699人 8.11（～8.11）台風9号により兵庫県佐用町で川が氾濫一死者・行方不明者27人、住家全半壊1,313棟 10.7 インドで集中豪雨による洪水一死者270人 11.22 東京都杉並区の雑居ビルで火災一死者4人 <22年> 1.12 ハイチでM 7.0の地震発生一死者31万6000人以上 3.13 札幌市のグループホームで火災一死者7人

年度区分	基金業務及び消防関係事項等	社会一般及び災害・事故関係
22	<p>4.5 理事会—監事選任議決</p> <p>4.26 消防団員等公務災害補償等事務説明会（東京）</p> <p>6.14 評議員会—平成21年度決算報告書議決</p> <p>6.17 理事会—平成21年度決算報告書、理事選任議決</p> <p>9.15 事故・ヒヤリハット事例集作成打合せ会</p> <p>10.28 消防団員等公務災害補償等全国研修会（東京）</p> <p>11.15 業務連絡調整会議</p> <p><23年></p> <p>2.14 評議員会—平成23年度事業計画書議決</p> <p>2.18 理事会—平成23年度事業計画書議決</p>	<p>4.14 アイスランドで火山が噴火</p> <p>6.13 小惑星探査機「はやぶさ」が帰還</p> <p>10.21 羽田空港で4本目の滑走路と国際線ターミナルの供用開始</p> <p>11.13 ミャンマーの民主化指導者アウンサン・スーチー氏が7年半ぶりに自宅軟禁を解除</p> <p><23年></p> <p>2.22 ニュージーランド南島でM6.3の地震発生—死者・行方不明者181人（日本人28人含む）</p> <p>3.11 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災：M9.0）—三陸沖を震源とする国内観測史上最大の巨大地震。津波等により死者・行方不明者2万2010人、住家全半壊40万305棟</p> <p>3.11 福島第一原子力発電所事故</p> <p>3.12 九州新幹線鹿児島ルートが全線開業</p>
23	<p>5.6 退職報償金条例（例）の一部改正（消防災164）—東日本大震災に係る死亡推定の特例措置（附則2条を追加）</p> <p>5.20 基準政令の一部改正（令143）—東日本大震災に係る死亡推定の特例措置（附則5条を追加）</p> <p>5.20 公務災害補償条例（例）の一部改正（消防災181）—基準政令の改正（H23.5.20令143）に伴う改正</p> <p>6.17 評議員会—平成22年度決算報告書議決</p> <p>6.22 理事会—平成22年度決算報告書議決</p> <p>8.10 責任共済法施行令の一部改正（令254）—損害補償掛金の平成23年度に限る引上げ（1,900円→24,700円）</p> <p>10.11 消防団員等公務災害補償等全国研修会・事務説明会（東京）</p> <p>11.11 業務連絡調整会議</p> <p><24年></p> <p>2.16 評議員会—平成24年度事業計画書議決</p> <p>2.21 理事会—平成24年度事業計画書議決</p>	<p>5.12 東京都立川市で6億400万円が奪われる強盗致傷事件</p> <p>6.3 長野県中部地震（M7.0）—死者1人</p> <p>7.18 FIFA女子ワールドカップドイツ大会で日本女子代表が初優勝</p> <p>7.22 ノルウェーで連続テロ事件—死者77人</p> <p>7.27（～7.30）新潟県・福島県で豪雨—死者・行方不明者6人、住家全半壊1,071棟</p> <p>8.23 リビアのカダフィ政権が事実上崩壊</p> <p>8.30（～9.6）台風12号により紀伊半島を中心に土砂災害—死者・行方不明者98人、住家全半壊3,539棟</p> <p>9.15（～9.22）台風15号による豪雨で全国に被害—死者・行方不明者19人、住家全半壊1,610棟</p> <p>10.11 タイのチャオプラヤ川で大洪水—死者・行方不明者750人以上</p> <p>10.31 国連の推計で世界人口が70億人を突破</p>

年度区分	基金業務及び消防関係事項等	社会一般及び災害・事故関係			
24	4.11	消防団員等公務災害補償等事務説明会（東京）	4.12	京都の祇園で軽ワゴン車が暴走事故一死者7人	
	6.15	評議員会一平成23年度決算報告書議決	4.29	関越道で高速バスが防音壁に衝突事故一死者7人	
	6.21	理事会一平成23年度決算報告書、理事選任議決	5.5	北海道電力泊発電所の運転停止により日本のすべての原子力発電所が稼働停止	
	6.27	消防法の一部改正（法38）一「第36条第7項」を「第36条第8項」に改める	5.13	広島県福山市のホテルで火災一死者7人	
	7.24	審査委員会業務報告会	5.22	東京都墨田区に東京スカイツリー（634m）開業	
	10.25	消防団員等公務災害補償等全国研修会（東京）	5.24	新潟県南魚沼市のトンネル建設現場で爆発事故一死者4人	
	11.2	業務連絡調整会議	7.11	（～7.14）九州北部で梅雨前線による豪雨一死者32人、住家全半壊1,863棟	
			8.11	ロンドンオリンピックボクシング男子ミドル級で村田諒太さんが金メダル	
			9.29	レスリング世界選手権で吉田沙保里さんが世界大会13連覇を達成	
			12.2	中央自動車道の笹子トンネル内で崩落事故一死者9人	
			12.7	三陸沖地震（M7.4）一死者1人	
		<25年>		<25年>	
		2.15	評議員会一平成25年度事業計画書議決	1.16	アルジェリアの天然ガス施設で人質事件一死者48人（日本人10人含む）
		2.21	理事会一平成25年度事業計画書議決	2.8	長崎市のグループホームで火災一死者5人
				2.12	アメリカ・グアム島の通り魔事件で日本人3人が死亡
				2.15	ロシア・チェリャビンスク州で隕石が落下
				2.26	エジプト・ルクソールで熱気球が爆発炎上して墜落一死者19人（日本人4人含む）
25	4.15	消防団員等公務災害補償等事務説明会（東京）	5.23	登山家の三浦雄一郎さんが史上最高齢（80歳7か月）でエベレスト登頂に成功	
	6.10	評議員会一平成24年度決算報告書議決	6.22	富士山が世界文化遺産に登録	
	6.14	理事会一平成24年度決算報告書議決	7.24	スペインで列車の脱線転覆事故一死者79人	
	10.31	消防団員等公務災害補償等全国研修会（東京）	8.30	気象庁で特別警報の運用開始	
	11.8	業務連絡調整会議	10.20	オーストラリア・ニューサウスウェールズ州で大規模な山火事が発生。11万haが消失	
	11.25	消防団120年・自治体消防65周年記念大会の開催（東京）	11.8	フィリピンに史上最大級の台風ハイヤンが上陸。暴風と高潮によりレイテ島を中心に甚大な被害一死者・行方不明者8000人	
	12.13	消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の公布（法110）	12.5	南アフリカのネルソン・マンデラ元大統領が死去	
		<26年>		<26年>	
		1.31	退職報償金条例（例）の一部改正（消防防41）一退職報償金支払額の引上げ（一律5万円、最低支払額20万円）	2.8	関東・甲信地方を中心に記録的大雪（千葉市33cm等）
				2.14	ソチオリンピック フィギュアスケート男子シングルで羽生結弦さんが日本人初

年度区分	基金業務及び消防関係事項等	社会一般及び災害・事故関係
	<p>2.7 消防団の装備の基準等の一部改正—消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）の公布・施行を受け、消防団の装備の基準及び消防団員服制基準を改正・公示</p> <p>2.13 評議員会—平成26年度事業計画書議決</p> <p>2.19 理事会—平成26年度事業計画書、理事選任議決</p> <p>3.7 責任共済法施行令の一部改正（令56）—退職報償金支払額の引上げ（一律5万円、最低支払額20万円）</p>	<p>の金メダル</p> <p>3.7 大阪市阿倍野区であべのハルカスが開業</p> <p>3.8 マレーシア航空370便（乗員・乗客227人）が消息不明。後に墜落と発表</p> <p>3.9 宇宙飛行士の若田光一さんが日本人初の国際宇宙ステーションの船長に</p>
26	<p>4.1 消防庁国民保護・防災部防災課に地域防災室を設置</p> <p>4.21 消防団員等公務災害補償等事務説明会（東京）</p> <p>6.11 評議員会—平成25年度決算報告書議決</p> <p>6.18 理事会—平成25年度決算報告書、理事選任議決</p> <p>8.29 消防団を中核とした地域防災力充実強化大会の開催（東京）</p> <p>10.30 消防団員等公務災害補償等全国研修会（東京）</p> <p>11.6 消防団員の健康・体力づくりの推進の検討研究会（第1回）</p> <p>11.13 業務連絡調整会議</p> <p><27年></p> <p>1.14 消防団員の健康・体力づくりの推進の検討研究会（第2回）</p> <p>1.29 消防団員の健康・体力づくりの推進の検討研究会（第3回）</p> <p>2.13 消防団に関する大臣書簡—消防団の充実を図るため、都道府県知事及び市区町村長に協力を依頼するため、総務大臣から書簡を发出</p> <p>2.19 評議員会—平成27年度事業計画書議決</p> <p>2.24 理事会—平成27年度事業計画書議決</p>	<p>4.1 消費税が5%から8%に増税</p> <p>4.16 韓国の大型旅客船セウォル号が沈没事故—死者・行方不明者304人</p> <p>5.13 トルコ・ソマの炭鉱で爆発事故—死者301人</p> <p>7.17 ウクライナでマレーシア航空17便が墜落—死者298人</p> <p>8.8 西アフリカ諸国でのエボラ出血熱感染拡大を受け世界保健機構が緊急事態宣言</p> <p>8.19 広島市で土砂災害—死者77人、住家全半壊396棟</p> <p>9.27 御嶽山で噴火—死者・行方不明者63人</p> <p><27年></p> <p>1.3 イスラーム過激派ボコ・ハラムが2000人以上を殺害</p> <p>1.7 フランスの週刊紙シャルリー・エブドでイスラーム過激派による襲撃事件—死者12人</p> <p>3.14 北陸新幹線開業</p> <p>3.18 チュニジア・チュニスの国立博物館でイスラーム過激派による襲撃事件—死者23人（日本人3人を含む）</p> <p>3.24 ドイツのジャーマンウイングス9525便がアルプス山中に墜落事故—死者150人</p>

年度区分	基金業務及び消防関係事項等	社会一般及び災害・事故関係
27	4.21 消防団員等公務災害補償等事務説明会（東京）	4.25 ネパールでM7.8の地震発生一死者・行方不明者8000人以上
	6.1 消防基金シンボルマークの策定	5.17 神奈川県川崎市の簡易宿泊施設で火災一死者10人
	6.12 評議員会一平成26年度決算報告書議決	6.1 日本年金機構が個人情報約125万件の外部流出を発表
	6.23 理事会一平成26年度決算報告書議決	6.3 東海道新幹線内で放火による火災一死者2人
	10.29 消防団員等公務災害補償等全国研修会（東京）	7.20 アメリカとキューバが54年ぶりに正式に国交回復
	11.12 業務連絡調整会議	7.26 東京都調布市の住宅地に小型飛行機が墜落一死者3人
		8.12 中国・天津市の危険物倉庫で爆発事故一死者・行方不明者201人
		9.7 (～9.11) 台風18号による豪雨で鬼怒川が決壊一死者8人、住家全半壊7,115棟
		9.19 ラグビー・ワールドカップ・イングランド大会で日本代表が強豪・南アフリカに逆転勝ち
		9.24 サウジアラビアのメッカで多数の巡礼者が将棋倒しとなり圧死一死者2100人以上
		10.8 広島市の飲食店で火災一死者3人
		11.11 国産初のジェット旅客機MRJが初飛行
		11.13 パリで同時多発テロ事件一死者130人
	<28年>	<28年>
	2.15 評議員会一平成28年度事業計画書議決	1.15 長野県軽井沢町で大型観光バスが横転事故一死者15人
2.19 理事会一平成28年度事業計画書議決	1.29 日銀が史上初となるマイナス金利を導入	
	3.26 北海道新幹線が開業	

資料2 国会会議録（抜粋）

●基金の創設（昭和31年3月24日（土）衆議院 地方行政委員会）

本日の会議に付した案件

消防団員等公務災害補償責任共済基金法案（内閣提出第一四二号）

○大矢委員長 これより会議を開きます。

消防団員等公務災害補償責任共済基金法案を議題とし、政府より提案理由の説明を聴取いたします。大麻国务大臣。

○大麻国务大臣 今回提案いたしました消防団員等公務災害補償責任共済基金法案につきまして、提案の理由並びにその内容の概略を御説明申し上げたいと思います。

非常勤消防団員及び一般の応援協力者に対する損害補償につきましては、従来から、市町村の責任において行われてきたところではありますが、その実施状況は、市町村財政の窮迫その他の事情により、必ずしも十分ではなく、また実際の支給額も、政府の所期する基準を相当下回っている実情にありますので、政府といたしましては、これが改善策を講じ、徹底した補償制度の確立とその完全な実施をはかるべく、鋭意検討いたしました結果、今回成案を得まして、ここに提案をいたしました次第であります。

以下、この法律案のおもなる内容につきまして、御説明を申し上げます。

第一に、この法律案では、非常勤消防団員と消防に応援して消防作業に従事した一般者にかかる損害補償に関する市町村の支払い責任の共済制度として、消防団員等公務災害補償責任共済基金を設立することいたしました。

第二に、市町村は、この基金と共済契約を締結して一定の掛金を基金に支払い、国庫もまた基金に対して補助金を交付する道を開きました。

第三に、基金は、契約を結んで掛金を支払った市町村に対して、その請求に基づき、政令で定める一定の金額を支払うことといたしました。

第四に、基金は、公法上の法人として、定款をもって、目的、業務その他所要の事項を定め、民主的な方法で選ばれた理事長以下の役員を置くことといたしました。

第五に、市町村が行う補償の内容を向上させ、不均衡を是正して、基金設立の効果をいっそう上げるとともに損害補償の的確な実施をはかるため、消防組織法及び消防法の一部を改正して、市町村が定める条例に一定の基準を与えることといたしました。

以上がこの法律案を提出いたしました理由とその内容の概略であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さらんことをお願いいたします。

○大矢委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。

次に質疑に移ります。質疑の通告がありますので、これを許します。中井徳次郎君。

○北山委員 中井さんが来るまで、ちょっと私から二、三お伺いします。

消防団員等の公務員の災害補償の共済基金について、今提案の説明があったわけですが、どうも私も現在まで伺っておるところから考えると、特に消防団員の公務災害補償についてのみ中央に基金を設けるといような必要性につきまして、何かつり合いのとれないような感じがいたすわけであります。というのは、同種類の恩給組合なりあるいは共済組合なりたくさんあるわけですが、そういうものについては、むしろわれわれから言うならば、その規模、大きさからいいますと、取り扱う金

額からいいましても、中央に基金を設けてやる必要性がより大きいのではないか、こういうふうに恩給組合あるいは共済組合等につきましても考えられるのですが、そういうものはあと回しにして、消防団員の公務災害補償についてのみ、中央に基金を設けてやらなければならないという理由がどうものみ込めない。実際にこれが必要であるか、現在の各府県ごとに行われておる消防団員の公務災害補償組合の現状がどうであるかということの資料を出して説明してもらわなければよくわからないのでありますが、とにかく今申し上げた点につきまして、どうしてもこの制度が必要であるという理由を一つははっきり示してもらいたい。

○鈴木（琢）政府委員 ただいま消防団員並びに協力者等に基金制度を設けるのは片手落ちじゃないかというお話がありました。実は非常勤の消防団員並びに消防の協力者の災害補償は、消防組織法並びに消防法によりまして、昭和二十三年から補償金を市町村が支払うという法律上の義務がすでにできておったわけでございます。ところが実際のその後の運営状況を見て参りますと、市町村が現に行なっておる補償の状況は、政府が考えております基準より非常に低いものでございまして、先ほど提案理由の御説明にもありましたように、最初予想したような状態に完全に行っていないわけでございます。それですでに数年前からあります市町村の補償支払いの義務を完全に行わせるための基金、その方法としての基金を設けるということになったわけでございますので、今日あらためてこの制度を設けたというのではなくて、すでに法律上制度として補償の義務があるものを完全に行わせるためにこの基金制度を設けた、こういうわけでございますので、特にこれだけをにわかに取り上げた問題ではないと考えております。

○北山委員 私の伺っているのは、今まで市町村

が組合でやっておる公務災害補償は、確かにいろいろな理由で一部の府県では十分組合が結成をされない、あるいは消防協会等でやっておるというような例外があるけれども、大多数の府県においては別段支障なく行われておるというふうに私どもは聞いておったのです。ですから確かに政府が定める基準によって実際は行われていないとするならば、その個々の原因を探っていくって、補助金を交付するなり、何か今やっておる府県の組合のやり方を援助していくというやり方でできるのじゃないか、こういうふうに考えるのは当然だと思うのです。今までの説明ではそうじゃなかったのであって、これをわざわざ中央に基金まで設けて再保険するような格好で持っていくというのは、どうも私どもにはふに落ちないので、この点については実際の状況を十分お伺いして、またいろいろ御質問をいたしたいと思っておりますので、現在行われておる三十一の府県あるいはその他の消防協会等で扱っておる実情を資料としてお出しを願いたい。それから公務災害補償の補償金がどの程度に払われておるか、あるいは市町村の負担金はどういうことになっておるか、そういう実態をやはりお出し願わなければ、この案が果して必要なのかどうかという結論が出てこないと思いますから、その点資料を要求いたします。

なお市町村の方々のお話を聞きますと、必ずしも消防団員の公務災害補償について冷淡で消極的だということはないと私は信じております。財政上のいろいろの苦勞もあるかと思っておりますが、大した金額ではございませんから、市町村として消防団員の公務災害補償について消極的なためにうまくいっていないのだというように私どもには考えられない。同時に、この基金法をお作りになるときに、町村会はどういう態度をとったか、これに賛成でございますか。これをやってくれ、こういう形の法案を提案してくれという要望が市長会あるいは町村会等にあ

るのでありますかどうか。町村会はたしか別な考え方を持っているのじゃないかと私は聞いておりますが、実際にこの仕事をやっておる市町村の意向がどうなっておるか、それをどういうふう把握しておるか、これをお伺いしたい。

○鈴木（琢）政府委員 お話にありました現在までの補償金の支払いの状況につきましては、こまかい資料を整えまして、さらに御説明申し上げたいと存じます。

それから町村会の態度の問題でございますが、町村会としましては、当初は町村に対して直接補助をしてくれ、こういう希望があったのでございますが、その方法によりましても、必ずしも補償金の支払いが全国画一的に公平に行われるということが確保されませんので、やはりこういう基金制度によって、ある程度全国的に均衡のとれる方法で、補償金の支払いを確保した方がいいという考え方から、こういう法案を考えたわけでございまして、その状況を町村会に説明いたしましたところ、従来事情がわからなくて、いろいろ反対の意見も申しておったようでございますが、事情をお話いたしましたら町村会においても了解いたされました。

○大麻国務大臣（略）一昨年暮れにこの職につきまして以来、私の一番頭痛の種となっておりますのはこのことでございます。それは消防当局が悪いばかりではない。私に言わせれば私から申し上げますと変でございますけれども、あなたも率直にお話でございますから、こっちも率直に申し上げますと、どうも日本人全体が消防に対しては少し冷淡じゃないかと思う。何かしらん、消防のことは片すみに置かれてしまつておる。それは遺憾でありますから、私一昨年この職につきましてからこのことが一番気になって、何とかして日本の消防というものをよくしていきたいというふうに常に念願いたしております。そこへ持ってきて、たまたま昨年衆議院におきまして消防強化に関する決議案とい

うものを満場一致でお出し下さった、これは実にありがたいことでありまして、消防をよくするにつきましては一番適切なことだったと思うのでございます。その決議案の内容というものは、ここにございますが、おもなることは二項目でございます。とりあえずこれをやれ、それは国庫補助金を増せということが一つ。これはわずかばかりでございましたけれども、増しました。第二は、消防関係の公務災害補償の拡充強化について適切な処置を講じろという御注意でございました。（略）

●基金の民間法人化（平成8年4月9日（火）参議院地方行政委員会）

本日の会議に付した案件

消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案（内閣提出）

○委員長（菅野壽君） ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。倉田自治大臣。

○国務大臣（倉田寛之君） ただいま議題となりました消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律案の提案理由及びその概要を御説明申し上げます。

この法律案は、消防団員等公務災害補償等共済基金を、消防団員等公務災害補償等共済制度の公正かつ確実な実施を確保しつつ、民間法人化し、その経営の活性化及び効率化に資するため、役員を選任、財務等についての政府の関与を縮小する等の所要の改正を行うものであります。

以上がこの法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、消防団員等公務災害補償等共済基金に関する事項についてであります。

まず、役員を選任について、自治大臣による任命制を廃止し、基金における選任に対し自治大臣が認可すること、財産目録及び事業状況報告書等に係る自治大臣の承認に関する制度を廃止し自治大臣への提出のみとすること等、国の関与の縮小を図ることといたしております。また、基金の目的及び業務について所要の規定の整備を行うことといたしております。

第二に、指定法人制度の導入に関する事項であります。

基金のほか、自治大臣の指定する者は、消防団員等公務災害補償責任共済事業及び消防団員退職報償金支給責任共済事業並びに消防団員等福祉事業の業務を行うことができるものとし、その指定の手続、要件等を定めることといたしております。

第三に、消防団員等公務災害補償等責任共済について、消防団員等公務災害補償等責任共済契約の締結、市町村等に対する経費の支払い等に関し所要の規定の整備を行うとともに、消防団員等福祉事業の内容に消防団員等の公務上の災害を防止するために必要な事業を加えることといたしております。

そのほか、この法律の題名を消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律に改めるとともに、罰則その他について所要の規定の整備を図ることといたしております。

なお、この法律は、一部の経過措置を除き平成九年四月一日から施行することといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○**委員長（菅野壽君）** 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○**小山峰男君** 私は、今回の法律案につきまして御質問させていただきたいと思っております。

まず、この法律案によりますと、消防団員等の公務災害補償等責任共済事業に指定法人制度が導入されるわけでございます。消防団員等公務災害補償等共済基金と自治大臣が指定する法人とが並立して消防団員等の公務災害補償等責任共済事業を行うというふうになるわけですが、この指定法人制度を導入するねらいというのをお聞かせいただきたいと思います。

○**国務大臣（倉田寛之君）** 今回の改正案は、特殊法人の整理合理化の一環といたしまして、消防団員等公務災害補償等共済基金を民間法人化しようとするものでございます。

これによって導入をされます指定法人制度につきましては、消防基金以外の自治大臣が指定する法人も消防団員等の公務災害補償等共済事業に資することができるようにするものでございます。

これによりまして、この事業につきましては消防基金の制度的な独占が排除されまして、消防基金の経営の活性化であるとか事業の効率化であるとかに資してまいるといふふうに考えておるところでございます。

○**小山峰男君** この問題についてはまた後ほどお聞きしたいと思います。

次に、この消防基金と自治大臣が指定した法人とでは掛金の額とか給付水準などがどのように調整されるのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○**政府委員（秋本敏文君）** 消防団員等の公務災害補償等責任共済制度、これは先生御存じのとおり、消防団員の方々などが安んじて消防防災活動に従事することができるようにしますために、消防団員等の公務災害補償あるいは消防団員の退職報償金の支給に要します経費につきま

して市町村の掛金を原資として市町村が共同して補てんすると、そういう公共性、公益性の高い制度でございます。市町村の間で災害補償や退職報償金の支払いの額あるいはまた掛金の額が異なるというようなことは適当でないと考えられますので、指定法人につきましても、こうした額につきましても消防基金と契約している場合と同一にしたいというように考えているところでございます。

また、消防基金、指定法人がその実施に努めることとされております消防団員等福祉事業につきましても、消防基金、指定法人それぞれが常勤の地方公務員について実施されます福祉事業の実態を考慮しながら、それぞれの判断で実施をするということにいたしておるところでございます。

○**小山峰男君** 先ほどもちょっとお話がございまして、今もあつたわけでございますが、今回の改正は行政改革の一環というようなこともあつたと思いますし、また規制緩和、競争原理の導入というような目的もあるようでございますが、そういうことだとすれば、指定法人というようなことじゃなくて法律で一定の水準を決めるなりをして、現在民間でやっております損保

会社とかそういうところにやってもらうということも考えられたかどうか、むしろその方がより競争原理の導入にもつながってくると思えますし、経済の活性化にもつながるのではないかという気もいたすわけでございますが、その辺どうでしょうか。

○**政府委員（秋本敏文君）** 指定法人制度を導入するに当たりまして民間の会社もその対象にしてはどうかということでございますが、先ほども申し上げましたけれども、消防団員等の公務災害補償等についての責任共済制度、これはそれぞれ市町村の掛金を原資としながら市町村が共同してその経費を負担する、補てんする、こういう仕組みでございまして、極めて公共性あるいは公益性の高い事業ということでございます。

営利を目的とする法人がこの仕事を行うということについてはやはりまだなじめない部分があるんじゃないかということで、私どもといたしましては、この事業を実施することとなる指定法人につきましても営利を目的としない公益法人であることなどを要件として、民間の損保会社等の営利法人は考えていないところでございます。（略）

資料3 消防団員等公務災害補償等共済基金の民間法人化に係る閣議決定

I 今後における行政改革の推進方策について (平成6年2月15日閣議決定)(抄)

内外情勢の展開を踏まえ、変化への対応力に富み、簡素で効率的かつ国民の信頼を確保し得る行政を確立するため、行政の制度・運営について、徹底した見直しを行い、その改革を進めていく必要がある。このため、今後、下記の方針により、第三次臨時行政改革推進審議会の最終答申(平成5年10月27日)等を尊重しつつ、行政改革を推進するとともに、引き続き既定方針に基づく諸改革の着実な実施を図る。

記

6 行政組織、特殊法人等の改革・合理化

行政組織等について、経済社会情勢や行政需要の変化に的確かつ弾力的に対応しつつ、その簡素化・効率化を図るため、その改革・合理化を推進する。

(2) 特殊法人等、現業等

① 特殊法人等

各省庁において、おおむね2年間を目途に、所管特殊法人等について、順次、事業の社会経済的必要性、民間能力の活用、事業の総合性・効率性、経営責任の明確化等の観点から、その事業内容、実施体制等を見直し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。

II 行政改革を進めるに当たっての基本方針 (平成6年9月19日)(抄)

冷戦の終焉により、国際的な新しい秩序作りとともに、世界の平和と共存に向けて日本は積極的な貢献が求められている。そうした中、アメリカは貿易不均衡の是正をめぐる協議で所謂“日本型のシステム”の見直しを日本側に強く迫っている。また、円高にともなう製造業と各種の規制などによる金融や証券業の海外移転は、国内の産業

の空洞化を招き、百数十万人の失業者を生み出し、日本経済の根幹をも揺るがしかねないとされている。さらに欧州諸国を遥かに上まわるスピードで高齢化が進んでいる中、国債の発行残高は“土光臨調”が第一次答申で危機的状況とした、82兆円を大幅に上まわり、平成6年度末で200兆円を超えることが確実視されている。

国内はもとより国際的にも激しく移り変わる政治・経済情勢に的確に対応し、国民と世界各国の期待に応えることは政権政党の当然の責務である。また、官主導の政治経済システムの転換を図り、生活者重視の観点から本当の豊かさを味わえるような行政改革の推進が求められている。とりわけ、瀕死の状態に追い込まれている財政事情の悪化に歯止めをかけ、国民の理解と協力を得ながら税制の抜本的な改革を行うためにも徹底した行財政の改革は、村山政権にとって極めて重要な政治課題であり、このことは政権発足にあたって、3党間の基本合意事項である。

与党行政改革プロジェクト・チームは7月以降、この改革の実現に向け、広範なテーマについて精力的に議論を重ねてきた。改革に向けての具体的なプロセスについては今後、さらに詰めなければならないが、これまでの議論をもとに「行政改革を進めるに当たっての基本方針」をまとめ提示する。

3 特殊法人

特殊法人については、社会経済情勢の変化や厳しい財政状況を踏まえ、その役割、意義を徹底して見直した上で、民営化を含む整理合理化を進めるとともに、業務の遂行に当たっては採算性や効率化を最大限求める。

(1) 以下の基準に沿って、既存のスケジュール—平成6年2月15日閣議決定—を前倒しをし、平成6年度内に全ての特殊法人の見直し

を行い、それに基づき早急に整理合理化計画を作る。

- ① 事業目的をおおむね達成した法人は、その段階で廃止又は縮小する。
 - ② 採算性があり、国の事業として行う必要がなくなった法人、および企業的経営により効率化を図ることが出来る法人は、民営化する。
 - ③ 民法上の法人等により、同じ事業の実施が可能な法人は民間法人化する。
 - ④ 類似した事業を実施し、非効率的な法人は統合し、合理化する。
 - ⑤ 特定の地域を対象とし、設立当初の目的が薄弱になっている法人については、全国を対象とする法人に統合したり、地域的な事業主体に移管する。
- (2) 特殊法人の業務内容および企業会計原則に基づいた経理内容について、情報の公開を充実させる。
- (3) 特殊法人の改革を円滑に進めるため、各特殊法人間の雇用者の融通による横断的な雇用制度の導入を図るとともに、職員定数の縮減に努める。
- (4) 公益法人の中には行政の代行的な機能のものもあり、これらについても、その役割、事業運営の在り方などを見直す。

Ⅲ 当面の行政改革の推進方策について（平成6年12月25日閣議決定）（抄）

内外情勢の展開を踏まえ、変化への対応力に富み、簡素で効率的かつ国民の信頼を確保し得る行政を確立するため、行政の制度・運営について、徹底した見直しを行い、その改革を進めていく必要がある。このため、引き続き既定方針に基づく諸改革の着実な実施を図るとともに、当面、下記の方針により、行政改革を推進する。

記

2 特殊法人等の改革・合理化

- (1) 「今後における行政改革の推進方策について」（平成6年2月15日閣議決定）の記6(2)①及び与党の「行政改革を進めるに当たっての基本方針」（平成6年9月19日）を踏まえ、各省庁において所管特殊法人等の役割・意義について徹底した見直しを行い、整理合理化を推進する。

特殊法人については、平成6年度中に見直しを行い、認可法人についてもできる限り速やかに見直しを実施する。

なお、公益法人についても、民間の発意により設立されたものであることを踏まえつつ、できる限り速やかに見直しを実施する。

- (2) 特殊法人の定員（職員数）については、特殊法人の在り方自体が検討されていること等にかんがみ、その抑制に努める。
- (3) 特殊法人に対する補助金等については、平成7年度予算において新規の創設は原則として行わないこととし、抑制に努める。
- (4) 特殊法人の役員については、昭和54年12月18日の閣議了解の趣旨を踏まえつつ、その適正な人事管理の在り方を検討する。

Ⅳ 特殊法人の整理合理化について（平成7年2月24日閣議決定）（抄）

「当面の行政改革の推進方策について」（平成6年12月25日閣議決定）に基づき、行政の減量化と新たな時代の要請に応えるため、特殊法人について総合的かつ全般的な見直しを行い、下記のとおり整理合理化を推進する。

1 事業の合理化、効率化等

(1) 個別法人

各特殊法人について別紙のとおり、事業の合理化、効率化等を図る。

2 統廃合及び民営化の推進等

○消防団員等公務災害補償等共済基金については、消防団員等公務災害補償等共済制度の公正かつ確実な実施を確保しつつ、早期に民間

法人化するための条件整備を図り、所要の法律改正を行う。

以上については、株式の売却及び帝都高速度営団、北海道旅客鉄道株式会社等JR 7社、本州四国連絡橋公団に係る事項を除き、原則として3か年以内に実施する。

(別紙)

- ㊦ 消防団員等公務災害補償等共済基金については、共済事業の実施状況等を踏まえつつ、消防団員の公務災害の防止、健康増進等の事業を推進するとともに、事務の合理化・OA化等を進め、経営の活性化を図る。

V 当面の行政改革の推進方策について（平成7年12月25日閣議決定）（抄）

行政改革については、引き続き既定の方針に基

づき諸般の改革を着実に実施するとともに、当面、下記の方針により、推進する。

記

2 特殊法人等の改革の推進

(1) 特殊法人

特殊法人については、「特殊法人の整理合理化について」（平成7年2月24日閣議決定）及び「日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統合について」（平成7年3月31日閣議決定）に基づき、以下のとおり、改革を着実に推進する。

① 統廃合及び民営化の推進等

オ 消防団員等公務災害補償等共済基金については、平成9年4月1日を目途に民間法人化することとし、所要の法律案を次期通常国会に提出する。

資料4 責任共済法の改正

1 責任共済法の改正一覧表

交付年月日	法律番号	法律名	主な内容
昭和31. 5.21	107	消防団員等公務災害補償責任共済基金法	制定
32. 5.16	105	消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律	水防従事者の損害補償支払業務の追加、理事の定員1名増
35. 6.30	113	自治庁設置法の一部を改正する法律	自治庁設置法の一部改正に伴う基金法の一部改正。内閣総理大臣を自治大臣に、総理府令を自治省令に、国家消防本部を消防庁に改正
38. 4.15	88	消防法の一部を改正する法律	救急業務協力者の支払業務の追加
38. 4.15	89	消防組織法及び基金法の一部を改正する法律	応急措置従事者の災害補償支払業務の追加
39. 3.30	17	同上	題名改正。退職報償金業務の追加、監事1名増
42. 6.12	36	登録免許税法の施行に伴う関係法令の整備等に関する法律	登録税に係る規定を登録免許税法に移換
42. 7.25	80	消防法及び消防組織法の一部を改正する法律	救急業務協力・従事要請条項の改正
47. 6.23	94	消防法等の一部を改正する法律	消防団員、水防団員に対する福祉施設制度の新設
51. 5.25	27	地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律	傷病補償年金制度の新設
55.12. 8	106	地方公務員災害補償法及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律	消防団員、水防団員に係る年金担保融資制度の新設
57. 5.18	46	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律及び消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律	消防作業従事者に係る年金担保融資制度の新設
57. 7.16	66	障害に関する用語の整理に関する法律	障害に関する用語の改正（「廃疾」を「障害」に）
60. 6.21	69	地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律	福祉施設を整理し、趣旨、内容の明確化、監事の理事長又は自治大臣への意見提出権の制定、役員任期「3年」から「2年」へ
平成 6. 6.22	37	消防法の一部を改正する法律	消防作業従事者の損害補償の対象範囲の拡大に伴う条項の改正
7. 4.21	69	地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律	「福祉施設」の名称を「福祉事業」に改正、「被災団員が受ける介護の援護」の追加、介護補償制度の新設
8. 6.19	88	消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律	「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律」に改称、役員自治大臣による任命制等の廃止、評議員会の設置、指定法人制度の導入等基金の民間法人化等を内容とする所要の改正
11. 5.28	56	国民金融公庫法の一部を改正する法律	「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改める。

交付年月日	法律番号	法律名	主な内容
平成11. 7.16	87	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律	基金が従たる事務所を設けた場合における権限委任の項を削除
11.12.17	156	原子力災害対策特別措置法	原子力災害対策特別措置法の読替適用を追加
11.12.22	160	中央省庁等改革関係法施行法	「自治大臣」を「総務大臣」に改める等を内容とする所要の改正
13. 7. 4	99	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部を改正する法律	福祉事業に自動車等損害見舞金支給事業を追加
17. 5. 2	37	水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律	水防法の改正に伴う引用条文の改正(第1条関係)
18. 6. 2	50	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う規定の整備及び経過措置
18. 6.14	64	消防組織法の一部を改正する法律	消防組織法の改正に伴う引用条項の改正(15条の7→24条、15条の8→25条)
19. 5.25	58	株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律	55条1項ただし書中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。
23. 6.24	74	情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律	一般社団・財団法人法等整備法附則の改正に伴う改正
27. 9.11	66	内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律	総務省設置法の一部改正に伴う引用条項の改正

2 責任共済法改正文（平成18年4月以降）

○平成18年6月2日法律第50号（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）による改正

（消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正）

第210条 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）の一部を次のように改正する。

第20条を次のように改める。

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

第20条 一般社団法人及び一般財団法人に關す

る法律（平成18年法律第48号）第4条及び第78条の規定は、基金について準用する。

第38条第1項第4号中「民法第34条の規定により設立された法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に改める。

（消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第211条 前条の規定による改正後の消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第38条第1項第4号の公益社団法人又は公益財団法人には、第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

○平成18年6月14日法律第64号（消防組織法の一部を改正する法律）による改正

附 則

（消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する

る法律の一部改正)

第6条 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条の7第1項」を「第24条第1項」に、「第15条の8」を「第25条」に改める。

○平成19年5月25日法律第58号（株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律）による改正

（恩給法等の一部改正）

第1条 次に掲げる法律の規定中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

（1）～（7）略

（8）消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）第55条第1項ただし書

（9）～（14）略

○平成23年6月24日法律第74号（情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律）による改正

附 則

（一般社団・財団法人法等整備法の一部改正）

第35条 一般社団・財団法人法等整備法の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

○平成27年9月11日法律第66号（内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律）による改正

附 則

（社会保険診療報酬支払基金法等の一部改正）

第10条 次に掲げる法律の規定中「第4条第15号」を「第4条第1項第9号」に、「同条第19号及び第21号」を「同項第13号及び第15号」に、「同条第19号二」を「同項第13号二」に

改める。

（1）～（3）略

（4）消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）附則第11条

（5）略

資料5 責任共済法施行令の改正

1 責任共済法施行令改正一覧表

公布年月日	政令番号	政 令 名	摘 要
昭和31.11.19	346	消防団員等公務災害補償責任共済基金法施行令	制定
32. 8. 8	254	消防団員等公務災害補償責任共済基金法施行令の一部を改正する政令	非常勤水防団員、水防従事者の災害補償掛金、市町村廃置分合の措置
35. 3.31	57	同上	掛金支払期日及び損害補償請求期限の改正等
35. 6.30	185	自治庁設置法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令	自治省設置法の一部改正に伴う基金法施行令の一部改正。内閣総理大臣を自治大臣に
35.12.26	309	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令	打切補償廃止
37. 3.26	67	消防団員等公務災害補償責任共済基金法施行令の一部を改正する政令	掛金引上げ
38. 6.19	207	同 上	掛金引上げ、掛金分割支払の特例等
39. 3.30	48	同 上	題名改正。退職報償金支給制度の新設、退職報償金支払額表及び掛金額規定
39. 3.30	49	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令及び消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令	救急業務協力者の損害補償の新設
40. 3.25	45	同 上	退職報償金支払額表中の階級に副分団長を附加
41. 4. 4	108	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令及び消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令	損害補償の掛金引上げ、損害補償掛金の検討規定の新設
42. 9. 7	283	消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令	損害補償の掛金引上げ、退職報償金の掛金引上げ、退職報償金算定方法の変更（階級期間の合算、勤務年数の合算）
43. 5.20	122	同 上	退職報償金支払額の引上げ、階級区分改正、退職報償金の掛金引上げ
44. 4.17	96	同 上	損害補償の掛金引上げ
45. 4.17	65	同 上	損害補償の掛金引上げ、退職報償金の掛金引上げ
46. 6. 3	174	同 上	損害補償の掛金引上げ、療養に要する費用の算定に関する規定の整備、損害補償の算定方法の変更
47. 7. 6	277	同 上	損害補償の掛金引上げ、福祉施設制度の新設
48. 4.24	105	同 上	損害補償の掛金引上げ

公布年月日	政令番号	政 令 名	摘 要
昭和49. 6.21	216	消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令	退職報償金の勤続年数の区分に、10年以上15年未満、30年以上を新設、退職報償金算定方法の優遇措置（階級期間の合算、勤務年数の合算）、療養に要する費用の算定基準を基金が定めること
50. 4.30	140	同 上	退職報償金支払額、掛金の引上げ及び送金方法の変更
51. 4.30	77	同 上	退職報償金支払額、掛金の引上げ
52. 3.31	44	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令	傷病補償年金の制度の新設
52. 4.30	127	消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令	掛金（損害補償、退職報償金）の引上げ、退職報償金支払額の引上げ、福祉施設の総額制限の撤廃
53. 4. 5	107	同 上	退職報償金支払額の引上げ、掛金（損害補償、退職報償金）の引上げ
54. 4. 4	94	同 上	退職報償金の勤務年数区分（5年以上10年未満）新設、掛金（損害補償、退職報償金）の引上げ
55. 4. 5	68	同 上	退職報償金支払額の引上げ、掛金（損害補償、退職報償金）の引上げ
56. 4. 3	102	同 上	掛金（損害補償）の引上げ
57. 4. 6	99	同 上	退職報償金支払額の引上げ、掛金（損害補償、退職報償金）の引上げ
58. 3.31	55	同 上	消防作業従事者等に係る損害補償について基金が市町村等に支払う額を増額（2分の1から全額へ）、消防作業従事者等に係る掛金引上げ
59. 4.11	86	同 上	損害補償の掛金引上げ
60. 4. 6	97	同 上	損害補償の掛金引上げ
61. 3.31	75	同 上	退職報償金支払額の引上げ、掛金（損害補償、退職報償金）の引上げ
63. 4.15	125	同 上	退職報償金の支給基礎階級の改善（在職中の最高階級）、退職報償金の掛金引上げ
平成元. 5.26	125	同 上	退職報償金の階級区分改正、退職報償金支払額、掛金の引上げ
3. 4.12	129	同 上	退職報償金支払額、掛金の引上げ
4. 4.10	131	同 上	退職報償金支払額、掛金の引上げ
5. 4. 1	124	同 上	退職報償金支払額の引上げ
6. 6.24	177	同 上	退職報償金支払額の引上げ
6.11.28	373	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令及び消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令	消防業務協力者の損害補償の対象範囲の拡大
7. 3.27	90	消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令	消防作業従事者に係る掛金の引上げ、退職報償金支払額の引上げ

公布年月日	政令番号	政 令 名	摘 要
平成 7. 6.14	238	地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令	地方自治法の改正により広域連合を追加したことに伴う用語の整備（第7条関係）
7. 7.21	301	消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令	福祉施設の名称変更（福祉事業）に伴う用語の整備
8. 3.29	71	同 上	介護補償制度の新設
8. 3.29	71	同 上	介護補償の追加に伴う所要の改正
8. 5.11	135	同 上	退職報償金支払額の引上げ
8.12. 6	330	同 上	「消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令」を「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令」に改める等の所要の改正
9. 4. 1	143	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令	退職報償金支払額の引上げ
10. 4. 9	144	同 上	退職報償金支払額の引上げ
11. 4. 1	139	同 上	退職報償金支払額の引上げ
12. 3.31	160	同 上	退職報償金支払額の引上げ
12. 4. 5	196	原子力災害対策特別措置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令	原子力災害対策特別措置法の読替規定を追加
12. 6. 7	304	中央省庁等改革のための総務省関係政令等の整備に関する政令	「自治大臣」を「総務大臣」に改める等の所要の改正
13. 3.30	120	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令	退職報償金支払額、掛金の引上げ
14. 3.25	58	同 上	退職報償金支払額の引上げ
15. 3.28	97	同 上	退職報償金支払額の引上げ
16. 3.26	72	同 上	退職報償金支払額、掛金の引上げ
17. 3.18	48	同 上	退職報償金支払額の引上げ
17. 6. 1	195	水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令	水防法の改正に伴う引用条文の繰下げ（第3条関係）
18. 3.27	66	同 上	退職報償金支払額の引上げ
19. 3.30	81	責任共済法施行令の一部改正	退職報償金掛金の引上げ
21. 8.14	206	消防法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令	消防法の改正に伴う引用条項の改正（35条の7→35条の10）
23. 8.10	254	責任共済法施行令の一部改正	損害補償掛金の平成23年度に限る引上げ（1,900円→24,700円）
26. 3. 7	56	責任共済法施行令の一部改正	退職報償金支払額の引上げ（一律5万円、最低支払額20万円）

2 責任共済法施行令改正文（平成18年4月以降）

○平成19年3月30日政令第81号（消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令）による改正

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「1万7,200円」を「1万9,200円」に改める。

附 則

- 1 この政令は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（以下「新令」という。）第4条第3項の規定は、平成19年度以後の年度に係る掛金について適用し、平成18年度までの年度に係る掛金については、なお従前の例による。
- 3 平成19年度に限り、消防団員等公務災害補償等共済基金又は消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第2条第3項に規定する指定法人に対する市町村の掛金について新令第6条第1項及び第2項並びに第14条第1項の規定を適用する場合には、新令第6条第1項中「各年度について、当該年度の4月末日」とあるのは「平成19年度の基金又は指定法人に対する掛金の額（以下「新掛金額」という。）のうち、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第81号）による改正前の第4条第1項及び第3項の規定による掛金の額に相当する金額の掛金（以下「旧掛金額」という。）については同年度の4月末日、新掛金額から旧掛金額を控除した残額に相当する金額の掛金については同年度の10月末日」と、「各年度の4月末日」とあるのは「新掛金額のうち、同年度の4

月末日」と、「当該年度の掛金の額の」とあるのは「旧掛金額の」と、「当該年度の10月末日」とあるのは「同年度の10月末日」と、「当該年度の掛金の額から当該」とあるのは「新掛金額から旧掛金額の」と、同条第2項中「日の属する年度」とあるのは「日」と、「掛金の支払期限」とあるのは「属する年度が平成19年度である場合における同年度の掛金の支払期限」と、「当該契約を現に締結した日から起算して1月を経過する日（以下この項において「初年度支払期日」という。）」とあるのは「新掛金額のうち、旧掛金額については当該契約を現に締結した日から起算して1月を経過する日（以下この項において「初年度支払期日」という。）、新掛金額から旧掛金額を控除した残額に相当する金額の掛金については当該基金又は指定法人が定める期日」と、「初年度支払期日までに、当該年度の掛金の額」とあるのは「新掛金額のうち、初年度支払期日までに、旧掛金額」と、「当該年度の掛金の額から当該」とあるのは「新掛金額から旧掛金額の」と、新令第14条第1項中「次の年度の掛金」とあるのは「次の年度が平成19年度である場合における同年度の掛金」と、「第6条第1項」とあるのは「新掛金額のうち、旧掛金額については第6条第1項」と、「とする」とあるのは「、新掛金額から旧掛金額を控除した残額に相当する金額の掛金については同年度の10月末日とする」と、「次年度支払期日までに、当該年度の掛金の額」とあるのは「新掛金額のうち、次年度支払期日までに、旧掛金額」と、「当該年度の10月末日」とあるのは「同年度の10月末日」と、「当該年度の掛金の額から当該」とあるのは「新掛金額から旧掛金額の」とする。

○平成21年8月14日政令第206号（消防法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令）による改正
次に掲げる政令の規定中「第35条の7第1項」

を「第35条の10第1項」に改める。

- (1) 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）第2条第2項第2号
- (2) 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）第3条第1項
- (3) 及び(4) 略

附 則

この政令は、消防法の一部を改正する法律の施行の日（平成21年10月30日）から施行する。

○平成23年8月10日政令第254号（消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令）による改正

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一条を加える。

（消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額の特例）

第5条 平成23年度に限り、第4条第1項第1号及び第2号並びに第2項第1号の規定の適用については、これらの規定中「1,900円」とあるのは、「2万4,700円」とする。

附 則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 平成23年度に限り、消防団員等公務災害補償等共済基金又は消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律第2条第3項に規定する指定法人に対する市町村又は水害予防組合の掛金について、改正後の消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（以下「新令」という。）第6条第1項及び第2項並びに第12条の規定を適用する場合には、新令第6条第1項中「各年度について、当該年度の4月末日」とあるのは「平成23年度については、基金又は指定法人に対する同年度の掛金の額（以下「特例適用後掛金額」という。）のうち、附則第5

条の規定の適用がないものとした場合における第4条第1項から第3項までの規定による掛金の額に相当する金額の掛金（以下「特例適用前掛金額」という。）については同年度の4月末日、特例適用後掛金額から特例適用前掛金額を控除した残額に相当する金額の掛金（以下「追加掛金額」という。）については同年度の12月末日」と、「各年度の4月末日」とあるのは「同年度の4月末日」と、「当該年度の掛金の額」とあるのは「特例適用前掛金額」と、「当該年度の10月末日」とあるのは「同年度の10月末日」と、同条第2項中「日の属する年度」とあるのは「日」と、「掛金の支払期限」とあるのは「属する年度が平成23年度である場合における同年度の掛金の支払期限」と、「当該契約を現に締結した日から起算して1月を経過する日（以下この項において「初年度支払期日」という。）」とあるのは「特例適用前掛金額については当該契約を現に締結した日から起算して1月を経過する日（以下この項において「初年度支払期日」という。）」、追加掛金額については当該基金又は指定法人が定める期日」と、「当該年度の掛金の額」とあるのは「特例適用前掛金額」と、新令第12条中「市町村の廃置分合」とあるのは「平成23年度において市町村の廃置分合」と、「当該廃置分合の日の属する年度の」とあるのは「同年度の」と、「第4条第1項及び第3項」とあるのは「附則第5条の規定により読み替えて適用する第4条第1項の規定及び同条第3項」と、「当該廃置分合の日の属する年度分」とあるのは「平成23年度分」と、「控除した額を、」とあるのは「控除した額（以下「未契約編入消滅市町村に係る特例適用後掛金額」という。）のうち、附則第5条の規定の適用がないものとして算定した場合における金額（以下「未契約編入消滅市町村に係る特例適用前掛金額」という。）については」と、「当該承継市町村が契約を締結している基金又は指定法人」とある

のは「未契約編入消滅市町村に係る特例適用後掛金額から未契約編入消滅市町村に係る特例適用前掛金額を控除した残額に相当する金額については当該承継市町村が契約を締結している基金又は指定法人が定める期日までに、当該基金又は指定法人」とする。

○平成26年3月7日政令第56号（消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令）による改正

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 消防団員退職報償金支払額表（第3条関係）

階 級	勤 務 年 数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	239千円	344千円	459千円	594千円	779千円	979千円
副 団 長	229	329	429	534	709	909
分 団 長	219	318	413	513	659	849
副 分 団 長	214	303	388	478	624	809
部長及び班長	204	283	358	438	564	734
団 員	200	264	334	409	519	689

備考

- (1) 階級については、退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が1年に満たないときは、その階級（団員を除く。）の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が1年以上あるときは、総務省令で定める階級とする。
- (2) 勤務年数については、その者が非常勤消防団員として勤務していた期間を合算するものとする。ただし、既に退職報償金の支給を受けた場合におけるその基礎とされた期間及び再び非常勤消防団員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの期間が1年に満たない場合

における当該期間については、この限りでない。

- (3) 勤務年数の計算は、非常勤消防団員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、退職した日の属する月と再び非常勤消防団員となつた日の属する月が同じ月である場合には、その月は、後の就職に係る勤務年数には算入しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この政令による改正後の別表の規定は、この政令の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

資料6 基準政令の改正

1 基準政令改正一覧表

交付年月日	政令番号	関係政令	摘要
昭和31.11. 8	335	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令	制定
32. 8. 8	255	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令	非常勤水防団員及び水防従事者の災害補償の基準新設等
35.12.26	309	同 上	障害補償の改善、打切補償廃止
37. 3.26	66	同 上	補償基礎額の引上げ
38. 6.19	206	同 上	補償基礎額の引上げ、審査請求規定削除
39. 3.30	49	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令及び消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令	救急業務協力者の災害補償の基準新設
40. 3.25	45	同 上	補償基礎額表の階級欄中副分団長の欄新設
41. 4. 4	108	同 上	補償基礎額の引上げ、障害補償年金の改善（第1級～第3級→第1級～第7級）、分割補償制度の廃止、障害等級表の改善、遺族補償の年金新設、前払一時金制度の導入（400倍）、未支給の損害補償制度の導入
41. 7.15	251	重度精神薄弱児扶養手当法施行令及び重度精神薄弱児扶養手当法に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部を改正する政令	昭和41年政令108号附則第1条第1項の一部改正
42. 9. 7	282	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令	補償基礎額の引上げ、遺族補償年金の受給要件の改善（年齢制限を60歳以上→55歳以上、障害の状態を第5級以上→第7級以上）、遺族補償一時金の支給倍数の改善（400倍→400倍、700倍、1,000倍）
43. 6. 6	151	同 上	障害補償表第9級に13号、14号追加
44. 4.17	95	同 上	補償基礎額の引上げ、補償基礎額表の階級区分の改善（4区分→5区分）
45. 4.17	64	同 上	補償基礎額の引上げ
46. 6. 3	173	同 上	補償基礎額の引上げ、補償基礎額表の改善（階級区分5区分→4区分、勤務年数区分5年ごとの6区分→10年ごと3区分）、障害補償年金の支給率の改善（1級240倍～7級100倍→1級280倍～7級117倍）、遺族補償年金の支給率の改善（遺族1人 $\frac{30}{100}$ ～5人以上 $\frac{50}{100}$ →遺族1人 $\frac{30}{100}$ 、 $\frac{40}{100}$ 、～5人以上 $\frac{60}{100}$ ）、前払一時金制度の存続期間の延長（5年間→10年間）
47. 7. 6	276	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令	補償基礎額の引上げ、補償基礎額表の改善（階級区分4区分→3区分）、特殊公務災害補償制度の新設

交付年月日	政令番号	関係政令	摘要
昭和48. 4.24	104	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令	補償基礎額の引上げ、年金支給期月の改正（2月、5月、8月、11月→1月、4月、7月、10月） 加重障害補償の規定の整備
49. 6.21	215	同 上	補償基礎額及び扶養加算額の引上げ
49. 6.22	217	特別児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当法に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部を改正する政令	昭和41年政令108号附則第6条の一部改正
49.11.21	365	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令	障害補償支給率の改善（1級280倍～14級50倍→1級313倍～14級56倍）、遺族補償年金の支給率の改善（遺族1人 $\frac{30}{100}$ 、 $\frac{35}{100}$ 、 $\frac{40}{100}$ ～5人以上 $\frac{60}{100}$ →遺族1人 $\frac{35}{100}$ 、 $\frac{40}{100}$ 、 $\frac{45}{100}$ ～5人以上 $\frac{67}{100}$ ）、前払一時金制度の存続期間の延長（10年間→20年間）、前払一時金の申出要件を規定、前払一時金の支給倍数の改善（400倍→200倍、400倍、600倍、800倍、1,000倍）、前払一時金の支給停止期間に関する規定の整備、葬祭補償の額の改善（補償基礎額×60倍→90,000円+補償基礎額×30倍又は補償基礎額×60倍）
50. 4.30	139	同 上	補償基礎額の引上げ、葬祭補償の額の改善（90,000円+補償基礎額×30倍又は補償基礎額×60倍→125,000円+補償基礎額×30倍又は補償基礎額×60倍）
50. 7. 4	207	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令	昭和41年政令108号附則第6条第2項の改正
51. 5.10	100	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令	補償基礎額の引上げ、遺族補償一時金の額の本則の規定化、遺族補償年金の支給に関する暫定措置、他の法律による年金たる給付との調整及び葬祭補償の額に関する暫定措置の規定の整備
51. 8.20	225	同 上	神経系統又は精神障害、胸腹部臓器障害、聴力障害及び歯牙障害の評価の改善に伴う障害等級表の改正、障害についての表現等の規定の整備
52. 3.31	44	同 上	傷病補償年金制度の新設、他の法律による給付との調整方法の改善
52. 4.30	126	同 上	補償基礎額の引上げ、葬祭補償の額の改善（125,000円+補償基礎額×30倍又は補償基礎額×60倍→150,000円+補償基礎額×30倍又は補償基礎額×60倍）
53. 4. 5	106	同 上	補償基礎額の引上げ
53.12.12	385	大規模地震対策特別措置法施行令	引用条項の整理
54. 4. 4	88	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令	補償基礎額の引上げ、葬祭補償の額の改善（150,000円+補償基礎額×30倍又は補償基礎額×60倍→165,000円+補償基礎額×30倍又は補償基礎額×60倍）
55. 4. 5	67	同 上	補償基礎額の引上げ、年金支給期月の改善（1月、4月、7月、10月→3月、6月、9月、12月）

交付年月日	政令番号	関係政令	摘要
昭和55.12. 8	321	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令	遺族補償年金の支給率の改善（1人 $\frac{35}{100}$ （ $\frac{40}{100}$ ・ $\frac{45}{100}$ ）～5人以上 $\frac{67}{100}$ →1人153（175）～5人以上245）、妻1人（50歳以上55歳未満）の場合の区分の廃止
56. 4. 3	101	同 上	神経系統又は精神障害及び胸腹部臓器の障害の評価の改善（第2級を追加）、補償基礎額の引上げ、葬祭補償の額の改善（165,000円＋補償基礎額×30倍又は補償基礎額×60倍→185,000円＋補償基礎額×30倍又は補償基礎額×60倍）、年金たる損害補償の額の端数処理規定の新設（50円未満（切捨て）、50円以上100円未満（100円に切上げ）、過誤払による返還金債権への充当規定の新設
56.10.30	312	同 上	障害補償年金差額一時金制度の新設、障害補償年金前払一時金制度の新設、遺族補償年金前払一時金制度の規定の整備（昭和61年3月31日までの暫定措置→当分の間の措置等）
57. 4. 6	98	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令	補償基礎額の引上げ
57. 9.25	266	障害に関する用語の整理のための自治省関係政令の整理に関する政令	障害に関する用語の整理
58. 3.31	54	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令	葬祭補償の額の改善（185,000円＋補償基礎額×30倍又は補償基礎額×60倍→205,000円＋補償基礎額×30倍又は補償基礎額×60倍）
59. 4.11	85	同 上	補償基礎額の引上げ
60. 4. 6	96	同 上	補償基礎額の引上げ
60. 9.30	275	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令及び地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令	（55歳以上の父母等→60歳以上の父母等）……㉗、遺族補償年金の受給年齢の特例措置……㉘、㉙及び㉚の経過措置（5年間）、前払一時金が支給された場合における年金の支給停止に関する規定の整備、年金たる補償と他の法令による年金たる給付とが併給される場合の両年金間の調整に関する規定の整備
61. 3.31	74	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令	補償基礎額の引上げ、葬祭補償の額の改善（定額部分205,000円を225,000円に増額）
62. 5.21	156	同 上	補償基礎額の引上げ
63. 3.31	66	同 上	補償基礎額の引上げ、葬祭補償の額の改善（定額部分225,000円を240,000円に増額）
平成元. 5.26	124	同 上	補償基礎額の引上げ、扶養親族の年齢要件の拡大（18歳未満を18歳に達した年度の末日まで）
2. 6. 8	139	同 上	補償基礎額の引上げ、葬祭補償の額の改善（定額部分240,000円を250,000円に増額）
3. 4.12	126	同 上	補償基礎額の引上げ
4. 4.10	127	同 上	補償基礎額の引上げ、葬祭補償の額の改善（定額部分250,000円を265,000円に増額）
5. 4. 1	117	同 上	補償基礎額の引上げ、扶養親族の年齢要件の拡大（18歳を22歳に達した年度の末日まで）

交付年月日	政令番号	関係政令	摘要
平成 6. 6.24	173	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令	補償基礎額の引上げ、扶養加算額のうち、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の3月31日までの間にある子について、1人につき新たに33円を加算、葬祭補償の額の改善(定額部分265,000円を280,000円に増額)
6. 9. 2	282	健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令	基準政令第4条の療養の範囲のうち、在宅療養等に関する所要の規定の整備
6.11.28	373	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令及び消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令	消防法の一部改正に伴い、新たに補償の対象となる消防作業に従事した者に係る損害補償の基準の制定
7. 3.27	89	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令	補償基礎額の引上げ
7. 7.21	299	同 上	遺族補償年金の額の引上げ 1人153(175)→据置 2人193→201 3人212→223 4人230 4人以上→245 5人以上245
8. 3.29	70	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令	介護補償制度の新設、遺族補償年金を受けられることができる子等の年齢要件の緩和(18歳未満→18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間)、年金支給期月の改善(3月、6月、9月、12月→2月、4月、6月、8月、10月、12月)
8. 5.11	134	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令	補償基礎額の引上げ、扶養親族たる子の加算額の引上げ、公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の引上げ
9. 3.28	84	厚生年金保険法施行令等の一部を改正する等の政令	平成8年法律第82号の施行に伴う基準政令の一部改正
9. 4. 1	142	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令	補償基礎額の引上げ、扶養親族たる子の加算額の引上げ、介護補償の額の引上げ
9.12.10	355	日本私立学校振興・共済事業団法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令	平成9年法律第48号の施行に伴う基準政令の一部改正
10. 4. 9	143	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令	補償基礎額の引上げ、介護補償の額の引上げ、葬祭補償の額の引上げ
11. 4. 1	138	同 上	補償基礎額の引上げ、扶養親族たる子の加算額の引上げ、介護補償の額の引上げ
12. 3.31	159	同 上	補償基礎額の引上げ、介護補償の額の引上げ、葬祭補償の額の引上げ
12. 6. 7	304	中央省庁等改革のための総務省関係政令等の整備に関する政令	「自治省令」を「総務省令」、「自治大臣」を「総務大臣」に改める
13. 3.30	119	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令	配偶者以外の子等扶養親族に係る補償基礎額の引上げ
14. 3.13	43	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の施行に伴う関係政令の整備に関する政令	附則第3条第2項の表「農林漁業団体職員共済組合法」(昭和33年法律第99号)を「厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法」に改める。

交付年月日	政令番号	関係政令	摘要
平成15. 3.28	96	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令	補償基礎額の引下げ、扶養親族加算額の引下げ等、介護補償の支給月額引下げ
16. 3.26	71	同上	補償基礎額の引下げ、扶養親族加算額の引上げ等、介護補償の支給月額引下げ
17. 3.18	47	同上	非常勤消防団員等の障害補償等に係る障害の等級について、地方公務員災害補償法の規定に準じて所要の規定を整備する等の改正 ①非常勤消防団員等の障害補償等に係る手指及び眼の障害の等級の改定 ②別表第2及び別表第3について、所要の用語の整理
17. 6. 1	195	水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令	基準政令の一部を改正(第1条中「第34条」を「第45条」に改める。第2条第2項第2号中「第17条」を「第24条」に改める。)
18. 3.27	65	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令	補償基礎額の引下げ、扶養親族加算額の引下げ、介護補償の支給月額の改定
18. 5. 8	193	刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令	「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の改正に伴う引用条項の改正
18. 6.14	214	消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令	「消防組織法」の改正に伴う引用条項の改正
18. 9.26	315	基準政令の一部を改正する政令	傷病等級、障害等級、介護補償に係る障害について総務省令で定めることとした
18. 9.26	320	障害者自立支援法の一部施行に伴う関係政令の整備に関する政令	入院・入所による介護補償を行わない要件の改正
19. 3.30	80	基準政令の一部を改正する政令	扶養親族加算の改正
20. 3.26	68	同上	同上
21. 8.14	206	消防法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令	消防法の改正に伴う引用条項の改正(第2条第2項第2号)
22. 6. 2	144	児童扶養手当法施行令及び基準政令の一部を改正する政令	他の法律による給付との調整に関する改正(附則第3条第7項第1号、第2号)
23. 5.20	143	基準政令の一部を改正する政令	附則第5条の追加(東日本大震災に係る死亡の推定の特例)
23. 9.22	296	障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令	「障害者自立支援法」の改正に伴う引用条項の改正
24. 2. 3	26	障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令	「障害者自立支援法」の改正に伴う引用条項の改正
25. 1.18	5	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令	「障害者自立支援法施行令」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改められたことに伴う改正

交付年月日	政令番号	関係政令	摘要
25.11.27	319	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害福祉施策を講ずるための関係法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」の改正に伴う引用条項等の改正
26. 9.25	313	次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令	遺族補償年金の他の法令による給付との調整についての改正（いわゆる「父子年金」に関するもの）
27. 9.30	346	地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令	被用者年金制度の一元化に伴う改正及び特殊公務災害に係る年金の調整率の改正
28. 2.24	46	基準政令の一部を改正する政令	他の法律による給付との調整に関する改正（傷病補償年金）

2 基準政令改正文（平成18年5月以降）

○平成18年5月8日政令第193号（刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令）による改正

第4条 次に掲げる政令の規定中「監獄」を「刑事施設」に改める。

一～五 略

六 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）第5条第1号

七以下略

○平成18年6月14日政令第214号（消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令）による改正

（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正）

第2条 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条の7第1項」を「第24条第1項」に改める。

○平成18年9月26日政令第315号（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令）による改正

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「別表第1」を「別表」に改める。

第3条中「療養補償は、」を削り、「場合において、当該非常勤消防団員等に対して」を「場合においては、療養補償として」に、「支給して行うものとする」を「支給する」に改める。

第5条中「休業補償は、」を削り、「できないときは、当該非常勤消防団員等に対して」を「できないときは、休業補償として」に改め、「一、一日」を削り、「支給して行うものとする」を「支給する」に改める。

第5条の2第1項を次のように改める。非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6箇月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなつた場合には、その状態が継続している期間、傷病補償年金を支給する

- 一 当該負傷又は疾病が治つていないこと。
- 二 当該負傷又は疾病による障害の程度が、次

条第2項に規定する第1級から第3級までの各障害等級に相当するものとして総務省令で定める第1級、第2級又は第3級の傷病等級に該当すること。第5条の2第3項中「別表第2中の」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 傷病補償年金の額は、当該負傷又は疾病による障害の程度が次の各号に掲げる傷病等級（前項第2号の傷病等級をいう。以下同じ。）のいずれに該当するかに応じ、1年につき補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

- 一 第1級 313倍
- 二 第2級 277倍
- 三 第3級 245倍

第6条第1項を次のように改める。

非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、治つたときに次項に規定する障害等級に該当する程度の障害が存する場合においては、障害補償として、同項に規定する第1級から第7級までの障害等級に該当する障害があるときには、当該障害が存する期間、障害補償年金を毎年支給し、同項に規定する第8級から第14級までの障害等級に該当する障害があるときには、障害補償一時金を支給する。

第6条第7項中「別表第3中の」を削り、「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項を削り、同条第4項中「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同項各号中「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項中「別表第3に定める」を「障害等級に該当する」に、「障害の等級」を「障害等級」に、「応ずる等級」を「応ずる障害等級」に改め、同項を

同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 障害等級は、その障害の程度に応じて重度のものから順に、第1級から第14級までに区分するものとする。この場合において、各障害等級に該当する障害は、総務省令で定める。

3 障害補償年金の額は、1年につき、次の各号に掲げる障害等級（前項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

- 一 第1級 313倍
- 二 第2級 277倍
- 三 第3級 245倍
- 四 第4級 213倍
- 五 第5級 184倍
- 六 第6級 156倍
- 七 第7級 131倍

4 障害補償一時金の額は、次の各号に掲げる障害等級に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

- 一 第8級 503倍
- 二 第9級 391倍
- 三 第10級 302倍
- 四 第11級 223倍
- 五 第12級 156倍
- 六 第13級 101倍
- 七 第14級 56倍

第6条の2第1項本文を次のように改める。

傷病補償年金又は障害補償年金を受ける権利を有する非常勤消防団員等が、当該傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由となつた障害であつて総務省令で定める程度のものにより、常時又は随時介護を要する状態にあり、かつ、常時又は随時介護を受けている場合においては、介護補償として、当該介護を受けている期間、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して総務大臣が定める金額を支給する。

第6条の2第2項を次のように改める。

2 介護補償は、月を単位として支給するものとする。

第7条中「遺族補償は、」を削り、「場合において」を「場合においては、遺族補償として」に、「支給して行うものとする」を「支給する」に改める。第8条第1項第4号中「次に掲げるいずれかの状態」を「総務省令で定める障害の状態（次条、第8条の3及び第9条の3において「特定障害状態」という。）」に改め、同号イ及びロを削る。

第8条の2第1項第1号中「前条第1項第4号イ若しくはロに掲げる状態」を「特定障害状態」に改め、同条第4項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「前条第1項第4号イ又はロに掲げる状態」を「特定障害状態」に改め、同項第2号中「前条第1項第4号イ若しくはロに掲げる状態」を「特定障害状態」に改める。

第8条の3第1項第5号及び第6号中「第8条第1項第4号イ又はロに掲げる状態」を「特定障害状態」に改める。

第9条の3第1項第2号中「第8条第1項第4号イ若しくはロに掲げる状態」を「特定障害状態」に改める。

第11条中「葬祭補償は、」を削り、「場合において」を「場合においては」に、「対して、」を「対して、葬祭補償として」に、「支給して行うものとする」を「支給する」に改める。

第12条の2中「防禦ぎよ」を「防御」に、「第5条の2第1項、第6条第1項」を「第5条の2第2項、第6条第3項若しくは第4項」に改め、「別表第2に定める」を削り、「同表に定める第2級の傷病等級」を「第2級の傷病等級」に、「別表第3に定める第1級の等級」を「第1級の障害等級」に、「同表に定める第2級の等級」を「第2級の障害等級」に改める

附則第1条の2第1項中「障害の等級に」を「障害等級に」に改め、同項の表中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同条第2項中「、第6条第6項」を「、第6条第8項」に改め、同項第1号

中「障害の等級」及び「障害の程度」を「障害等級」に改め、同項第2号中「障害の等級」を「障害等級」に、「第6条第6項」を「第6条第8項」に、「別表第3に定める」を「加重後の」に改める。

附則第1条の3第4項中「障害の等級」を「障害等級」に、「第6条第6項」を「第6条第8項」に改める。

別表第2から別表第4までを削り、別表第1を別表とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の規定は、平成18年4月1日から適用し、同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償、介護補償及び遺族補償については、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

○平成18年9月26日政令第320号（障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令）による改正

(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正)

第12条非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項第2号を次のように改める。

二 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第6項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

第6条の2第1項に次の1号を加える。

三 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として総務大臣が定めるものに入所している場合

○平成19年3月30日政令第80号（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令）による改正

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「のうち2人まで」を削り、「それぞれ200円」を「一人につき200円」に改め、「、その他の扶養親族については一人につき167円」を削る。

附 則

- 1 この政令は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第3項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下この項において同じ。）並びに平成19年4月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同年3月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。

○平成20年3月26日政令第68号（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令）による改正

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「200円（非常勤消防団員等に扶養親族でない第1号に掲げる者がある場合にあってはそのうち1人については217円、」を「217円（」に、「ない場合にあっては」を「ない場合にあっては、」に改める。

附 則

- 1 この政令は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の第2条第3項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下この項において同じ。）並びに平成20年4月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同年3月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。

○平成21年8月14日政令第206号（消防法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令）による改正

次に掲げる政令の規定中「第35条の7第1項」を「第35条の10第1項」に改める。

- 一 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）第2条第2項第2号

附 則

この政令は、消防法の一部を改正する法律の施行の日（平成21年10月30日）から施行する。

○平成22年6月2日政令第144号（児童扶養手当法施行令及び非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令）による改正

（児童扶養手当法施行令の一部改正）

第1条 略

（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正）

第2条 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第7項第1号中「若しくは第4号」を「、第5号若しくは第10号」に改め、同項第2号中「第4条第2項第3号」の下に「、第8号、第9号又は第13号」を加える。

附 則

この政令は、平成22年8月1日から施行する。

○平成23年5月20日政令第143号（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令）による改正

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（東日本大震災に係る死亡の推定の特例）

第5条 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により行方不明となった者の生死が3箇月間分からない場合又はその者の死亡が3箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期が分からない場合には、第14条（附則第1条の2第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合を除き、死亡に係る給付の支給に関する規定の適用については、同日に、その者は、死亡したものと推定する。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

○平成23年9月22日政令第296（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令）による改正

（警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令等の一部改正）

第8条 次に掲げる政令の規定中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

一～二 略

三 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）第6

条の2第1項第2号

四以下略

○平成24年2月3日政令第26号（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令）による改正

（警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令等の一部改正）

第11条 次に掲げる政令の規定中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

一～二 略

三 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）第6条の2第1項第2号

四以下略

○平成25年1月18日政令第5号（地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令）による改正

（身体障害者福祉法施行令等の一部改正）

第4条 次に掲げる政令の規定中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

一～六 略

七 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）第6条の2第1項第2号

八以下略

○平成25年11月27日政令第319号（地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に

関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令) による改正

(警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令等の一部改正)

第9条 次に掲げる政令の規定中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

一～二 略

三 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)第6条の2第1項第2号

四以下略

○平成26年9月25日政令第313号(次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令) による改正

(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正)

第7条 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)の一

部を次のように改正する。

附則第3条第7項第1号中「第4条第2項第2号、第5号若しくは第10号若しくは第3項第2号」を「第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号」に改め、同項第2号中「第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号」を「第13条の2第1項第4号又は第2項第2号」に改める

○平成27年9月30日政令第346号(地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令) による改正

(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正)

第6条 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金(第11条の二に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。)附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法第30条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第5項の表において「障害基礎年金」という。)	0.73
2 傷病補償年金(第11条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82(第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.81)
3 障害補償年金(第11条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
4 障害補償年金(第11条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82(第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.81)

5 遺族補償年金（第11条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。）	0.80
6 遺族補償年金（第11条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87

附則第3条第2項中「、当該損害補償」を「、 を「から当該年金たる損害補償」に改め、同項の当該年金たる損害補償」に、「から当該損害補償」 表を次のように改める。

1 傷病補償年金（第11条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 障害厚生年金等	0.86
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下この表及び第五項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88
2 傷病補償年金（第11条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 障害厚生年金等	0.91（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.90）
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.92（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.91）
3 障害補償年金（第11条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 障害厚生年金等	0.83
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
4 障害補償年金（第11条の二に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 障害厚生年金等	0.89（第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.88）
	2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.92（第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.91）

5 遺族補償年金（第11条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 遺族厚生年金等	0.84
	2 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となつた死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金（以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
6 遺族補償年金（第11条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 遺族厚生年金等	0.89
	2 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となつた死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.92

附則第3条第3項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「年金たる給付の2が支給される」を「法律による年金たる給付の数が2

である」に、「、当該年金たる給付」を「、当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金（第11条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
2 傷病補償年金（第11条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 旧船員保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82）
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83（第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82）
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93（第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.92）
3 障害補償年金（第11条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 旧船員保険法による障害年金	0.74
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	3 旧国民年金法による障害年金	0.89

4 障害補償年金（第11条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 旧船員保険法による障害年金	0.83（第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82）
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83（第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82）
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93（第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.92）
5 遺族補償年金（第11条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
6 遺族補償年金（第11条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.93

附則第3条第4項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、「当該各号に掲げる」の下に「法律による」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の上欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第5条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の上欄に掲げる当該

法律による年金たる給付の種類に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給するものとする。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88

附則第3条第6項中「この政令の規定にかかわらず、この政令」を「第5条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表の上欄に掲げる」の下に「当該」を加え、「がこの政令の規定による」を「が当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削る。

○平成28年2月24日政令第46号（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令）による改正

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第2項の表1の項下欄中「0.86」を「0.88」に改め、同表二の項下欄中「0.91（第1級又は第2級）」を「0.92（第1級）」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この政令による改正後の非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令附則第3条第2項及び第5項の規定は、この政令の施行の日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第1条第3号に規定する傷病補償年金（以下この項において「傷病補償年金」という。）及び同条第2号に規定する休業補償（以下この項において「休業補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

資料7 消防組織法、消防法等の改正

1 消防組織法関係条文改正一覧表

<関係条文=現行> 第24条（市町村の公務災害補償責任）
第25条（市町村の退職報償金支給責任）

交付年月日	法律番号	法律名	改正内容
昭和26. 3.13	18	消防組織法の一部を改正する法律	第15条の4追加
31. 5.21	107	消防団員等公務災害補償責任共済基金法	<15条の4関係>公務災害補償は消防吏員の例を基準にして実施することとしていたものを、政令で定める基準に従い条例で定める基準で実施することに改める
38. 4.15	89	消防組織法及び消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律	<15条の4関係>条項の繰下げ（15条の4→15条の7）
39. 3.30	17	同上	<15条の8関係>同条追加
47. 6.23	94	消防法等の一部を改正する法律	<15条の7関係>同条2項（福祉施設の実施に関する市町村の努力規定）追加
57. 7.16	66	障害に関する用語の整理に関する法律	<15条の7関係>規定中「廃疾」を「障害の状態」に改める
60. 6.21	69	地方公務員災害補償法の一部を改正する法律	<15条の7関係>市町村の福祉施設の実施努力対象に消防団員の遺族を新たに含める
平成 7. 4.21	69	地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律	<15条の7関係>同条2項中「施設をする」を「事業を行う」に改める
18. 6.14	64	消防組織法の一部を改正する法律	<15条の7（現行24条）関係、15条の8（現行25条）関係>条項の繰下げ（15条の7→24条、15条の8→25条）

2 消防法関係条文改正一覧表

<関係条文=現行>第36条の3（市町村の消防作業従事者等に対する損害補償責任）

交付年月日	法律番号	法律名	改正内容
昭和27. 8. 1	293	消防法の一部を改正する法律	第36条の2（現行36条の3）追加
31. 5.21	107	消防団員等公務災害補償責任共済基金法	補償は市町村ごとの条例の定めるところにより行うこととされているが、当該条例に定める内容は政令に定める基準に従うこととしたこと及び補償の対象者を明文化
38. 4.15	88	消防法の一部を改正する法律	補償の対象に「救急業務協力者」を追加
42. 7.25	80	消防法及び消防組織法の一部を改正する法律	第36条の2（現行36条の3）に第2項（都道府県が行う救急業務への協力者に対する災害補償の実施）を追加
47. 6.23	94	消防法等の一部を改正する法律	字句の整理（「…遺族若しくは被扶養者…」を「…遺族…」に改める）
53. 6.15	73	大規模地震対策特別措置法	条項の繰下げ（36条の2→36条の3）
57. 7.16	66	障害に関する用語の整理に関する法律	規定中「廃疾」を「障害の状態」に改める

交付年月日	法律番号	法律名	改正内容
平成 6. 6.22	37	消防法の一部を改正する法律	第36条の3に1項追加(25条1項の応急消火義務者の一部を新たに損害補償の対象に加えた(第2項))
平成11.12.22	160	中央省庁等改革関係法施行法	「自治省令」を「総務省令」に改正
15. 6.18	84	消防法の一部を改正する法律	補償の対象に消防法第36条において準用する場合(航空消防隊に属する都道府県の職員が従事させた消防協力者に対する損害補償の実施)を含めた。
平成19. 6.22	93	消防法の一部を改正する法律	<36条の3>第1項中「第36条」を「第36条第7項」に改正
平成21. 5. 1	34	消防法の一部を改正する法律	<36条の3>第1項中「第35条の7第1項」を「第35条の10第1項」に改正
平成24. 6.27	38	消防法の一部を改正する法律	<36条の3>第1項中「第36条第7項」を「第36条第8項」に改正

3 水防法関係条文改正一覧表

<関係条文=現行>第6条の2(水防団員等の公務災害補償)
第45条(水防従事者の公務災害補償)

交付年月日	法律番号	法律名	改正内容
昭和30. 7.11	61	水防法の一部を改正する法律	<6条の2関係>本条追加 <34条関係>「扶助金の支給」から「損害の補償」に改める
32. 5.16	105	消防団員等公務災害補償責任共済基金法の一部を改正する法律	<6条の2関係>及び<34条関係>災害補償は「政令で定める基準」に従い条例等に定めるところにより行うこととされる
33. 3.15	8	水防法の一部を改正する法律	<6条の2関係>及び<34条関係>字句の整理(「…市町村組合又は市町村…」を「…市町村又は水防事務組合…」に改める等)
47. 6.23	94	消防法等の一部を改正する法律	<6条の2関係>及び<34条関係>字句の整理(「…遺族若しくは被扶養者…」を「…遺族…」に改める)及び6条の2に第2項(福祉施設の実施に関する水防管理団体の努力規定)追加
57. 7.16	66	障害に関する用語の整理に関する法律	規定中「廃疾」を「障害の状態」に改める
60. 6.21	69	地方公務員災害補償法等の一部を改正する法律	<6条の2関係>水防管理団体の福祉施設の実施努力対象に水防団員の遺族を新たに含める
平成 7. 4.21	69	同上	<6条の2関係>同2項中「施設をする」を「事業を行う」に改める
平成17. 5. 2	37	水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律の一部を改正する法律	<34条(現行45条)関係>条文の繰下げ(同条中「17条」(居住者等の水防義務)を「24条」に改め、同条を45条とする)

4 災害対策基本法関係条文改正一覧表

<関係条文=現行>第84条(応急措置業務従事者の損害補償)

交付年月日	法律番号	法律名	改正内容
昭和57. 7.16	66	障害に関する用語の整理に関する法律	規定中「廃疾」を「障害の状態」に改める
平成 7.12. 8	132	災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律	第1項中「若しくは海上保安官」を「海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」に改め、「第65条第1項」の下に「(同条第3項において準用する場合を含む。)」を加える

資料8 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

●制定当初の消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

(平成25年12月13日法律第110号)

目次

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 地域防災力の充実強化に関する計画
(第7条)

第3章 基本的施策

第1節 消防団の強化等(第8条—第16条)

第2節 地域における防災体制の強化(第17条—第21条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、我が国において、近年、東日本大震災という未曾有の大災害をはじめ、地震、局地的な豪雨等による災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産の災害からの保護における地域防災力の重要性が増大している一方、少子高齢化の進展、被用者の増加、地方公共団体の区域を越えて通勤等を行う住民の増加等の社会経済情勢の変化により地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっていることに鑑み、地域防災力の充実強化に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、地域防災力の充実強化に関する計画の策定その他地域防災力の充実強化に関する施策の基本となる事項を定めることにより、住民の積極的な参加の下に、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、「地域防災力」とは、住民一人一人が自ら行う防災活動、自主防災組織(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条の2第2号に規定する自主防災組織をいう。以下同じ。)、消防団、水防団その他の地域における多様な主体が行う防災活動並びに地方公共団体、国及びその他の公共機関が行う防災活動の適切な役割分担及び相互の連携協力によって確保される地域における総合的な防災の体制及びその能力をいう。

(基本理念)

第3条 地域防災力の充実強化は、住民、自主防災組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等の多様な主体が適切に役割分担をしながら相互に連携協力して取り組むことが重要であるとの基本的認識の下に、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、住民の防災に関する意識を高め、自発的な防災活動への参加を促進すること、自主防災組織等の活動を活性化すること等により、地域における防災体制の強化を図ることを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、地域防災力の充実強化を図る責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、地域防災力の充実強化に寄与することとなるよう、意を用いなければならない。

3 国及び地方公共団体は、地域防災力の充実強化に関する施策を効果的に実施するため必要な調査研究、情報の提供その他の措置を講ずるも

のとする。

(住民の役割)

第5条 住民は、第3条の基本理念にのっとり、できる限り、居住地、勤務地等の地域における防災活動への積極的な参加に努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協力)

第6条 住民、自主防災組織、市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等は、地域防災力の充実強化に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第2章 地域防災力の充実強化に関する計画

第7条 市町村は、災害対策基本法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画において、当該市町村の地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めるものとする。

2 市町村は、地区防災計画（災害対策基本法第42条第3項に規定する地区防災計画をいう。次項において同じ。）を定めた地区について、地区居住者等（同条第3項に規定する地区居住者等をいう。次項において同じ。）の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるものとする。

3 地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市町村に対し、当該地区の実情を踏まえて前項に規定する事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

第3章 基本的施策

第1節 消防団の強化等

(消防団の強化)

第8条 国及び地方公共団体は、全ての市町村に置かれるようになった消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることに鑑み、消防団の抜本的な強化を図るため、必要な措置を講ずるもの

とする。

(消防団への加入の促進)

第9条 国及び地方公共団体は、消防団への積極的な加入が促進されるよう、自らの地域は自ら守るという意識の啓発を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(公務員の消防団員との兼職に関する特例)

第10条 一般職の国家公務員又は一般職の地方公務員から報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することを認めるよう求められた場合には、任命権者（法令に基づき国家公務員法（昭和22年法律第120号）第百四条の許可又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項の許可の権限を有する者をいう。第3項において同じ。）は、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、これを認めなければならない。

2 前項の規定により消防団員との兼職が認められた場合には、国家公務員法第104条の許可又は地方公務員法第38条第1項の許可を要しない。

3 国及び地方公共団体は、第1項の求め又は同項の規定により認められた消防団員との兼職に係る職務に専念する義務の免除に関し、消防団の活動の充実強化を図る観点からその任命権者等（任命権者及び職務に専念する義務の免除に関する権限を有する者をいう。）により柔軟かつ弾力的な取扱いがなされるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者の協力)

第11条 事業者は、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、できる限り配慮するものとする。

2 事業者は、その従業員が消防団員としての活動を行うために休暇を取得したことその他消防団員であること又はあったことを理由として、当該従業員に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

3 国及び地方公共団体は、事業者に対して、そ

の従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動に対する理解の増進に資するよう、財政上又は税制上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(大学等の協力)

第12条 国及び地方公共団体は、大学等の学生が消防団の活動への理解を深めるとともに、消防団員として円滑に活動できるよう、大学等に対し、適切な修学上の配慮その他の自主的な取組を促すものとする。

(消防団員の処遇の改善)

第13条 国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出勤、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(消防団の装備の改善等)

第14条 国及び地方公共団体は、消防団の活動の充実強化を図るため、消防団の装備の改善及び消防の相互の応援の充実が図られるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(消防団の装備の改善に係る財政上の措置)

第15条 国及び都道府県は、市町村が行う消防団の装備の改善に対し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(消防団員の教育訓練の改善及び標準化等)

第16条 国及び地方公共団体は、消防団員の教育訓練の改善及び標準化を図るため、教育訓練の基準の策定、訓練施設の確保、教育訓練を受ける機会の充実、指導者の確保、消防団員の安全の確保及び能力の向上等に資する資格制度の確立その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市町村は、所定の教育訓練の課程を修了した消防団員に対する資格制度の円滑な実施及び当該資格を取得した消防団員の適切な処遇の確保に努めるものとする。

第2節 地域における防災体制の強化

(市町村による防災体制の強化)

第17条 市町村は、地域における防災体制の強化のため、防災に関する指導者の確保、養成及び資質の向上、必要な資材又は機材の確保等に努めるものとする。

(自主防災組織等の教育訓練における消防団の役割)

第18条 市町村は、消防団が自主防災組織及び女性防火クラブ(女性により構成される家庭から生ずる火災の発生の予防その他の地域における防災活動を推進する組織をいう。)、少年消防クラブ(少年が防火及び防災について学習するための組織をいう。)、市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織(以下「女性防火クラブ等」という。)の教育訓練において指導的な役割を担うよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自主防災組織等に対する援助)

第19条 国及び地方公共団体は、自主防災組織及び女性防火クラブ等に対し、教育訓練を受けられる機会の充実、標準的な教育訓練の課程の作成、教育訓練に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。

(市町村に対する援助)

第20条 国及び都道府県は、市町村が行う自主防災組織及び女性防火クラブ等の育成発展を図るための取組を支援するため必要な援助を行うものとする。

(防災に関する学習の振興)

第21条 国及び地方公共団体は、住民が、幼児期からその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて防災についての理解と関心を深めることができるよう、消防機関等の参加を得ながら、学校教育及び社会教育における防災に関する学習の振興のために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日か

ら施行する。

- (1) 第7条第2項及び第3項の規定 災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日
- (2) 第10条の規定 公布の日から起算して6月を経過した日

資料9 基金定款の変更

1 基金定款の変更一覧表

大臣認可		変更の内容
年月日	文書記号番号	
昭和31.11.15		公布
32.10.30	総理府経消 7	基金の支払決定に対する審査請求制度、水防団員に対する損害補償業務の開始に伴う変更及び理事1名増員のための変更
35. 4.19	総理府経消 2	事務所移転に関する変更（人事院ビルから日本消防協会館へ）
35. 9. 9	自治許 23	自治省の設置（監督官庁：総理大臣→自治大臣）に伴う変更
37. 6. 5	自治許 215	打切補償が取りやめになったことに伴う変更
38. 9.17	自治甲消教発 165	救急業務協力者、応急措置従事者に対する損害補償の開始に伴う変更及び資金運用に「金銭信託」を追加するための変更
39. 7.23	自治甲消教発 124	退職報償金支払業務開始に伴う変更及び監事1名増員のための変更
39.11.27	自治甲消教発 324	事務所移転に関する変更（日本消防会館から全国町村会館へ）
47.10.20	自治許 540	福祉施設の実施を開始することに伴う変更
48. 7.28	消防消 91	基金業務規程、会計規程の制定・改正を自治大臣の許認可事項から自治大臣への報告事項にするための変更
49. 7.17	消防消 60	資産運用の方法を拡大するための変更
50. 1.25	消防消 14	資産運用のできる有価証券は自治大臣の指定するものに限られていたが、これをフリー化するための変更
50. 3.24	消防消 41	障害特別支給金の支給、遺族特別支給金の支給業務の開始に伴う変更
50.10.13	消防消 123	遺族特別援護金の支給業務の開始に伴う変更
51. 7. 5	消防消 77	障害特別援護金の支給業務の開始に伴う変更
52. 8.25	消防消 86	傷病補償年金の支給、傷病特別給付金・障害特別給付金・遺族特別給付金の支給業務の開始に伴う変更
53. 8.22	消防消 107	自治大臣の認可が必要であった短期借入金の借入をフリー化するための変更
54. 8. 4	消防消 68	就労保育援護金の支給業務の開始に伴う変更
56. 8.20	自治許 654	事務所の移転に関する変更（全国町村会館から日本消防会館へ）、傷病特別支給金の支給業務の開始に伴う変更及び理事会へ代理出席を認めるための変更
57. 3. 5	自治許 69	障害差額特別給付金の支給業務の開始に伴う変更
60. 7.26	消防許 294	監事の理事長・自治大臣への意見提出権新設、基金役員任期の短縮（3年→2年）に伴う変更
61. 7.19	消防許 280	基金の目的達成業務に自治大臣の認可を受けた業務を加えたことによる変更
平成 6.12. 6	消防消 192	消防業務協力者の補償範囲の拡大に伴う変更
7. 7.31	消防消 145	介護補償の創設、福祉施設の名称の変更（福祉事業）及び福祉事業の内容に介護の援護を加えたことに伴う変更
9. 3.26	消防消 55	理事、監事の定数変更等、評議員制度創設、審査委員の任期を規定、業務内容の追加、業務方法書の作成
12.11.28	自治許 935	省庁再編成に伴う変更（自治大臣→総務大臣）
23. 1.13	消防災 531	監査の立会・監事の権限の変更、常務理事の任期の延長

2 現行の定款

○消防団員等公務災害補償等共済基金定款

[昭和31年11月15日公布]

最終改正 平成23年1月13日消防災第531号

第1章 総則

(目的)

第1条 この基金は、消防団員等公務災害補償(消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律(昭和31年法律第107号。以下「法」という。))第1条に規定する消防団員等公務災害補償をいう。以下同じ。)及び消防団員退職報償金の支給(同条に規定する消防団員退職報償金の支給をいう。以下同じ。)の的確な実施に資するため消防団員等公務災害補償責任共済事業及び消防団員退職報償金支給責任共済事業を行い、あわせて消防団員等福祉事業(法第13条第1項及び第3項に規定する事業をいう。以下同じ。)等を行うことにより、消防団員等(法第1条に規定する消防団員等をいう。)及び住民等による消防の活動、水防活動その他の防災活動に係る環境を整備することに寄与することを目的とする。

(設立根拠及び名称)

第2条 この基金は、法により設立し、消防団員等公務災害補償等共済基金と称する。

(事務所の所在地)

第3条 この基金は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第4条 この基金の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 資産

(資産)

第5条 この基金の資産は、流動資産、固定資産及びその他の資産よりなる。

第3章 役員及び職員

(役員)

第6条 この基金の役員として、理事長1人、常

務理事1人、理事5人以内及び監事1人を置く。
(役員の職務及び権限)

第7条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 常務理事は、理事長の定めるところにより、基金を代表し、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長の定めるところにより、基金を代表し、理事長を補佐して基金の重要な業務を掌理する。

4 監事は、基金の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は総務大臣に意見を提出することができる。

6 理事長、常務理事又は理事は、監事と兼ねることができない。

7 常勤の役員は、他の職業に従事することができない。

(役員の選任及び任期)

第8条 理事長、常務理事、理事及び監事は、理事会において選任する。

2 前項に定める役員の選任は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、再任されることができる。

5 役員は、その退任後においても、後任者が就任するまでは、理事長の定めるところにより、その職務を行うことができる。

(役員の解任)

第8条の2 理事会は、役員が次の各号の一に該当するとき又はその他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 法(法に基づく命令又は処分を含む。)、定款又は業務方法書に違反する行為をしたと

き。

二 この基金の業務に関し著しく不適當な行為をしたとき。

三 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

2 理事会は、法第23条第2項の規定により総務大臣から役員を解任すべきことを命じられたときは、その役員を解任しなければならない。

3 前2項に定める役員の解任は、総務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(職員)

第9条 この基金の職員は、理事長が任免する。

2 理事長は、必要と認めるときは、嘱託若干名を委嘱することができる。

第4章 理事会

(設置及び組織)

第10条 この基金に理事会を置く。

2 理事会は、理事長、常務理事及び理事の全員をもって組織する。

3 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(議決事項)

第11条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 業務方法書の作成及び変更

三 事業計画書の作成及び変更

四 財産目録、事業状況報告書及び決算報告書の作成

五 その他重要な事項

(会議)

第12条 理事会は、随時必要があるときにおいて、これを開く。

2 理事会は、理事長が招集し、理事長は、その議長となる。

(議決の方法)

第13条 理事会は、役員(監事を除く。以下本章中において同じ。)の半数以上が出席しな

れば、会議を開くことができない。ただし、同一議案について再度招集してもなお半数に達しないときは、この限りでない。

2 理事会の議事は、出席役員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、理事長の決するところによる。

3 理事会は、基金の職員又は嘱託をその会議に出席させて、必要な説明を求めることができる。(代理による表決)

第13条の2 理事は、病気その他やむを得ない事由により理事会に出席することができないときは、代理人に議決権を行わせることができる。

2 前項に規定する代理人は、その旨を証する書面を、理事会の開会前に、理事長に提出しなければならない。

(理事会に代わる書面表決)

第13条の3 理事長は、急施を要する事項について理事に書面を送付して賛否を求め、理事会に代えることができる。

2 理事長は、前項の表決を求めた場合には、その結果を速やかに理事に報告しなければならない。

(議事録)

第14条 理事会の議事(前条第1項の場合を含む。)については、議事録を作成し、理事長、常務理事及び理事長の指名する理事1名がこれに記名押印しなければならない。

2 前項の議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 開会の日時及び場所

二 出席理事の氏名並びに欠席理事のうち議決権の委任をした理事の氏名及び委任を受けた者の氏名

三 議事の概要

四 議決した事項及び賛否の数

第4章の2 評議員会

(評議員会)

第14条の2 この基金に評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員10人以内をもって組織する。

3 評議員は、この基金の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、総務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

4 評議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 評議員は、再任されることができる。

(評議員会の審議事項)

第14条の3 評議員会は、この基金の運営に関する重要事項を審議する。

(評議員会の会議)

第14条の4 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

3 議長は、評議員会の会務を総理する。議長に事故のあるとき、又は議長が欠けたときは、議長のあらかじめ指名する評議員がその職務を代理し、又はその職務を行う。

4 役員は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

(議決の方法、代理による表決及び議事録)

第14条の5 評議員会の議決の方法、代理による表決及び議事録については、第13条、第13条の2及び第14条の規定を準用する。

第5章 業務及びその執行

(業務)

第15条 この基金は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 法の規定による消防団員等公務災害補償責任共済事業を行うこと。

二 法の規定による消防団員退職報償金支給責任共済事業を行うこと。

三 法の規定による消防団員等福祉事業を行うこと。

四 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的

を達成するために必要な業務を行うこと。

2 この基金は、前項第5号に掲げる業務を行うおうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

(業務方法書)

第16条 この基金は、業務方法書を作成し、総務大臣の認可を受けるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、法第29条第2項の総務省令で定める事項を記載するものとする。

3 この基金は、第1項の業務方法書に基づき業務を執行するものとする。

第6章 契約の締結

(契約の締結)

第17条 この基金は、業務方法書の定めるところにより、市町村又は水害予防組合の申込みに基づき、市町村又は水害予防組合との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約又は消防団員退職報償金支給責任共済契約（以下「契約」という。）を締結する。

第7章 市町村の掛金

(掛金の支払)

第18条 基金との間に契約を締結した市町村又は水害予防組合は、業務方法書の定めるところにより、当該契約を締結した日の属する年度以降、毎年度、基金に対して掛金を支払わなければならない。

第8章 審査の請求

(審査の請求)

第19条 基金の支払に関する決定について異議のある市町村又は水害予防組合は、基金に対して、審査の請求をすることができる。

2 前項の規定による審査の請求があったときは、基金は、審査委員会に諮って裁定するものとする。

(審査委員会)

第20条 基金に審査委員会を置く。

2 審査委員会は、委員5人以内をもって組織す

る。

3 委員は、学識経験を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(審査請求の手續等)

第21条 前2条に定めるもののほか、審査請求の手續及び審査委員会の運営に関して必要な事項については、理事長が定める。

第9章 会計

(事業年度)

第22条 この基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(事業計画書)

第23条 この基金は、毎事業年度消防団員等公務災害補償責任共済事業（消防団員等福祉事業等を含む。）の業務又は消防団員退職報償金支給責任共済事業の業務（以下「業務」という。）ごとに、事業計画書を作成して、当該事業年度の開始前に、総務大臣の認可を受けなければならない。事業計画書に総務省令で定める重要な変更を加えようとするときも、また、同様とする。

(報告及び公告)

第24条 この基金は、毎事業年度末に、業務ごとに、財産目録及び事業状況報告書を作成し、これに事業計画書の区分に従って作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、監事の意見を付けて、事業年度経過後3月以内に、これを総務大臣に提出しなければならない。

2 この基金は、前項の規定により総務大臣に提出した財産目録、事業状況報告書及び決算報告書を公告し、かつ、これらを事務所に備えて置かなければならない。

(会計規程)

第25条 この基金の会計及び資産の運用その他財務に関し必要な規程については、法令及びこ

の定款に定めるものを除くほか、理事長が定める。

第10章 監査

(監査)

第26条 監事は、毎事業年度少なくとも1回以上期日を定めて、及び必要があると認められる場合は臨時に、基金の業務を監査するものとする。

(監査の立会)

第27条 監事が監査を行う場合には、出納職員は、監査に立ち会うものとする。

2 監事は、必要があるときは、理事長又は常務理事に対して、監査の立会いを求めることができる。

(監事の権限)

第28条 監事は、理事長、常務理事又は基金の職員に対して、業務の報告を求め、出納職員に対して、現金及び預金通帳、帳簿、証ひょう書類その他の書類の提示を求めることができる。

(監査報告書)

第29条 監事は、監査が終了したときは、遅滞なく、監査報告書を作成し、これを理事長に提出しなければならない。

第11章 補則

(規程の制定)

第30条 この定款に定めるもののほか、この基金の運営に関し必要な規程は、理事長が定める。

(定款の変更)

第31条 この定款を変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

(都等に関する特例)

第32条 この定款中市町村に関する規定は、特別区の存する区域については都に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条の規定による市町村の組合については当該組合に適用する。ただし、消防団員等公務災害補償で特別区の支払責任に係るものについては、当該特別区に適用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この定款は、この基金成立の日（昭和31年11月20日）から施行する。

(基金の最初の事業年度における経過措置)

第2条 この基金の最初の役員の任期は、第8条第6項の規定にかかわらず、この基金成立の日から起算する。

第3条 基金の最初の事業年度における第15条第2号の規定の適用については、同条同号中「第19条の規定による掛金を、第20条に規定する期間内に基金に対して支払った場合は4月1日以降、同条に規定する期間を過ぎた後において基金に対して支払った場合」とあるのは「基金の最初の事業年度における掛金を、法施行の日（昭和31年11月20日。以下同じ。）以後1月以内に、基金との間に契約を締結し、かつ、当該契約の締結後1月以内に基金に対して支払った場合は当該契約の締結の日以後、法施行の日以後1月以内に基金との間に契約を締結せず、又は法施行の日以後1月以内に基金との間に契約を締結したが当該契約の締結後1月を過ぎた後において基金に対して支払った場合」とする。

第4条 基金の最初の事業年度における第19条第2項の規定の適用については、同条中「40円」とあるのは「20円」と、「前年度の10月1日」とあるのは「基金との間に契約を締結した日」と、「3銭5厘」とあるのは「2銭5厘」とする。

2 基金の最初の事業年度において基金との間に契約を締結した市町村の基金に対する掛金の支払は、第20条の規定にかかわらず、法施行の日以後1月以内に基金との間に契約を締結した市町村にあっては当該契約の締結後1月以内に、法施行の日以後1月を過ぎた後において基金との間に契約を締結した市町村にあっては当該年度内にしなければならない。

第5条 この基金の最初の事業年度は、第20条

の規定にかかわらず、この基金成立の日から昭和32年3月31日までとする。

(設立に要する費用)

第6条 この基金の設立に要する費用は、50万円以内とする。

附 則（平成9年3月26日消防消第55号）

(施行期日)

第1条 この変更は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 変更後の定款の施行の際現に在職する役員は、変更後の定款第8条第1項の規定により選任された役員とみなす。

2 前項の規定により選任されたものとみなされる役員の任期は、消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部を改正する法律（平成8年法律第88号）による改正前の消防団員等公務災害補償等共済基金法（昭和31年法律第107号）第8条第7項の規定による任期が終了すべき日に終了するものとする。

第3条 変更後の定款の施行の際現に在職する審査委員会委員は、変更後の定款第20条第3項の規定により平成9年4月1日に新たに委嘱されたものとみなす。

附 則（平成12年11月28日自治許第935号）

この変更は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成23年1月13日消防災第531号）

(施行期日)

第1条 この変更は、総務大臣の認可の日から施行する。

(経過措置)

第2条 変更後の定款の施行の際現に在職する常務理事の後任者の任期は、平成23年4月1日から2年間とする。

資料10 業務方法書の変更

1 業務方法書の変更一覧表

年 月 日	文書記号番号	変更の内容
平成 9. 3.26	消防消 56	作成
12.11.28	自治許 935	省庁再編成に伴う変更（自治大臣→総務大臣）
13.11.27	消防消 194	自動車等損害見舞金創設に伴う変更
16. 3.24	消防消 69	福祉事業の「介護用機器」削除に伴う変更
18. 3.31	消防災 121	福祉事業の「在宅介護のための住宅に関する事業」及び「身体障害者用自動車に関する事業」削除に伴う変更
19. 7.19	消防災 274	福祉事業の「休養に関する事業」削除に伴う変更

2 現行の業務方法書

○ 消防団員等公務災害補償等共済基金業務方法書

（平成9年3月26日 消防消第56号）

最終改正 平成19年7月19日消防災第274号

目次

- 第1章 総則
- 第2章 消防団員等公務災害補償責任共済事業
- 第3章 消防団員退職報償金支給責任共済事業
- 第4章 消防団員等福祉事業等
- 第5章 雑則
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この業務方法書は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号。以下「法」という。）第29条第1項の規定に基づき、消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「基金」という。）の業務の方法について基本的な事項を定め、もって業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 基金は、消防団員等公務災害補償及び消

防団員退職報償金の支給の的確な実施に資するため消防団員等公務災害補償責任共済事業及び消防団員退職報償金支給責任共済事業を行い、あわせて消防団員等（法第1条に規定する消防団員等をいう。以下同じ。）の福祉の増進を図るため消防団員等福祉事業等を行い、もって消防団員等及び住民等による消防の活動、水防活動その他の防災活動に係る環境を整備することに寄与するものとする。

第2章 消防団員等公務災害補償責任共済事業

（消防団員等公務災害補償責任共済契約の締結）

第3条 基金は、消防団員等公務災害補償に関する市町村又は水害予防組合の支払責任を共済するため、市町村又は水害予防組合の申込みに基づき、市町村又は水害予防組合との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結する。

2 市町村又は水害予防組合が基金との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結する場合には、当該市町村又は水害予防組合は、契約締結の日現在における消防団員等公務災害補償に関する当該市町村の条例又は消防団員等公務災害補償に関して当該水害予防組合の組合会の議決で定めるものを添付してするものとする。

(契約書)

第4条 消防団員等公務災害補償責任共済契約は、契約書によってするものとし、当該契約書には、次に掲げる事項を記載した約款を附するものとする。

- 一 契約の目的
- 二 契約の効力
- 三 市町村又は水害予防組合の掛金
- 四 基金の支払
- 五 その他必要な事項

(掛金の支払)

第5条 基金との間に消防団員等公務災害補償責任共済契約を締結している市町村又は水害予防組合（以下本章及び第4章において「契約締結市町村等」という。）は、当該契約を締結した日の属する年度以降、毎年度4月末日までに、基金に対して掛金を支払わなければならない。ただし、契約締結市町村等は、特別の事情がある場合は、基金の同意を得て、各年度の4月末日までに、当該年度の掛金の2分の1に相当する金額の掛金を、当該年度の10月末日までに、当該年度の掛金の額から当該2分の1に相当する金額を控除した残額の掛金を基金に支払うことができる。

2 契約締結市町村等が、前項の規定により基金に対して掛金を支払う場合においては、掛金支払明細書を添えてしなければならない。

(掛金の額等)

第6条 市町村が基金に対して支払うべき消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額は、各年度について、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号。以下「施行令」という。）第4条第1項各号に掲げる額の合計額とする。

2 水害予防組合が基金に対して支払うべき消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額は、各年度について、施行令第4条第2項各号に掲げる額の合計額とする。

3 基金は、前条第1項に規定する支払期限後に掛金を支払う契約締結市町村等に対して、施行令第6条第3項の規定により算定した額の割増金を請求することができる。ただし、支払期限後に掛金を支払ったことについて災害その他やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

(基金の支払)

第7条 基金は、契約締結市町村等に対して、その請求に基づき、当該請求の内容が適正であるかどうかを審査し、当該契約締結市町村等の消防団員等公務災害補償に要する経費について非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「基準政令」という。）の規定の例により算定した額を支払うものとする。この場合において、療養又は療養費の支給に要する経費については、基金が総務大臣の承認を受けて定める基準に基づき算定するところによるものとする。

2 基金が契約締結市町村等に対して行う消防団員等公務災害補償に要する経費のうち基準政令第12条の2に規定する年金たる損害補償に係るものの支払については、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期にそれぞれの前月分までを行うものとする。ただし、支給を受ける権利が消滅した場合におけるその期の年金たる損害補償は、支給期月でない月であっても、支給するものとする。

第3章 消防団員退職報償金支給責任共済事業

(消防団員退職報償金支給責任共済契約の締結)

第8条 基金は、消防団員退職報償金の支給に関する市町村の支払責任を共済するため、市町村の申込みに基づき、市町村との間に消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結する。

2 市町村が基金との間に消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結する場合においては、当該市町村は、契約締結の日現在における消防団

員退職報償金の支給に関する当該市町村の条例を添付してするものとする。

(契約書)

第9条 消防団員退職報償金支給責任共済契約は、契約書によってするものとし、当該契約書には、次に掲げる事項を記載した約款を附するものとする。

- 一 契約の目的
- 二 契約の効力
- 三 市町村の掛金
- 四 基金の支払
- 五 その他必要な事項

(掛金の支払)

第10条 基金との間に消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結している市町村（以下本章において「契約締結市町村」という。）は、当該契約を締結した日の属する年度以降、毎年度4月末日までに、基金に対して掛金を支払わなければならない。ただし、契約締結市町村は、特別の事情がある場合は、基金の同意を得て、各年度の4月末日までに、当該年度の掛金の2分の1に相当する金額の掛金を、当該年度の10月末日までに、当該年度の掛金の額から当該2分の1に相当する金額を控除した残額の掛金を基金に支払うことができる。

2 契約締結市町村が、前項の規定により基金に対して掛金を支払う場合においては、掛金支払明細書を添えてしなければならない。

(掛金の額等)

第11条 契約締結市町村が基金に対して支払うべき消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額は、各年度について、施行令第4条第3項により算定した額とする。

2 基金は、前条第1項に規定する支払期限後に掛金を支払う契約締結市町村に対して、施行令第6条第3項の規定により算定した額の割増金を請求することができる。ただし、支払期限後に掛金を支払ったことについて災害その他やむ

を得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

(基金の支払)

第12条 基金は、契約締結市町村に対して、その請求に基づき、当該請求の内容が適正であるかどうかを審査し、当該契約締結市町村の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に要する経費について施行令別表に定める額を支払うものとする。

第4章 消防団員等福祉事業等

(消防団員等福祉事業)

第13条 基金は、契約締結市町村等に代わって、公務上の災害を受けた消防団員等及びその遺族の福祉に関して必要な次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 外科後処置に関する事業
- 二 補装具に関する事業
- 三 リハビリテーションに関する事業
- 四 アフターケアに関する事業
- 五 休業援護金の支給
- 六 在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業
- 七 奨学援護金の支給
- 八 就労保育援護金の支給
- 九 傷病特別支給金の支給
- 十 障害特別支給金の支給
- 十一 遺族特別支給金の支給
- 十二 障害特別援護金の支給
- 十三 遺族特別援護金の支給
- 十四 傷病特別給付金の支給
- 十五 障害特別給付金の支給
- 十六 遺族特別給付金の支給
- 十七 障害差額特別給付金の支給
- 十八 長期家族介護者援護金の支給

2 基金は、消防団員等の福祉の増進を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 契約締結市町村等（契約締結市町村等が一部事務組合である場合には、当該一部事務組合の構成市町村を含む。第3号において同

じ。)の行う消防団員等の公務上の災害の防止に関する活動に対する援助に関する事業

二 消防団員等の公務上の災害を防止するために必要な対策の調査研究及び普及推進に関する事業

三 契約締結市町村等の消防団員等がその所有する自動車等（法第13条第3項に規定する自動車等をいう。）を消防団又は水防団の活動の円滑な遂行のために使用し、又は使用させたことにより当該自動車等に損害を受けた場合の見舞金の支給に関する事業

（市町村特別交付金事業）

第14条 基金は、昭和58年3月31日以前に発生した事故に係る消防作業従事者、水防従事者及び応急措置従事者に係る損害補償に要する経費として、当該損害補償について基準政令の規定の例により算定した額の2分の1に相当する額を契約締結市町村等に交付するものとする。

第5章 雑則

（その他）

第15条 この業務方法書に定めるもののほか、業務に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この業務方法書は、平成9年4月1日から実施する。

附 則（平成12年11月28日自治許第935号）

この変更は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年11月27日消防消第194

号）

この変更は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月24日消防消第69号）

この変更は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日消防災第121

号）

（施行日）

1 この変更は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この変更の施行日前に、変更前の消防団員等公務災害補償等共済基金業務方法書第13条第1項第8号及び第21号の規定による資金の借入れを行い、かつ、これらの資金の返済を行っている消防団員等については、なお従前の例による。

附 則（平成19年7月19日消防災第274

号）

（施行期日等）

1 この変更は、総務大臣の認可の日から施行し、変更後の消防団員等公務災害補償等共済基金業務方法書の規定は、平成19年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この変更の施行日前に変更前の消防団員等公務災害補償等共済基金業務方法書第13条第1項第4号の規定による温泉保養その他の休養が必要であると認められている者については、なお従前の例による。

資料11 「療養に要する費用の算定に関する基準」(規程)及び「療養費用算定基準細目」の改正

1 「療養に要する費用の算定に関する基準」改正一覧表

公布年月日	規程番号	規程名	主な内容
昭和55.10.7	3	療養に要する費用の算定に関する基準の一部を改正する規程	別表第1及び別表第2追加(医師、歯科医師に係るもの=初診料・再診料を定額に変更;四肢の傷病に係る創傷・皮膚科処置、整形外科的処置、切開、創傷処理、筋骨手術及び理学療法料の特例取扱いの新設;入院時医学管理料、コンピューター断層撮影料、病衣貸与料の特例取扱いの新設/柔道整復師に係るもの=初検料、難路・暴風雨時等の往療料を定額化)
56.10.16	8	同上	医師、歯科医師に係るもの=初診料・再診料支払限度額の引上げ;四肢の傷病に係る切開、創傷処理及び筋骨手術の特例取扱いの支払限度を健保点数の2倍から1.5倍に変更;消炎・鎮痛を目的とする理学療法の特例取扱いを設定;重症者室料特別加算の支払限度額設定;病衣貸与料に係る加算点数の支払限度引上げ/柔道整復師に係るもの=初検料・往療料支払限度額引上げ
58.6.21	5	同上	医師、歯科医師に係るもの=消炎・鎮痛を目的とする理学療法において、手技による療法と器具等による療法を併設した場合の点数の引上げ;四肢の傷病に対する創傷・皮膚科処置及び整形外科的処置等の特例取扱いを適用した場合に生じる1点未満の端数の扱いを、四捨五入から切上げに変更
59.6.30	5	同上	医師、歯科医師に係るもの=初診料・再診料の支払限度額引上げ;重症者室料特別加算の支払限度額引上げ
60.5.31	4	同上	医師、歯科医師に係るもの=初診料・再診料の支払限度額引上げ;コンピューター断層撮影料の所定点数による算定対象の拡大
60.7.29	9	同上	柔道整復師に係るもの=往療料・整復料・固定料引上げ;再検料の新設;筋、腱の断裂の取扱い設定;初検料、難路・暴風雨時等の往療料引上げ
61.6.2	10	同上	医師、歯科医師に係るもの=四肢の傷病に係る処置に湿布処置を加え、コンピューター断層撮影料に係る所定点数一健保基準に定める所定点数に2を乗じて得た点数を単純CT撮影診断として点数を明示
63.9.1	11	療養に要する費用の算定に関する基準の全部を改正する規程	基準政令第4条第2項又は第3項の規定による療養に要する費用の算定基準を労働者災害補償保険法第13条に規定する療養の給付に要する費用の算定基準の例により消防基金が定めるところによるものに改め、その具体的な取扱いについては「療養費用算定基準細目」を定めた

2 「療養費用算定基準細目」改正一覧表

改正通知 年 月 日	文書記号・ 番 号	主 な 内 容
平成元. 5.18	消基発 211	① 柔道整復師の施術に要する費用の算定基準＝骨折等に係る整復料等の 限度額の引上げ ② 付添看護に要する費用の算定基準＝一般看護及び特別看護における看 護料の引上げ
2. 8.14	消基発 326	① 診療に要する費用の算定基準＝初診料、再診料、画像診断時間外加算 の引上げ ② 柔道整復師の施術に要する費用の算定基準＝初検料、後療料の引上げ
2. 9.21	消基発 393	はり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準＝初検料、往 療料、施術料の引上げ
3. 5.21	消基発 165	付添看護に要する費用の算定基準＝一般看護及び特別看護における基準看 護料の引上げ
4. 6.16	消基発 219	① 診療に要する費用の算定基準＝初診料、再診時療養指導管理料、入院 室料加算の引上げ、内科再診料特別加算を廃止し、外来管理加算の特別 の取扱いの新設、特別看護加算及び画像診断時間外加算の取扱いの廃止 等 ② 付添看護に要する費用の算定基準＝一般看護及び特別看護に係る基準 看護料の引上げ、特別看護の基準看護料の看護区分の改正 ③ 文書料に要する費用の算定基準＝休業に関する証明に係る文書料の引 上げ、障害補償年金定期報告書等の障害の程度に関する証明等に係る文 書料の引上げ
4. 7.30	消基発 268	柔道整復師の施術に要する費用の算定基準＝初検料、往療料、再検料、整 復料、固定料、施療料及び後療料の引上げ、骨折及び不全骨折の場合にお ける温罨法の算定基準の整備
4. 9.18	消基発 307	はり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準＝初検料、往 療料、施術料の引上げ
6. 6.21	消基発 198	① 診療に要する費用の算定基準＝初診料、再診料、手の指に係る創傷処 理の加算、コンピューター断層撮影料の引上げ、救急医療加算等の新設 ② 文書料に要する費用の算定基準＝療養補償診療明細書等に係る文書料 の引上げ
6. 7.26	消基発 229	柔道整復師の施術に要する費用の算定基準＝初検料、再検料、打撲及び捻挫、 後療料、運動療法料、特別措置料金のうち交換包帯料の引上げ
6.11.24	消基発 361	① 入院時食事料＝従来の食事料を廃止し、健康保険法の規定による「入 院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準」に定め る金額を1.2倍した金額により算定することとしたこと ② 訪問看護に係る療養費＝療養の範囲に訪問看護の制度が加えられたこ とに伴い、訪問看護に係る療養給付に要する費用の算定基準を新設し、 在宅療養者における訪問看護が訪問看護事業者により行われた場合の費 用については、健康保険法の規定による「訪問看護療養費に係る指定訪 問看護の費用の額の算定方法」に定める金額により算定することとした こと
7. 1.12	消基発 13	付添看護に要する費用の算定基準＝一般看護及び特別看護に係る基準看護 料の引上げ、特別看護に親族又は友人による看護料の新設
8. 7. 9	消基発 189	① 診療に要する費用の算定基準＝初診料、再診料、再診時療養指導管理料、 救急医療管理加算等の引上げ、入院室料加算(「甲地」、「乙地」に区分) 限度額の引上げ等 ② 文書料に要する費用の算定基準＝介護補償費内訳書に添付する医師等 の文書料の新設
8. 8. 9	消基発 218	① 柔道整復師の施術に要する費用の算定基準＝初検料、再検料、打撲及 び捻挫の施療料、後療料、宿泊料及び食事料を引上げ、不全骨折の後療 料(一定期間経過した場合の後療料)の新設等
8. 9.26	消基発 274	① はり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準＝初検料、 往療料、施術料の引上げ、電気・光線器具による療法の基準の改正

改正通知年 月 日	文書記号 番 号	主 な 内 容
平成 9. 6.27	消基発 236	柔道整復師の施術に要する費用の算定基準＝初検料、骨折の整復料、不全骨折の固定料、打撲及び捻挫の施療料の引上げ
10. 4.23	消基発 114	四肢の傷病に係る処置等の加算のうち、手の指等に係る創傷処理、病衣貸与料の基準等の改正
10. 6.17	消基発 173	① 診療に要する費用の算定基準＝初診料、再診料及びコンピューター断層撮影診断料の引上げ、労災治療計画加算の新設
10.10.13	消基発 298	① 柔道整復師の施術に要する費用の算定基準＝初検料、再検料及び骨折等における後療料の引上げ ② はり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準＝施術料の引上げ
12. 6.20	消基発 164	診療に要する費用の算定基準＝入院基本料の算定基準の改正、「外来診療料」の取扱基準の新設、労災治療計画加算点数の引上げ
12. 8.16	消基発 232	① 診療に要する費用の算定基準＝「四肢の傷病に係る処置等の加算・コンピューター断層撮影料及び入院室料加算」の加算の算定基準の改正 ② 柔道整復師の施術に要する費用の算定基準＝打撲及び捻挫に係る後療料の引上げ ③ はり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準＝初検料及び施術料の引上げ
14. 3.15	消基発 88	付添看護に要する費用の算定基準＝保健婦助産婦看護婦法の一部改正に伴う用語の改正(保健婦、助産婦、看護婦又は准看護婦→保健師、助産師、看護師又は准看護師)
14. 4.30	消基発 145	① 診療に要する費用の算定基準＝再診料及び外来管理加算の通減制の導入、入院室料加算の対象範囲の拡大(3人部屋、4人部屋)、理学療法加算点数の引上げ等
14. 8.26	消基発 245	① 柔道整復師の施術に要する費用の算定基準＝往療料、再検料および運動療法料の引上げ ② はり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準＝往療料および施術料の引上げ
15.10.27	消基発 360	診療に要する費用の算定基準＝再診料及び外来管理加算の通減制の廃止。
16. 3.31	消基発 159	文書料に要する費用の算定基準＝障害補償年金定期報告書における医師の証明の廃止に伴い、当該証明に係る文書料の廃止
16. 5.28	消基発 244	診療に要する費用の算定基準＝初診料の引上げ、介達牽引の取扱の追加及び入院室料加算の算定基準の改正
18. 4.12	消基発 270	初診料、再診料、再診時療養指導管理料等の改正
18. 8.30	消基発 481	柔道整復師の施術に要する費用の算定基準の改正 (往療料等)
20. 5.22	消基発 166	初診料、再就労療養指導管理料、入院室料加算等の改正
20. 9.29	消基発 370	はり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準の改正 (往療料等)
20. 9.30	消基発 371	柔道整復師の施術に要する費用の算定基準の改正 (初検時相談支援料の新設等)
22. 4.16	消基発 176	精神科職場復帰支援加算及び石綿疾患療養管理料の新設、初診料、疾患別リハビリテーション料等の改正
22. 9. 9	—	柔道整復師の施術に要する費用の算定基準の改正 (後療料)
27. 3.23	消基発 227	初診料、再診料等の改正、石綿疾患公務災害請求指導料、リハビリテーション情報提供加算、診断書料等の新設 柔道整復師の施術に要する費用の算定基準の改正 (初検料等) はり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準の改正 (初検料等)

2 現行の基準及び細目

(1) 療養に要する費用の算定に関する基準

(昭和49年7月16日基金規程第2号)

改正 昭和63年9月1日基金規程第11号
非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号)第4条第2項又は第3項の規定による療養に要する費用の算定基準は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第20号)第13条に規定する療養の給付に要する費用の算定基準の例により消防団員等公務災害補償等共済基金が定めるところによる。

附 則

この規程は、昭和63年9月1日から施行し、同年5月1日から適用する。この場合において、必要な経過措置については別に定める。

(2) 療養費用算定基準細目

(昭和63年9月1日消基発第305号)

最終改正 平成27年3月23日消基発第227号

I 診療に要する費用の算定基準

診療に要する費用の算定基準は、診療報酬の算定方法(平成20年3月5日厚生労働省告示第59号(最終改正:平成26年3月5日)。IIにおいて「診療報酬の算定方法」という。)の別表第一医科診療報酬点数表及び別表第二歯科診療報酬点数表(以下「健保点数表」という。)の診療報酬点数(以下「健保点数」という。)に1点の単価12円を乗じて得た額の範囲内とする。

ただし、次に掲げるものについては、当該各号に定めるところにより算定した額(点数に係るものについては、当該点数に12円を乗じて得た額)の範囲内とする。

1 初診料 3,760円

(1) 初診料は、支給事由となる災害の発生につき算定できるものとする。したがって、既に傷病の診療を継続(当日を含む。以下同じ。)

している期間中に、当該診療を継続している医療機関において、当該診療に係る事由以外の公務上の事由による負傷又は疾病により、初診を行った場合は、初診料を算定できるものとする。

(2) 健保点数表(医科に限る。)の初診料の注5のただし書に該当する場合(上記(1)に規定する場合を除く。)については、1,880円を算定できる。

2 削除

3 初診時ブラッシング料 91点

創面が異物の混入、附着等により汚染している創傷の治療に際し、生理食塩水、蒸留水等を使用して創面のブラッシングを行った場合に算定できるものとする。ただし、この算定は、同一傷病につき1回(初診時)限りとする。

4 再診料 1,390円

(1) 一般病床の病床数200床未満の医療機関及び一般病床の病床数200床以上の医療機関の歯科、歯科口腔外科において再診を行った場合に算定できるものとする。

(2) 健保点数表(医科に限る。)の再診料の注3に該当する場合については、690円を算定できる。

5 外来管理加算の特例

(1) 外来管理加算については、健保点数表の再診料の注8にかかわらず、従前どおりの計画的な医学管理を行った場合に所定点数に52点を加算して算定することができる。

(2) 再診時に、健保点数表において外来管理加算を算定することができない処置等を行った場合でも、その点数が外来管理加算の52点に満たない場合には、特例として外来管理加算を算定することができる。

また、外来管理加算の点数に満たない処置等が2つ以上ある場合には、最も低い点数に

対して外来管理加算を算定し、他の点数は外来管理加算の点数に読み替えて算定することができる。

6 再診時療養指導管理料 920円

外来患者に対して、再診の際に、療養上の食事、日常生活動作及び機能回復訓練及びメンタルヘルスに関する指導を行った場合にその都度算定できるものとする。

7 入院基本料

入院の日から起算して2週間以内の期間 健保点数の1.30倍

上記以降の期間 健保点数の1.01倍

入院基本料の点数を、入院の日から起算して2週間以内の期間については、健保点数(入院患者の入院期間に応じ、加算する点数は含まない。)の1.30倍、それ以降の期間については、一律、健保点数の1.01倍(いずれも1点未満の端数は四捨五入する。)とする。

なお、入院基本料は、原則として、入院診療計画書等を交付して説明することが算定要件となるが、次に掲げる事情があり、かつ、入院後7日以内の場合については、その理由を診療費請求明細書(病院・診療所用)に記載することにより、入院診療計画書等を交付して説明することが出来ない場合であっても算定できるものとする。

- (1) 患者の急変などにより、他の医療機関へ転院又は退院することとなったため、入院診療計画書等を交付して説明することができなかった場合
- (2) 患者が意識不明の状態にあり、家族等と直ちに連絡を取ることができなかったため、入院診療計画等を交付して説明することができなかった場合
- (3) その他、上記に準ずると認められる場合

8 四肢の傷病に係る処置等の加算

四肢(鎖骨、肩甲骨及び股関節を含む。)の傷病に係る次の処置等の点数は、健保点数(リ

ハビリテーションについては、21の(1)の①から⑨の所定点数)の1.5倍(1点未満の端数があるときは、これを1点に切り上げる。以下同じ。)として算定できるものとする。

なお、手(手関節以下)、手の指に係る次の(1)、(2)の処置及び(4)の手術については、健保点数の2倍として算定できるものとする。

ただし、次の(4)の手の指に係る創傷処理(筋肉に達しないもの。)については、指1本の場合は健保点数表における創傷処理の筋肉、臓器に達しないもの(長径5cm未満)の点数(以下この項において「基本点数」という。)の2倍とし、指2本の場合は指1本の場合の点数に基本点数を加算した点数、指3本の場合は指2本の場合の点数に基本点数を加算した点数、指4本の場合は指3本の場合の点数に基本点数を加算した点数、指5本の場合は基本点数を5倍した点数とする。

- (1) 創傷処置、爪甲除去(麻酔を要しないもの)、穿刺排膿後薬液注入、熱傷処置、重度褥瘡処置、ドレーン法及び皮膚科軟膏処置
- (2) 関節穿刺、粘(滑)液嚢穿刺注入、ガングリオン穿刺術、ガングリオン圧碎法及び消炎鎮痛等処置のうち「湿布処置」
- (3) 絆創膏固定術、鎖骨又は肋骨骨折固定術、皮膚科光線療法、鋼線等による直達牽引(2日目以降)、介達牽引、矯正固定、変形機械矯正術、消炎鎮痛等処置のうち「マッサージ等の手技による療法」及び「器具等による療法」、低出力レーザー照射
- (4) 皮膚切開術、創傷処理、デブリードマン、筋骨格系・四肢・体幹手術及び神経・血管の手術
- (5) リハビリテーション

8の2 手の指に係る創傷処理及び骨折非観血的整復術の特例加算

創傷処理又は骨折非観血的整復術と指(手、足)に係る手術等を各々異なる指に対して併せ

で行った場合、同一手術野とみなさず各々の所定点数を合算した点数で算定できるものとする。

また、骨折非観血的整復術を手の指に行った場合、指1本の場合は所定点数の2倍、指2本の場合は指1本の場合の点数に所定点数を加算した点数、指3本の場合は指2本の場合の点数に所定点数を加算した点数、指4本の場合は指3本の場合の点数に所定点数を加算した点数、指5本の場合は所定点数を5倍した点数とする。

9 手指の創傷に係る機能回復指導加算 190点

手(手関節以下)及び手の指の初期治療における機能回復指導加算として、当該部位について、健保点数表における「皮膚切開術」、「創傷処理」、「デブリードマン」及び「筋骨格系・四肢・体幹」の手術を行った場合には、1回に限り所定点数にさらに190点を加算できるものとする。

10 コンピューター断層撮影料

健保点数表に定める点数によって算定する。

なお、頭部及び躯幹で同一部位に対してコンピューター断層撮影(特殊CT及び特殊MRIを含む。)が同一月に2回以上行われた場合における当該2回目以降の撮影に係る費用については、健保点数表を適用せず、初回撮影点数と同一の点数を算定できるものとする。

11 削除

12 入院室料加算

入院室料加算は、次の(1)及び(2)の要件に該当する場合に(3)に定める金額を算定できるものとする。

ただし、健保点数表において特定入院料として定められている点数(救命救急入院料、特定集中治療室管理料及び広範囲熱傷特定集中治療室管理料等)の算定の対象となっている傷病者については、入院室料加算は算定できないもの

であること及び(2)の④の要件に該当する場合は、初回入院日から7日を限度とするものであること。

(1) 保険外併用療養費における特別の療養環境の提供に関する基準を満たした病室で、傷病者の容体が常時監視できるような設備又は構造上の配慮がなされている個室、2人部屋、3人部屋及び4人部屋に収容した場合。

(2) 傷病者が次の各号のいずれかに該当するものであること。

① 症状が重篤であって、絶対安静を必要とし、医師又は看護師が常時監視し、随時適切な措置を講ずる必要があると認められるもの。

② 症状は必ずしも重篤ではないが、手術のため比較的長期にわたり医師又は看護師が常時監視を要し、随時適切な措置を講ずる必要があると認められるもの。

③ 医師が、医学上他の患者から隔離しなければ適切な診療ができないと認めたもの。

④ 傷病者が赴いた病院又は診療所の普通室が満床で、かつ、緊急に入院療養を必要とするもの。

(3) 医療機関が当該病室に係る料金として表示している金額を算定することができる。

ただし、当該表示金額が次に示す額を超える場合には、次に示す額とする。

1日につき

個室 甲地10,000円、乙地9,000円

2人部屋 甲地 5,000円、乙地4,500円

3人部屋 甲地 5,000円、乙地4,500円

4人部屋 甲地 4,000円、乙地3,600円

なお、入院室料加算の地域区分の甲地とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3に基づく人事院規則9-49(地域手当)により支給区分が1級地から5級地とされる地域及び当該地域に準じる地域(平成26年3月5日付け保医発

第0305第1号「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添3第8の別紙の人事院規則で定める地域に準じる地域のうち4級地及び5級地)をいい、入院室料加算の地域区分の乙地とは、甲地以外の地域をいう。

13 消炎鎮痛等処置の特例

(1) 消炎鎮痛等処置(「湿布処置」を除く。)、腰部又は胸部固定帯固定、低出力レーザー照射、介達牽引、矯正固定及び変形機械矯正術(以下「消炎鎮痛等処置等」という。)に係る点数は、負傷にあっては受傷部位ごとに、疾病にあっては1局所(上肢の左右、下肢の左右及び頭より尾頭までの躯幹をそれぞれ1局所とする。)ごとに、1日につきそれぞれ健保点数により算定できる。

ただし、3部位以上又は3局所以上にわたり当該処置を施した場合は、1日につき3部位又は3局所を限度とする。

(2) 「湿布処置」については、1日につき所定点数(「湿布処置」の場合は倍率が異なる部位ごとに算定し合算とする。)を算定することができる。

また、「湿布処置」と肛門処置を倍率が異なる部位に行った場合は、倍率が異なる部位ごとに算定し合算できる。

(3) 消炎鎮痛等処置等の併施について

消炎鎮痛等処置等、「湿布処置」及び肛門処置を同一日にそれぞれ異なる部位に行った場合は、「湿布処置」又は肛門処置の所定点数の他に、消炎鎮痛等処置等のうち計2部位までの所定点数を合わせて算定できること。

なお、この場合、「湿布処置」又は肛門処置の所定点数を算定することなく、消炎鎮痛等処置等を合計で3部位まで算定することとして差し支えないこと。

(4) 消炎鎮痛等処置等及び疾患別リハビリテーションの併施について

① 消炎鎮痛等処置等と疾患別リハビリテーションを同一日に行った場合は、疾患別リハビリテーションの所定点数の他に、消炎鎮痛等処置等のいずれか1部位を算定できること。

なお、この場合、疾患別リハビリテーションの所定点数を算定することなく、消炎鎮痛等処置等を合計で3部位まで算定することとして差し支えないこと。

② 「湿布処置」、肛門処置及び疾患別リハビリテーションを同一日に行った場合は、「湿布処置」の1部位又は肛門処置のいずれかの所定点数と疾患別リハビリテーションの所定点数を算定できること。

③ 「湿布処置」、肛門処置及び疾患別リハビリテーションの他、消炎鎮痛等処置等を同一日に行った場合は、疾患別リハビリテーションの所定点数と「湿布処置」の1部位又は肛門処置のいずれかの所定点数の他に、消炎鎮痛等処置等のいずれか1部位を算定できる。

なお、この場合、疾患別リハビリテーションの所定点数を算定することなく、「湿布処置」又は肛門処置の所定点数の他に、消炎鎮痛等処置等のうち計2部位まで算定することとして差し支えないこと。

また、疾患別リハビリテーションと「湿布処置」又は肛門処置の所定点数を算定することなく、消炎鎮痛等処置等を合計で3部位まで算定することとして差し支えないこと。

14 病衣貸与料 1日につき7点

入院患者に対し、医療機関が病衣を貸与した場合に算定できるものとする。

15 入院時食事療養費

入院時の食事に係る療養の給付に要する費用については、平成18年3月6日厚生労働省告示第99号別表食事療養及び生活療養の費用額

算定表の第1 食事療養に定める金額の1.2倍により算定する。

なお、10円未満の端数については四捨五入すること。

16 治療用装具 労災保険の保険給付の例による。

17 四肢又は頭部・頸部・躯幹固定用伸縮性包帯

四肢又は頭部・頸部・躯幹固定用伸縮性包帯を特定保険医療材料として算定できるものとする。

算定額は、実際に医療機関が購入した価格を10円で除し、12円を乗じた額とする。

なお、健康保険における腰部、胸部又は頸部固定帯加算(170点)について、170点を超える腰部、胸部又は頸部固定帯を使用した場合は、実費相当額(購入価格を10円で除して得た点数)で算定して差し支えない。

18 救急医療管理加算

初診の傷病者について救急医療を行った場合には、次の金額を算定することができるものとする。

入院 6,000円

入院外 1,200円

ただし、この算定は同一傷病につき1回限り(初診時)とする。

なお、入院については初診に引き続き入院している場合は7日間を限度に算定できるものとする。

また、健保点数表における「救急医療管理加算」と重複して算定することはできない。

19 労災治療計画加算

収容施設を有する診療所及び病院において、入院の際に医師、看護師、その他関係職種が共同して総合的な治療計画を策定し、医師が入院後7日以内に所定の様式等により傷病名及び傷病の部位、症状、治療計画、検査内容及び日程、手術内容及び日程、推定される入院期間、入院

中の注意事項、退院時において見込まれる回復の程度等について交付して説明を行った場合、1回の入院につき1回限り100点を入院基本料又は特定入院料に加算することができる。

また、入院が予定されている傷病者に対し、外来において治療計画を策定し、所定の様式等による説明を行った場合は、入院初日に当該加算を算定する。

なお、医師の病名等の説明に対して理解できないと認められる傷病者(例えば、意識障害者等)については、その家族等に対して行った場合に算定できる。

ただし、入院基本料の入院期間の計算上、起算日が変わらないものとして取り扱われる再入院については、当該加算の算定はできない。

20 訪問看護に係る療養費

指定訪問看護事業者に係る療養の給付に要する費用については、平成20年3月5日厚生労働省告示第67号(最終改定:平成26年3月5日)別表訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法により算定するものとする。

21 リハビリテーション

(1) 疾患別リハビリテーションについては、健保点数表のリハビリテーションの通則1にかかわらず、次の点数で算定することができるものとする。

① 心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)
(1単位) 250点

② 心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅱ)
(1単位) 105点

③ 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)
(1単位) 250点

④ 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)
(1単位) 200点

⑤ 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)
(1単位) 100点

⑥ 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)

- (1単位) 185点
- ⑦ 運動器リハビリテーション料(Ⅱ)
(1単位) 180点
- ⑧ 運動器リハビリテーション料(Ⅲ)
(1単位) 85点
- ⑨ 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
(1単位) 180点
- ⑩ 呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ)
(1単位) 85点
- (2) 疾患別リハビリテーションについては、リハビリテーションの必要性及び効果が認められるものについては、疾患別リハビリテーション料の各規定の注1のただし書にかかわらず、健保点数表に定める標準的算定日数を超えて算定できることとし、健保点数表の疾患別リハビリテーション料の各規定の注4及び注5(注5は脳血管疾患等リハビリテーション料及び運動器リハビリテーション料に限る。)については、適用しないものとする。
- (3) 入院中の傷病者に対し、訓練室以外の病棟等において早期歩行、ADLの自立等を目的とした疾患別リハビリテーション料(Ⅰ)を算定すべきリハビリテーションを行った場合は、ADL加算として1単位につき30点を所定点数に加算して算定できるものとする。
- (4) 健保点数表の疾患別リハビリテーション料の各規定における早期リハビリテーション加算及び初期加算については、健保点数表に準じるものとする。

なお、傷病にかかわらず、標準的算定日数を超えて疾患別リハビリテーションを継続して行う場合は、支払請求書の様式等に関する規程(昭和49年基金規程第3号)に定める別記様式第4号の1号紙診療費請求明細書(病院・診療所用)(以下「診療費請求明細書」という。)の摘要欄に標準的算定日数を超えて行うべき医学的所見等を記載することとする。

ただし、労災リハビリテーション評価計画書を診療費請求明細書に添付して提出している場合には、診療費請求明細書の摘要欄に標準的算定日数を超えて行うべき医学的所見等を記載する必要はないこととする。

22 職業復帰訪問指導料

精神疾患を主たる傷病とする場合

1日につき 760点

その他の疾患の場合

1日につき 570点

- (1) 入院期間が1月を超えると見込まれる傷病者が職業復帰を予定している事業場に対し、医師又は医師の指示を受けた看護職員(看護師及び准看護師。以下同じ。)、理学療法士若しくは作業療法士(以下「医師等」という。)が傷病者の職場を訪問し、当該職場の事業主に対して、職業復帰のために必要な指導を行い、診療録に当該指導内容の要点を記載した場合に、当該入院中及び退院後の通院中に合わせて3回(入院期間が6月を超えると見込まれる傷病者にあつては、当該入院中及び退院後の通院中に合わせて6回)に限り算定できるものとする。
- (2) 医師等のうち異なる職種の者2人以上が共同して又は医師等がソーシャルワーカー(社会福祉士又は精神保健福祉士に限る。以下同じ。)と一緒に訪問指導を行った場合は、380点を所定点数に加算して算定できるものとする。
- (3) 精神疾患を主たる傷病とする場合にあつては、医師等に精神保健福祉士を含むものとする。

23 精神科職場復帰支援加算 200点

精神科を受診中の者に、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア、精神科ナイト・ケア、精神科デイ・ナイト・ケア、精神科作業療法、通院集団精神療法を実施した場合であつて、当該患者のプログラムに職場復帰支援のプログラ

ムが含まれている場合に、週に1回算定できるものとする。

24 石綿疾患療養管理料 225点

石綿関連疾患(肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚に限る。)について、診療計画に基づく受診、検査の指示又は服薬、運動、栄養、疼痛等の療養上の管理を行った場合に月2回に限り算定できるものとする。

25 石綿疾患公務災害請求指導料 450点

石綿関連疾患(肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚に限る。)の診断を行った上で、傷病者に対する石綿ばく露に関する職歴の問診を実施し、公務による石綿ばく露が疑われる場合に公務災害請求の勧奨を行い、現に診療費請求明細書(病院・診療所用)が提出された場合に、1回に限り算定できるものとする。

26 リハビリテーション情報提供加算 200点

健保点数表の診療情報提供料が算定される場合であって、医師又は医師の指揮管理のもと理学療法士若しくは作業療法士が作成した職場復帰に向けた労災リハビリテーション実施計画書(転院までの実施結果を付記したもの又は添付したものに限る。)を、傷病者の同意を得て添付した場合に算定できるものとする。

27 術中透視装置使用加算 220点

(1) 「大腿骨」、「下腿骨」、「踵骨」、「上腕骨」、「前腕骨」及び「舟状骨」の骨折観血的手術又は骨折経皮的鋼線刺入固定術において、術中透視装置を使用した場合に算定できるものとする。

(2) 「脊椎」の経皮的椎体形成術において、術中透視装置を使用した場合にも算定できるものとする。

28 頸椎固定用シーネ、鎖骨固定帯及び膝・足関節の創部固定帯

医師の診察に基づき、頸椎固定用シーネ、鎖骨固定帯及び膝・足関節の創部固定帯の使用が必要と認める場合に、実際に医療機関が購入し

た価格を10円で除し、12円を乗じた額を算定できるものとする。

29 職場復帰支援・療養指導料

精神疾患を主たる傷病とする場合

月1回 560点

その他の疾患の場合

月1回 420点

(1) 傷病者(入院治療後通院療養を継続しながら就労が可能と医師が認める者又は入院治療を伴わず通院療養を3か月以上継続している者で就労が可能と医師が認める者。下記(2)から(4)において同じ。)に対し、当該傷病者の主治医又はその指示を受けた看護職員、理学療法士、作業療法士若しくはソーシャルワーカーが、就労に当たっての療養上必要な指導事項及び就労上必要な指導事項を記載した「指導管理箋」を当該傷病者に交付し、職場復帰のために必要な説明及び指導を行った場合に算定できるものとする。

(2) 傷病者の主治医が、当該傷病者の同意を得て、所属事業場の産業医(主治医が当該労働者の所属事業場の産業医を兼ねている場合を除く。)に対して文書をもって情報提供した場合についても算定できる。

(3) 傷病者の主治医又はその指示を受けた看護職員、理学療法士、作業療法士若しくはソーシャルワーカーが、当該傷病者の同意を得て、当該医療機関等に赴いた当該傷病者の所属事業場の事業主と面談の上、職場復帰のために必要な説明及び指導を行い、診療録に当該指導内容の要点を記載した場合についても算定できる。

(4) 上記(1)~(3)の算定は、同一傷病者につき、それぞれ3回を限度(慢性的な疾病を主病とする者で現に就労しているものについては、医師が必要と認める期間)とする。

30 診断書料 5,000円

補償の実施上必要な診断書の交付に係る費用

に限る。

II 保険薬局に係る療養に要する費用の算定基準

保険薬局に係る療養に要する費用は、診療報酬の算定方法別表第三調剤報酬点数表の所定点数に1点の単価10円を乗じて得た額とする。

III 柔道整復師の施術に要する費用の算定基準

柔道整復師の施術に要する費用は、次の各号に定めるところにより算定した額の範囲内とする。

1 初検料 2,475円

当該施術所が表示する施術時間以外の時間において初検を行った場合は、所定金額に650円を加算する。

ただし、午後10時から午前6時までの間の初検料については、所定金額に3,740円を、また、休日において初検を行った場合には1,870円を、所定金額にそれぞれ加算する。

2 初検時相談支援料 100円

(1) 初検時において、傷病者に対し、次の①及び②を行った場合に初検時相談支援料を算定する。

① 職業復帰に向けた施術内容、施術期間、職業復帰見込時期及び就労に当たっての励行・禁止事項をきめ細やかに説明し、その旨施術録に記載する。

② 施術に伴う日常生活で留意すべき事項等をきめ細やかに説明し、その旨施術録に記載する。

(2) 初検料のみ算定した場合においては、初検時相談支援料を算定できないものとする。

なお、①又は②のみを行った場合には、初検時相談支援料を算定できないものとし、②の「施術に伴う日常生活で留意すべき事項等」とは、具体的には次のとおりである。

a 日常生活動作上の励行・禁止事項等

b 傷病の状態

c その他柔道整復師が必要と認めた事項

3 往療料 2,230円

(1) 往療距離が片道2キロメートルを超え8キロメートルまでの場合については、2キロメートル又はその端数を増すごとに所定金額に960円を加算し、片道8キロメートルを超えた場合については、一律2,880円を加算する。

(2) 夜間(午後10時から午前6時までの間を除く。)往療については、所定金額(前記(1)の加算金額を含む。)の100分の100に相当する金額を加算する。

(3) 午後10時から午前6時までの間、難路又は暴風雨時若しくは暴風雪時の往療については、所定金額(前記(1)の加算金額を含む。)のそれぞれ100分の200に相当する金額を加算する。

(4) 2戸以上の患家に対して引き続いて往療した場合の往療順位第2位以下の患家に対する往療距離の計算は、当該施術所の所在地を起点とせず、それぞれ先順位の患家の所在地を起点とする。

4 再検料 375円

(1) 再検料の算定は、初検料を算定した月においては1回、翌月以降は1か月2回を限度とする。

(2) 再検料の算定は、初検料を算定した月の翌々月を限度とする。

5 整復料、固定料、施療料及び後療料

骨折等における整復料、固定料、施療料及び後療料は、次の区分のとおりとする。

部 位	整復（固定・治療）	後療科	備 考
骨折（整復料）	大 腿 骨	10,800円	760円
	上腕骨・ 下 腿 骨	10,800	
	鎖 骨	4,920	
	前 腕 骨	10,800	
	肋 骨	4,920	
	手根骨・ 手足根骨・ 中手骨・ 中足骨・ 中指（手・ 足）骨	4,920	
不全骨折（固定料）	骨 盤	8,640	640
	胸 骨・ 肋 骨・ 鎖 骨	3,600	
	大 腿 骨	8,640	
	下 腿 骨・ 上 腕 骨・ 前 腕 骨・ 膝 蓋 骨	6,600	
	手根骨・ 手足根骨・ 中手骨・ 中足骨・ 中指（手・ 足）骨	3,360	
	股 関 節	8,400	
脱臼（整復料）	肩 関 節	7,440	640
	肘 関 節・ 膝 関 節	3,360	
	顎 関 節	2,160	
	手 関 節・ 足 関 節・ 指（手・ 足）関 節	3,360	

部 位	整復（固定・治療）	後療科	備 考
打撲及び捻挫（治療料）	910	615	<p>1 不全脱臼は、準捻挫の部に準ずる。筋、腱の断裂（いわゆる肉ばなれを伴う場合もあ）は、打撲及び捻挫に準ずる。</p> <p>2 手の指の打撲・捻挫の施療料及び後療料は、指1本の場合に所定料金を2倍し、指2本の場合に所定料金を3倍し、指3本の場合に所定料金を4倍し、指4本以上の場合に所定料金を4倍する。</p> <p>3 施術料は、別紙に掲げる部位を単位として算定する。</p>

備考 後療において強直緩解等のため、温罨法を併施した場合は、骨折又は不全骨折の場合にあっては、その受傷した日から起算して7日間を除き、脱臼、打撲、不全脱臼又は捻挫の場合にあっては、その受傷した日から起算して5日間を除き、1回につき95円を加算する。

(別紙)

打	撲	捻	挫
頭	部	頸	部
顔	面	部	肩 関 節
頸	部	肘	関 節
胸	部	手	関 節
背部（肩部を含む。）		中 手 指・指	関 節
上	腕	部	腰
肘	部	股	関 節
前	腕	部	膝
			関 節

手 根・ 中 手 部	足 関 節
指 部	中 足 趾・ 趾 関 節
腰 臀 部	
大 腿 部	
膝 部	
下 腿 部	
足 根・ 中 足 部	
趾 部	

6 指導管理料 1回につき 680円

傷病者の日常生活動作訓練及び機能回復訓練(矯正のための訓練、筋力増強訓練等)の指導管理を行った場合には、1週間に1回程度、1か月(暦月)に5回を限度とし、後療時に算定できるものとする。

7 運動療法料 1回につき 340円

傷病者の負傷部位を固定後、固定患部の機能回復を目的とし、各種運動器具を使用して運動療法を行った場合に算定できるものとし、その算定方法は、次のとおりとする。

- (1) 1週間に1回程度、1か月(暦月)に5回を限度とし、後療時に算定できる。
- (2) 1日における運動療法料は、部位、回数に関係なく1日340円とし、20分以上運動療法を行うこと。

8 電気光線療法料 1回につき 550円

柔道整復師が施術効果を促進させるため、柔道整復業務の範囲内において保健衛生上人体に害のない電気光線器具を使用した場合に算定できる。

ただし、1日に2回以上又は2種類以上の電気光線療法を行っても1回として算定されるものであること。

9 レントゲン診断料 健保点数表(医科に限る。)に定める点数による。

柔道整復師が施術を行うにあたり、レントゲン診断が行われた場合は、柔道整復師の施術に関する適法に行われたレントゲン診断であって、照射(撮影を含む。)が、診療エックス線

技師の資格を有する柔道整復師によって行われた場合に限り算定できるものであること。

- 10 宿泊料及び食事料 宿泊料 1日につき 1,400円
- 食事料 1食につき 470円

柔道整復師の施術所に通院することが極めて困難な症状にある者が、柔道整復師の施術を受けるために当該施術所に宿泊した場合に限り算定できるものであること。

11 特別措置料金

整復等の施術上、特別に材料を必要とした場合は、特別措置料金として、次の額が算定できる。

区 分	特別材料費	包帯交換料	合計
骨折・不全骨折・脱臼	1,620円	720円	2,340円
捻挫・打撲	970円	360円	1,330円

(1) 特別材料費は、1負傷部位について整復(固定・施療)を行う際に特別材料(金属副子等)を必要とし、これを使用した場合に1回に限り算定できる。

(2) 包帯交換料は、1負傷部位について初回の包帯交換時に1回算定できるほか、初検日から起算して、1週間以内の包帯交換について1回、1週間を超え2週間以内の包帯交換について1回、2週間を超え3週間以内の包帯交換について1回、3週間を超え4週間以内の包帯交換について1回、4週間を超えての包帯交換について1回、それぞれ算定できるものとする。

したがって、包帯交換料は施療期間が4週間を超えている場合には、最高6回まで算定できるものであること。

12 冷罨療法料 1回につき 100円

受傷当時より冷罨法を行った場合に限り算定できる。

ただし、同一日において、温罨療法料と重複し

て算定することはできない。

13 施術情報提供料 1,000円

骨折、不全骨折又は脱臼に係る応急施術を行った後に、医療機関に対して施術の状況を示す文書を添えて患者の紹介を行った場合に限り算定できる。

IV はり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準

はり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用は、次の各号に定めるところにより算定した額の範囲とする。

1 支給対象

(1) はり・きゅうの場合

① 公務による傷病の治療効果がもはや期待できないと医学的に認められるものであって、その傷病の後遺症状としての疼痛、シビレ及び麻痺等の改善が期待し得るものとして、医師(当該傷病に対する治療に当たっていた主治医をいう。以下同じ。)が、はり・きゅうの施術を行うことを必要と認めて診断書を交付したのものについて支給の対象とする。

② 傷病の個々の症例によっては、一般医療(主として理学療法をいう。以下同じ。)と、はり・きゅうの施術を併せて行うことにより運動機能等の回復が期待し得るものとして、医師が、はり・きゅうの施術を行うことを必要と認めて治療目的を明記した診断書によって指示を与えた場合は、支給の対象とする。

(2) マッサージの場合

医師が、医療上マッサージの施術を行うことを必要と認め、診断書を交付したものについて、支給の対象とする。

2 施術期間

(1) はり・きゅうの場合

① 施術期間は、初療の日から9か月を限度とする。

ただし、初療の日から6か月を経過したものについては、改めて診断書を必要とする。

② 初療の日から9か月を経過した時点において、はり師又はきゅう師に意見書及び症状経過表の提出を求め、更に医師に対しはり・きゅうの施術効果について診断・意見を求め、その結果、施術効果がなお期待し得ると認めるときは、更に3か月(初療の日から12か月)を限度に延長することができる。

(2) マッサージの場合

施術期間は、医療上マッサージを必要とする期間とする。

ただし、この場合は、6か月を超えるときは、改めて3か月ごとに診断書を必要とする。

3 施術料金

(1) 初検料 2,810円

当該施術所が表示する施術時間以外の時間において初検を行った場合は、所定金額に650円を加算する。

ただし、休日において初検を行った場合は、所定金額に1,870円を加算する。

(2) 往療料 2,160円

① 往療距離が片道2キロメートルを超え8キロメートルまでの場合については、2キロメートル又はその端数を増すごとに所定金額に960円を加算し、片道8キロメートルを超えた場合については、一律2,880円を加算する。

② 夜間往療については所定金額(①による加算金額を含む。)の100分の100に相当する金額を加算する。

③ 2戸以上の患家に対して引き続いて往療した場合の往療順位第2位以下の患家に対する往療距離の計算は、当該施術所の所在地を起点せず、それぞれ先順位の患家の所在地を起点とする。

(3) 施術料

① はり・きゅう

a 1術の場合

1日1回限り 2,600円

b 2術(はり・きゅう併用)の場合

1日1回限り 3,960円

傷病部位が2以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合には、所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。

② マッサージ

a マッサージを行った場合

1日1回限り 2,600円

特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ(結合織マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ(胃、腸、肝、心等))を行った場合には、所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。

b 温罨法を併施した場合

1回につき 100円加算

c 変形徒手矯正術を行った場合

1肢につき 565円

③ はり又はきゅうとマッサージの併用の場合 1日1回限り 3,960円

傷病部位が2以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合及び特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ(結合織マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ(胃、腸、肝、心等))を行った場合には所定金額の100分の20に相当する金額を加算する。

4 電気・光線器具による療法

1日1回限り 550円加算

あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師が傷病者の施術に当たって、その施術効果を促進するため、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の業務の範囲内において電気・

光線器具(あん摩マッサージ指圧師にあつては超音波(若しくは極超短波)又は低周波、はり師及びきゅう師にあつては、電気鍼又は電気温灸器及び電気光線器具に限る。)を使用した場合に算定する。

ただし、1日に2回以上又は2種類以上の電気・光線器具を使用しても1回として算定する。

5 担当方針

施術所の開設者又は施術者は、次に掲げる方針により施術を担当するものとする。

(1) 施術は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第1条の規定による免許を受けた者が行うものであること。

(2) 施術は、療養上妥当適切なものでなければならないこと。

(3) 施術に当たっては、常に傷病者の心身の状態を観察し、心理的効果を挙げることができるよう適切な指導をしなければならないこと。

V 付添看護に要する費用の算定基準

付添看護に要する費用は、次の各号に定めるところにより算定した額の範囲内とする。

1 特別看護

特別看護とは、傷病者が医療機関において入院療養を受ける際に、当該医療機関の看護を担当する者による看護以外に、その症状等から判断して医師が治療上必要と認め、看護を担当する者(以下「看護担当者」という。)を外部から求める場合の看護をいう。

なお、看護の支給の対象となるのは、傷病者の症状等から判断し、療養上必要とされる期間中に行われるものに限られるものであり、また、単に傷病者の不自由又は不便等を補うために行われるものは支給の対象とはならない。

2 看護の支給の基準等

(1) 看護の支給の基準について

支給の対象となる特別看護は、次の①及び

④の要件を満たす医療機関において入院療養中の傷病者が、②の支給要件に該当し、かつ、③の看護形態等による看護を受けた場合の看護とする。

① 対象医療機関

対象となる医療機関(以下「特別看護病院等」という。)は、入院基本料の届出をした医療機関とする。

② 支給要件

特別看護は、次のa～dのいずれかに該当するものであって、神経系統、精神又は胸腹部臓器の傷病により療養しており、その症状の程度が傷病等級第1級の1又は2に相当する者に支給する。

a 傷病者の病状が重篤であって、絶対安静を必要とし、医師又は看護師が常時監視を要し、随時適切な処置を講ずる必要がある場合

b 傷病者の病状は必ずしも重篤ではないが、手術等により比較的長期間にわたり医師又は看護師が常時監視を要し、随時適切な処置を講ずる必要がある場合

c 傷病者の病状から判断し、常態として体位変換又は床上起座が禁止されているか、又は不可能な場合

d 傷病者の病状から判断し、食事・用便とも併じ得ないため常態として介助が必要である場合

③ 看護形態

a 看護担当者数については、上記②の支給要件に該当する傷病者(以下「対象傷病者」という。)2人につき看護担当者1人の割合(傷病者数を2で除した場合に生じた端数については切り上げるものとする。ただし、健康保険における入院基本料の看護配置が7対1、10対1又は13対1の病院においてはこれを切り捨てるものとする。)で認めることがで

きるものとする。

なお、対象傷病者が親族、友人による看護を受ける場合は、当該傷病者を除いた対象傷病者2人につき看護担当者1人の割合(対象傷病者数を2で除した数に端数が生じた場合はこれを切り上げるものとする。)で認めるものとする。

b 看護形態については、傷病者の症状に応じ医師の判断によるものとする。

④ 入院患者数

特別看護病院等は、対象傷病者を常時2人以上収容していること。

この場合において、「常時2人以上収容する」とは、当該医療機関において対象傷病者を月間の実数で2人以上収容していることを常態とするものであること。したがって、対象傷病者が月間の実数で2人未満となった場合には、当該月以降は当該特別看護病院等に入院療養する対象傷病者には特別看護は認められない。

ただし、従来から特別看護を認めていた対象傷病者については、当該月以降1年間に限り、引き続き特別看護を認めて差し支えないものとするが、2人未満となって1年を経過したときは、当該対象傷病者についても特別看護は認められなくなるものであり、この旨を対象傷病者、特別看護病院等に十分説明し、その周知を図ること。

(2) 看護担当者について

① 看護担当者は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)に基づく保健師、助産師、看護師又は准看護師のいずれかの免許を有するもの(以下「看護資格者」という。)とする。

ただし、看護資格者を求めることができないと認められる場合において、看護資格者以外の者(以下「看護補助者」という。)が当該医療機関の主治医又は看護婦の指揮

を受けて看護の補助を行うときには、当該看護補助者を看護資格者に準じて取り扱うものとする。

② 傷病者と親族又は友人関係にある者によって当該傷病者が受けた看護は、支給の対象として認められないが、緊急その他やむを得ない事由により前記①の一般の看護担当者を求めることが出来ない場合に限り、これらの者による看護についても支給の対象とする。ただし、この看護は看護担当者1人が傷病者1人を担当する看護(1人付看護)の場合についてのみ認めるものとする。

(3) 看護費用の範囲について

① 看護に係る費用のうち支給の対象となるのは、看護料、受付手数料、紹介手数料及び次の④で定める看護担当者の往復旅費とする。

② 看護料には、看護担当者の食事料、寝具料等看護に必要な一切の費用を含むものとする。

③ 受付手数料及び紹介手数料は、傷病者が有料職業紹介機関を通じて看護担当者を求めるために当該手数料を負担した場合に限り支給するものとし、その額は職業安定法施行規則第20条の別表に定める額の範囲において実際に負担した額とする。

④ 看護担当者は、傷病者が入院している医療機関に近い地域において求めるのが原則であるが、やむを得ない事由により当該医療機関より片道、鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートルを超える地域において看護担当者を求めた場合で、かつ、看護担当者の旅費を傷病者が負担した場合に限り、看護担当者の旅費としてその雇入れ期間を通じ1往復の実費(最も経済的な通常の経路及び方法によること。)を支給するものとする。

ただし、看護担当者が傷病者の親族又は友人であるときは、旅費は支給しない。

(4) 看護料の支給基準について

① 看護師による看護

(傷病者1人1日当たりの看護料)

地域区分	1人付看護	2人付看護	3人付看護
1級地から5級地	円 11,540	円 5,770	円 4,650
6級地	10,910	5,460	4,430
その他の地域	10,600	5,300	4,300

② 准看護師による看護

(傷病者1人1日当たりの看護料)

地域区分	1人付看護	2人付看護	3人付看護
1級地から5級地	円 9,810	円 5,430	円 4,650
6級地	9,270	5,170	4,430
その他の地域	9,000	5,010	4,300

③ 看護補助者による看護

(傷病者1人1日当たりの看護料)

地域区分	1人付看護	2人付看護	3人付看護
1級地から5級地	円 8,650	円 5,430	円 4,650
6級地	8,180	5,170	4,430
その他の地域	7,950	5,010	4,300

(注) 上記①、②及び③において、看護担当者が傷病者4人以上を看護した場合の看護担当者1日当たりの看護料は、3人付看護に係る傷病者1日1人当たりの看護料に3を乗じた額を限度とする。

④ 親族又は友人による看護

地域区分	看護料
1級地から5級地	3,930円
6級地	3,720
その他の地域	3,610

(5) 看護料の地域区分について

看護料の地域区分については、看護が行われた医療機関の所在地が該当する地域区分によるものとする。また、地域区分の地域は、

一般職の職員の給与等に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3に基づき人事院規則9-49(地域手当)に定める支給地域及び当該地域に準じる地域(平成26年3月5日付け保医発0305第1号「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添3第8の別紙の人事院規則で定める地域に準じる地域)の区分とする。

(6) 看護料の割増加算について

看護料の加算については、特別看護について認めるものとし、その取扱いは次によるものとする。

- ① 泊り込み看護の場合は、看護料の47パーセントとすること。
- ② せき髄損傷、じん肺症及び頭部外傷の傷病者に対する看護の場合は、看護料の10パーセント増とすること。
- ③ 親族又は友人による看護については、看護料の加算は認められないこと。

3 経過措置

平成18年3月31日において、この通知による改正前の療養費用算定基準細目(以下「旧通知」という。)による一般看護を受けており、引き続き看護が必要な傷病者については、この通知の支給基準等にかかわらず、旧通知の一般看護の基準により支給することとする。

VI 移送に要する費用の算定基準

移送に要する費用は、次の各号に定めるところにより算定した額の範囲内とする。

傷病者が診療等を受けるため電車、バス、車等で医療機関等に赴くために要した費用については、必要と認められる範囲内で、移送費として支給することができる。

1 移送の範囲

(1) 災害現場等から医療機関等への移送

災害現場から医療機関等への傷病者の移送及び療養中の傷病者に入院の必要が生じ、自

宅等から医療機関に収容するための移送

(2) 転医等に伴う移送

- ① 市町村長等の勧告による転医(転地療養又は帰郷療養を含む。)又は、傷病者の診療を行っている医師の指示による転医又は対診のための移送
- ② 傷病者の診療を行っている医師の指示による退院に必要な移送

(3) 通院

- ① 傷病者の住居地又は勤務地と同一の市町村(特別区を含む。以下同じ。)内に存在する当該傷病の診療に適した医療機関等への通院(傷病者の住居地又は勤務地から片道2キロメートル以上の通院に限る。)
- ② 傷病者の住居地若しくは勤務地と同一の市町村内に当該傷病の診療に適した医療機関等が存在しない場合、又は交通事情等の状況から傷病者の住居地若しくは勤務地と同一の市町村に隣接する市町村内の当該傷病の診療に適した医療機関等への通院の方が利便性が高いと認められる場合における傷病者の住居地若しくは勤務地と同一の市町村に隣接する市町村内にある当該傷病の診療に適した医療機関等への通院(傷病者の住居地又は勤務地から片道2キロメートル以上の通院に限る。)
- ③ 傷病者の住居地又は勤務地と同一の市町村内及び傷病者の住居地又は勤務地と同一の市町村に隣接する市町村内に当該傷病の診療に適した医療機関等が存在しない場合における最寄りの当該傷病の診療に適した医療機関等への通院(傷病者の住居地又は勤務地から片道2キロメートル以上の通院に限る。)
- ④ 傷病者の住居地又は勤務地から片道2キロメートル未満の通院であっても、傷病者の傷病の症状の状態からみて、交通機関を利用しなければ通院することが著しく困難

であると認められる場合における当該傷病の診療に適した医療機関等への通院

- ⑤ 市町村長が診療を受けることを勧告した医療機関等への通院

2 費用の範囲

- (1) 移送費として支給する費用は、当該傷病者の傷病の状況等からみて、その移送の方法や程度が一般に必要と認められるもので、傷病者が現実に支出する費用とする。

- (2) 自家用自動車(勤務先等の車両の場合を除く。)を使用して行われた移送費については、当該傷病者の移送に要したと認められる距離(その距離に1キロメートル未満の端数が生じた場合には、切り上げる。)に応じて走行1キロメートルにつき国家公務員等の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)第19条に定める車賃の額(37円)で算定した額とする。

なお、この場合の路程の算定は、当該地域の地理的条件にてらしてみても最も合理的と認められる経路及びキロ数とする。

- (3) 同一の自家用自動車に傷病者が数名で相乗りして移送する場合の移送費は、前記②で算定した額を当該傷病者数で除して得た額とする。

- (4) 医療機関の患者輸送車(やむを得ない場合には病院等の自家用車)を使用した場合の移送費については、社会通念上妥当と認められる範囲で、その実費相当額とする。

- (5) 宿泊料については、特殊な検査等のため遠方の医療機関に移送する場合で、その距離、傷病の症状の程度等からみて宿泊を必要とすると認められるときは、社会通念上妥当と認められる範囲内で、その実費相当額とする。

- (6) 傷病者の移送に従事した付添看護人の日当は、当該地域における看護料の(一般看護)の看護担当者の看護料を基準として計算した額を限度とする。

- (7) 傷病者の移送に従事した付添看護人の宿泊料は、前記(5)の取扱いと同様とする。

- (8) 傷病者の配偶者及び二親等内の血族が移送に従事する場合には、当該親族にかかわる費用のうち、日当は支給しないものとする。

Ⅶ 文書料に要する費用の算定基準

文書料に要する費用は、次表に定めるところによる。

支 給 対 象	支給額
療養補償費内訳書における診療(施術)担当者の証明に要する費用	2,000円
休業補償費内訳書における診療(施術)担当者の休業に関する証明に要する費用	2,000
傷病補償年金の受給権者が障害の程度に変更があった場合に提出する傷病補償年金変更内訳書に添付する「変更後の障害の程度に関する証明書」における医師又は歯科医師の証明に要する費用	4,000
障害補償を請求する場合、障害補償費内訳書に添付する「障害の程度に関する証明書」における医師又は歯科医師の証明に要する費用	4,000
障害補償年金の受給権者が障害の程度に変更があった場合に提出する障害補償費変更内訳書に添付する「変更後の障害の程度に関する証明書」における医師又は歯科医師の証明に要する費用	4,000
介護補償を請求する場合、介護補償費内訳書に添付する障害を有することに伴う日常生活の状態に関する医師又は歯科医師の診断書に要する費用	4,000
療養補償を受けている者の負傷又は疾病が、療養の開始後1年6箇月を経過した日において治っていない場合に、同日後1か月以内に提出する「療養の現状報告書」における医師又は歯科医師の証明に要する費用	4,000
傷病補償年金の受給権者が毎年1回、2月1日から同月末日までの間に提出する「傷病補償年金定期報告書」における医師又は歯科医師の証明に要する費用	4,000
遺族補償年金の受給権者が毎年1回、2月1日から同月末日までの間に提出する「遺族補償年金定期報告書」に添付する障害の状態についての医師の診断書に要する費用	4,000

支給対象	支給額
「年金に関する異動報告書」に添付する傷病補償年金、障害補償年金の受給権者又は遺族補償年金の受給権者若しくは受給資格者の障害の状態についての医師の診断書に要する費用	4,000
被災団員等の扶養親族のうち、重度心身障害者がいる場合の「事故状況等証明書」に添付する当該重度心身障害者の障害の状態についての医師の診断書に要する費用	4,000
被災団員等の死亡の当時障害の状態にあることによって遺族補償年金の受給権者若しくは受給資格者又は遺族補償一時金の受給権者となる者の「遺族補償費内訳書」に添付する障害の状態についての医師の診断書に要する費用	4,000
はり、きゅう及びマッサージの施術に係る診断書に要する費用	3,000
前記に掲げるもの以外に基金が、医師の診断書又は意見書の提出を求めた場合における当該診断書又は意見書に要する費用	5,000

附 記

- この基準のはり、きゅう及びマッサージの施術、付添看護並びに文書料に要する費用のうち、昭和63年9月1日前に補償事由の生じた療養に要する費用等で同年5月1日以後に支払われることとなるものについては、なお従前の例による。
- 「療養に要する費用の算定に関する基準の制定について(昭和49年消基発315号)」及び「自家用自動車による移送に要する費用の取扱いについて(昭和46年消基発464号)」については、廃止する。

附 記

- この改正後の基準は、平成元年5月18日から施行する。
- 改正後の柔道整復師の施術に要する費用の算定基準は、平成元年4月1日以降の施術に係るものから、付添看護に要する費用の算定基準は、平成元年5月1日以降の看護に係るものから、それぞれ適用する。

附 記

- この改正後の基準は、平成2年8月14日から施行する。
- 改正後の診療に要する費用の算定基準は、平成2年5月1日以降の診療に係るものから、柔道整復師の施術に要する費用の算定基準は、平成2年7月1日以降の施術に係るものから、それぞれ適用する。

附 記

改正後の基準は、平成3年5月1日以降の看護に係るものから適用する。

附 記

- この改正後の基準は、平成4年6月16日から施行する。
- 改正後の診療に要する費用の算定基準及び文書料に要する費用の算定基準は、平成4年5月1日以降の診療及び文書料に係るものから、付添看護に要する費用の算定基準は、平成4年6月1日以降の看護に係るものから、それぞれ適用する。

附 記

- この改正後の基準は、平成4年7月30日から施行する。
- 改正後の柔道整復師の施術に要する費用の算定基準は、平成4年7月1日以降の施術に係るものから適用する。

附 記

- この改正後の基準は、平成6年6月21日から施行する。
- 改正後の診療に要する費用の算定基準及び文書料に要する費用の算定基準は、平成6年5月1日以降の診療に係るものから適用する。

附 記

- この改正後の基準は、平成6年7月26日から施行する。
- 改正後の柔道整復師の施術に要する費用の算定基準は、平成6年7月1日以降の施術に係るものから適用する。

附 記

1 この改正後の基準は、平成6年11月24日から施行する。

2 改正後の診療に要する費用の算定基準は、平成6年10月1日から適用する。

附 記

1 この改正後の基準は、平成7年1月12日から施行する。

2 改正後の付添看護に要する費用の算定基準は、平成6年12月1日から適用する。

附 記

1 この基準細目の改正は、平成8年7月9日から施行する。

2 改正後の診療に要する費用の算定基準は、平成8年5月1日(四肢の傷病に係る処置等の加算中手指及び足指に行った当該処置の点数を40点として算定する取扱いの廃止は、平成8年4月1日)以降の診療に係るものから、改正後の文書料に要する費用の算定基準は、平成8年4月1日以降の文書料に係るものから、それぞれ適用する。

附 記

1 この基準細目の改正は、平成8年8月9日から施行する。

2 改正後の柔道整復師の施術に要する費用の算定基準は、平成8年7月1日以降の施術に係るものから適用する。

附 記

1 この基準細目の改正は、平成8年9月26日から施行する。

2 改正後のはり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準は、平成8年9月1日以降の施術に係るものから適用する。

附 記

1 この基準細目の改正は、平成9年6月27日から施行する。

2 改正後の柔道整復師の施術に要する費用の算定基準は、平成9年4月1日以降の施術に係るものから適用する。

附 記

1 この基準細目の改正は、平成10年4月23日から施行する。

2 改正後の診療に要する費用の算定基準は、平成10年4月1日以降の診療に係るものから適用する。

附 記

1 この基準細目の改正は、平成10年6月17日から施行する。

2 改正後の診療に要する費用の算定基準は、平成10年5月1日以降の診療に係るものから適用する。

附 記

1 この基準細目の改正は、平成10年10月13日から施行する。

2 改正後の柔道整復師の施術に要する費用に算定基準並びにはり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準は、平成10年8月1日以降の施術に係るものから適用する。

附 記

1 この基準細目の改正は、平成12年6月20日から施行する。

2 改正後の診療に要する費用の算定基準は、平成12年4月1日以降の診療に係るものから適用する。

附 記

1 この基準細目の改正は、平成12年8月16日から施行する。

2 改正後の診療に要する費用の算定基準、柔道整復師の施術に要する費用の算定基準並びにはり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準は、平成12年7月1日以降の診療及び施術に係るものから適用する。

附 記

この基準細目の改正は、平成14年3月15日から施行する。

附 記

1 この基準細目の改正は、平成14年4月30日

から施行する。

- 2 改正後の診療に要する費用の算定基準及び保健薬局に係る療養に要する費用の算定基準は、平成14年4月1日以降の診療及び保健薬局に係るものから適用する。

附記

- 1 この基準細目の改正は、平成14年8月26日から施行する。
- 2 改正後の柔道整復師の施術に要する費用の算定基準並びにはり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準は、平成14年8月1日以降の施術に係るものから適用する。

附記

- 1 この基準細目の改正は、平成15年10月27日から施行する。
- 2 改正後の診療に要する費用の算定基準は、平成15年9月1日以降の診療に係るものから適用する。

附記

この基準細目の改正は、平成16年4月1日から施行する。

附記

- 1 この基準細目の改正は、平成16年5月28日から施行する。
- 2 改正後の診療に要する費用の算定基準は、平成16年4月1日以降の診療に係るものから適用する。

附記

- 1 改正後の基準細目は、平成18年4月12日から施行する。
- 2 改正後の診療に要する費用の算定基準は、平成18年4月1日以降の診療に係るものから適用する。

附記

- 1 改正後の基準細目は、平成18年8月30日から施行する。
- 2 改正後の柔道整復師の施術に要する費用の算定基準並びにはり・きゅう及びマッサージの施

術に要する費用の算定基準は、平成18年8月1日以降の施術に係るものから適用する。

附記

- 1 改正後の基準細目は、平成20年5月22日から施行する。
- 2 改正後の診療に要する費用の算定基準は、平成20年4月1日以降の診療に係るものから適用する。

附記

- 1 この基準細目の改正は、平成20年9月29日から施行する。
- 2 改正後のはり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準は、平成20年8月1日以降の施術に係るものから適用する。

附記

- 1 改正後の基準細目は、平成20年9月30日から施行する。
- 2 改正後の柔道整復師の施術に要する費用の算定基準は、平成20年9月1日以降の施術に係るものから適用する。

附記

- 1 改正後の基準細目は、平成22年4月16日から施行する。
- 2 改正後の柔道整復師の施術に要する費用の算定基準は、平成22年4月1日以降の施術に係るものから適用する。

附記

- 1 改正後の基準細目は、平成22年9月9日から施行する。
- 2 改正後の柔道整復師の施術に要する費用の算定基準は、平成22年8月1日以降の施術に係るものから適用する。

附記

- 1 改正後の基準細目は、平成27年3月23日から施行する。
- 2 改正後の診療に要する費用の算定基準、柔道整復師の施術に要する費用の算定基準、はり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算

定基準、付添看護に要する費用の算定基準並びに移送に要する費用の算定基準は、平成26年4月1日以降の診療、施術、付添看護及び移送に係るものから適用する。ただし、改正後の診療に要する費用の算定基準のうち診断書料については、平成27年4月1日以後において発生した事故に係る診断書について適用する。

3 平成22年8月1日から平成25年6月30日までの間におけるはり・きゅう及びマッサージの施術については、改正前のはり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準の3の(1)中「2,250円」とあるのは「2,580円」と、同(3)の②のc中「530円」とあるのは「535円」とし、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における柔道整復師の施術につ

いては、改正前の柔道整復師の施術に要する費用の算定基準の1中「2,250円」とあるのは「2,360円」と、同4中「320円」とあるのは「350円」とし、当該期間におけるはり・きゅう及びマッサージの施術については、改正前のはり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準の3の(1)中「2,250円」とあるのは「2,710円」と、同(3)の①のa中「2,510円」とあるのは「2,550円」と、同b中「3,940円」とあるのは「3,950円」と、同算定基準の3の(3)の②のa中「2,510円」とあるのは「2,550円」と、同b中「90円」とあるのは「95円」と、同c中「535円」とあるのは「555円」と、同算定基準の3の(3)の③中「3,940円」とあるのは「3,950円」とする。

資料12 福祉事業の実施に関する規程の改正

1 福祉事業の実施に関する規程改正一覧表

施行年月日	規程番号	規程名	摘 要
昭和47.10.20	4	福祉施設の実施に関する規程	制定
48. 6.11	73	同 上	旅行費、休養費、奨学援護金の改善
50. 1.10	4	同 上	療養に要する費用の算定基準、補装具、奨学援護金、介護料の改善
50. 3.24	5	同 上	障害特別支給金、遺族特別支給金の新設
50.10.13	14	同 上	遺族特別援護金の新設
51. 3. 8	2	同 上	介護料支給額の引上げ
51. 7. 5	6	同 上	障害特別援護金の新設、補装具の修理・再支給の期間の制限の廃止、奨学援護金支給月額・介護料支給月額の引上げ等
51. 9.16	8	同 上	基準政令の改正（8/20令225）に伴い引用条文を整理
52. 2.23	4	同 上	休養支給対象の拡大、休業援護金支給範囲の拡大と支給額算定方法の改正
52. 8.25	10	同 上	奨学援護金・介護料の支給月額の引上げ、障害特別支給金・遺族特別支給金の引上げ、特別給付金制度の新設等
53. 8.22	3	同 上	外科後処置としての入院時の日当の支給追加、休養の場合の一定条件該当者・介添人に対する日当・旅行費等の支給追加、障害特別支給金・介護料支給月額引上げ等
54. 8.22	3	同 上	就労保育援護金制度の新設、休業援護金支給制限の廃止、介護料の支給月額の引上げ・支給対象の拡大等
55. 7. 5	2	同 上	外科後処置の入院時の日当・休養時の日当の引上げ、奨学援護金支給月額の引上げ、就労保育援護金支給月額の引上げ、介護料の支給月額の引上げ・支給対象の拡大、奨学援護金・就労保育援護金・介護料の支給期月の変更等
56. 1.19	1	同 上	障害特別支給金、遺族特別支給金、障害特別援護金、遺族特別援護金、遺族特別給付金限度額の引上げ等
56. 6. 2	6	同 上	奨学援護金支給月額の引上げと支給対象の拡大、就労保育援護金支給月額の引上げ、特別給付金に係る支給限度額の算定基礎額の引上げ、傷病特別給付金等の額の端数処理方法設定等
56. 9.28	7	同 上	傷病特別支給金制度の創設、介護料支給額の引上げ、傷病特別給付金等の過誤払いによる返還金債権による精算制度導入
57. 3. 5	2	同 上	障害差額特別給付金制度の新設、特殊公務災害が適用された場合の特別給付金支給額の引上げ、遺族特別給付金支給対象の拡大
57. 7.29	4	同 上	アフターケア実施基準の整備
57. 9.30	6	同 上	介護料支給額の引上げ、障害用語の整理
57.12.24	8	同 上	障害特別援護金支給額及び遺族特別援護金支給額引上げ等
58. 4.28	4	同 上	アフターケアの実施の規定の整備、請求書等の様式整備

施行年月日	規程番号	規程名	摘要
昭和59. 6.30	7	福祉施設の実施に関する規程	介護料支給額の引上げ
59.11. 1	11	同 上	請求書の様式整備
60. 4. 2	3	同 上	奨学援護金支給月額・就労保育援護金支給月額の引上げ、請求書の様式整備
60. 6.24	7	同 上	介護料支給額の引上げ
61. 2.13	1	同 上	特別遺族制度の創設（基準政令）に伴い遺族特別給付金の一定期間支給停止措置を設定、基金の実施する福祉施設の目的・種類等の明確化を図るための規定の整備等
61. 6. 2	9	同 上	介護料支給額の引上げ、外科後処置費請求書等の整備
62. 6. 5	2	同 上	介護料支給額の引上げ、障害特別援護金支給額の引上げ、遺族特別援護金支給額の引上げ、特別給付金決定通知書の整備等
63. 1.13	1	同 上	請求書の様式整備
63. 5.31	5	同 上	アフターケアの傷病範囲の拡大、介護料支給額の引上げ、奨学援護金支給額の引上げ、就労保育援護金の支給額の引上げ等
平成元. 5.12	2	同 上	障害特別援護金支給額の引上げ、遺族特別援護金支給額の引上げ、介護料支給額の引上げ
元. 6.30	3	同 上	介護料支給額の引上げ
2. 6. 8	10	同 上	外科後処置及び休養の日当の引上げ、旅行費の引上げ、介護料支給額の引上げ、奨学援護金及び就労保育援護金の支給額の引上げ
3. 5. 8	4	同 上	介護料の引上げ、障害特別援護金の引上げ、遺族特別援護金の引上げ
4. 4.10	2	同 上	介護料の引上げ、奨学援護金及び就労保育援護金の支給額の引上げ
5. 4.12	2	同 上	介護料の引上げ、障害特別援護金の引上げ及び適用範囲の拡大、遺族特別援護金の引上げ
6. 6.29	2	同 上	介護料の引上げ、奨学援護金及び就労保育援護金の支給額の引上げ、外科後処置費等請求書の様式整備
6.11.24	7	同 上	外科後処置の範囲の拡大、請求書の様式整備
7. 4.14	1	同 上	介護料支給額の引上げ、障害特別援護金の支給額の引上げ、遺族特別援護金支給額の引上げ
7. 8.10	2	同 上	「福祉施設」を「福祉事業」に名称変更、在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業及び介護用機器に関する事業の創設、長期家族介護者援護金の創設、請求書等の様式整備
8. 3.29	1	同 上	在宅介護のための住宅に関する事業の創設、身体障害者用自動車に関する事業の創設、奨学援護金の支給額の引上げ、就労保育援護金の支給月額の引上げ、障害特別援護金の支給額の引上げ、遺族補償年金の支給額の引上げ
8. 8.28	3	同 上	身体障害者用自動車に関する事業の支給対象の拡大
9. 4. 1	3	同 上	障害特別援護金の支給額の引上げ、遺族特別援護金の支給額の引上げ、請求書等の様式整備
9. 7.15	8	同 上	義肢等の補装具の支給対象の拡充及びO A化に伴う決定通知書等の様式の整備
10. 4.16	1	同 上	奨学援護金の支給月額の引上げ、就労保育援護金の支給月額の引上げ、障害特別援護金の支給額の引上げ、遺族特別援護金の引上げ

施行年月日	規程番号	規程名	摘要
11. 4.23	6	福祉事業の実施に関する規程	障害特別援護金の支給額の引上げ、遺族特別援護金の支給額の引上げ
11. 9.24	12	同 上	職業能力開発総合大学校の創設及び学校教育法等の改正に伴う奨学援護金の支給対象者の整備
12. 5.11	16	同 上	奨学援護金の支給月額引上げ、就労保育援護金の支給月額引上げ、障害特別援護金の支給額引上げ
14. 3.15	2	同 上	保健婦助産婦看護婦法の一部改正に伴う様式の整備
14. 3.26	3	同 上	奨学援護金の支給月額引上げ、就労保育援護金の支給月額引上げ等
16. 3.31	4	同 上	介護用機器に関する事業の廃止、奨学援護金の支給月額引上げ等
17. 3.29	2	同 上	障害特別援護金の支給額引上げ等
18. 3.31	19	同 上	在宅介護のための住宅に関する事業及び身体障害者用自動車に関する事業の廃止、奨学援護金の支給月額引上げ等
18. 9.29	24	同 上	胸腹部臓器の障害に係るアフターケアの新設 政令改正、省令制定、障害者自立支援法の施行に伴う所要の整備等
19. 7.19	6	同 上	休養に関する事業の廃止、学校教育法の改正に伴う用語の整理等
20. 2.20	1	同 上	学校教育法の改正に伴う用語の整理
20. 9. 4	6	同 上	外科後処置に関する事業の改正
21. 3. 6	2	同 上	休業援護金請求書の「一部休業した日」に関する改正 8時間→7.75時間
24. 4.27	5	同 上	職業能力開発促進法施行規則の改正に伴う所要の整備
25. 3.22	5	同 上	奨学援護金の支給月額引下げ（高校） 「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」に改められたことに伴う改正
27. 5.22	3	同 上	奨学援護金の支給月額引上げ（小学校）

2 現行の規程

○福祉事業の実施に関する規程

(昭和47年10月20日基金規程第4号)

最終改正平成28年3月31日消防基金規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、消防団員等公務災害補償等共済基金業務方法書（以下「業務方法書」という。）第15条の規定に基づき、業務方法書第13条第1項に規定する公務上の災害を受けた消防団員等及びその遺族の福祉に関して必要な事業（以下「福祉事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
(福祉事業の種類)

第2条 消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「基金」という。）は、業務方法書第13条第

1項に規定する次の福祉事業を行う。

- 一 外科後処置に関する事業
- 二 補装具に関する事業
- 三 リハビリテーションに関する事業
- 四 アフターケアに関する事業
- 五 休業援護金の支給
- 六 在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業
- 七 奨学援護金の支給
- 八 就労保育援護金の支給
- 九 傷病特別支給金の支給
- 十 障害特別支給金の支給

- 十一 遺族特別支給金の支給
- 十二 障害特別援護金の支給
- 十三 遺族特別援護金の支給
- 十四 傷病特別給付金の支給
- 十五 障害特別給付金の支給
- 十六 遺族特別給付金の支給
- 十七 障害差額特別給付金の支給
- 十八 長期家族介護者援護金の支給

(外科後処置に関する事業)

第3条 基金は、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成18年総務省令第110号。以下「総務省令」という。）別表第二に定める程度の障害（同表に定める各障害等級の障害に該当しない障害であって、同表に定める各障害等級の障害に相当するものを含む。次条第1項、第5条第1項及び第7条第1項において同じ。）が存する者のうち、義肢装着のための断端部の再手術その他基金が定める処置が必要であると認める者に対し、外科後処置として、基金の指定する施設において、必要な処置を行い、又はその処置に必要な費用を支給する。

2 前項に規定する外科後処置の範囲は、次に掲げるものであって、外科後処置上相当と認められるものとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及び療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

3 第1項に規定する外科後処置が入院等を伴うものである場合には、その入院等の期間1日につき日当を支給する。

4 第1項に規定する外科後処置の費用の額は、前項の規定によるものを除き、療養に要する費

用の算定に関する基準（昭和49年基金規程第2号。以下「療養基準」という。）の範囲内とする。

(補装具に関する事業)

第4条 基金は、総務省令別表第二に定める程度の障害が存する者のうち、補装具を必要とする者に対し、次項に定める補装具を支給し、又はその費用を支給する。

2 前項に規定する補装具は、義肢、装具、義眼、眼鏡、補聴器、人工こう頭、車椅子、収尿器、歩行補助つえ、盲人安全つえ、点字器その他基金が必要と認める補装具とする。

3 前項に掲げる補装具を支給する場合には、次に定めるところによる。

一 義肢は、四肢又は手指若しくは足指の一部又は全部を失った者に対し1障害部位につき2本を支給する。

二 装具は、四肢の一部若しくは全部の用を廃した者又は体幹の機能に障害を残す者に対し、1障害部位につき2個（体幹装具については1個）を支給する。

三 義眼は、一眼又は両眼を失明した者に対し、失明した一眼につき1個を支給する。

四 眼鏡は、一眼若しくは両眼のきよう正視力が0.6以下になった者又はしゆう明、昼盲等の障害を残す者に対し、1個（必要と認める場合は2個）を支給する。

五 補聴器は、一耳又は両耳の聴力が40センチメートル以上離れては普通の話声を解することができないものに対し、1個を支給する。

六 人工こう頭は、言語の機能を廃した者に対し、1個を支給する。

七 車椅子は、両下肢を失い、又はその用を全廃した者で義肢又は装具の使用を不相当とするものに対し、1台を支給する。

八 収尿器は、排尿の機能に障害を残す者に対し、2個を支給する。

九 歩行補助つえは、歩行の機能に障害を残す

者に対し、1本又は1組を支給する。

十 盲人安全つえ又は点字器は、両眼のきょう正視力が0.1以下になった者に対し、それぞれ1本又は1個を支給する。

十一 前各号に掲げる補装具以外の補装具は、基金が定める範囲内で支給する。

4 前項の規定により支給した補装具が、き損し、又は適合しなくなった場合には修理を行い、滅失し、又は修理を適当としなくなった場合には再支給を行う。ただし、修理又は再支給は、そのき損、滅失等が支給を受けた者の故意によって生じた場合は行わない。

5 前2項に規定する補装具の支給、修理又は再支給に要する費用の額は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第76条第2項の規定による補装具の購入又は修理に要する費用の額の基準(当該基準に掲げられていない補装具については、現に要した費用)の範囲内とする。

6 義肢の製作のために要する医師の採型指導料は、前項の額に加えて支給するものとし、その額は療養基準の範囲内とする。

7 補装具の支給、修理又は再支給を受けるために旅行する場合は、第6条の規定により算定した額を旅行費として支給する。

(リハビリテーションに関する事業)

第5条 基金は、総務省令別表第二に定める程度の障害が存する者のうち、社会復帰のために身体的機能の回復等の措置が必要であると認められる者に対し、リハビリテーションとして、基金の指定する施設において、基金が必要と認める措置を行い、又はその措置に必要な費用を支給する。

2 前項に規定するリハビリテーションの範囲は、機能訓練、職業訓練その他相当と認められる訓練とする。

3 第1項に規定するリハビリテーションの費用は、訓練指導料、宿泊料、食事料等必要な経費とし、その額は実費とする。

4 リハビリテーションを受けるために旅行する場合は、第6条の規定により算定した額を旅行費として支給する。

(旅行費)

第6条 第4条第7項及び前条第4項の規定により支給する旅行費は、鉄道賃、船賃、車賃及び宿泊料とし、支給を受ける者の居住地又は滞在地から目的地に至る最も経済的な通常の経路及び方法により、かつ、次に定めるところにより計算した額の範囲内において実費とする。

一 鉄道賃 旅客運賃、急行料金(普通急行列車若しくは準急行列車を運行する路線により片道50キロメートル以上旅行する場合又は特別急行列車を運行する線路により片道100キロメートル以上旅行する場合に限る。以下この号において同じ。)、特別車両料金(旅客運賃の等級を2階級に区分する線路により旅行する場合を除く。)及び座席指定料金(普通急行列車を運行する線路により片道100キロメートル以上旅行する場合に限る。)とし、旅客運賃及び急行料金は、旅客運賃の等級を2階級に区分する線路により旅行する場合にあっては、上位の等級の旅客運賃及び急行料金とする。

二 船賃 旅客運賃、特別船室料金(旅客運賃を2以上の階級に区分する船舶により旅行する場合を除く。)及び座席指定料金とし、旅客運賃は、その等級を3階級に区分する船舶により旅行する場合にあっては中位の等級の旅客運賃、2階級に区分する船舶により旅行する場合にあっては上位の等級の旅客運賃とする。

三 車賃 1キロメートルにつき37円とし、全路程を通算した距離(1キロメートル未満の端数がある場合は、これを切り捨てた距離)により計算する。ただし、障害の程度によりこの額により難しいと認められる場合は、実費額とする。

四 宿泊料 国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第一において甲地方と定められている地域に宿泊する場合は一夜につき8,700円とし、その他の地域に宿泊する場合は1夜につき7,800円とする。

（アフターケアに関する事業）

第7条 基金は、公務上負傷し、又は疾病にかかり、治った者のうち、外傷による脳の器質的損傷を受けた者で総務省令別表第二に定める程度の障害が存するものその他基金が定める者に対し、アフターケアとして、基金の指定する施設において必要な処置を行い、又はその処置に必要な費用を支給する。

2 前項に規定するアフターケアの範囲は、第3条第2項各号に掲げる処置のうち、アフターケアの実施上相当と認められるものとし、その範囲に関して必要な基準は、基金の定めるところによる。

3 第1項に規定するアフターケアの費用の額は、療養基準の範囲内とする。

（休業援護金の支給）

第8条 休業援護金は、休業補償を受ける者その他基金が定める者に対して、1日につき補償基礎額の100分の20を超えない範囲内で基金が定める額を支給する。

（在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業）

第9条 基金は、傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者のうち、現に居宅において介護を受けている者であって、理事長が定める障害を有する者に対し、理事長が定める範囲内で、基金の指定する事業者において介護人を派遣し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜（以下「介護等」という。）を供与し、又はその供与に必要な費用を支給する。ただし、介護等の供与を受け、又はその供与に必要な費用の支給を受ける者は、理事長が定める範囲内で、当該介護等に係る費用の一部

を負担するものとする。

（奨学援護金の支給）

第10条 奨学援護金は、傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる損害補償」という。）の受給権者のうち、次の各号の一に該当する者に対して支給する。

一 障害補償年金の受給権者（総務省令別表第二に定める第1級から第3級までの障害等級に該当する障害がある者に限る。以下次号並びに次条第1項第一号及び第二号において同じ。）のうち、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校（幼稚園を除く。）若しくは同法第124条に定める専修学校（一般課程にあっては、当該課程の程度が高等課程と同等以上であると基金が認めるものに限る。以下同じ。）に在学する者又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項各号に掲げる施設（次項において「公共職業能力開発施設」という。）において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第9条の表に掲げる普通職業訓練（短期課程のものを除く。）又は高度職業訓練（専門短期課程及び応用短期課程のものを除く。）とする。次項第四号において同じ。）を受ける者若しくは同法第27条に定める職業能力開発総合大学校において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則第36条の2に規定する職業訓練とする。次項第4号において同じ。）又は指導員訓練（職業能力開発促進法施行規則第36条の5に規定する長期課程の指導員訓練に限る。次項第四号において同じ。）を受ける者（以下「在学者等」という。）であって学資等の支弁が困難であると認められるもの

二 傷病補償年金の受給権者又は障害補償年金の受給権者のうち、在学者等である子（婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第32条において

同じ。) をしている者及び直系血族又は直系姻族以外の養子(届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。次条及び第32条において同じ。) となっている者を除く。第四号において同じ。) と生計を同じくしている者であって、当該在学者等である子に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの

三 遺族補償年金の受給権者のうち、在学者等であって学資等の支弁が困難であると認められるもの

四 遺族補償年金の受給権者のうち、非常勤消防団員又は非常勤の水防団長若しくは水防団員(以下「非常勤水防団員」という。)の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員の子(当該非常勤消防団員又は当該非常勤水防団員の死亡の当時胎児であった子を含む。)である在学者等と生計を同じくしている者であって、当該在学者等に係る学資等の支弁が困難であると認められるもの

2 奨学援護金の支給額は、次の各号に掲げる在学者等の区分に応じ、在学者等1人につき、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

一 小学校、義務教育学校の前期課程、又は特別支援学校の小学部に在学する者 月額13,000円

二 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在学する者 月額17,000円

三 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校第1学年から第3学年まで、特別支援学校の高等部若しくは専修学校の高等課程若しくは一般課程に在学する者又は公共職業能力開発施設において中学校を卒業した者、中等教育学校の前期課程を修了した者若しくはこれと同等以上の学力を有すると認められる者を対象とする普通課程の普通職業訓

練若しくは職業訓練法施行規則の一部を改正する省令(昭和53年労働省令第37号)附則第2条の規定による専修訓練課程の第一類の普通職業訓練を受ける者 月額16,000円

四 大学、高等専門学校の第4学年、第5学年若しくは専攻科若しくは専修学校の専門課程に在学する者又は公共職業能力開発施設において職業訓練(前号に掲げるものを除く。)を受ける者若しくは職業訓練開発総合大学校において職業訓練又は指導員訓練を受ける者 月額39,000円

3 奨学援護金の支給は、支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月(第1項各号の一に該当する者で、当該各号の一に該当するに至った日の属する月の前月の末日において年金たる損害補償の受給権者となっていたものにあつては、当該各号の一に該当するに至った日の属する月)から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わるものとする。

4 奨学援護金は、これを受けている者にその支給額を変更すべき事実が生じた場合には、その事実が生じた日の属する月の翌月(新たに在学者等となった者が生じたことにより支給額を増額すべき場合又は奨学援護金に係る在学者等について支給額を増額すべき事実が生じた場合にあっては、その事実が生じた日の属する月)からその支給額を改定する。

5 第1項第三号又は第四号に該当する者に係る奨学援護金は、基準政令第8条の4第1項の規定により遺族補償年金の支給が停止されている者に対しては、当該遺族補償年金の支給が停止されている間、支給しない。

6 奨学援護金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれその前月分までを支給する。ただし、奨学援護金を支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の奨学援護金は、支給期月でない月であっても、支給するものとする。

7 奨学援護金に係る在学者等について奨学援護金を支給することが適当でない事情があると認めるときは、その事情が存する期間、当該在学者等に係る奨学援護金を支給しないことができる。

(就労保育援護金の支給)

第11条 就労保育援護金は、年金たる損害補償の受給権者のうち、次の各号の一に該当するものに対して支給する。

一 障害補償年金の受給権者で未就学の子（直系血族又は直系姻族以外の者の養子となっている者を除く。以下この項において同じ。）と生計を同じくしている者のうち、自己の就労のため当該未就学の子を児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所、学校教育法第1条に規定する幼稚園、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園等（以下「保育所等」という。）に預けている者で、保育に係る費用を援護する必要があると認められるもの

二 傷病補償年金の受給権者又は障害補償年金の受給権者で、未就学の子と生計を同じくしている者のうち、自己と生計を同じくしている者の就労のため当該未就学の子を保育所等に預けている者で、保育に係る費用を援護する必要があると認められるもの

三 遺族補償年金の受給権者で非常勤消防団員又は非常勤水防団員の死亡の当時その収入によって生計を維持していた当該非常勤消防団員又は当該非常勤水防団員の未就学の子（当該非常勤消防団員又は当該非常勤水防団員の死亡の当時胎児であった子を含み、次号に該当する者を除く。）と生計を同じくしている者のうち、自己の就労のため当該未就学の子を保育所等に預けている者で、保育に係る費用を援護する必要があると認められるもの

四 遺族補償年金の受給権者で未就学の児童である者のうち、自己と生計を同じくしている者の就労のため保育所等に預けられている者で、保育に係る費用を援護する必要があると認められるもの

2 就労保育援護金の支給額は、保育所等に預けられている者（以下「保育児」という。）1人につき月額12,000円とする。

3 前条第3項から第6項までの規定は、就労保育援護金の支給について準用する。この場合において、前条第3項中「奨学援護金」とあるのは「就労保育援護金」と、「第1項各号」とあるのは「第11条第1項各号」と、同条第4項中「奨学援護金」とあるのは「就労保育援護金」と、「在学者等」とあるのは「保育児」と、同条第5項中「第1項第三号又は第四号」とあるのは「第11条第1項第三号又は第四号」と、「奨学援護金」とあるのは「就労保育援護金」と、同条第6項中「奨学援護金」とあるのは「就労保育援護金」と読み替えるものとする。

(傷病特別支給金の支給)

第12条 傷病特別支給金は、傷病補償年金の受給権者に対し、支給する。

2 傷病特別支給金の支給額は、次の各号に掲げる総務省令別表第一に定める傷病等級の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第1級 114万円

二 第2級 107万円

三 第3級 100万円

(障害特別支給金の支給)

第13条 障害特別支給金は、障害補償の受給権者に対し、支給する。

2 障害特別支給金の支給額は、次の各号に掲げる総務省令別表第二に定める障害等級の区分に応じ、当該各号に定める額（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令335号。以下「基準政令」という。）第6条第8項に規定する障害の程度の加重があっ

た場合にあつては、加重後の障害等級に応ずる次の各号に定める額から加重前の障害等級に応ずる次の各号に定める額を差し引いた額とする。)とする。

- 一 第1級 342万円
- 二 第2級 320万円
- 三 第3級 300万円
- 四 第4級 264万円
- 五 第5級 225万円
- 六 第6級 192万円
- 七 第7級 159万円
- 八 第8級 65万円
- 九 第9級 50万円
- 十 第10級 39万円
- 十一 第11級 29万円
- 十二 第12級 20万円
- 十三 第13級 14万円
- 十四 第14級 8万円

- 3 同一の公務上の負傷又は疾病（以下「同一の傷病」という。）に関し、障害補償を受けることとなった者が、既に傷病特別支給金の支給を受けた場合においては、前項の規定にかかわらず、当該障害補償に係る障害等級の区分に応ずる同項の規定による額（以下この項において「前項の規定による額」という。）が、当該傷病特別支給金に係る傷病等級の区分に応ずる前条第2項の規定による額（以下この項において「前条第2項の規定による額」という。）を超えるときにあつては、障害特別支給金として、当該超える額に相当する額を支給し、前項の規定による額が前条第2項の規定による額以下のときにあつては、障害特別支給金は、支給しない。
（遺族特別支給金の支給）

第14条 遺族特別支給金は、遺族補償年金（基準政令第8条の3第1項後段の規定により支給される遺族補償年金を除く。）又は遺族補償一時金（基準政令第9条の2第二号の規定により支給される遺族補償一時金を除く。）の受給権

者に対し、支給する。

- 2 遺族特別支給金の支給額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 遺族補償年金の受給権者 300万円
 - 二 遺族補償一時金の受給権者で、基準政令第9条第1項第一号、第二号又は第四号に該当するもの 300万円
 - 三 遺族補償一時金の受給権者で基準政令第9条第1項第三号に該当する者のうち、非常勤防団員又は非常勤水防団員の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の三親等内の親族又は総務省令別表第二に定める第7級以上の障害等級の障害に該当する状態にある三親等内の親族 210万円
 - 四 遺族補償一時金の受給権者で、基準政令第9条第1項第三号に該当するもの（前号に掲げる者を除く。） 120万円
- 3 第1項の規定により遺族特別支給金の支給を受けることができる者が2人以上あるときは、遺族特別支給金の支給額は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する額をその人数で除して得た額とする。

（障害特別援護金の支給）

第15条 障害特別援護金は、障害補償の受給権者に対し、支給する。

- 2 障害特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる総務省令別表第二に定める障害等級の区分に応じ、当該各号に定める額（基準政令第6条第8項に規定する障害の程度の加重があつた場合（基金が定める場合を除く。）にあつては、加重後の障害等級に応ずる次の各号に定める額から加重前の障害等級に応ずる次の各号に定める額を差し引いた額とする。）とする。

- 一 第1級 1,540万円
- 二 第2級 1,500万円
- 三 第3級 1,460万円
- 四 第4級 875万円
- 五 第5級 745万円

六	第6級	615万円
七	第7級	485万円
八	第8級	320万円
九	第9級	250万円
十	第10級	195万円
十一	第11級	145万円
十二	第12級	105万円
十三	第13級	75万円
十四	第14級	45万円

(遺族特別援護金の支給)

第16条 遺族特別援護金は、遺族補償年金（基準政令第8条の3第1項後段の規定により支給される遺族補償年金を除く。次項において同じ。）又は遺族補償一時金（基準政令第9条の2第二号の規定により支給される遺族補償一時金を除く。次項において同じ。）の受給権者に対し、支給する。

2 遺族特別援護金の支給額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 遺族補償年金の受給権者 1,860万円
- 二 遺族補償一時金の受給権者で、基準政令第9条第1項第一号、第二号又は第四号に該当するもの 1,860万円
- 三 遺族補償一時金の受給権者で基準政令第9条第1項第三号に該当する者のうち、非常勤消防団員又は非常勤水防団員の死亡の当時18歳未満若しくは55歳以上の三親等内の親族又は総務省令別表第二に定める第7級以上の障害等級の障害に該当する状態にある三親等内の親族 1,302万円
- 四 遺族補償一時金の受給権者で、基準政令第9条第1項第三号に該当するもの（前号に掲げる者を除く。） 744万円

3 第14条第3項の規定は、前項の遺族特別援護金の支給額について準用する。

(傷病特別給付金の支給)

第17条 傷病特別給付金は、傷病補償年金の受給権者に対し、年金として支給する。

2 傷病特別給付金の額は、1年につき、その者に対して支給すべき基準政令第5条の2第2項の規定による傷病補償年金の額（当該傷病補償年金について基準政令第11条の2の規定が適用された場合にあつては、当該傷病補償年金に係る傷病等級に応じ、当該額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額）に100分の20を乗じて得た額とする。ただし、その額は、150万円に、当該傷病補償年金に係る傷病等級に応じ、同項各号に定める倍数を365で除して得た数を乗じて得た額を超えないものとする。

(障害特別給付金の支給)

第18条 障害特別給付金は、障害補償年金の受給権者に対しては、年金として、障害補償一時金の受給権者に対しては、一時金として、それぞれ支給する。

2 障害特別給付金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、その額は、150万円に、当該障害補償に係る障害等級に応じ、基準政令第6条第3項各号及び第4項各号に定める倍数を365で除して得た数を乗じて得た額を超えないものとする。

- 一 障害補償年金の受給権者 1年につき、その者に対して支給すべき基準政令第6条第3項の規定による障害補償年金の額（当該障害補償年金について基準政令第11条の2の規定が適用された場合にあつては、当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、当該額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額）に100分の20を乗じて得た額
- 二 障害補償一時金の受給権者 その者に対して支給すべき基準政令第6条第4項の規定による障害補償一時金の額（当該障害補償一時金について基準政令第11条の2の規定が適用された場合にあつては、当該額に100分の50を乗じて得た額を加算した額）に

100分の20を乗じて得た額

3 基準政令第6条第8項の規定による障害補償の受給権者に係る障害特別給付金の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、加重後の障害等級に応ずる同項の規定による額から当該各号に定める額（その額が、150万円に、加重前の障害等級に応じ、基準政令第6条第3項各号及び第4項各号に定める倍数を365で除して得た数を乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額）を差し引いた額とする。

一 加重後の障害の程度が総務省令別表第二に定める第7級以上の障害等級に該当する場合 加重前の障害の程度が同表に定める第7級以上の障害等級に該当する者であるときはその障害等級に応ずる障害補償年金の額（加重後の障害が基準政令第11条の2に規定する公務上の災害に係るものである場合には、当該額に加重前の障害の程度に応じ同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額）に100分の20を乗じて得た額、加重前の障害の程度が同表に定める第8級以下の障害等級に該当するものであるときはその障害等級に応ずる障害補償一時金の額（加重後の障害が同条に規定する公務上の災害に係るものである場合には、当該額に100分の50を乗じて得た額を加算した額）に100分の20を乗じて得た額を25で除して得た額

二 加重後の障害の程度が総務省令別表第二に定める第8級以下の障害等級に該当する場合 加重前の障害の等級に応ずる障害補償一時金の額（加重後の障害が基準政令第11条の2に規定する公務上の災害に係るものである場合には、当該額に100分の50を乗じて得た額を加算した額）に100分の20を乗じて得た額

（損害補償の制限に関する規定の準用）

第19条 基準政令第12条の規定は、傷病特別支

給金、障害特別支給金、傷病特別給付金及び障害特別給付金の支給について準用する。

（遺族特別給付金の支給）

第20条 遺族特別給付金は、遺族補償年金の受給権者に対しては、年金として、遺族補償一時金の受給権者に対しては、一時金として、それぞれ支給する。

2 遺族特別給付金は、前項に定めるもののほか、遺族補償年金の受給権者が遺族補償年金前払一時金の支給を受けたため基準政令第9条の2第二号の規定に該当しないこととなった者で、当該遺族補償年金の受給権者に当該遺族補償年金前払一時金が支給されなかったものとした場合に同号の規定に該当して遺族補償一時金の受給権者となるものに対し、一時金として支給する。

3 遺族特別給付金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 遺族補償年金の受給権者 1年につき、その者に対して支給すべき基準政令第8条の2第1項の規定による遺族補償年金の額（当該遺族補償年金について基準政令第11条の2の規定が適用された場合にあっては、当該額に100分の50を乗じて得た額を加算した額）に100分の20を乗じて得た額。ただし、その額は、150万円に、当該遺族補償年金の額の算定の基礎となった遺族の人数の区分に応じ、同項各号に規定する補償基礎額に乗すべき数を365で除して得た数を乗じて得た額を超えないものとする。

二 基準政令第9条の2第一号の規定による遺族補償一時金の受給権者 その者に対して支給すべき基準政令第9条の3第1項の規定による遺族補償一時金の額（当該遺族補償一時金について基準政令第11条の2の規定が適用された場合あっては、当該額に100分の50を乗じて得た額を加算した額）に100分の20を乗じて得た額。ただし、その額は、150万円に、当該遺族補償一時金に係る同

項各号に定める倍数を365で除して得た数を乗じて得た額を超えないものとする。

三 基準政令第9条の2第二号の規定による遺族補償一時金の受給権者及び前項の規程による遺族特別給付金を受けることができる者前号の規定による遺族特別給付金の額から、同一の事由につき既に支給された第一号の規定による遺族特別給付金の額の合計額を差し引いた額

4 第14条第3項の規定は、前項の遺族特別給付金の額について準用する。

5 基準政令第8条の4第1項は基準政令附則第2条の2第4項の規定による遺族補償年金の支給が停止されている者に対する遺族の特別給付金は、当該遺族補償年金の支給が停止されている間、支給しない。

(障害差額特別給付金の支給)

第21条 障害差額特別給付金は、障害補償年金差額一時金の受給権者に対し、一時金として支給する。

2 障害差額特別給付金は、前項に定めるもののほか、障害補償年金の受給権者が障害補償年金前払一時金の支給を受けたため障害補償年金差額一時金を受ける権利を有しないこととなった者で、当該障害補償年金の受給権者に当該障害補償年金前払一時金が支給されなかったものとした場合に障害補償年金差額一時金を受ける権利を有することとなるものに対し、一時金として支給する。

3 障害差額特別給付金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 障害補償年金差額一時金の受給権者 障害補償年金一時金に係る障害補償年金に係る障害等級に応じ、基準政令附則第1条の2第1項の表の下欄に掲げる額（当該障害補償年金について基準政令第11条の2の規定が適用された場合にあっては、当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、同表の下欄に掲げる額

に同条に規定する率を乗じて得た額を同表の下欄に掲げる額に加算した額。次項において「障害差額特別給付金限度額」という。）に100分の20を乗じて得た額（その額が、150万円に、当該障害等級に応じ、同表の下欄に掲げる数を365で除して得た数を乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額）から、既に支給された当該障害補償年金に係る障害特別給付金の額の合計額を差し引いた額

二 前項の規定による障害差額特別給付金を受けることができる者 障害補償年金差額一時金が支給されたものとして前号の規定を適用した場合に、同号の規定により計算して得られる額

4 基準政令第6条第8項の規定による障害補償年金の受給権者の死亡により障害差額特別給付金を受けることとなった者の当該障害差額特別給付金の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に100分の20を乗じて得た額（その額が、150万円に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（当該障害補償年金について基準政令第11条の2の規定が適用された場合にあっては、その規定の適用がないものとした場合における当該各号に定める額）を補償基礎額で除した得た数を365で除して得た数を乗じて得た額を超えるときは、当該乗じて得た額）から、既に支給された当該障害補償年金に係る第18条第3項の規定による障害特別給付金の額の合計額を差し引いた額とする。

一 加重前の障害の程度が総務省令別表第二に定める第7級以上の障害等級に 該当する場合 加重後の障害等級に応ずる障害差額特別給付金限度額から、加重前の障害等級に応ずる障害差額特別給付金限度額を差し引いた額

二 加重前の障害の程度が総務省令別表第二に

定める第8級以下の障害等級に該当する場合 加重後の障害等級に応ずる障害差額特別給付金限度額に、当該障害補償年金に係る基準政令第6条第8項の規定による金額を当該障害補償年金に係る加重後の障害等級に応ずる同条第3項の規定による金額（当該障害補償年金について基準政令第11条の2の規定が適用された場合にあつては、当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、同項の規定による金額に同条に規定する率を乗じて得た額を加算した額）で除して得た数を乗じて得た額

5 第14条第3項の規定は、前2項の障害差額特別給付金の額について準用する。

（長期家族介護者援護金の支給）

第22条 長期家族介護者援護金は、傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者のうち、当該傷病補償年金又は当該障害補償年金に係る障害が次の各号の一に該当する者（以下この条において「要介護年金受給権者」という。）が、当該障害に係る傷病補償年金又は障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の翌日から起算して10年を経過した日以後に死亡した場合（その死亡が公務上の災害と認められる場合を除く。）にその遺族に対し、支給する。ただし、要介護年金受給権者の死亡の原因について長期家族介護者援護金を支給することが適当でない事情があると認めるときは、理事長は、長期家族介護者援護金を支給しないことができる。

- 一 せき髄その他神経系統の機能又は精神の著しい障害により、常に介護を要するもの
- 二 胸腹部臓器の機能の著しい障害により、常に介護を要するもの

2 長期家族介護者援護金を受けることができる遺族は、要介護年金受給権者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹のうち、要介護年金受給権者の死亡の当時その収入によって生計を維持していたものであって、生活に困窮していると認められるものとする。ただし、妻（婚

姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）以外の者にあつては、要介護年金受給権者の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

一 夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。第4項及び第5項において同じ。）、父母、祖父母又は兄弟姉妹については、60歳以上であるか、又は総務省令第5条に定める障害の状態（次号において「特定障害状態」という。）にあること。

二 子又は孫については、特定障害状態にあること。

3 長期家族介護者援護金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 第2項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる要件に該当しない要介護年金受給権者の夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹のうち、要介護年金受給権者の死亡の当時その収入によって生計を維持し、かつ、55歳以上60歳未満であつた者であつて、生活に困窮していると認められるものは、当分の間、長期家族介護者援護金を受けることができる遺族とする。

5 前項に規定する遺族の長期家族介護者援護金を受けるべき順位は、第2項に規定する遺族の次の順位とし、前項に規定する遺族のうちにあつては、夫、父母、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

6 長期家族介護者援護金の支給額は、100万円とする。ただし、長期家族介護者援護金の支給を受けることができる者が2人以上あるときは、100万円をその人数で除して得た額とする。

7 要介護年金受給権者を故意に死亡させた者又は要介護年金受給権者の死亡前に、当該要介護

年金受給権者の死亡によって長期家族介護者援護金を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、長期家族介護者援護金を受けることができる遺族としない。

(傷病特別給付金等の額の端数処理)

第23条 傷病特別給付金、年金たる障害特別給付金又は年金たる遺族特別給付金（以下「傷病特別給付金等」という。）の額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。

(傷病特別給付金等の支給期間等)

第24条 基準政令第13条第1項及び第3項の規定は、傷病特別給付金等の支給について準用する。

2 基準政令第5条の2第4項の規定は、傷病特別給付金の支給について、同令第6条第9項の規定は、年金たる障害特別給付金の支給について準用する。

(傷病特別給付金等の支払の調整)

第25条 年金たる遺族特別給付金の支給を停止すべき事由が生じたにもかかわらず、その停止すべき期間の分として年金たる遺族特別給付金が支払われたときは、その支払われた年金たる遺族特別給付金は、その後に支払うべき年金たる遺族特別給付金の内払とみなすことができる。傷病特別給付金等を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた月の翌月以後の分として減額しない額の傷病特別給付金等が支払われた場合における当該傷病特別給付金等の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

2 同一の傷病に関し、傷病特別給付金の支給を受けることができる者が、休業援護金又は障害特別給付金の支給を受けることができることとなり、かつ、当該傷病特別給付金を支給すべき事由が消滅した場合において、その消滅した月

の翌月以後の分として傷病特別給付金が支払われたときは、その支払われた傷病特別給付金は、当該休業援護金又は障害特別給付金の内払とみなす。

3 同一の傷病に関し、休業援護金の支給を受けている者が傷病特別給付金又は障害特別給付金の支給を受けることができることとなり、かつ、当該休業援護金の支給を行わないこととなった場合において、その後も休業援護金が支払われたときは、その支払われた休業援護金は、当該傷病特別給付金又は障害特別給付金の内払とみなす。

(傷病特別給付金等の過誤払による返還金債権への充当等)

第26条 年金たる損害補償の受給権者が死亡したためその支給を受ける権利が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以後の分として当該年金たる損害補償の受給権者に支給される傷病特別給付金等の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき次の各号に掲げるものがあるときは、当該各号に掲げる支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

一 傷病特別給付金等を受けることができる者の死亡に係る損害補償を受ける権利を有する者に支給される遺族特別支給金、遺族特別援護金、遺族特別給付金又は障害差額特別給付金（以下次項において「遺族特別支給金等」という。）

二 過誤払による返還金債権に係る同一の事由による同順位で受けることができる遺族特別給付金

2 前項の規定により、傷病特別給付金等の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき遺族特別支給金等の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当

したときは、次に掲げる事項を記載した書面をもって、遺族特別支給金等を受ける者に通知するものとする。

一 過誤払による返還金債権に係る傷病特別給付金等の種類及び当該過誤払による返還金債権の金額

二 支払うべき遺族特別支給金等の種類、金額及び当該金額のうち前号の金額に充当した金額

(未支給の福祉事業)

第27条 外科後処置、補装具、リハビリテーション、アフターケア、介護等の供与、休業援護金、奨学援護金、就労保育援護金、傷病特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金、障害特別援護金、遺族特別援護金、傷病特別給付金、障害特別給付金、遺族特別給付金、障害差額特別給付金若しくは長期家族介護者援護金又は第6条の規定による旅行費（以下「外科後処置の費用等」という。）の支給を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき外科後処置の費用等でまだその者に支給しなかったもの（以下「未支給の福祉事業」という。）があるときは、その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、非常勤消防団員又は非常勤水防団員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。第30条において同じ。）子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものに、これを支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる給付について当該各号に定める遺族がある場合は、当該各号に掲げる給付に係る未支給の福祉事業は、当該各号に定める遺族に支給する。

一 遺族補償年金の受給権者に支給すべき遺族特別支給金、遺族特別援護金及び遺族特別給付金 遺族補償年金を受けられることができる他の遺族

二 第21条第1項の規定により支給すべき障

害差額特別給付金 障害補償年金 差額一時金を受けられることができる他の遺族

三 第21条第2項の規定により支給すべき障害差額特別給付金 障害補償年金の受給権者が障害補償年金前払一時金を受けたため障害補償年金差額一時金を受けられなくなった他の遺族

3 第1項の規定により未支給の福祉事業を受けべき者の順位は、同項に規定する順序とし、前項の規定により未支給の福祉事業を受けべき者の順位は、同項第一号に掲げる給付に係る未支給の福祉事業については基準政令第8条第3項に規定する順序（基準政令附則第2条の2第2項に規定する遺族にあっては同条第3項に規定する順序）、前項第二号又は第三号に掲げる給付に係る未支給の福祉事業については基準政令附則第1条の2第3項後段に規定する順序とする。

4 未支給の福祉事業を受けられることができる同順位者が2人以上あるときは、その全額をその1人に支給することができるものとし、この場合において、その1人にした支給は全員に対してしたものとみなす。

(福祉事業承認申請書、福祉事業決定通知書等)

第28条 第2条第一号から第四号まで及び第六号に規定する福祉事業を受けようとする者は、別記基金様式第1号による福祉事業承認申請書を、市町村長又は水害予防組合管理者を経由して基金理事長に提出しなければならない。

2 基金理事長は、前項の申請書又は次条第1項に掲げる請求書（次項に定めるものを除く。）を受理したときは、すみやかに承認するかどうかを決定し、申請者又は請求者及び市町村長又は水害予防組合管理者に対して別記基金様式第2号による福祉事業決定通知書、別記基金様式第2号の2による福祉事業費支給決定通知書、別記基金様式第3号による奨学援護金決定通知書又は別記基金様式第4号による就労保育援護

金決定通知書を送付するものとする。

3 基金理事長は、次条第1項第九号から第十一号までに掲げる請求書（傷病特別給付金等に限る。）を受理したときはすみやかに承認するかどうかを決定し、請求者及び市町村長又は水害予防組合管理者に対して別記基金様式第5号による特別給付金（年金）決定通知書を送付するものとする。

4 基金理事長は、傷病特別給付金等の額の改定を行った場合には、当該傷病特別給付金等を受け取る者及び市町村長又は水害予防組合管理者に対して改定後の特別給付金（年金）決定通知書を送付するものとする。

（福祉事業費請求書）

第29条 前条第2項前段の規定により承認を受けた者並びに第2条第五号及び第七号から第十八号までに掲げる福祉事業を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める請求書を、市町村長又は水害予防組合管理者を経由して基金理事長に提出しなければならない。

- 一 外科後処置費請求書 アフターケア費請求書
別記基金様式第6号
- 二 補装具費請求書
別記基金様式第7号
- 三 リハビリテーション費請求書
別記基金様式第8号
- 四 旅行費請求書
別記基金様式第9号
- 五 休業援護金請求書
別記基金様式第10号
- 六 在宅介護を行う介護人の派遣費用請求書
別記基金様式第11号
- 七 奨学援護金請求書
別記基金様式第12号
- 八 就労保育援護金請求書
別記基金様式第13号
- 九 傷病特別支給金請求書 傷病特別給付金請

求書 別記基金様式第14号

十 障害特別支給金請求書 障害特別援護金請求書

障害特別給付金請求書

別記基金様式第15号

十一 遺族特別支給金請求書 遺族特別援護金請求書

遺族特別給付金請求書

別記基金様式第16号

十二 障害差額特別給付金請求書

別記基金様式第17号

十三 長期家族介護者援護金請求書

別記基金様式第18号

2 前項第一号、第三号及び第五号に掲げる請求書は、1月ごとに提出するものとする。

（未支給の福祉事業の請求）

第30条 第27条第1項に規定する未支給の福祉事業を受けようとする者は、別記基金様式第19号による未支給の福祉事業請求書を、市町村長又は水害予防組合管理者を経由して基金理事長に提出しなければならない。

2 第28条第2項の規定は、未支給の福祉事業について準用する。

（定期報告書）

第31条 奨学援護金又は就労保育援護金の支給を受ける者は、毎年1回4月1日から同月末日までの間に、別記基金様式第20号による奨学援護金定期報告書又は別記基金様式第21号による就労保育援護金定期報告書を、市町村長又は水害予防組合管理者を経由して基金理事長に提出しなければならない。

（異動報告書）

第32条 奨学援護金又は就労保育援護金の支給を受ける者（第一号に掲げる事由のうち、死亡したことにより年金たる損害補償を受ける権利が消滅したときは、その者の遺族、第三号に掲げる事由が生じたときは、基準政令第8条の4第1項又は第2項に規定する者）は、次の各号

の一に該当する事由が生じたときは、遅滞なく、別記基金様式第22号による奨学援護金に関する異動報告書又は別記基金様式第23号による就労保育援護金に関する異動報告書を、市町村長又は水害予防組合管理者を経由して基金理事長に提出しなければならない。

- 一 氏名又は住所に変更があったとき。
- 二 第10条第1項各号の一又は第11条第1項各号の一に該当しなくなったとき。
- 三 基準政令第8条の4の規定により遺族補償年金の支給が停止され又はその停止が解除される事由が生じたとき。

2 奨学援護金の支給を受ける者は、当該奨学援護金に係る在学者等について、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、遅滞なく、別記基金様式第22号による奨学援護金に関する異動報告書を、市町村長又は水害予防組合管理者を経由して基金理事長に提出しなければならない。

- 一 氏名、住所、学校等の名称又は学校等の所在地に変更があったとき。
- 二 第10条第1項第四号の規定により奨学援護金の支給を受ける者について、遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合において、同号の規定による在学者等が基準政令第8条の3第1項の規定により当該遺族補償年金を受ける権利を有するに至ったとき。
- 三 在学又は在校しなくなったとき。
- 四 第10条第1項第二号又は第四号に該当する者と生計を同じくしなくなったとき。
- 五 婚姻をしたとき。
- 六 直系血族又は直系姻族以外の者の養子となったとき。
- 七 離縁によって、第10条第1項第二号に掲げる者又は同項第四号の非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員との親族関係が終了したとき。
- 八 高等専門学校第4学年に進級したとき。

九 奨学援護金を支給することが適当でないと認められたことにより奨学援護金が支給されなくなった在学者等について、その事情が消滅したとき。

3 就労保育援護金の支給を受ける者は、当該就労保育援護金に係る保育児について、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、遅滞なく、別記基金様式第23号による就労保育援護金に関する異動報告書を、市町村長又は水害予防組合管理者を経由して基金理事長に提出しなければならない。

- 一 氏名、住所、保育所等の名称又は保育所等の所在地に変更があったとき。
- 二 第11条第1項第三号の規定により就労保育援護金の支給を受ける者について、遺族補償年金を受ける権利が消滅した場合において、同号の規定による保育児が基準政令第8条の3第1項の規定により当該遺族補償年金を受ける権利を有するに至ったとき。
- 三 保育所等に預ける必要がなくなったとき。
- 四 直系血族又は直系姻族以外の養子となったとき。
- 五 離縁によって、第11条第1項第二号に掲げる者又は同項第三号の非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員との親族関係が終了したとき。

(福祉事業記録簿)

第33条 基金理事長は、福祉事業について、別記基金様式第24号から第27号までによる記録簿を備え、所要の事項を記載して整理しなければならない。

(補則)

第34条 この規定に定めるもののほか、基金の福祉事業の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、自治大臣の承認の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。ただし、公務

上の災害を受けた非常勤消防団員又は非常勤水防団員で、この規程の適用の日前に、傷病のなおったものに係るこの規程に基づく外科後処置、休養、

リハビリテーション、補装具及びアフターケアの実施又は支給については、この限りでない。

(承認の日=昭和47年10月20日)

資料13 消防団員等に係る自動車等損害見舞金の支給に関する規程の改正

1 消防団員等に係る自動車等損害見舞金の支給に関する規程の改正一覧表

年 月 日	規程番号	主 な 内 容
平成13.11.27	第1号	制定
15. 3.26	第9号	規程の一部を改正し、「自動車等で出動した場合」を「自動車等を使用し、又は使用させて出動した場合」に改め、自動車等の損害を受けたことにより、当該自動車等に替えて新たに自動車等を購入した場合は、修理費の額又は新規購入の費用の額とのいずれか少ない額を見舞金の対象とした。

2 現行の規程

○ 消防団員等に係る自動車等損害見舞金の支給に関する規程

(平成13年11月27日消防基金規程第1号)

最終改正 平成15年3月26日消防基金規程第9号

(目的)

第1条 この規程は、消防団員等公務災害補償等共済基金業務方法書第15条の規定に基づき、同業務方法書第13条第2項第3号に規定する見舞金の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 消防団員等 非常勤の消防団員並びに非常勤の水防団長及び水防団員をいう。
- (2) 自動車等 消防団員等の所有する自動車又は原動機付自転車（消防団員等の所有する自動車又は原動機付自転車に準ずるものとして消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行規則(昭和32年総理府令第5号)第3条の2で定めるものを含む。)をいう。

(見舞金の支給)

第3条 消防団員等公務災害補償等共済基金（以下「基金」という。）は、自動車等に次の各号に掲げる損害を受けた場合は、消防団員等に対し、見舞金を支給する。

- (1) 災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがあるときに、緊急に自動車等を使用し、又は使用させて出動した場合における往復途上又は駐車中に生じた損害
- (2) 前号に掲げるとき以外の場合で、やむを得ず自動車等を消防団又は水防団（以下「消防団等」という。）の活動に直接使用し、又は使用させた場合（消防団員等が当該消防団等の活動の場所へ集合又は移動することを主たる目的とする場合を除く。）において、当該活動中に生じた損害

(見舞金の適用除外)

第4条 基金は、自動車等の運転者につき次に掲げる事由がある場合には、前条の規定にかかわらず、見舞金を支給しない。

- (1) 自動車等の運転者が、故意により自動車等に損害を与えたこと
- (2) 自動車等の運転者が、自動車等の運転により人（自動車等の運転者及び同乗者を除く。）を死傷させたこと
- (3) 自動車等の運転者が、法令の規定による運転の免許を受けないで（法令の規定により当該免許の効力が停止されている場合を含む。）自動車等を運転していたこと
- (4) 自動車等の運転者が、麻薬、大麻、あへん、覚醒剤又はシンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を

運転していたこと

- (5) 自動車等の運転者が、法令に規定する酒気帯び運転をしていたこと
- (6) 前各号に掲げる事由のほか、自動車等の運転者が、当該自動車等の損害に係る刑事事件に関し公訴を提起されたこと（当該提起された公訴について、無罪の判決又は公訴棄却の判決若しくは決定が確定した場合を除く。）

2 前項に規定する場合のほか、基金は、自動車等に損害を受けた場所が、消防団等の活動に必要な合理的な経路又は場所以外の場所である場合には、前条の規定にかかわらず、見舞金を支給しない。

（見舞金の額）

第5条 見舞金の額は、自動車等を損害を受ける直前の状態に復旧するために必要な次表に掲げる修理費の額（30,000円以上の額とし、損害を受けた自動車等に替えて新たに自動車等を購入する場合にあっては、これに必要な費用の額と修理費の額とのいずれか少ない額とする。）に応じて、同表に掲げる見舞金の額とする。

修理費	見舞金の額
95,000円以上100,000円未満	95,000円
90,000円以上95,000円未満	90,000円
85,000円以上90,000円未満	85,000円
80,000円以上85,000円未満	80,000円
75,000円以上80,000円未満	75,000円
70,000円以上75,000円未満	70,000円
65,000円以上70,000円未満	65,000円
60,000円以上65,000円未満	60,000円
55,000円以上60,000円未満	55,000円
50,000円以上55,000円未満	50,000円
45,000円以上50,000円未満	45,000円
40,000円以上45,000円未満	40,000円
35,000円以上40,000円未満	35,000円
30,000円以上35,000円未満	30,000円

（未支給の見舞金）

第6条 基金は、第3条の規定による見舞金を受けることができる消防団員等が死亡した場合に

において、その死亡した者に支給すべき見舞金でまだその者に支給しなかったもの（以下「未支給の見舞金」という。）があるときは、その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、消防団員等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものに、これを支給する。

2 前項の規定により未支給の見舞金を受けべき者の順位は、同項に規定する順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

3 未支給の見舞金を受けることができる同順位者が二人以上あるときは、その全額をその一人に支給することができるものとし、この場合において、その一人にした支給は全員に対してしたものとみなす。

（調査）

第7条 基金は、見舞金の支給の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、自動車等の損害の発生状況等を実地に調査することができるものとする。

（申請手続）

第8条 第3条に規定する見舞金を受けようとする者又は第6条第1項に規定する未支給の見舞金を受けようとする者は、様式第1号による消防団員等に係る自動車等損害見舞金申請書を市町村長又は水害予防組合管理者を経由して基金理事長に提出するものとする。

（支給の決定、通知及び保留）

第9条 基金理事長は、前条の申請書を受領したときは、すみやかに見舞金を支給するかどうか決定し、申請者及び市町村長又は水害予防組合管理者に対して様式第2号による消防団員等に係る自動車等損害見舞金支給決定通知書を送付するものとする。

2 基金理事長は、見舞金の申請があった場合に

において、当該申請に係る自動車等の運転者が当該自動車等の損害に係る刑事事件に関し公訴を提起されるおそれがある場合には、当該運転者について公訴を提起しない処分があるまで、見舞金の支給の決定を保留することができるものとする。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

資料14 その他主要取扱通知の改正

1 「福祉事業等の取扱いについて」の改正一覧

改正通知 年 月 日	文書記号・ 番 号	主 な 内 容
61. 2 .13	消基発 92	《福祉施設に関する各種通知の統合整備を図り、「福祉施設の取扱いについて」を制定する。》
63. 1 .14	消基発 14	福祉施設費の送金を、代理受領方法から受給者への直接送金（振込み）に改正。
63. 5 .31	消基発 174	「療養」及び「せき髄損傷者等に対するアフターケア」を「アフターケアに関する施設」に統合及びアフターケアの対象範囲に、腰痛者、白内障等の眼疾患患者・慢性のウイルス肝炎者等を追加
63. 9 . 1	消基発 305	福祉施設承認申請書等に係る医師等の証明費用を社会通念上妥当な実費から定額（3,000円、5,000円）に改正
平成 3 . 5 . 8	消基発 153	介護料の申請手続等の規定の整備
6 . 7 . 1	消基発 204	外科後処置費・アフターケア費請求書に係る医師等の証明費用の改正（1,000円→2,000円）
7 . 8 .10	消基発 260	「福祉施設」を「福祉事業」に名称変更したことに伴う規定の整備 在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業、介護用機器に関する事業及び長期家族介護者援護金制度の創設に伴う規定の整備
平成 8 . 3 .29	消基発 97	介護補償の創設による介護料制度の廃止に伴う規定の整備 在宅介護のための住宅に関する事業及び身体障害者用自動車に関する事業の創設に伴う規定の整備 アフターケアの対象範囲に、慢性化膿性骨髄炎を有する者を追加
9 . 7 .15	消基発 264	アフターケアの対象範囲に、心的外傷後ストレス障害者、人工関節・人工骨頭の置換者、大腿骨頸部骨折者等を追加
10. 4 .16	消基発 106	アフターケアの対象範囲に、心・血管り患者、尿路系腫瘍を有する者、熱傷傷病者を追加
10.10.21	消基発 307	補装具（じょくそう予防敷ふとん等）の支給対象者の拡大
11. 4 .23	消基発 116	アフターケアの対象範囲に、脳血管り患者、有機溶剤中毒者、外傷による神経損傷者を追加
12. 5 .11	消基発 119	アフターケアの対象範囲に、精神疾患にり患した者を追加
16. 3 .31	消基発 159	介護用機器に関する事業の廃止に伴う規定の整備
18. 3 .31	消基発 239	奨学援護金（大学生）の引上げ、在宅介護のための住宅に関する事業及び身体障害者用自動車に関する事業の廃止に伴う規定の整備
18.10.23	消基発 577	胸腹部臓器の障害に係るアフターケアの新設 政令改正、省令制定、障害者自立支援法の施行に伴う所要の整備等
19. 7 .19	消基発 304	休養に関する事業の廃止、学校教育法の改正に伴う用語の整理等
20. 2 .20	消基発 52	学校教育法の改正に伴う用語の整理
20. 9 . 4	消基発 330	外科後処置に関する事業の改正
21. 3 . 6	消基発 82	休業援護金請求書の「一部休業した日」に関する改正（8時間→7.75時間）
24. 4 .27	消基発 245	職業能力開発促進法施行規則の改正に伴う所要の整備 奨学援護金の支給月額引下げ（高校）
25. 3 .22	消基発 240	「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」に改められたことに伴う改正
27. 5 .22	消基発 367	奨学援護金の支給月額の引上げ（小学校）

2 「第三者から受けた損害賠償の額又は自動車損害賠償保障法の規定により受けた保険金若しくは共済金若しくは損害賠償額との調整について」の改正一覧表

改正通知 年月日	文書記号・ 番号	主 な 内 容
昭和42.9.30	消基発 1652	<自賠法施行令の一部改正（42年令203）に伴う改正> 死亡による損害及び後遺障害による損害の保険金限度額の引上げ、様式第2号の改正
45.1.28	消基発 30	<自賠法施行令の一部改正（44年令270）に伴う改正> 死亡による損害及び後遺障害による損害の保険金限度の額の引上げ
46.8.24	消基発 591	<自賠法施行令の一部改正（45年令263）に伴う改正> 休業補償費の日額の最高限度額の新設
49.8.30	消基発 389	<自賠法施行令の一部改正（48年令350）に伴う改正> 死亡に至るまでの傷害による損害の保険金限度額の引上げ（参考1）、休業損害の額（1日当たりの最低額と限度額）の引上げ、休業補償との調整対象額を休業損害の額の100分の60とする、傷害に係る慰謝料（1日当たり）の引上げ、死亡による損害の保険金限度額の引上げと内訳及び割合の改善、後遺傷害による損害の保険金額の引上げ、様式第2号の改正
51.3.22	消基発 175	<自賠法施行令の一部改正（50年令11）に伴う改正>（50.2.1施行） 休業損害の額（最低額と限度額）の引上げ、傷害に係る慰謝料（1日当たり）の引上げ、後遺障害による損害の保険金額内訳割合の変更、様式第2号の改正 <自賠法施行令の一部改正（50年令202）に伴う改正>（50.7.1施行）死亡に至るまでの傷害による損害の保険金限度額の引上げ（参考1）、死亡による損害の保険金限度額の引上げと内訳割合の変更、後遺障害による損害の保険金額の引上げと内訳割合の変更（前回改正の前の割合に戻す）、様式第2号の改正
51.6.22	消基発 441	療養補償費と調整される治療関係費の文書料を追加
51.9.16	消基発 665	休業補償との調整対象額を休業損害の額の100分の60から100分の100に変更、遺族補償年金前払一時金の支給を希望してきた場合の取扱い設定、様式第2号の改正
52.7.11	消基発 561	<自賠法施行令の一部改正（52年令48）に伴う改正> 休業補償費と調整する休業損害の額の引上げ（最低と限度額）、葬祭補償費と調整する葬祭の費用の引上げ、様式第2号の改正
53.8.31	消基発 797	<自賠法施行令及び自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令の一部改正（53年令261）に伴う改正> 死亡に至るまでの傷害による損害の保険金限度額の引下げ、死亡による損害の保険金限度額の引上げと内訳割合の変更、後遺傷害による損害の保険金額の引上げ（逸失利益分の引上げで慰謝料分は据置き）、様式第2号の改正
54.3.8	消基発 185	<自賠法施行令の一部改正（54年令13）に伴う改正> 休業補償費と調整する休業損害の額の引上げ（最低と限度額）、死亡による損害のうち、葬祭補償費と調整する葬祭の費用を引き上げ、その分慰謝料を引き下げる（限度額の総額は変わらず）、後遺障害による損害のうち慰謝料を引き上げ、その分逸失利益を引き下げる（総額は変わらず）、様式第2号の改正
56.5.11	消基発 454	<自賠法施行令の一部改正（56年令141）に伴う改正> 休業補償費と調整する休業損害の額の引上げ（最低と限度額）、傷害に係る慰謝料（1日当たり）の引上げ、死亡による損害のうち葬祭補償費と調整する葬祭の費用を引き上げ、その分慰謝料を引き下げる（限度額の総額は変わらず）、後遺障害による損害のうち慰謝料を引き上げ、その分逸失利益を引き下げる（総額は変わらず）、様式第2号の改正
昭和57.11.2	消基発 830	障害に関する用語の整理に関する法律の施行に伴い、本取扱い通知で使用している障害に関する不適當用語を整理

改正通知 年月日	文書記号・ 番号	主 な 内 容
昭和58.8.4	消基発 579	<自賠法施行令の一部改正（58年令110）に伴う改正> 休業補償費と調整する休業損害の額（最低と限度額）の引上げ、後遺障害による損害のうち、慰謝料を引き上げ、その分逸失利益を引き下げる（総額は変わらず）、死亡による損害のうち、葬祭補償費と調整する葬祭の費用を引き上げ、その分慰謝料を引き下げる（限度額の総額は変わらず）
60.4.11	消基発 265	<自賠法施行令の一部改正（60年令4）に伴う改正> 後遺障害による損害の保険金引上げ（逸失利益の引上げで慰謝料は据置き）、死亡による損害の保険金限度額引上げ（遺族補償費と調整する本人の財産損と慰謝料を引き上げ、葬祭補償費と調整する葬祭の費用は据置き）、様式第2号の改正、自賠責保険調査事務所一覧表（参考2）、共済農業協同組合連合会一覧表（参考3）の改定
61.9.4	消基発 480	<自賠保険等の査定基準の一部改正に伴う改正（61.8.1適用）> 休業補償と調整する休業損害の額の引上げ（限度額は変わらず）、傷害に係る慰謝料（1日当たり）の引上げ、後遺障害による損害のうち慰謝料の引上げ、その分逸失利益を引き下げる（限度額は変わらず）、死亡による損害のうち葬祭補償費と調整する葬祭の費用を引上げ、その分慰謝料を引き下げる（限度額は変わらず）
平成3.8.6	消基発 256	<自賠保険等の査定基準の一部改正に伴う改正（元.7.1適用）> 休業補償と調整する休業損害の額の引上げ（最低と限度額）、障害に係る慰謝料（1日当たり）の引上げ、後遺障害による損害のうち障害等級第1級から第12級までの慰謝料の引上げ、その分逸失利益を引き下げる（限度額は変わらず）、死亡による損害についての算定方法を改めた <自賠保険等の査定基準の一部改正に伴う改正（3.4.1適用）> 後遺障害による損害に係る各等級の限度額及び逸失利益相当額の引上げ、死亡による損害に係る限度額及び逸失利益相当額の引上げ
4.9.18	消基発 308	<自賠保険等の査定基準の一部改正に伴う改正（4.8.1適用）> 休業補償と調整する休業損害の額の引上げ（最低と限度額）、後遺障害による損害のうち障害等級第1級から第12級までの慰謝料の引上げ、その分逸失利益相当額を引き下げる（限度額は変わらず）、死亡による損害のうち葬祭補償費と調整する葬祭の費用及び慰謝料の引上げ、その分逸失利益相当額を引き下げる（限度額は変わらず）
6.7.26	消基発 230	<自賠保険等の査定基準の一部改正に伴う改正（6.6.1適用）> 休業補償と調整する休業損害の額の引上げ（限度額は変わらず）、後遺障害による損害のうち障害等級第1級から第3級で被扶養者がある者に係る慰謝料の引上げ、その分逸失利益を引き下げる（限度額は変わらず）、死亡による損害のうち被扶養者がある者に係る慰謝料の引上げ、その分逸失利益を引き下げる（限度額は変わらず）
9.10.20	消基発 392	<自賠法の一部改正の一部に伴う改正（9.10.20施行）> 自賠責保険の責任共済事業に、消費生活共同組合等が参入することになったことに伴う規定の整備 <自賠保険等の算定基準の一部改正に伴う改正（①9.5.1適用②9.10.1適用）> ①休業補償と調整する休業損害の額の引上げ（限度額は変わらず）、葬祭補償と調整する葬祭の費用の額の引上げ、死亡による損害に係る逸失利益の引下げ（限度額は変わらず。） ②休業損害の1日の限度額の引上げ（限度額は変わらず。）
14.4.23	消基発 140	<自賠保険等の算定基準の一部改正に伴う改正（14.4.1適用）> 休業補償と調整する休業損害の額の引上げ（限度額は変わらず）、後遺障害等級の1級、2級における神経障害等の新設、死亡による損害に係る慰謝料の引上げに伴う逸失利益の引下げ（限度額は変わらず）
28.3.31	消基発 175	障害補償及び遺族補償について損害賠償による支給停止期間等を事故発生日以後7年とした。（従来は3年）

資料15 条例（例）の改正

1 公務災害補償に関する条例（例）^(注)の制定・改正一覧表

年月日	文書記号番号	内 容
昭和26. 5. 2	国消管発 95	消防団員公務災害補償条例準則制定
26. 6.20	国消発 1	消防団員公務災害補償審査会規則準則制定
27. 9.11	国消発 144	消防に協力援助した者の災害給付に関する条例準則制定
31.11.28	国消発 842	消防団員公務災害補償条例（準則）制定 ○昭和26年制定の消防団員公務災害補償条例準則及び消防団員公務災害補償審査会規則準則並びに昭和27年制定の消防に協力援助した者の災害給付に関する条例準則を廃止
39. 6.10	自消甲教発 8	市（町村）消防団員等公務災害補償条例（準則）の制定 ○昭和31年制定の消防団員公務災害補償条例（準則）を廃止
41. 4.14	自消教発 8	全面改正
42.10. 9	自消乙防発 3	一部改正〔基準政令の改正（42. 9 . 7 令282）に伴う改正〕
43. 6.13	消防消 282	一部改正〔基準政令の改正（43. 6 . 6 令151）に伴う改正〕
44. 4.23	消防消 163	一部改正〔基準政令の改正（44. 4 .17令95）に伴う改正〕
45. 4.27	消防消 279	一部改正〔基準政令の改正（45. 4 .17令64）に伴う改正〕
46. 6. 4	消防消 33	一部改正〔基準政令の改正（46. 6 . 3 令173）に伴う改正〕
47. 7.15	消防消 122	一部改正〔基準政令の改正（47. 7 . 6 令276）に伴う改正〕
48. 4.24	消防消 45	一部改正〔基準政令の改正（48. 4 .24令104）に伴う改正〕
49. 6.26	消防消 53	一部改正〔基準政令の改正（49. 6 .21令215）に伴う改正〕
49.11.27	消防消 96	一部改正〔基準政令の改正（49.11.21令365）に伴う改正〕
50. 5. 6	消防消 60	一部改正〔基準政令の改正（50. 4 .30令139）に伴う改正〕
51. 5.14	消防消 56	一部改正〔基準政令の改正（51. 5 .10令100）に伴う改正〕
51. 9. 9	消防消 108	一部改正〔基準政令の改正（51. 8 .20令225）に伴う改正〕
52. 5.10	消防消 48	一部改正〔基金法施行令及び基準政令の改正（51. 3 .31令44）及び基準政令の改正（52. 4 .30令126）に伴う改正〕
53. 4. 6	消防消 45	一部改正〔基準政令の改正（53. 4 . 5 令106）に伴う改正〕
54. 4. 5	消防消 33	一部改正〔基準政令の改正（54. 4 . 4 令88）に伴う改正〕
55. 4.14	消防消 53	一部改正〔基準政令の改正（55. 4 . 5 令67）に伴う改正〕
55.12. 8	消防消 195	一部改正〔地方公務員災害補償法及び基金法の改正（55.12. 8 法106）及び基準政令の改正（55.12. 8 令321）に伴う改正〕
56. 4. 3	消防消 58	一部改正〔基準政令の改正（56. 4 . 3 令101）に伴う改正〕
56.11.24	消防消 167	一部改正〔基準政令の改正（56.10.30令312）に伴う改正〕
57. 4. 6	消防消 75	一部改正〔基準政令の改正（57. 4 . 6 令98）に伴う改正〕
57. 9.27	消防消 166	一部改正〔警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律及び基金法の改正（57. 5 .18法46）及び障害に関する用語の整理のための自治省関係政令の整理に関する政令の制定（57. 9 .25令266）に伴う改正〕
58. 4. 1	消防消 53	一部改正〔基準政令の改正（58. 3 .31令54）に伴う改正〕
59. 4.11	消防消 68	一部改正〔基準政令の改正（59. 4 .11令85）に伴う改正〕
60. 4. 6	消防消 60	一部改正〔基準政令の改正（60. 4 . 6 令96）に伴う改正〕

年月日	文書記号番号	内 容
昭和60. 9.30	消防消 139	一部改正〔基準政令及び地方公務員災害補償法施行令の改正(60.9.30令275)に伴う改正〕
61. 3.31	消防消 60	一部改正〔基準政令の改正(61.3.31令74)に伴う改正〕
62. 5.21	消防消 122	一部改正〔基準政令の改正(62.5.21令156)に伴う改正〕
63. 3.31	消防消 93	一部改正〔基準政令の改正(63.3.31令66)に伴う改正〕
平成元. 5.29	消防消 87	一部改正〔基準政令の改正(元.5.26令124)に伴う改正〕
2. 6.12	消防消 90	一部改正〔基準政令の改正(2.6.8令139)に伴う改正〕
3. 4.16	消防消 94	一部改正〔基準政令の改正(3.4.12令126)に伴う改正〕
4. 4.13	消防消 91	一部改正〔基準政令の改正(4.4.10令127)に伴う改正〕
5. 4. 8	消防消 64	一部改正〔基準政令の改正(5.4.1令117)に伴う改正〕
6. 6.30	消防消 82	一部改正〔基準政令の改正(6.6.24令173)に伴う改正〕
6. 9. 5	消防消 122	一部改正〔健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(6.9.2令28)に伴う改正〕
6.11.28	消防消 171	一部改正〔基準政令の改正(6.9.2令373)に伴う改正〕
7. 3.27	消防消 61	一部改正〔基準政令の改正(7.3.27令89)に伴う改正〕
7. 7.21	消防消 138	一部改正〔基準政令の改正(7.7.21令299)に伴う改正〕
8. 1.25	消防消 10 消防災 7	一部改正〔災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律(7.12.8法132)及び災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(7.1.24令29)に伴う改正〕
8. 3.29	消防消 10	一部改正〔基準政令の改正(8.3.29令70)に伴う改正〕
8. 5.13	消防消 103	一部改正〔基準政令の改正(8.5.11令134)に伴う改正〕
9. 3.28	消防消 58	一部改正〔厚生年金保険法施行令等の一部を改正する等の政令(9.3.28令84)に伴う改正〕
9. 4. 1	消防消 59	一部改正〔基準政令の改正(9.4.1令142)に伴う改正〕
9.12.10	消防消 246	一部改正〔日本私立学校振興・共済事業団法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(9.12.10令355)に伴う改正〕
10. 4. 9	消防消 66	一部改正〔基準政令の改正(10.4.9令143)に伴う改正〕
11. 4. 1	消防消 65	一部改正〔基準政令の改正(11.4.1令138)に伴う改正〕
12. 3.31	消防消 72	一部改正〔基準政令の改正(12.3.31令159)に伴う改正〕
12. 6. 7		一部改正〔中央省庁等改革のための総務省関係政令等の整備に関する政令の改正(12.6.7令304)に伴う改正〕
13. 3.30	消防消 69	一部改正〔基準政令の改正(13.3.30令119)に伴う改正〕
14. 3.25	消防消 57	一部改正〔厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法を廃止する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(14.3.13令43)に伴う改正〕
15. 3.28	消防消 60	一部改正〔基準政令の改正(15.3.28令96)に伴う改正〕
16. 3.26	消防消 73	一部改正〔基準政令の改正(16.3.26令71)に伴う改正〕
17. 3.18	消防消 68	一部改正〔基準政令の改正(17.3.18令47)に伴う改正〕
17. 7.14	消防消 150	一部改正〔水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の改正(17.6.1令195)に伴う改正〕

年月日	文書記号番号	内 容
18. 3.27	消防災 113 消防総 328	一部改正〔基準政令の改正(18. 3. 27令65)に伴う改正〕
18. 6.14	消防消 79 消防災 223	一部改正〔消防組組織法の改正(18. 6. 14法64)に伴う改正〕
18. 9.26	同 354	一部改正〔基準政令の改正(18. 9. 26令315)に伴う改正〕
19. 3.30	同 138	一部改正〔基準政令の改正(19. 3. 30令80)に伴う改正〕
20. 3.27	同 92	一部改正〔基準政令の改正(20. 3. 27令68)に伴う改正〕
21. 8.14	同 323	一部改正〔消防法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(21. 8. 14令206)に伴う改正〕
22. 6. 2	同 249	一部改正〔児童扶養手当法施行令及び基準政令の改正(22. 6. 2令144)に伴う改正〕
23. 5.20	同 181	一部改正〔基準政令の改正(23. 5. 20令143)に伴う改正〕
23. 9.22	同 309	一部改正〔障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の公布及び基準政令の改正(23.9.22令296)に伴う改正〕
25. 1.18	同 24	一部改正〔地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の公布及び基準政令の改正〕(25.1.18令5)に伴う改正
26. 1.20	同 18	一部改正〔地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の公布及び基準政令の改正(25.11.27令319)に伴う改正〕
26. 9.30	消防地 229	一部改正〔地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の公布及び基準政令の改正(27.9.30令346)に伴う改正〕
27. 1 2.7	同 283	一部改正〔行政不服審査法(26.6.13法68)施行)に伴う改正〕
26. 2.24	同 77	一部改正〔基準政令の改正(28.2.24令46)に伴う改正〕

(注)「条例（例）」は、平成13年1月5日以前は「条例準則」と称した。

2 退職報償金に関する条例(例)^(注)の制定・改正一覧表

年 月 日	文書記号番号	内 容
昭和39. 5.22	自消甲教発24	〇〇市(町村)非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例準則制定
42.11.10	自消乙防発10	支給基礎階級決定方法の改善(3条)、勤務年数の合算方法の変更(4条)、勤務年数の除算規定新設(4条の2追加)
43. 6.13	消防防 281	別表の階級区分の増設(「分団長・副分団長・部長・班長」を「分団長・副分団長」と「部長・班長」に区分)、同表の支給額引上げ
49. 6.26	消防消 53	別表の勤務年数区分に「10年以上15年未満」と「30年以上」を新設、支給基礎階級決定期間の短縮(3条)、勤務年数合算方法の変更(4条)
50. 5. 6	消防消 60	別表の支給額引上げ
51. 5.14	消防消 56	同 上
52. 5.10	消防消 48	同 上
53. 4. 6	消防消 45	同 上
54. 4. 5	消防消 33	別表の勤務年数区分に「5年以上10年未満」を新設
55. 4.14	消防消 53	別表の支給額引上げ
57. 4. 6	消防消 75	受給遺族の範囲拡大(5条)、別表の支給額引上げ
61. 3.31	消防消 60	退職報償金の受給遺族からの排除規定の設定(5条の2追加)、別表の支給額引上げ
63. 4.15	消防消 104	支給基礎階級の決定を従前の「退職時の階級」から「退職時の階級よりも上位の階級」も併用適用
平成元 5.29	消防消 87	別表の階級区分の増設(「分団長及び副分団長」を「分団長」と「副分団長」に区分)、同表の支給額引上げ
3. 4.16	消防消 94	別表の支給額引上げ
4. 4.13	消防消 91	同 上
5. 4. 8	消防消 64	同 上
6. 6.30	消防消 82	同 上
7. 3.27	消防消 61	同 上
8. 5.13	消防消 105	同 上
9. 4. 1	消防消 61	同 上
10. 4. 9	消防消 68	同 上
11. 4. 1	消防消 68	同 上
12. 3.31	消防消 75	同 上
13. 3.30	消防消 71	同 上
14. 3.25	消防消 56	同 上
15. 3.28	消防消 58	同 上
16. 3.26	消防消 73	同 上
17. 3.18	消防消 71	同 上
18. 3.27	消防災 115	同 上
20. 3.27	消防災 90	退職報償金共済掛金の対象範囲の見直しを行う場合の一部改正条例(例)を例示
23. 5. 6	消防災 164	東日本大震災に係る死亡推定の特例措置(附則2条を追加)
26. 1.31	消防防 41	退職報償金支給額の引上げ(一律5万円、最低支給額20万円)

(注)「条例(例)」は、平成13年1月5日以前は「条例準則」と称した。

資料16 共済契約の状況

1 公務災害補償責任共済契約締結状況一覧表

(平成28年3月31日現在)

地方公共 団体	契約団体数				左の関係市町村数				未契約市町村数				契約 対象 市町村 数	契約 水事 事組 数	契約 防務 事組 数	契約 水予 組 数	契約 防合 数
	一部 事務 組	市	町	村	計	市	町	村	計	市	町	村					
北海道	1	11			12	35	129	15	179				0	179			
青森	1	3			4	10	22	8	40				0	40			
岩手	1				1	14	15	4	33				0	33			
宮城	1	3			4	13	21	1	35				0	35			
秋田	1				1	13	9	3	25				0	25			
山形	1				1	13	19	3	35				0	35			
福島	1				1	13	31	15	59				0	59			
茨城		2			2	2			2	30	10	2	42	44			
栃木	1				1	14	11		25				0	25			
群馬	1				1	12	15	8	35				0	35			
埼玉		6			6	6			6	34	22	1	57	63			
千葉	1	5			6	37	16	1	54				0	54			
東京都	1	5			6	27	5	8	40				0	40			
神奈川県		19	13	1	33	19	13	1	33				0	33			
新潟					0				0	20	6	4	30	30			
富山	1	2			3	10	4	1	15				0	15			
石川	1	2			3	11	8		19				0	19			
福井	1				1	9	8		17				0	17			
山梨	1	6			7	13	8	6	27				0	27			
長野		19	23	35	77	19	23	35	77				0	77			
岐阜		21	19	2	42	21	19	2	42				0	42		3	
静岡県		23	12		35	23	12		35				0	35			
愛知県		38	14	2	54	38	14	2	54				0	54			1
三重		14	15		29	14	15		29				0	29			
滋賀		13	6		19	13	6		19				0	19			
京都		15	10	1	26	15	10	1	26				0	26		3	
大阪		33	9	1	43	33	9	1	43				0	43		4	
兵庫県		29	12		41	29	12		41				0	41			
奈良		12	15	12	39	12	15	12	39				0	39			
和歌山		9	20	1	30	9	20	1	30				0	30			
鳥取	1	4			5	4	14	1	19				0	19			
島根		8	10	1	19	8	10	1	19				0	19			
岡山	1				1	15	10	2	27				0	27			
広島	1	6			7	14	9		23				0	23			
山口	1	10			11	13	6		19				0	19			
徳島	1	4			5	8	15	1	24				0	24			
香川	1	3			4	8	9		17				0	17			
愛媛	1	5			6	11	9		20				0	20			
高知	1	1			2	11	17	6	34				0	34			
福岡	1	9			10	28	30	2	60				0	60			
佐賀	1	2			3	10	10		20				0	20			
長崎	1	4			5	13	8		21				0	21			
熊本	1	6			7	14	23	8	45				0	45			
大分	1	8			9	14	3	1	18				0	18			
宮崎	1	9			10	9	14	3	26				0	26			
鹿児島	1	8			9	19	20	4	43				0	43			
沖縄	1	1			2	11	11	19	41				0	41			
合計	31	378	178	56	643	707	707	176	1,590	84	38	7	129	1,719	10		1
前年度末	31	378	178	56	643	707	707	176	1,590	84	38	7	129	1,719	10		1

2 退職報償金支給責任共済契約締結状況一覧表

(平成28年3月31日現在)

地方公共団体別	契約団体数				左の関係市町村数				未契約市町村数				契約対象市町村数	
	一部事務組合 一事組	市	町	村	計	市	町	村	計	市	町	村		計
北海道	1	11			12	35	129	15	179				0	179
青森	1	3			4	10	22	8	40				0	40
岩手	1				1	14	15	4	33				0	33
宮城	1	3			4	13	21	1	35				0	35
秋田	1				1	13	9	3	25				0	25
山形	1				1	13	19	3	35				0	35
福島	1				1	13	31	15	59				0	59
茨城		32	10	2	44	32	10	2	44				0	44
栃木	1				1	14	11		25				0	25
群馬	1				1	12	15	8	35				0	35
埼玉	6	33	11		50	40	22	1	63				0	63
千葉	1	5			6	37	16	1	54				0	54
東京都	1	5			6	27	5	8	40				0	40
神奈川県		19	13	1	33	19	13	1	33				0	33
新潟	1				1	20	6	4	30				0	30
富山	1	2			3	10	4	1	15				0	15
石川	1	2			3	11	8		19				0	19
福井	1				1	9	8		17				0	17
山梨	1	6			7	13	8	6	27				0	27
長野		19	23	35	77	19	23	35	77				0	77
岐阜		21	19	2	42	21	19	2	42				0	42
静岡県		23	12		35	23	12		35				0	35
愛知県		38	14	2	54	38	14	2	54				0	54
三重		14	15		29	14	15		29				0	29
滋賀		13	6		19	13	6		19				0	19
京都		15	10	1	26	15	10	1	26				0	26
大阪		33	9	1	43	33	9	1	43				0	43
兵庫県		29	12		41	29	12		41				0	41
奈良		12	15	12	39	12	15	12	39				0	39
和歌山		9	20	1	30	9	20	1	30				0	30
鳥取		4	14	1	19	4	14	1	19				0	19
島根		8	10	1	19	8	10	1	19				0	19
岡山	1				1	15	10	2	27				0	27
広島		14	9		23	14	9		23				0	23
山口	1	10			11	13	6		19				0	19
徳島	1	4			5	8	15	1	24				0	24
香川	1	3			4	8	9		17				0	17
愛媛	1	5			6	11	9		20				0	20
高知	1	1			2	11	17	6	34				0	34
福岡		28	30	2	60	28	30	2	60				0	60
佐賀		10	10		20	10	10		20				0	20
長門	1	4			5	13	8		21				0	21
熊本	1	6			7	14	23	8	45				0	45
大分	1	8			9	14	3	1	18				0	18
宮崎	1	9			10	9	14	3	26				0	26
鹿児島	1	8			9	19	20	4	43				0	43
沖縄	1	1			2	11	11	19	41				0	41
合計	34	470	262	61	827	791	745	183	1,719	0	0	0	0	1,719
前年度末	34	470	262	61	827	791	745	183	1,719	0	0	0	0	1,719

資料17 掛金額の変遷

1 公務災害補償に係る掛金額の変遷

期 間	種 別	掛金の額	掛 加 増 分	適用上の特例	改 正 の 理 由	財 源 措 置 区 分	
昭和 31年11月20日 から	消防団員割	40円	—	31年度に限り20円	31年11月20日から適用	普通交付税	
	水防団員割	40円	—	水防管理団体は 32年度に限り30 円			32年8月10日から適用
	水害予防組合の水 防団員割	40円	—	〃			
昭和 37年3月31日 まで	消防作業従事者割	3銭5厘	—	31年度に限り2 銭5厘	31年11月20日から適用		
	水防従事者割	3銭5厘	—	水防管理団体は 32年度に限り2 銭5厘			32年8月10日から適用
	水害予防組合の組 合員割	18銭	—	水防管理団体は 32年度に限り13 銭			
昭和 37年4月1日 から	消防団員割	65円	25円		基礎額の引上げ（警察 官、消防吏員の水準ま で）	普通交付税	
	水防団員割	65円	25円				
	水害予防組合の水 防団員割	65円	25円				
昭和 38年3月31日 まで	消防作業従事者割	9銭	5銭5厘		収支の均衡を図るため に基礎額の引上げをせ ず掛金のみの引上げ		
	水防従事者割	9銭	5銭5厘				
	水害予防組合の組 合員割	45銭	27銭				
昭和 38年4月1日 から	消防団員割	105円	40円		基礎額の引上げ	普通交付税	
	水防団員割	105円	40円				
	水害予防組合の水 防団員割	105円	40円				
昭和 41年3月31日 まで	消防作業従事者・ 救急業務協力者・ 応急措置従事者割	19銭	10銭		基礎額の引上げ及び応 急措置従事者が加わっ たため（救急業務協力 者は39年4月10日に加 わったが掛金に反映さ せず）		
	水防従事者割	19銭	10銭				
	水害予防組合の組 合員割	95銭	50銭				
昭和 41年4月1日 から	消防団員割	135円	30円		基礎額の引上げ	普通交付税	
	水防団員割	135円	30円				
	水害予防組合の水 防団員割	135円	30円				
昭和 42年3月31日 まで	消防作業従事者・ 救急業務協力者・ 応急措置従事者割	19銭	—				
	水防従事者割	19銭	—				
	水害予防組合の組 合員割	95銭	—				

期 間	種 別	掛金の額	掛 加 増 分	適用上の特例	改 正 の 理 由	財 源 措 置 分 区
昭和 42年4月1日 から 昭和 44年3月31日 まで	消防団員割	185円	50円		基礎額の引上げ	普通交付税
	水防団員割	185円	50円			
	水害予防組合の水防団員割	185円	50円			
	消防作業従事者・救急業務協力者・応急措置従事者割	25銭	6銭			
	水防従事者割	25銭	6銭			
	水害予防組合の組合員割	1円	5銭			
昭和 44年4月1日 から 昭和 45年3月31日 まで	消防団員割	210円	25円		基礎額の引上げ	普通交付税 (ただし、掛金増加分について42年度に限り普通交付税措置なし)
	水防団員割	210円	25円			
	水害予防組合の水防団員割	210円	25円			
	消防作業従事者・救急業務協力者・応急措置従事者割	30銭	5銭			
	水防従事者割	30銭	5銭			
	水害予防組合の組合員割	1円20銭	20銭			
昭和 45年4月1日 から 昭和 46年3月31日 まで	消防団員割	326円	116円		基礎額の引上げ 災害勘定事務費負担	普通交付税
	水防団員割	326円	116円			
	水害予防組合の水防団員割	326円	116円			
	消防作業従事者・救急業務協力者・応急措置従事者割	40銭	10銭			
	水防従事者割	40銭	10銭			
	水害予防組合の組合員割	1円60銭	40銭			
昭和 46年4月1日 から 昭和 47年3月31日 まで	消防団員割	452円	126円		基礎額の引上げ 年金給付率の引上げ	普通交付税
	水防団員割	452円	126円			
	水害予防組合の水防団員割	452円	126円			
	消防作業従事者・救急業務協力者・応急措置従事者割	60銭	20銭			
	水防従事者割	60銭	20銭			
	水害予防組合の組合員割	2円40銭	80銭			
昭和 47年4月1日 から 昭和 48年3月31日 まで	消防団員割	696円	244円	沖縄県は47年度に限り609円	基礎額の引上げ 福祉施設の実施	普通交付税
	水防団員割	696円	244円	”		
	水害予防組合の水防団員割	696円	244円	”		
	消防作業従事者・救急業務協力者・応急措置従事者割	60銭	0	沖縄県は47年度に限り53銭		
	水防従事者割	60銭	0	”		
	水害予防組合の組合員割	2円40銭	0	”		

期 間	種 別	掛金の額	掛 加 増 金 分	適用上の特例	改 正 の 理 由	財 源 措 置 分 区
昭和 48年4月1日 から 昭和 52年3月31日 まで	消防団員割	800円	104円		基礎額の引上げ	普通交付税
	水防団員割	800円	104円			
	水害予防組合の水防団員割	800円	104円			
	消防作業従事者・救急業務協力者・応急措置従事者割	74銭	14銭			
	水防従事者割	74銭	14銭			
	水害予防組合の組合員割	2円96銭	56銭			
昭和 52年4月1日 から 昭和 53年3月31日 まで	消防団員割	1,000円	200円		基礎額の引上げ	普通交付税
	水防団員割	1,000円	200円			
	水害予防組合の水防団員割	1,000円	200円			
	消防作業従事者・救急業務協力者・応急措置従事者割	1円	26銭			
	水防従事者割	1円	26銭			
	水害予防組合の組合員割	4円	1円4銭			
昭和 53年4月1日 から 昭和 54年3月31日 まで	消防団員割	1,200円	200円		基礎額の引上げ	普通交付税
	水防団員割	1,200円	200円			
	水害予防組合の水防団員割	1,200円	200円			
	消防作業従事者・救急業務協力者・応急措置従事者割	1円	0			
	水防従事者割	1円	0			
	水害予防組合の組合員割	4円	0			
昭和 54年4月1日 から 昭和 55年3月31日 まで	消防団員割	1,300円	100円		基礎額の引上げ	普通交付税
	水防団員割	1,300円	100円			
	水害予防組合の水防団員割	1,300円	100円			
	消防作業従事者・救急業務協力者・応急措置従事者割	1円	0			
	水防従事者割	1円	0			
	水害予防組合の組合員割	4円	0			
昭和 55年4月1日 から 昭和 56年3月31日 まで	消防団員割	1,400円	100円		基礎額の引上げ	普通交付税
	水防団員割	1,400円	100円			
	水害予防組合の水防団員割	1,400円	100円			
	消防作業従事者・救急業務協力者・応急措置従事者割	1円	0			
	水防従事者割	1円	0			
	水害予防組合の組合員割	4円	0			

期 間	種 別	掛金の額	掛 加 増 分	適用上の特例	改 正 の 理 由	財 源 措 置 分 区
昭和 56年4月1日 から 昭和 57年3月31日 まで	消防団員割	1,500円	100円		基礎額の引上げ	普通交付税
	水防団員割	1,500円	100円			
	水害予防組合の水防団員割	1,500円	100円			
	消防作業従事者・救急業務協力者・応急措置従事者割	1円	0			
	水防従事者割	1円	0			
	水害予防組合の組合員割	4円	0			
昭和 57年4月1日 から 昭和 58年3月31日 まで	消防団員割	1,600円	100円		基礎額の引上げ	普通交付税
	水防団員割	1,600円	100円			
	水害予防組合の水防団員割	1,600円	100円			
	消防作業従事者・救急業務協力者・応急措置従事者割	1円	0			
	水防従事者割	1円	0			
	水害予防組合の組合員割	4円	0			
昭和 58年4月1日 から 昭和 59年3月31日 まで	消防団員割	1,600円	0		消防作業従事者等に係る基金の支払額の拡大(2分の1から全額)	普通交付税
	水防団員割	1,600円	0			
	水害予防組合の水防団員割	1,600円	0			
	消防作業従事者・救急業務協力者・応急措置従事者割	1円50銭	50銭			
	水防従事者割	1円50銭	50銭			
	水害予防組合の組合員割	6円	2円			
昭和 59年4月1日 から 昭和 60年3月31日 まで	消防団員割	1,700円	100円		基礎額の引上げ	普通交付税
	水防団員割	1,700円	100円			
	水害予防組合の水防団員割	1,700円	100円			
	消防作業従事者・救急業務協力者・応急措置従事者割	1円50銭	0			
	水防従事者割	1円50銭	0			
	水害予防組合の組合員割	6円	0			
昭和 60年4月1日 から 昭和 61年3月31日 まで	消防団員割	1,800円	100円		基礎額の引上げ	普通交付税
	水防団員割	1,800円	100円			
	水害予防組合の水防団員割	1,800円	100円			
	消防作業従事者・救急業務協力者・応急措置従事者割	1円50銭	0			
	水防従事者割	1円50銭	0			
	水害予防組合の組合員割	6円	0			

期 間	種 別	掛金の額	掛 増 加 金 分	適用上の特例	改 正 の 理 由	財 源 措 置 分 区
昭和 61年4月1日 から 平成 7年3月31日 まで	消防団員割	1,900円	100円		基礎額の引上げ	普通交付税
	水防団員割	1,900円	100円			
	水害予防組合の水 防団員割	1,900円	100円			
	消防作業従事者・ 救急業務協力者・ 応急措置従事者割	1円50銭	0			
	水防従業者割	1円50銭	0			
	水害予防組合の組 合員割	6円	0			
平成 7年4月1日 から 平成 23年8月10日 から 平成 24年3月31日 まで	消防団員割	1,900円	0		消防業務協力者の補償 範囲の拡大 東日本大震災に係る消 防団等公務災害補償に 要する経費の支払等の 安定的な支払いの確保	普通交付税 追加分は、 特別交付税 通常分は、 普通交付税
	水防団員割	1,900円	0			
	水害予防組合の水 防団員割	1,900円	0			
	消防作業従事者・ 救急業務協力者・ 応急措置従事者割	2円	50銭			
	水防従事者割	1円50銭	0			
	水害予防組合の組 合員割	6円	0			
	消防団員割	24,700円	22,800円	23年度限り 22,800円追加		
	水防団員割	24,700円	22,800円	23年度限り 22,800円追加		
	水害予防組合の水 防団員割	24,700円	22,800円	23年度限り 22,800円追加		
	消防作業従事者・ 救急業務協力者・ 応急措置従事者割	2円	0			
	水防従事者割	1円50銭	0			
	水害予防組合の組 合員割	6円	0			
平成 24年4月1日 から	消防団員割	1,900円	0			普通交付税
	水防団員割	1,900円	0			
	水害予防組合の水 防団員割	1,900円	0			
	消防作業従事者・ 救急業務協力者・ 応急措置従事者割	2円	0			
	水防従事者割	1円50銭	0			
	水害予防組合の組 合員割	6円	0			

2 退職報償金支給に係る掛金額の変遷

期 間	種 別	掛金の額	掛 加 金 分	適 用 上 の 特 例	改 正 の 理 由	財 源 措 置 分 区
昭和39年4月1日から 昭和42年3月31日まで	団員割	900円	—		39年4月1日から適用	普通交付税
昭和42年4月1日から 昭和43年3月31日まで	団員割	1,350円	450円		将来の収支の均衡を図るため	普通交付税
昭和43年4月1日から 昭和45年3月31日まで	団員割	230円	230円	39年度契約は、42年度から46年度までの5年間 40年度契約は、42年度から44年度までの3年間	過去の赤字解消分	特別交付税
昭和43年4月1日から 昭和45年3月31日まで	団員割	1,616円	266円		報償金の額の引上げ	普通交付税
昭和45年4月1日から 昭和50年3月31日まで	団員割	2,246円	630円	39年度契約は、42年度から46年度までの5年間 40年度契約は、42年度から44年度までの3年間 沖縄県は47年度に限り1,966円	将来の収支の均衡を図るため 49年度から10～15年未満及び30年以上の区分新設	普通交付税
昭和50年4月1日から 昭和51年3月31日まで	団員割	368円	138円	契約年度の別なく当分の間沖縄県を除く	過去の赤字解消分	特別交付税
昭和50年4月1日から 昭和51年3月31日まで	団員割	3,650円	1,404円		報償金の額の引上げ	普通交付税
昭和51年4月1日から 昭和52年3月31日まで	団員割	165円	△203円	契約年度の別なく当分の間沖縄県を除く	過去の赤字解消分	特別交付税
昭和51年4月1日から 昭和52年3月31日まで	団員割	4,560円	910円		報償金の額の引上げ	普通交付税
昭和52年4月1日から 昭和53年3月31日まで	団員割	165円	0	契約年度の別なく当分の間沖縄県を除く	過去の赤字解消分	特別交付税
昭和52年4月1日から 昭和53年3月31日まで	団員割	6,375円	1,815円		報償金の額の引上げ	普通交付税
昭和53年4月1日から 昭和54年3月31日まで	団員割	165円	0	契約年度の別なく当分の間沖縄県を除く	過去の赤字解消分	特別交付税
昭和53年4月1日から 昭和54年3月31日まで	団員割	8,755円	2,380円		報償金の額の引上げ	普通交付税
昭和54年4月1日から 昭和55年3月31日まで	団員割	12円42銭	△152円58銭	契約年度の別なく今年度限り沖縄県を除く	過去の赤字解消分	特別交付税
昭和54年4月1日から 昭和55年3月31日まで	団員割	9,775円	1,020円		報償金支給年限の切下げ(5年以上10年未満)	普通交付税
昭和55年4月1日から 昭和57年3月31日まで	団員割	9,880円	105円		報償金の額の引上げ	普通交付税
昭和57年4月1日から 昭和61年3月31日まで	団員割	10,380円	500円		報償金の額の引上げ	普通交付税
昭和61年4月1日から 昭和63年3月31日まで	団員割	11,570円	1,190円		報償金の額の引上げ	普通交付税

資料17 掛金額の変遷

期 間	種 別	掛金の額	掛 加 金 分 増 加	適 用 上 の 特 例	改 正 の 理 由	財 源 措 置 分 区
昭和63年4月1日 から 平成元年3月31日 まで	団 員 割	11,770円	200円		退職時の基礎階級取扱いの変更（退職時の階級より上位の階級が1年以上ある場合）	普通交付税
平成元年4月1日 から 平成3年3月31日 まで	団 員 割	13,700円	1,930円		報償金の額の引上げ	普通交付税
平成3年4月1日 から 平成4年3月31日 まで	団 員 割	14,270円	570円		報償金の額の引上げ	普通交付税
平成4年4月1日 から 平成13年3月31日 まで	団 員 割	14,800円	530円		報償金の額の引上げ	普通交付税
平成13年4月1日 から 平成16年3月31日 まで	団 員 割	16,210円	1,410円		報償金の額の引上げ	普通交付税
平成16年4月1日 から 平成19年3月31日 まで	団 員 割	17,200円	990円		報償金の額の引上げ 144,000円～929,000円 将来の収支の均衡を図 るため	普通交付税
平成19年4月1日 から	団 員 割	19,200円	2,000円			普通交付税

資料18 最近10年間における資産の運用状況

(単位：千円)

区分		年度	平成8	9	10	11	12	
災害補償経理退職報酬経理合計	預貯金等		630,133	1,689,765	1,326,109	1,213,424	1,104,237	
		有価証券	20,718,343	20,272,839	21,233,472	22,018,696	22,491,911	
	内	国地方債		399,762	599,162	599,162	599,162	599,162
				4,706,130	4,674,286	6,011,328	6,669,824	9,421,765
		公社債		2,987,505	3,486,255	4,280,305	4,473,642	2,576,746
				5,846,193	5,946,193	4,129,000	3,330,000	2,830,000
		社債		4,482,003	4,567,243	5,313,977	6,046,368	5,664,538
	訳	その他の債	2,296,750	999,700	899,700	899,700	1,399,700	
	貸付信託		—	—	—	—	—	
		合計	21,348,476	21,962,604	22,559,581	23,232,120	23,596,148	
運用収益		996,710	950,370	852,519	830,258	774,551		
預貯金等	有価証券		2,231,528	1,840,394	2,084,798	1,919,072	2,216,426	
			19,159,004	19,910,570	19,396,671	18,177,777	16,026,535	
	内	国地方債		399,640	399,640	399,640	399,640	399,640
				4,326,140	4,285,556	4,950,200	5,577,690	5,176,197
		公社債		2,709,601	3,208,501	3,208,501	2,300,359	1,194,528
				5,296,012	5,596,012	4,229,780	2,580,000	2,380,000
		社債		5,031,761	5,025,011	5,412,300	6,423,838	5,979,920
	訳	その他の債	1,395,850	1,395,850	1,196,250	896,250	896,250	
	貸付信託		1,200,000	300,000	—	—	—	
		合計	22,590,532	22,050,964	21,481,469	20,096,849	18,242,961	
運用収益		841,478	810,194	793,707	682,335	491,374		
預貯金等	有価証券		2,861,661	3,530,159	3,410,907	3,132,496	3,320,663	
			39,877,347	40,183,409	40,630,143	40,196,473	38,518,446	
	内	国地方債		799,402	998,802	998,802	998,802	998,802
				9,032,270	8,959,842	10,961,528	12,247,514	14,597,962
		公社債		5,697,106	6,694,756	7,488,806	6,774,001	3,771,274
				11,142,205	11,542,205	8,358,780	5,910,000	5,210,000
		社債		9,513,764	9,592,254	10,726,277	12,470,206	11,644,458
	訳	その他の債	3,692,600	2,395,550	2,095,950	1,795,950	2,295,950	
	貸付信託		1,200,000	300,000	—	—	—	
		合計	43,939,008	44,013,568	44,041,050	43,328,969	41,839,109	
運用収益		1,838,188	1,760,564	1,646,226	1,512,593	1,265,925		

(単位：千円)

区分		年度	13	14	15	16	17	
災害補償経理退職報酬合計	預貯金等		1,621,347	949,769	595,706	909,873	885,888	
	有価証券		22,068,794	22,872,396	23,019,462	22,567,402	22,397,665	
	内	国債		599,162	199,400	298,100	199,400	199,400
		地方債		12,061,679	15,129,161	15,848,363	13,847,650	13,673,135
		公社債		2,975,832	2,953,419	1,893,310	1,495,260	1,295,440
		金融債		1,330,000	630,000	—	—	—
		社債		4,402,421	3,960,416	4,979,689	7,025,092	7,229,690
	訳	その他の債		699,700	—	—	—	—
	貸付信託		—	—	—	—	—	
	合計		23,690,141	23,822,165	23,615,168	23,477,275	23,283,553	
運用収益		545,942	496,079	408,840	411,671	326,312		
職報酬合計	預貯金等		3,387,091	3,604,773	3,199,662	2,620,350	2,772,267	
	有価証券		14,358,685	13,398,015	11,893,497	11,340,918	10,042,058	
	内	国債		599,640	200,000	200,000	200,000	200,000
		地方債		5,418,621	6,619,255	6,186,187	6,631,017	5,631,907
		公社債		1,694,288	3,245,708	2,752,775	2,352,571	2,252,821
		金融債		1,680,000	380,000	—	—	—
		社債		4,169,886	2,853,522	2,355,037	2,157,330	1,957,330
	訳	その他の債		796,250	99,530	399,498	—	—
	貸付信託		—	—	—	—	—	
	合計		17,745,776	17,002,788	15,093,159	13,961,268	12,814,325	
運用収益		435,443	463,604	247,025	199,177	157,282		
合計	預貯金等		5,008,438	4,554,542	3,795,368	3,530,223	3,658,155	
	有価証券		36,427,479	36,270,411	34,912,959	33,908,320	32,439,723	
	内	国債		1,198,802	399,400	498,100	399,400	399,400
		地方債		17,480,300	21,748,416	22,034,550	20,478,667	19,305,042
		公社債		4,670,120	6,199,127	4,646,085	3,847,831	3,548,261
		金融債		3,010,000	1,010,000	—	—	—
		社債		8,572,307	6,813,938	7,334,726	9,182,422	9,187,020
	訳	その他の債		1,495,950	99,530	—	—	—
	貸付信託		—	—	—	—	—	
	合計		41,435,917	40,824,953	38,708,327	37,438,543	36,097,878	
運用収益		981,385	959,683	655,865	610,848	483,594		

資料18 最近10年間における資産の運用状況（続き）

(単位：千円)

区分		年度	18	19	20	21	22	
災害補償経理	預貯金等		587,288	462,288	591,359	709,181	489,652	
	有価証券		22,488,075	22,609,217	22,616,389	22,615,682	23,037,505	
	内訳	国債		199,400				
		地方債		14,863,545	15,682,902	15,988,428	16,584,762	16,206,764
		政府保証債		1,195,440	396,800	99,450		99,750
		財投機関債		100,000	100,000			
		電力債		6,129,690	6,129,690	6,328,540	5,830,928	6,031,068
		国庫短期証券			299,825	199,971	199,992	699,923
	合計		23,075,363	23,071,505	23,207,748	23,324,863	23,527,157	
	運用収益		340,206	361,862	362,530	349,387	353,518	
退職報酬経理	預貯金等		876,230	281,742	884,391	1,030,517	342,131	
	有価証券		12,041,561	14,246,903	15,395,689	17,410,693	20,573,372	
	内訳	国債						
		地方債		5,933,339	7,542,677	9,388,395	11,609,505	13,684,497
		政府保証債		2,252,821	1,453,981	1,054,061	645,041	744,791
		財投機関債						
		電力債		1,257,330	1,257,330	1,853,880	2,056,268	1,744,316
		国庫短期証券		2,598,071	3,992,915	3,099,353	3,099,879	4,399,768
	合計		12,917,791	14,528,645	16,280,080	18,441,210	20,915,503	
	運用収益		133,841	163,936	201,054	219,655	245,157	
合計	預貯金等		1,463,518	744,030	1,475,750	1,739,698	831,783	
	有価証券		34,529,636	36,856,120	38,012,078	40,026,375	43,610,877	
	内訳	国債		199,400	0	0	0	0
		地方債		20,796,884	23,225,579	25,376,823	28,194,267	29,891,261
		政府保証債		3,448,261	1,850,781	1,153,511	645,041	844,541
		財投機関債		100,000	100,000	0	0	0
		普通社債		7,387,020	7,387,020	8,182,420	7,887,196	7,775,384
		国庫短期証券		2,598,071	4,292,740	3,299,324	3,299,871	5,099,691
	合計		35,993,154	37,600,150	39,487,828	41,766,073	44,442,660	
	運用収益		474,047	525,798	563,584	569,042	598,675	

(単位：千円)

区分		年度	23	24	25	26	27	
災害補償経理	預貯金等		839,522	799,466	914,249	1,966,401	1,936,447	
	有価証券		37,690,135	37,030,497	36,760,345	35,636,879	35,545,208	
	内訳	国債						
		地方債		19,961,184	30,307,952	29,637,769	29,353,401	28,860,315
		政府保証債		99,750	99,750	99,750	99,750	99,750
		財投機関債				300,000	1,200,000	2,300,000
		電力債		6,031,068	5,822,866	5,822,866	4,983,728	4,285,143
		国庫短期証券		11,598,133	799,929	899,960		
	合計		38,529,657	37,829,963	37,674,594	37,603,280	37,481,655	
	運用収益		342,448	472,836	493,342	615,318	597,008	
退職報償経理	預貯金等		399,803	418,224	1,063,796	6,428,491	5,500,248	
	有価証券		23,377,215	25,871,477	28,275,069	24,981,361	26,371,562	
	内訳	国債						
		地方債		17,122,991	20,028,149	21,776,383	21,782,393	21,772,594
		政府保証債		410,252	99,750	99,750	99,750	99,750
		財投機関債				400,000	1,900,000	3,300,000
		電力債		1,444,316	1,344,316	1,199,218	1,199,218	1,199,218
		国庫短期証券		4,399,656	4,399,262	4,799,718		
	合計		23,777,018	26,289,701	29,338,865	31,409,852	31,871,810	
	運用収益		260,963	278,778	322,225	333,576	349,817	
合計	預貯金等		1,239,325	1,217,690	1,978,045	8,394,892	7,436,695	
	有価証券		61,067,350	62,901,974	65,035,414	60,618,240	61,916,770	
	内訳	国債		0	0	0	0	0
		地方債		37,084,175	50,336,101	51,414,152	51,135,794	50,632,909
		政府保証債		510,002	199,500	199,500	199,500	199,500
		財投機関債		0	0	700,000	3,100,000	5,600,000
		普通社債		7,475,384	7,167,182	7,022,084	6,182,946	5,484,361
		国庫短期証券		15,997,789	5,199,191	5,699,678	0	0
	合計		62,306,675	64,119,664	67,013,459	69,013,132	69,353,465	
	運用収益		603,411	751,614	815,567	948,894	946,825	

資料19 消防施設整備資金年度別貸付額

(単位：千円)

貸付年度	起債年度	貸付年月	貸付団体数		貸付利率 (%)	貸付金額
昭和49	48年度債	49年5月	10市	3組合	7.4	200,000
50	49年度債	50年5月	13市町村	15組合	7.4	150,000
51	50年度債	51年5月	10市町	5組合	7.4	97,500
	51年度債	51年11月	74市町村	6組合	7.4	168,700
	計					266,200
52	51年度債	52年5月	7市町	1組合	7.4	26,500
	52年度債	52年11月	28市町村	9組合	6.4	143,600
	計					170,100
53	52年度債	53年5月	25市町村	5組合	6.4	106,400
	53年度債	53年11月	25市町村	3組合	6.0	107,400
	計					213,800
54	53年度債	54年5月	39市町	3組合	6.0	142,400
	54年度債	54年11月	35市町村	2組合	7.0	178,500
	計					320,900
55	54年度債	55年5月	18市町村	1組合	7.0	119,300
	55年度債	55年11月	15市町村	8組合	7.7	216,200
	計					335,500
56	55年度債	56年5月	16市町		7.7	83,800
	56年度債	56年11月	26市町村	5組合	7.4	199,600
	計					283,400
57	56年度債	57年5月	14市町村		7.4	100,400
	57年度債	57年11月	26市町村	6組合	7.2	336,400
	計					436,800
58	57年度債	58年5月	12市町		7.2	155,300
	58年度債	59年2月	29市町村	3組合	7.0	473,500
	計					628,800
59	58年度債	59年5月	9市町		7.0	167,400
	59年度債	60年2月	77市町村	12組合	6.2	1,105,100
	計					1,272,500
60	59年度債	60年5月	5市町		6.2	84,400
	60年度債	61年2月	59市町村	15組合	5.7	883,700
	計					968,100
61	60年度債	61年5月	14市町		5.7	284,800
	61年度債	62年2月	23市町	11組合	5.0	660,200
	計					945,000
62	61年度債	62年5月	18市町	1組合	5.0	465,800
	62年度債	63年2月	47市町	7組合	4.8	883,800
	計					1,349,600
63	62年度債	63年5月	16市町	1組合	4.8	290,600
	63年度債	元年2月	34市町	18組合	4.4	1,180,500
	計					1,471,100
合計						9,011,800

資料20 災害補償経理年度別収支決算状況

(単位：千円)

区 分		年 度		昭和31	32	33	34	35
収 入 A	掛 金			2,090	32,001	51,873	51,647	51,009
	国庫補助金			(8,014) 10,000	(32,972) 40,000	7,163	8,664	(30,000) 40,825
	利息及び配当金等			16	1,149	4,894	4,329	2,791
	前期繰越支払準備金							
	合 計			12,106	73,150	63,930	64,640	94,625
支 出 B	損害補償費			1,965	33,070	64,223	119,823	68,703
	福祉施設費							
	事務費			1,851	6,704	7,191	8,081	10,997
	減価償却費等			135	324	255	259	272
	次期繰越支払準備金							
合 計			3,951	40,098	71,669	128,163	79,972	
差引剰余金 = A - B (△は不足金) C				8,155	33,053	△ 7,738	△ 63,523	14,652
次期繰越支払準備金				1,469	14,067	30,704	57,685	61,428
契約市町村数及び契約率 (%)		261市町村 6.8	1,724 46	2,635 73.5	2,635 75	2,690 77		

(単位：千円)

区 分		年 度		36	37	38	39	40
収 入 A	掛 金			51,081	88,661	148,507	143,146	149,594
	国庫補助金			(10,000) 22,551	(40,000) 56,234	21,171	22,489	25,124
	利息及び配当金等			2,627	6,434	8,539	11,428	18,155
	前期繰越支払準備金							
	合 計			76,259	151,329	178,216	177,064	192,872
支 出 B	損害補償費			70,322	82,618	118,500	129,868	145,536
	福祉施設費							
	事務費			12,452	16,139	21,152	21,948	23,879
	減価償却費等			269	234	145	788	248
	次期繰越支払準備金							
合 計			83,043	98,991	139,797	152,604	169,663	
差引剰余金 = A - B (△は不足金) C				△ 6,784	52,338	38,419	24,460	23,210
次期繰越支払準備金				60,273	80,025	140,558	172,000	202,929
契約市町村数及び契約率 (%)		2,697 78	2,765 81	2,710 80	2,723 80	2,802 83		

(単位：千円)

区 分		年 度		昭和41	42	43	44	45
収 入 A	掛 金			186,435	250,102	246,207	277,062	417,829
	国庫補助金			26,601	28,753	15,208	8,474	
	利息及び配当金等			21,585	30,411	40,528	48,678	61,802
	前期繰越支払準備金							
	合 計			234,621	209,266	301,944	334,213	479,631
支 出 B	損害補償費			204,460	254,949	262,899	312,176	495,836
	福祉施設費							
	事務費			26,346	28,870	34,350	31,384	37,054
	減価償却費等			799	406	307	320	639
	次期繰越支払準備金							
	合 計			231,604	284,226	297,556	343,880	533,528
差引剰余金 = A - B (△は不足金) C				3,017	25,040	4,388	△ 9,666	△ 53,897
次期繰越支払準備金				293,877	404,199	515,687	664,984	924,902
契約市町村数及び契約率 (%)				2,868市町村 86	2,847 86	2,837 86	2,834 86.3	2,812 86.2

(単位：千円)

区 分		年 度		46	47	48	49	50
収 入 A	掛 金			584,079	831,003	954,722	945,717	937,124
	国庫補助金							
	利息及び配当金等			84,048	113,387	157,795	263,449	318,015
	前期繰越支払準備金				注① 1,298,187	注④ 1,859,474	2,469,506	3,087,718
	合 計			668,127	2,242,577	2,971,991	3,678,673	4,342,856
支 出 B	損害補償費			627,836	注② 1,969,306 (含1,639,919)	376,953	422,485	652,740
	福祉施設費				135,904 (含135,190)	56,892	40,108	93,608
	事務費			41,761	53,458	67,666	116,673	139,068
	減価償却費等			343	334	973	11,690	3,919
	次期繰越支払準備金					注③ 2,469,506	3,087,718	3,453,521
	合 計			669,940	2,159,002	2,971,991	3,678,673	4,342,856
差引剰余金 = A - B (△は不足金) C				△ 1,813	83,575	0	0	0
次期繰越支払準備金				1,298,187	1,775,109	支出の次期繰越支払準備金と同額のため略。以下同じ		
契約市町村数及び契約率 (%)				2,797 86.2	2,815 85.8	2,816 86	2,817 86.5	2,817 86.5

(単位：千円)

区 分		年 度				
		昭和51	52	53	54	55
収 入 A	掛 金	938,322	1,176,158	1,388,281	1,477,800	1,568,869
	国庫補助金					
	利息及び配当金等	307,294	324,336	342,252	389,086	478,774
	前期繰越支払準備金	3,453,521	3,614,307	3,971,169	4,478,595	5,096,441
	合 計	4,699,137	5,114,801	5,701,702	6,345,481	7,144,083
支 出 B	損害補償費	778,616	798,232	828,390	844,376	1,043,226
	福祉施設費	140,330	176,645	209,410	214,089	230,823
	事務費	165,067	167,294	183,335	189,109	192,882
	減価償却費等	816	1,461	1,971	1,466	1,335
	次期繰越支払準備金	3,614,307	3,971,169	4,478,595	5,096,441	5,675,818
合 計	4,699,137	5,114,801	5,701,702	6,345,481	7,144,083	
差引剰余金 = A - B (△は不足金) C		0	0	0	0	0
次期繰越支払準備金						
契約市町村数及び契約率 (%)		2,827市町村 86.5	2,829 86.8	2,906 89.3	2,914 89.5	2,914 89.5

(単位：千円)

区 分		年 度				
		56	57	58	59	60
収 入 A	掛 金	1,666,203	1,755,160	1,851,658	1,939,345	2,024,784
	国庫補助金					
	利息及び配当金等	505,329	561,918	625,307	659,965	718,603
	前期繰越支払準備金	5,675,818	6,383,968	7,127,977	8,021,076	9,020,776
	合 計	7,847,350	8,701,047	9,604,942	10,620,386	11,764,163
支 出 B	損害補償費	982,556	1,115,299	1,051,389	1,131,086	1,179,371
	福祉施設費	293,160	284,533	346,437	271,101	340,877
	事務費	186,574	172,148	184,475	196,548	196,559
	減価償却費等	1,091	1,091	1,565	875	642
	次期繰越支払準備金	6,383,968	7,127,977	8,021,076	9,020,776	10,046,714
合 計	7,847,350	8,701,047	9,604,942	10,620,386	11,764,163	
差引剰余金 = A - B (△は不足金) C		0	0	0	0	0
次期繰越支払準備金						
契約市町村数及び契約率 (%)		2,914 89.5	2,914 89.5	2,914 89.5	2,912 89.5	2,912 89.5

(単位：千円)

区 分		年 度	昭和61	62	63	平成元	2
収 入 A	掛 金		2,118,157	2,285,416	2,177,211	2,167,960	2,160,501
	利息及び配当金等		563,338	761,487	1,107,658	825,701	1,071,743
	支払準備金戻入 (61年度までは前期繰越支払準備金)		10,046,714				
	変動調整準備金戻入						10,266
	合 計		12,728,209	3,046,903	3,284,869	2,993,661	3,242,510
支 出 B	損害補償費		1,289,409	1,273,924	1,265,378	1,190,303	1,316,493
	福祉事業費 (63年度までは福祉施設費)		340,823	314,904	322,994	278,496	332,254
	その他福祉事業費		29,453	29,181	113,094	119,917	144,944
	事 務 費		218,965	220,883	249,104	258,303	239,633
	減価償却費等		1,612	2,035	1,049	549	425
	支払準備金繰入 (61年度までは次期繰越支払準備金)		10,847,000	1,200,000	1,330,000	1,146,000	1,208,761
	変動調整準備金繰入		947	5,976	3,250	93	
合 計		12,728,209	3,046,903	3,284,869	2,993,661	3,242,510	
差引剰余金 = A - B (△は不足金) C			0	0	0	0	0
支払準備金				12,053,923	13,387,173	14,533,266	15,731,761
契約市町村数及び契約率 (%)			2,912市町村 89.5	2,953 91.0	2,963 91.3	2,963 91.3	2,959 91.3

(単位：千円)

区 分		年 度	3	4	5	6	7
収 入 A	掛 金		2,159,854	2,155,124	2,150,631	2,147,708	2,199,452
	利息及び配当金等		1,166,756	1,048,001	1,117,946	1,105,967	1,102,453
	支払準備金戻入 (61年度までは前期繰越支払準備金)						
	変動調整準備金戻入						
	合 計		3,326,610	3,203,125	3,268,577	3,253,675	3,301,905
支 出 B	損害補償費		1,437,471	1,429,114	1,409,082	1,519,269	1,552,297
	福祉事業費 (63年度までは福祉施設費)		428,015	363,832	296,193	405,047	375,860
	その他福祉事業費		146,483	171,521	204,967	206,968	218,075
	事 務 費		281,557	270,693	281,742	290,591	298,275
	減価償却費等		704	930	909	761	968
	支払準備金繰入 (61年度までは次期繰越支払準備金)		1,032,380	967,035	1,075,684	831,039	856,430
	変動調整準備金繰入						
合 計		3,326,610	3,203,125	3,268,577	3,253,675	3,301,905	
差引剰余金 = A - B (△は不足金) C			0	0	0	0	0
支払準備金			16,764,140	17,731,175	18,806,859	19,637,898	20,494,328
契約市町村数及び契約率 (%)			2,956 91.3	2,955 91.3	2,954 91.3	2,954 91.3	2,953 91.3

(単位：千円)

区 分		年 度	平成8	9	10	11	12
収 入 A	掛 金		2,198,428	2,194,258	2,189,916	2,185,951	2,179,144
	利息及び配当金等		996,710	950,370	852,519	830,258	774,845
	受託事業収入			45,254	40,758	36,680	32,687
	責任準備金戻入 (8年度までは支払準備金戻入)				56,112		111,773
	変動調整準備金戻入						
	合 計		3,195,138	3,189,882	3,139,305	3,052,889	3,098,449
支 出 B	損害補償費		1,594,994	1,623,298	1,564,073	1,588,885	1,626,589
	福祉事業費		400,963	625,811	611,659	535,060	620,393
	福祉事業給付費			409,227	396,213	323,260	499,163
	公務災害防止事業費			114,372	115,662	115,474	121,230
	その他福祉事業費		208,982	102,212	99,784	96,326	
	市町村特別交付金事業費						95,415
	受託事業費			45,254	40,758	36,680	32,687
	事 務 費		298,182	283,215	259,842	248,056	247,418
	減価償却費等		1,135	1,485	1,337	1,510	1,374
	責任準備金繰入 (8年度までは支払準備金繰入)		690,882	156,400		477,691	
	変動調整準備金繰入			454,419	661,636	165,007	474,573
	合 計		3,195,138	3,189,882	3,139,305	3,052,889	3,098,449
	差引剰余金 = A - B (△は不足金) C			0	0	0	0
支払準備金			21,185,210				
責任準備金				16,355,789	16,299,678	16,777,368	16,665,595
変動調整準備金				5,440,240	6,101,875	6,266,882	6,741,456
契約市町村数及び契約率 (%)			2,953市町村 91.3	2,953 91.3	2,953 91.3	2,950 91.3	2,949 91.4

(単位：千円)

区 分		年 度				
		平成13	14	15	16	17
収 入 A	掛 金	2,177,342	2,169,067	2,157,013	2,135,698	2,126,712
	利息及び配当金等	546,013	508,927	408,840	411,671	326,312
	受託事業収入	9,676				
	責任準備金戻入		739,366		822,463	260,641
	変動調整準備金戻入	103,255		3,394,877		
	退職給与引当金調整額			22,803	19,585	5,869
	前期損益修正益			7,630		
	災害補償費移換金額					17,192
	過年度損益修正益					9,587
	合 計	2,836,286	3,417,360	5,991,163	3,389,417	2,746,314
支 出 B	損害補償費	1,619,302	1,622,107	1,621,172	1,573,482	1,588,276
	福祉事業費	638,817	594,604	775,362	737,505	688,625
	福祉事業給付費	525,756	466,626	618,555	538,686	491,755
	公務災害防止事業費	113,061	119,863	151,132	146,729	172,435
	自動車等損害見舞金支給事業費		8,115	5,675	52,090	24,435
	市町村特別交付金事業費	93,786	91,934	85,088	83,188	82,590
	受託事業費	9,676				
	事務費	251,670	233,168	296,593	301,410	277,159
	減価償却費等	2,518	2,132	2,716	8,738	8,611
	責任準備金繰入	220,517		3,187,288		
	変動調整準備金繰入		873,415		665,433	95,140
	退職給与引当金繰入			22,803	19,585	5,869
	過年度掛金精算額			141	76	
過年度損益修正損					44	
合 計	2,836,286	3,417,360	5,991,163	3,389,417	2,746,314	
差引剰余金 = A - B (△は不足金) C		0	0	0	0	0
責任準備金		16,886,112	16,146,747	19,334,034	18,511,571	18,250,930
変動調整準備金		6,638,201	7,511,616	4,116,739	4,782,172	4,877,312
契約市町村数及び契約率 (%)		2,947市町村 91.4	2,937 91.4	2,867 91.5	2,314 91.8	1,679 92.2

(単位：千円)

年度		平成18	19	20	21	22
区 分						
収 入 A	掛 金	2,114,884	2,107,731	2,100,958	2,098,948	2,093,778
	利息及び配当金等	366,621	361,868	363,984	349,387	354,259
	受託事業収入					
	責任準備金戻入 (8年度までは支払準備金戻入)	47,714	233,146	483,362	509,243	389,316
	変動調整準備金戻入	168,314				
	退職給与引当金戻入		28,044	5,997		
	退職給与引当金調整額	1,011			895	11,014
	前期損益修正益					
	災害補償費移管金額	51				
	過年度損益修正益					
	合 計	2,698,595	2,730,789	2,954,301	2,958,473	2,848,367
支 出 B	損害補償費	1,610,845	1,515,459	1,445,682	1,463,444	1,446,644
	福祉事業費	730,019	628,565	533,160	552,843	511,685
	福祉事業給付費	552,859	463,818	365,305	387,948	330,204
	公務災害防止事業費	163,111	157,797	161,926	147,175	177,491
	自動車等損害見舞金支給事業費	14,050	6,950	5,930	17,720	3,990
	その他福祉事業費					
	市町村特別交付金事業費	82,611	75,638	73,374	70,807	69,994
	受託事業費					
	事務費	263,876	240,831	241,009	233,788	236,282
	減価償却費等	10,233	8,853	7,785	2,459	1,548
	責任準備金繰入 (8年度までは支払準備金繰入)					
	変動調整準備金繰入		233,399	647,294	634,237	571,200
	退職給与引当金繰入	1,011			895	11,014
	退職給与引当金調整額		28,044	5,997		
過年度掛金精算額						
過年度損益修正損						
合 計	2,698,595	2,730,789	2,954,301	2,958,473	2,848,367	
差引剰余金 = A - B (△は不足金) C	0	0	0	0	0	
支払準備金						
責任準備金	18,203,216	17,970,070	17,486,707	16,977,464	16,588,149	
変動調整準備金	4,708,998	4,942,397	5,589,691	6,223,927	6,795,127	
契約市町村数及び契約率 (%)	1,663市町村	1,652	1,640	1,598	1,598	
		92.1	92.1	92.2	92.5	92.5

(単位：千円)

区 分		年 度	平成23	24	25	26	27
収 入	掛 金		22,198,657	2,087,386	2,082,784	2,078,007	2,076,706
	利息及び配当金等		342,505	472,836	493,482	615,717	603,262
	受託事業収入						
	責任準備金戻入 (8年度までは支払準備金戻入)			910,154	639,882	686,409	311,692
	変動調整準備金戻入						
	退職給与引当金戻入		10,196	16,407	521		
	退職給与引当金調整額					6,941	8,456
	A 前期損益修正益						
	災害補償費移管金額						
	過年度損益修正益						
合 計		22,551,358	3,486,783	3,216,669	3,387,074	3,000,116	
支 出	損害補償費		2,384,293	2,003,185	1,833,958	1,867,725	1,819,922
	福祉事業費		4,841,244	962,891	691,274	644,138	661,020
	福祉事業給付費		4,546,393	751,652	488,266	424,240	466,802
	公務災害防止事業費		151,377	184,328	194,164	212,612	187,228
	自動車等損害見舞金支給事業費		143,475	26,910	8,845	7,285	6,990
	その他福祉事業費						
	市町村特別交付金事業費		67,254	65,752	63,600	60,344	57,695
	受託事業費						
	事務費		222,845	175,267	169,195	193,924	197,402
	減価償却費等		2,423	2,990	6,843	7,033	7,330
	責任準備金繰入 (8年度までは支払準備金繰入)		8,188,256				
	B 変動調整準備金繰入		6,834,846	260,292	451,277	606,969	248,292
	退職給与引当金繰入					6,941	8,456
	退職給与引当金調整額		10,196	16,407	521		
	過年度掛金精算額						
過年度損益修正損							
合 計		22,551,358	3,486,783	3,216,669	3,387,074	3,000,116	
差引剰余金 = A - B (△は不足金) C			0	0	0	0	0
支払準備金							
責任準備金			24,776,404	23,866,250	23,226,368	22,539,959	22,228,267
変動調整準備金			13,629,974	13,890,266	14,341,543	14,948,512	15,196,804
契約市町村数及び契約率 (%)			1,591市町村 92.5	1,591 92.5	1,591 92.5	1,590 92.5	1,590 92.5

〔備考〕① この表では、各欄ごと(項目別)に千円未満を四捨五入しているため、合計欄の数値に誤差があるものがある。

② 国庫補助金欄の()書は、損害補償費に対する補助金で再掲である。

③ その他福祉事業費欄は、定款第16条第6号の規定に基づく自治大臣の認可による事業で、昭和61年度から開始した「消防団員公務災害防止対策推進事業(63年度までは消防団員健康管理事業)」及び昭和63年度から開始した「消防作業従事者等の遺族補償年金等に係る市町村特別交付金支給事業」に係る支出額である。

④ その他福祉事業費は、平成9年度～11年度までは、市町村特別交付金支給事業に係る支出額である。

⑤ 支払準備金は、平成9年度以降、「責任準備金」「変動調整準備金」として計上

〔注〕① 昭和47年度以降、前年度までの支払準備金の総額を収支計算書の収入に計上

② 昭和47年度から支払準備金を収入に計上することとなったことに対応して、翌年度に繰り越す支払準備金の総額

③ を支出に計上。ただし、「次期繰越支払準備金」という独立の勘定科目としての計上は48年度からで、47年度は「損害補償費」及び「福祉施設費」に含めて計上

④ 前年度積立金を取り崩し、支払準備金に繰り入れた額を計上

資料21 支払年度別損害補償費・福祉事業費（旧福祉施設費）支払状況

種 別	支払年度	昭和31		32		33		34		35	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
損 害 補 償 費	療 養	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円
	休 業			1,364	3,223,581	3,677	9,940,485	4,324	14,349,623	4,986	17,019,854
	傷 病 年 金			1,068	4,562,047	2,975	14,369,580	3,494	18,143,934	4,089	22,681,884
	障 害										
	年 金										
	差 額 (一 時 金)										
	前 払 (一 時 金)										
	一 時 金			16	895,765	23	2,202,830	49	5,401,270	62	6,464,635
	小 計			16	895,765	23	2,202,830	49	5,401,270	62	6,464,635
	遺 族										
年 金											
前 払 (一 時 金)											
一 時 金	1	468,000	26	11,104,160	52	22,581,580	114	44,167,066	53	24,475,660	
小 計	1	468,000	26	11,104,160	52	22,581,580	114	44,167,066	53	24,475,660	
葬 祭	1	28,080	26	686,520	51	1,374,750	118	2,773,770	49	1,379,790	
そ の 他					48	829,229	575	9,149,077	386	5,578,198	
合 計	2	496,080	2,500	20,472,073	6,826	51,298,454	8,674	93,984,740	9,625	77,600,021	
福 祉 事 業 費	外 科 後 処 置										
	補 装 具										
	リハビリテーション										
	休 養										
	療 養										
	ア フ タ ー ケ ア										
	休 業 援 護 金										
	介 護 料										
	奨 学 援 護 金										
	就 労 保 育 援 護 金										
	傷 病 特 別 支 給 金										
	障 害 特 別 支 給 金										
	遺 族 特 別 支 給 金										
	障 害 特 別 援 護 金										
	遺 族 特 別 援 護 金										
傷 病 特 別 給 付 金											
障 害 特 別 給 付 金											
遺 族 特 別 給 付 金											
障 害 差 額 特 別 給 付 金											
合 計											
総 計	2	496,080	2,500	20,472,073	6,826	51,298,454	8,674	93,984,740	9,625	77,600,021	

資料21 支払年度別損害補償費・福祉事業費（旧福祉施設費）支払状況

種 別		支払年度		昭和36		37		38		39		40		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
損 害 補 償 費	療 養	4,482	21,907,443	4,504	24,914,890	4,468	27,108,502	4,490	31,827,331	4,706	34,994,091			
	休 業	3,594	21,854,016	3,735	25,081,467	3,686	34,251,688	3,549	37,194,325	3,664	38,618,418			
	傷 病 年 金													
	障 害	年 金			37	268,739	23	283,921	37	607,278	55	787,608		
		差額（一時金） 前払（一時金）												
	小 計	一 時 金	50	6,555,325	74	7,235,940	42	5,276,385	57	8,706,200	34	4,812,234		
		小 計	50	6,555,325	111	7,504,679	65	5,560,306	94	9,313,478	89	5,599,842		
	遺 族	年 金												
		前払（一時金） 一 時 金	51	17,035,660	29	12,626,160	37	22,506,610	41	27,323,185	41	29,278,500		
	葬 祭	小 計	51	17,035,660	29	12,626,160	37	22,506,610	41	27,323,185	41	29,278,500		
祭		50	1,017,690	28	762,120	37	1,356,560	40	1,597,550	41	1,756,710			
そ の 他	281	3,274,640	315	4,376,903	287	5,090,527	219	5,632,285	193	4,359,263				
合 計	8,508	71,644,774	8,722	75,266,219	8,580	95,874,193	8,433	112,888,154	8,734	114,606,824				
福 祉 事 業 費	外 科 後 処 置													
	補 装 具													
	リハビリテーション													
	休 養													
	療 養													
	ア フ タ ー ケ ア													
	休 業 援 護 金													
	介 護 料													
	奨 学 援 護 金													
	就 労 保 育 援 護 金													
	傷 病 特 別 支 給 金													
	障 害 特 別 支 給 金													
	遺 族 特 別 支 給 金													
	障 害 特 別 援 護 金													
	遺 族 特 別 援 護 金													
	傷 病 特 別 給 付 金													
障 害 特 別 給 付 金														
遺 族 特 別 給 付 金														
障 害 差 額 特 別 給 付 金														
合 計														
総 計	8,508	71,644,774	8,722	75,266,219	8,580	95,874,193	8,433	112,888,154	8,734	114,606,824				

資料21 支払年度別損害補償費・福祉事業費（旧福祉施設費）支払状況

種別		支払年度		昭和41		42		43		44		45		
		件数	金額	件数	金額									
損害補償費	療養	5,163	43,812,337	5,092	53,707,197	5,016	54,241,778	4,958	56,672,548	5,499	83,660,973			
	休業	4,032	49,101,967	3,838	61,942,973	3,755	68,678,332	3,688	72,583,516	4,098	90,969,972			
	傷病年金													
	障害	年金	16	1,009,278	5	2,122,596	70	4,487,773	100	5,953,635	139	10,646,565		
		差額（一時金）												
		前払（一時金）												
	小計	一時金	42	7,933,025	39	9,650,655	32	7,617,015	29	7,663,465	50	11,927,495		
		小計	58	8,942,303	44	11,773,251	102	12,104,788	129	13,617,100	189	22,574,060		
	遺族	年金	24	2,753,384	39	9,158,134	240	13,572,401	354	13,672,022	504	30,506,343		
		前払（一時金）												
一時金		11	4,887,000	4	2,300,000	1	650,000	4	3,581,011	7	6,039,389			
小計	小計	35	7,640,384	43	11,458,134	241	14,222,401	358	17,253,033	511	36,545,732			
	葬祭	38	1,958,770	43	2,321,820	28	1,818,420	30	2,143,980	27	2,167,020			
その他	123	2,055,225	204	3,424,004	16	344,897	47	608,853						
合計	9,449	113,510,986	9,264	144,627,375	9,158	151,410,616	9,210	162,879,030	10,324	235,917,757				
福祉事業費	外科後処置													
	補装具													
	リハビリテーション													
	休養													
	療養													
	アフターケア													
	休業援護金													
	介護料													
	奨学援護金													
	就労保育援護金													
	傷病特別支給金													
	障害特別支給金													
	遺族特別支給金													
	障害特別援護金													
	遺族特別援護金													
	傷病特別給付金													
障害特別給付金														
遺族特別給付金														
障害差額特別給付金														
合計														
総計	9,449	113,510,986	9,264	144,627,375	9,158	151,410,616	9,210	162,879,030	10,324	235,917,757				

資料21 支払年度別損害補償費・福祉事業費（旧福祉施設費）支払状況

種 別		支払年度		昭和46		47		48		49		50		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額			
損 害 補 償 費	療 養	4,991	74,041,337	4,662	89,717,611	4,681	122,918,162	3,863	131,674,296	3,945	168,188,846			
	休 業	3,684	93,863,785	3,251	93,863,807	3,260	110,061,837	2,678	107,471,405	2,726	137,391,507			
	傷 病 年 金													
	障 害	年 金	243	21,445,201	288	26,854,817	396	31,706,558	439	41,868,774	361	65,068,844		
		差 額（一時金）												
		前 払（一時金）												
	小 計	一 時 金	33	11,372,945	34	12,430,035	34	11,146,280	24	13,498,519	32	19,891,507		
		小 計	276	32,818,146	322	39,284,852	430	42,852,838	463	55,367,293	393	84,960,351		
	遺 族	年 金	636	46,791,581	806	87,700,044	1,131	78,989,608	1,364	116,512,282	1,241	239,945,653		
		前 払（一時金）												
一 時 金		5	5,265,015	10	12,386,500	11	19,076,589	5	9,351,900	5	17,024,906			
葬 祭	小 計	641	52,056,596	816	100,086,544	1,142	98,066,197	1,369	125,864,182	1,246	256,970,559			
	そ の 他	19	1,771,570	67	6,434,184	34	3,053,560	16	2,107,420	26	5,229,164			
合 計		9,611	254,551,434	9,118	329,386,998	9,547	376,952,594	8,389	422,484,596	8,336	652,740,427			
福 祉 事 業 費	外 科 後 処 置													
	補 装 具					1	4,300	2	66,000	1	66,800			
	リハビリテーション													
	休 養					1	12,620			1	22,860			
	療 養													
	ア フ タ ー ケ ア													
	休 業 援 護 金			77	713,516	4,162	47,666,189	2,266	31,867,780	2,348	41,920,720			
	介 護 料													
	奨 学 援 護 金					751	9,209,000	520	8,174,500	577	9,177,500			
	就 労 保 育 援 護 金													
	傷 病 特 別 支 給 金													
	障 害 特 別 支 給 金										19	3,420,000		
	遺 族 特 別 支 給 金										24	24,000,000		
	障 害 特 別 援 護 金													
	遺 族 特 別 援 護 金										15	15,000,000		
傷 病 特 別 給 付 金														
障 害 特 別 給 付 金														
遺 族 特 別 給 付 金														
障 害 差 額 特 別 給 付 金														
合 計				77	713,516	4,915	56,892,109	2,788	40,108,280	2,985	93,607,880			
総 計		9,611	254,551,434	9,195	330,100,514	14,462	433,844,703	11,177	462,592,876	11,321	746,348,307			

資料21 支払年度別損害補償費・福祉事業費（旧福祉施設費）支払状況

種 別		昭和51		52		53		54		55		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
損 害 補 償 費	療 養	4,232	195,929,547	4,053	203,689,646	4,089	209,628,919	3,839	196,214,996	3,999	239,074,151	
	休 業	2,967	176,429,290	2,584	166,249,977	2,386	143,582,827	2,343	138,302,298	2,399	156,910,338	
	傷 病 年 金			37	11,842,293	74	22,537,069	40	12,760,742	53	16,828,858	
	障 害	年 金	355	75,660,153	403	94,426,733	442	113,958,522	476	129,092,976	620	162,764,727
		差額（一時金） 前払（一時金）										
	一 時 金	一 時 金	36	29,493,366	41	35,257,226	29	22,012,880	22	17,786,009	25	19,590,565
		小 計	391	105,153,519	444	129,683,959	471	135,971,402	498	146,878,985	645	182,355,292
	遺 族	年 金	1,313	249,283,577	1,380	281,379,461	1,422	314,472,612	1,468	339,405,466	1,874	430,016,084
		前払（一時金）	5	24,642,000	1	2,267,000			1	4,800,000	1	5,000,000
		一 時 金	6	19,698,471			1	315,318	1	2,500,000	1	10,922,918
葬 祭	小 計	1,324	293,624,048	1,381	283,646,461	1,423	314,787,930	1,470	346,705,466	1,876	445,939,002	
	葬 祭	35	7,479,870	12	3,119,380	6	1,882,270	13	3,513,800	6	2,118,790	
そ の 他												
合 計		8,949	778,616,274	8,511	798,231,716	8,449	828,390,417	8,203	844,376,287	8,978	1,043,226,431	
福 祉 事 業 費	外 科 後 処 置									2	3,300	
	補 装 具					1	82,700					
	リハビリテーション											
	休 養					1	65,070					
	療 養			3	41,430			12	118,950	7	101,868	
	ア フ タ ー ケ ア					15	414,051	20	653,410	33	1,080,723	
	休 業 援 護 金	2,531	54,295,094	2,258	51,311,024	2,176	46,343,774	2,083	44,399,629	2,207	52,218,011	
	介 護 料					11	319,000	18	530,000	44	2,961,900	
	奨 学 援 護 金	583	12,045,000	599	14,667,500	664	16,566,500	663	16,946,000	759	20,484,500	
	就 労 保 育 援 護 金							30	346,500	28	403,500	
	傷 病 特 別 支 給 金											
	障 害 特 別 支 給 金	32	8,350,000	37	15,080,000	36	24,050,000	24	12,830,000	26	10,150,000	
	遺 族 特 別 支 給 金	32	32,000,000	12	20,000,000	7	13,000,000	13	26,000,000	7	14,000,000	
	障 害 特 別 援 護 金	2	1,640,000	7	6,730,000	13	11,690,000	6	5,090,000	6	4,230,000	
遺 族 特 別 援 護 金	32	32,000,000	9	9,000,000	7	7,000,000	13	13,000,000	7	7,000,000		
傷 病 特 別 給 付 金			35	2,497,713	59	4,480,318	32	2,475,410	43	3,316,797		
障 害 特 別 給 付 金			269	17,036,874	408	26,171,599	435	29,791,919	569	35,873,697		
遺 族 特 別 給 付 金			794	40,280,892	1,094	59,227,321	1,116	61,907,607	1,423	78,998,304		
障 害 差 額 特 別 給 付 金												
合 計		3,212	140,330,094	4,023	176,645,433	4,492	209,410,333	4,465	214,089,425	5,161	230,822,600	
総 計		12,161	918,946,368	12,534	974,877,149	12,941	1,037,800,750	12,668	1,058,465,712	14,139	1,274,049,031	

資料21 支払年度別損害補償費・福祉事業費（旧福祉施設費）支払状況

種 別		支払年度		昭和56		57		58		59		60		
		件数	金額	件数	金額									
損 害 補 償 費	療 養	3,987	210,221,518	4,518	242,114,235	3,696	208,037,524	3,892	256,414,204	3,914	260,909,661			
	休 業	2,382	155,866,873	2,517	172,352,526	1,951	142,237,514	1,942	155,408,477	1,864	153,265,262			
	傷 病 年 金	40	15,006,256	37	15,091,131	33	13,847,152	32	14,000,236	27	12,407,352			
	障 害	年 金	524	153,902,085	509	160,232,754	536	165,575,116	532	168,189,689	519	170,923,777		
		差 額（一時金）			1	1,126,039			1	2,254,141				
		前 払（一時金）									1	3,304,000		
		一 時 金	21	12,954,848	34	36,352,111	24	20,870,511	18	18,629,564	31	33,346,682		
	小 計	545	166,856,933	544	197,710,904	560	186,445,627	551	189,073,394	551	207,574,459			
	遺 族	年 金	1,563	419,453,925	1,628	455,363,177	1,722	479,293,042	1,681	483,838,289	1,711	512,508,815		
		前 払（一時金）			4	16,124,000					2	16,140,000		
一 時 金		2	10,800,000	3	11,517,000	3	16,616,179	5	28,098,500	2	11,800,000			
小 計	1,565	430,253,925	1,635	483,004,177	1,725	495,909,221	1,686	511,936,789	1,715	540,448,815				
葬 祭	15	4,350,990	22	5,026,035	16	4,911,890	11	4,253,215	13	4,765,760				
そ の 他														
合 計	8,534	982,556,495	9,273	1,115,299,008	7,981	1,051,388,928	8,114	1,131,086,315	8,084	1,179,371,309				
福 祉 事 業 費	外 科 後 処 置	3	3,000	6	10,000	4	6,700	12	12,000	23	31,943			
	補 装 具	2	114,900	2	27,200	1	10,400	1	10,400	6	507,380			
	リハビリテーション													
	休 養	1	97,700			1	81,500							
	療 養	10	45,816	41	1,121,164	23	626,496	38	454,425	70	849,360			
	ア フ タ ー ケ ア	31	825,127	31	876,891	46	5,116,759	55	6,585,630	55	6,289,303			
	休 業 援 護 金	2,167	50,182,430	2,208	56,334,267	1,696	44,703,661	1,752	49,613,728	1,663	47,422,654			
	介 護 料	61	5,653,500	60	5,880,900	59	5,947,200	105	9,345,100	52	5,666,700			
	奨 学 援 護 金	596	20,405,000	593	20,469,500	842	23,402,000	604	18,801,000	531	22,197,500			
	就 労 保 育 援 護 金	27	395,000	19	283,500	16	184,500	47	592,500	55	698,500			
	傷 病 特 別 支 給 金	1	1,140,000											
	障 害 特 別 支 給 金	21	8,280,000	33	7,300,000	29	16,710,000	22	10,180,000	28	11,220,000			
	遺 族 特 別 支 給 金	18	53,000,000	13	38,000,000	18	54,000,000	6	18,000,000	16	48,000,000			
	障 害 特 別 援 護 金	3	3,150,000			6	10,300,000	2	4,190,000	3	7,510,000			
	遺 族 特 別 援 護 金	18	35,000,000	13	25,000,000	18	51,000,000	6	18,000,000	16	48,000,000			
傷 病 特 別 給 付 金	32	2,913,756	29	2,893,381	25	2,608,333	24	2,626,515	19	2,206,206				
障 害 特 別 給 付 金	474	33,368,650	477	39,768,333	486	38,189,778	485	39,573,276	495	41,416,034				
遺 族 特 別 給 付 金	1,195	78,585,069	1,248	86,568,080	1,340	93,549,784	1,303	93,115,983	1,335	98,861,475				
障 害 差 額 特 別 給 付 金														
合 計	4,660	293,159,948	4,773	284,533,216	4,610	346,437,111	4,462	271,100,557	4,367	340,877,055				
総 計	13,194	1,275,716,443	14,046	1,399,832,224	12,591	1,397,826,039	12,576	1,402,186,872	12,451	1,520,248,364				

種 別		支払年度		昭和61年度		昭和62年度		昭和63年度		平成元年度		平成2年度	
		人数	金額	人数	金額								
損 害 補 償	療 養 補 償	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
		1,802	270,128,019	1,565	249,088,991	1,543	213,317,294	1,355	193,792,944	1,422	256,576,338		
		226	34,345,920	180	27,104,932	217	30,454,879	162	23,522,009	169	42,817,100		
		計	2,028	304,473,939	1,745	276,193,923	1,760	243,772,173	1,517	217,314,953	1,591	299,393,438	
	休 業 補 償	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
		985	172,249,120	781	143,765,085	783	121,138,646	607	89,653,693	619	108,676,402		
		103	20,813,355	84	17,393,727	85	16,885,083	65	11,393,728	73	17,536,543		
		計	1,088	193,062,475	865	161,158,812	868	138,023,729	672	101,047,421	692	126,212,945	
	傷 病 補 償 年 金	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
		4	6,569,999	4	8,468,041	6	13,490,388	3	7,662,383	5	8,979,799		
		2	1,975,230	2	2,016,746	2	2,066,366	2	2,130,088	2	2,186,558		
		計	6	8,545,229	6	10,484,787	8	15,556,754	5	9,792,471	7	11,166,357	
障 害 補 償	年 金	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
		118	175,554,815	119	181,003,586	122	183,069,745	120	187,274,276	121	196,822,394		
		13	8,924,061	13	9,128,075	13	9,055,487	12	7,651,065	11	7,635,949		
		計	131	184,478,876	132	190,131,661	135	192,125,232	132	194,925,341	132	204,458,343	
	差 額 一 時 金	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
	前 払 一 時 金	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
						1	6,245,424						
						1	6,245,424						
	一 時 金	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
		18	19,303,139	14	16,176,365	24	41,393,588	16	24,348,318	10	11,436,225		
5		3,913,501	8	16,261,629	4	2,611,769	6	7,951,976	4	3,563,200			
	計	23	23,216,640	22	32,437,994	28	44,005,357	22	32,300,294	14	14,999,425		
計	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	
	136	194,857,954	133	197,179,951	147	230,708,757	136	211,622,594	131	208,258,619			
	18	12,837,562	21	25,389,704	17	11,667,256	18	15,603,041	15	11,199,149			
	計	154	207,695,516	154	222,569,655	164	242,376,013	154	227,225,635	146	219,457,768		
遺 族 補 償 費	年 金	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
		338	477,298,620	352	513,168,684	354	519,962,098	358	539,265,713	364	557,099,578		
		107	78,901,967	115	85,747,979	115	88,163,357	115	91,993,184	118	98,957,768		
		計	445	556,200,587	467	598,916,663	469	608,125,455	473	631,258,897	482	656,057,346	
	前 払 一 時 金	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
		2	14,340,000										
		2	14,340,000										
	一 時 金	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
						2	16,400,000	1	1,710,831				
						2	16,400,000	1	1,710,831				
	計	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
		340	491,638,620	352	513,168,684	356	536,362,098	359	540,976,544	364	557,099,578		
107		78,901,967	115	85,747,979	115	88,163,357	115	91,993,184	118	98,957,768			
	計	447	570,540,587	467	598,916,663	471	624,525,455	474	632,969,728	482	656,057,346		
葬 祭 補 償	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	
	11	4,531,750	8	3,528,660	3	1,124,400	6	1,812,655	6	2,609,220			
	1	559,900	2	1,071,510			1	139,980	3	1,595,990			
	計	12	5,091,650	10	4,600,170	3	1,124,400	7	1,952,635	9	4,205,210		
合 計	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	
	3,278	1,139,975,462	2,843	1,115,199,412	2,838	1,116,141,583	2,466	1,045,520,813	2,547	1,142,199,956			
	457	149,433,934	404	158,724,598	436	149,236,941	363	144,782,030	380	174,293,108			
	計	3,735	1,289,409,396	3,247	1,273,924,010	3,274	1,265,378,524	2,829	1,190,302,843	2,927	1,316,493,064		
福 祉 事 業 費 (明細11頁参照)	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	
	計	1,699	340,822,972	1,474	314,904,020	1,495	322,994,073	1,279	278,495,694	1,318	332,254,318		
総 計	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	
	4,977	1,480,798,434	4,317	1,430,103,432	4,333	1,439,135,656	3,745	1,324,016,507	3,865	1,474,454,274			
	457	149,433,934	404	158,724,598	436	149,236,941	363	144,782,030	380	174,293,108			
	計	5,434	1,630,232,368	4,721	1,588,828,030	4,769	1,588,372,597	4,108	1,468,798,537	4,245	1,648,747,382		

(注) 昭和61年度から統計方法の一部変更により、従前の支払件数（延べ件数）を支払人数（実数）で計上することとした。

資料21 支払年度別損害補償費・福祉事業費（旧福祉施設費）支払状況

種 別		支払年度		平成3年度		平成4年度		平成5年度		平成6年度		平成7年度	
		人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額		
損	療養補償	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
		団	1,262	278,821,598	1,309	242,606,088	1,188	215,027,971	1,313	228,323,958	1,152	239,747,678	
		従	158	30,146,041	124	13,573,997	110	20,334,254	155	34,554,414	136	32,866,580	
		計	1,420	308,967,639	1,433	256,180,085	1,298	235,362,225	1,468	262,878,372	1,288	272,614,258	
	休業補償	団	553	106,148,658	531	104,715,583	441	88,332,393	460	96,604,458	434	97,451,824	
		従	61	14,200,789	42	5,493,041	27	5,529,034	45	16,773,191	40	14,782,405	
		計	614	120,349,447	573	110,208,624	468	93,861,427	505	113,377,649	474	112,234,229	
	傷病補償年金	団	6	11,854,406	5	14,356,193	5	12,388,089	4	11,544,024	5	14,316,505	
		従	2	2,318,888	2	1,871,573	2	2,592,636	2	2,659,363	2	2,690,327	
		計	8	14,173,294	7	16,227,766	7	14,980,725	6	14,203,387	7	17,006,832	
	害	年金	団	118	194,749,292	119	216,201,556	118	213,799,007	115	219,858,926	114	218,331,124
			従	11	7,703,669	11	9,942,150	10	8,614,107	8	7,119,616	8	7,199,584
計			129	202,452,961	130	226,143,706	128	222,413,114	123	226,978,542	122	225,530,708	
障		差額一時金	団										
		従											
		計											
補		前払一時金	団										
		従											
		計											
償		一時金	団	16	25,336,936	11	25,012,816	10	13,425,247	7	23,489,399	2	3,636,014
		従	6	12,462,028			1	1,263,600	2	1,834,248	4	7,283,302	
		計	22	37,798,964	11	25,012,816	11	14,688,847	9	25,323,647	6	10,919,316	
費	計	団	134	220,086,228	130	241,214,372	128	227,224,254	122	243,348,325	116	221,967,138	
	従	17	20,165,697	11	9,942,150	11	9,877,707	10	8,953,864	12	14,482,886		
	計	151	240,251,925	141	251,156,522	139	237,101,961	132	252,302,189	128	236,450,024		
費	遺族	年金	団	377	614,654,769	378	679,053,215	382	707,864,868	390	734,994,147	392	750,506,337
		従	115	104,416,077	116	113,944,778	116	117,931,250	117	125,640,087	118	132,053,141	
		計	492	719,070,846	494	792,997,993	498	825,796,118	507	860,634,234	510	882,559,478	
	補	前払一時金	団	1	7,500,000								
		従	1	7,500,000									
		計	2	15,000,000									
	償	一時金	団	1	11,250,000					1	10,370,000	3	18,014,569
		従	1	7,000,000							1	8,700,000	
		計	2	18,250,000					1	10,370,000	4	26,714,569	
	計	計	団	379	633,404,769	378	679,053,215	382	707,864,868	391	745,364,147	395	768,520,906
		従	116	111,416,077	116	113,944,778	116	117,931,250	117	125,640,087	119	140,753,141	
		計	495	744,820,846	494	792,997,993	498	825,796,118	508	871,004,234	514	909,274,047	
葬祭補償	団	17	7,460,890	4	1,835,120	2	1,168,080	8	4,114,200	5	2,777,060		
	従	3	1,446,940	1	508,000	1	811,920	2	1,389,420	3	1,940,970		
	計	20	8,907,830	5	2,343,120	3	1,980,000	10	5,503,620	8	4,718,030		
合計	団	2,351	1,257,776,549	2,357	1,283,780,571	2,146	1,252,005,655	2,298	1,329,299,112	2,107	1,344,781,111		
	従	357	179,694,432	296	145,333,539	267	157,076,801	331	189,970,339	312	207,516,309		
	計	2,708	1,437,470,981	2,653	1,429,114,110	2,413	1,409,082,456	2,629	1,519,269,451	2,419	1,552,297,420		
福祉事業費 (明細11頁参照)	団	1,265	428,014,447	1,213	363,831,805	1,100	296,193,188	1,127	405,046,752	1,093	375,860,137		
総計	団	3,616	1,685,790,996	3,570	1,647,612,376	3,246	1,548,198,843	3,425	1,734,345,864	3,200	1,720,641,248		
	従	357	179,694,432	296	145,333,539	267	157,076,801	331	189,970,339	312	207,516,309		
	計	3,973	1,865,485,428	3,866	1,792,945,915	3,513	1,705,275,644	3,756	1,924,316,203	3,512	1,928,157,557		

資料21 支払年度別損害補償費・福祉事業費（旧福祉施設費）支払状況

種別		支払年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度	
		人数	金額										
損害補償	療養補償	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
		1,427	313,653,897	1,414	285,202,875	1,339	240,879,269	1,334	264,392,987	1,627	277,097,854		
		180	50,674,668	152	31,599,136	141	20,745,201	124	21,537,558	151	35,337,408		
		計	1,607	364,328,565	1,566	316,802,011	1,480	261,624,470	1,458	285,930,545	1,778	312,435,262	
	休業補償	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
		506	111,493,986	436	101,860,511	377	78,786,994	362	94,898,518	457	94,086,982		
		53	22,197,561	32	12,125,534	30	8,560,708	29	9,804,987	33	15,648,819		
		計	559	133,691,547	468	113,986,045	407	87,347,702	391	104,703,505	490	109,735,801	
	傷病補償年金	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
		4	8,639,843	4	11,169,875	5	10,133,268	4	10,788,942	4	10,878,827		
		2	2,491,507	2	2,743,714	2	2,794,763	2	2,804,046	2	2,827,296		
		計	6	11,131,350	6	13,913,589	7	12,928,031	6	13,592,988	6	13,706,123	
障害補償	年金	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
		112	197,341,646	109	213,039,106	107	214,871,703	103	206,430,611	103	199,049,591		
		8	6,197,354	7	6,194,981	7	6,308,545	7	6,336,736	7	6,124,671		
	計	120	203,539,000	116	219,234,087	114	221,180,248	110	212,767,347	110	205,174,262		
	差額一時金	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
	前払一時金	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
一時金	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	
	15	28,289,701	17	22,362,681	12	19,107,044	13	20,822,734	10	16,404,545			
	4	3,316,124	4	4,626,800	3	7,197,760	2	1,536,696	1	2,051,600			
	計	19	31,605,825	21	26,989,481	15	26,304,804	15	22,359,430	11	18,456,145		
介護補償	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	
	21	9,442,110	20	11,205,650	22	12,674,600	20	10,033,010	19	11,534,690			
	2	470,690	2	373,730	2	464,780	2	541,065	2	572,575			
	計	23	9,912,800	22	11,579,380	24	13,139,380	22	10,574,075	21	12,107,265		
遺族補償	年金	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
		394	713,296,213	399	786,566,315	403	804,452,220	399	808,277,906	403	810,806,912		
		116	121,119,328	116	132,680,902	114	132,925,855	113	129,285,671	109	130,224,110		
	計	510	834,415,541	515	919,247,217	517	937,378,075	512	937,563,577	512	941,031,022		
	前払一時金	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
	一時金	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
	計	394	713,296,213	399	786,566,315	403	804,452,220	399	808,277,906	404	820,006,912		
	計	116	121,119,328	116	132,680,902	114	132,925,855	113	129,285,671	109	130,224,110		
	計	510	834,415,541	515	919,247,217	517	937,378,075	512	937,563,577	513	950,231,022		
葬祭補償	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	
	10	6,369,270	4	970,980	7	4,169,900	2	1,393,380	6	4,138,920			
			1	574,990					1	604,490			
	計	10	6,369,270	5	1,545,970	7	4,169,900	2	1,393,380	7	4,743,410		
合計	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	
	2,489	1,388,526,666	2,403	1,432,377,993	2,272	1,385,074,998	2,237	1,417,038,088	2,630	1,433,198,321			
	365	206,467,232	316	190,919,787	299	178,997,612	279	171,846,759	306	193,390,969			
	計	2,854	1,594,993,898	2,719	1,623,297,780	2,571	1,564,072,610	2,516	1,588,884,847	2,936	1,626,589,290		
福祉事業費 (明細12頁参照)	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	
	計	1,197	400,962,760	1,125	409,227,129	1,050	396,213,177	1,004	323,259,826	1,116	499,162,384		
総計	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	
	3,686	1,789,489,426	3,528	1,841,605,122	3,322	1,781,288,175	3,241	1,740,297,914	3,746	1,932,360,705			
	365	206,467,232	316	190,919,787	299	178,997,612	279	171,846,759	306	193,390,969			
	計	4,051	1,995,956,658	3,844	2,032,524,909	3,621	1,960,285,787	3,520	1,912,144,673	4,052	2,125,751,674		

種別		支払年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
		人数	金額										
損	療養補償	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
		1,462	266,179,215	1,634	276,022,769	1,567	275,171,987	1,657	238,562,563	1,494	252,669,298		
		148	39,310,852	160	22,272,358	169	39,478,512	180	31,410,719	153	31,453,028		
		計	1,610	305,490,067	1,794	298,295,127	1,736	314,650,499	1,837	269,973,282	1,647	284,122,326	
	休業補償	148	39,310,852	160	22,272,358	169	39,478,512	180	31,410,719	153	31,453,028		
		342	83,158,923	383	92,050,737	368	97,638,891	367	84,553,932	294	67,893,799		
		29	13,483,002	30	11,803,945	29	12,914,127	26	10,534,859	23	10,558,068		
		計	371	96,641,925	413	103,854,682	397	110,553,018	393	95,088,791	317	78,451,867	
	傷病補償年金	6	11,005,907	4	10,104,075	3	3,382,829						
		2	2,847,491	2	2,130,975	1	1,380,515	1	1,372,348	1	1,371,948		
		8	13,853,398	6	12,235,050	4	4,763,344	1	1,372,348	1	1,371,948		
	害	年金	103	210,594,941	102	204,515,480	105	207,529,098	107	204,790,151	108	217,688,921	
6			5,769,589	6	5,770,740	7	11,366,941	8	11,911,919	8	9,605,533		
109			216,364,530	108	210,286,220	112	218,896,039	115	216,702,070	116	227,294,454		
差額一時金													
								1	3,535,969				
								1	3,535,969				
前払一時金													
一時金		8	13,120,993	6	18,991,533	8	11,593,360	8	12,707,349	9	9,194,144		
				3	8,952,896	3	1,893,752	3	7,397,172				
		8	13,120,993	9	27,944,429	11	13,487,112	11	20,104,521	9	9,194,144		
計	111	223,715,934	108	223,507,013	113	219,122,458	115	217,497,500	117	226,883,065			
	6	5,769,589	9	14,723,636	10	13,260,693	12	22,845,060	8	9,605,533			
	117	229,485,523	117	238,230,649	123	232,383,151	127	240,342,560	125	236,488,598			
介護補償	19	10,369,850	19	10,399,230	21	10,842,570	24	10,874,550	22	11,020,350			
	2	528,780	2	425,950	1	346,065	1	313,540	2	1,169,475			
	21	10,898,630	21	10,825,180	22	11,188,635	25	11,188,090	24	12,189,825			
費	遺族	405	817,202,385	408	822,996,947	412	816,665,442	412	804,464,315	412	821,066,248		
		109	130,140,175	109	130,782,806	107	124,691,456	105	124,589,579	107	129,221,570		
		514	947,342,560	517	953,779,753	519	941,356,898	517	929,053,894	519	950,287,818		
	前払一時金									1	10,237,000		
										1	10,237,000		
	一時金	1	10,120,000					1	9,000,000				
								1	9,000,000	1	9,000,000		
		1	10,120,000					2	18,000,000	1	9,000,000		
	計	406	827,322,385	408	822,996,947	412	816,665,442	413	813,464,315	413	831,303,248		
		109	130,140,175	109	130,782,806	107	124,691,456	106	133,589,579	108	138,221,570		
		515	957,462,560	517	953,779,753	519	941,356,898	519	947,053,894	521	969,524,818		
葬祭補償	9	5,469,465	6	3,967,370	10	6,276,530	9	5,885,940	7	4,519,300			
			2	919,485			4	2,577,060	3	1,607,180			
	9	5,469,465	8	4,886,855	10	6,276,530	13	8,463,000	10	6,126,480			
合計	2,355	1,427,221,679	2,562	1,439,048,141	2,494	1,429,100,707	2,585	1,370,838,800	2,347	1,394,289,060			
	296	192,079,889	314	183,059,155	317	192,071,368	330	202,643,165	298	193,986,802			
	2,651	1,619,301,568	2,876	1,622,107,296	2,811	1,621,172,075	2,915	1,573,481,965	2,645	1,588,275,862			
福祉事業費 (明細12頁参照)	1,007	525,756,529	1,013	466,625,779	1,040	618,554,822	1,030	538,685,837	951	491,755,168			
総計	3,362	1,952,978,208	3,575	1,905,673,920	3,534	2,047,655,529	3,615	1,909,524,637	3,298	1,886,044,228			
	296	192,079,889	314	183,059,155	317	192,071,368	330	202,643,165	298	193,986,802			
	3,658	2,145,058,097	3,889	2,088,733,075	3,851	2,239,726,897	3,945	2,112,167,802	3,596	2,080,031,030			

資料21 支払年度別損害補償費・福祉事業費（旧福祉施設費）支払状況

種別		支払年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
		人数	金額										
損害補償費	療養補償	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
		1,536	256,283,114	1,348	220,110,647	1,469	180,740,175	1,317	228,264,174	1,384	230,506,056		
		125	21,691,001	115	12,281,401	108	18,283,866	134	11,692,939	79	10,471,845		
		計	1,661	277,974,115	1,463	232,392,048	1,577	199,024,041	1,451	239,957,113	1,463	240,977,901	
	休業補償	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
		306	80,291,312	259	57,060,155	233	48,936,714	209	44,075,145	210	52,344,348		
		25	13,533,189	19	5,919,972	16	4,489,315	13	1,498,507	9	852,281		
		計	331	93,824,501	278	62,980,127	249	53,426,029	222	45,573,652	219	53,196,629	
	傷病補償年金	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
		1	975,880	4	11,761,194	4	10,140,749	4	10,145,700	4	10,145,700		
		1	1,346,783	2	2,788,619	2	3,513,091	1	785,429	1	785,429		
		計	2	2,322,663	6	14,549,813	6	13,653,840	5	10,931,129	4	10,145,700	
障	年金	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
		109	212,520,719	108	204,443,195	105	209,422,597	102	196,907,517	101	196,453,475		
		9	9,977,874	8	10,011,235	8	10,208,891	8	8,944,732	7	7,969,100		
	計	118	222,498,593	116	214,454,430	113	219,631,488	110	205,852,249	108	204,422,575		
害	差額一時金	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
												1	61,600
												1	61,600
補	前払一時金	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
償	一時金	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
		7	15,462,053	11	23,386,664	8	7,324,736	7	15,412,154	4	4,178,764		
		4	10,348,243	3	6,896,104	2	4,030,400	1	1,232,200				
	計	11	25,810,296	14	30,282,768	10	11,355,136	8	16,644,354	4	4,178,764		
費	計	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
		116	227,982,772	119	227,829,859	113	216,747,333	109	212,319,671	105	200,632,239		
		13	20,326,117	11	16,907,339	10	14,239,291	9	10,176,932	8	8,030,700		
	計	129	248,308,889	130	244,737,198	123	230,986,624	118	222,496,603	113	208,662,939		
介護補償	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	
	21	9,850,480	20	9,577,506	17	8,562,491	18	10,234,590	18	8,742,197			
	2	680,940	2	680,580	3	1,818,190	2	512,430	1	340,940			
	計	23	10,531,420	22	10,258,086	20	10,380,681	20	10,747,020	19	9,083,137		
遺族	年金	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
		420	830,553,814	421	823,165,224	416	807,969,880	415	804,895,100	417	797,908,347		
		105	130,376,510	104	124,267,311	103	126,291,660	103	125,314,180	98	123,000,973		
	計	525	960,930,324	525	947,432,535	519	934,261,540	518	930,209,280	515	920,909,320		
補償	前払一時金	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
費	一時金	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
		1	8,800,000										
		1	8,800,000										
	計	420	830,553,814	421	823,165,224	416	807,969,880	415	804,895,100	417	797,908,347		
	計	106	139,176,510	104	124,267,311	103	126,291,660	103	125,314,180	98	123,000,973		
	計	526	969,730,324	525	947,432,535	519	934,261,540	518	930,209,280	515	920,909,320		
葬祭補償	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	
	8	4,495,630	4	2,530,060	2	1,300,000	5	2,987,060	4	2,927,520			
	2	1,100,990	1	579,000	2	1,194,990	1	541,990					
	計	10	5,596,620	5	3,109,060	4	2,494,990	6	3,529,050	4	2,927,520		
合計	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	
	2,408	1,410,433,002	2,175	1,352,034,645	2,254	1,274,397,342	2,077	1,312,921,440	2,142	1,303,206,407			
	274	197,855,530	254	163,424,222	244	169,830,403	263	150,522,407	195	142,696,739			
	計	2,682	1,608,288,532	2,429	1,515,458,867	2,498	1,444,227,745	2,340	1,463,443,847	2,337	1,445,903,146		
福祉事業費 (明細別紙)	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	
	982	530,748,745	937	463,818,487	885	365,304,500	848	387,947,688	826	330,204,039			
総計	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	
	3,390	1,941,181,747	3,112	1,815,853,132	3,139	1,639,701,842	2,925	1,700,869,128	2,968	1,633,410,446			
	274	197,855,530	254	163,424,222	244	169,830,403	263	150,522,407	195	142,696,739			
	計	3,664	2,139,037,277	3,366	1,979,277,354	3,383	1,809,532,245	3,188	1,851,391,535	3,163	1,776,107,185		

資料21 支払年度別損害補償費・福祉事業費（旧福祉施設費）支払状況

種別		支払年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額		
損害補償	療養補償	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
		団	1,367	215,403,406	1,523	257,197,265	1,391	202,971,049	1,534	227,005,667	1,247	222,566,970	
		従計	90	22,654,707	79	31,695,174	65	35,557,367	60	17,818,704	67	18,841,496	
		計	1,457	238,058,113	1,602	288,892,439	1,456	238,528,416	1,594	244,824,371	1,314	241,408,466	
	休業補償	団	174	49,881,760	185	55,274,692	185	37,240,056	205	49,446,377	154	43,389,618	
		従計	11	1,294,838	8	1,648,333	4	406,819	7	808,939	7	3,469,720	
		計	185	51,176,598	193	56,923,025	189	37,646,875	212	50,255,316	161	46,859,338	
	傷病補償年金	団	4	8,652,775	3	7,586,400	4	11,260,373	4	10,737,400	4	9,393,400	
		従計					1	2,295,334	1	2,754,400	1	2,754,400	
		計	4	8,652,775	3	7,586,400	5	13,555,707	5	13,491,800	5	12,147,800	
	障害補償	年金	団	100	188,071,761	95	187,160,833	96	186,835,281	95	183,494,198	99	187,442,406
			従計	6	6,939,500	7	15,394,566	7	8,177,500	7	8,177,500	7	8,177,500
計			106	195,011,261	102	202,555,399	103	195,012,781	102	191,671,698	106	195,619,906	
差額一時金		団											
		従計											
		計											
前払一時金	団												
	従計												
	計												
一時金	団	7	12,132,541	6	7,868,929	6	11,370,891	20	47,646,305	10	15,094,045		
	従計	1	1,606,332	2	3,335,200			2	8,036,503				
	計	8	13,738,873	8	11,204,129	6	11,370,891	22	55,682,808	10	15,094,045		
計	団	107	200,204,302	101	195,029,762	102	198,206,172	115	231,140,503	109	202,536,451		
	従計	7	8,545,832	9	18,729,766	7	8,177,500	9	16,214,003	7	8,177,500		
	計	114	208,750,134	110	213,759,528	109	206,383,672	124	247,354,506	116	210,713,951		
介護補償	団	17	7,093,990	15	6,760,270	15	6,556,790	16	7,892,964	17	7,747,000		
	従計	1	340,400	1	339,720	1	339,600	2	947,720	2	1,587,970		
	計	18	7,434,390	16	7,099,990	16	6,896,390	18	8,840,684	19	9,334,970		
遺族補償	年金	団	562	1,142,760,653	570	1,247,972,881	563	1,198,055,964	551	1,174,925,131	547	1,170,658,589	
		従計	102	127,883,666	101	125,937,811	97	122,265,466	95	120,703,438	89	114,720,091	
		計	664	1,270,644,319	671	1,373,910,692	660	1,320,321,430	646	1,295,628,569	636	1,285,378,680	
	前払一時金	団											
		従計											
		計											
一時金	団	33	480,884,149	3	45,768,701	1	9,948,375	1	6,131,400	2	13,499,851		
	従計	1	8,800,000										
	計	34	489,684,149	3	45,768,701	1	9,948,375	1	6,131,400	2	13,499,851		
計	団	595	1,623,644,802	573	1,293,741,582	564	1,208,004,339	552	1,181,056,531	549	1,184,158,440		
	従計	103	136,683,666	101	125,937,811	97	122,265,466	95	120,703,438	89	114,720,091		
	計	698	1,760,328,468	674	1,419,679,393	661	1,330,269,805	647	1,301,759,969	638	1,298,878,531		
葬祭補償	団	173	107,045,230	15	9,244,330	2	677,010	1	619,020	1	579,000		
	従計	5	2,790,880					1	579,000				
	計	178	109,836,110	15	9,244,330	2	677,010	2	1,198,020	1	579,000		
合計	団	2,437	2,211,926,265	2,415	1,824,834,301	2,263	1,664,915,789	2,427	1,707,898,462	2,081	1,670,370,879		
	従計	217	172,310,323	198	178,350,804	175	169,042,086	175	159,826,204	173	149,551,177		
	計	2,654	2,384,236,588	2,613	2,003,185,105	2,438	1,833,957,875	2,602	1,867,724,666	2,254	1,819,922,056		
福祉事業費 (明細別紙)	団	1,405	4,546,392,803	1,048	751,652,271	1,024	488,265,644	1,052	424,240,325	989	466,801,650		
総計	団	3,842	6,758,319,068	3,463	2,576,486,572	3,287	2,153,181,433	3,479	2,132,138,787	3,070	2,137,172,529		
	従計	217	172,310,323	198	178,350,804	175	169,042,086	175	159,826,204	173	149,551,177		
	計	4,059	6,930,629,391	3,661	2,754,837,376	3,462	2,322,223,519	3,654	2,291,964,991	3,243	2,286,723,706		

種 別		支給年度		昭和61年度		昭和62年度		昭和63年度		平成元年度		平成2年度	
		人数	金額	人数	金額								
福 祉 事 業 費	外科後処置	7	107,885	6	114,687	4	71,153	1	131,819	2	1,711,365		
	補装具	3	222,000	1	57,600	3	391,250	4	476,896	3	252,514		
	リハビリテーション												
	休業養			1	98,385	1	56,240						
	アフターケア	7	1,403,370	6	1,002,727								
	休業援護金	5	12,733,363	6	15,224,315	12	15,489,409	14	2,957,958	10	5,730,014		
	介護料	992	58,894,318	784	48,950,959	786	42,974,699	605	30,209,958	631	40,699,322		
	在宅介護を行う介護人の派遣 介護用機器	13	5,598,300	13	5,491,200	12	5,013,600	12	5,777,400	11	4,773,500		
	奨学援護金	127	20,783,000	117	19,593,000	106	19,410,000	103	18,624,000	101	18,295,500		
	就労保育援護金	6	375,000	8	455,000	5	337,500	3	209,000	6	454,500		
	傷病特別支給金			1	1,140,000	1	1,000,000			2	2,280,000		
	障害特別支給金	22	12,210,000	14	4,770,000	29	19,410,000	17	6,950,000	20	16,120,000		
	遺族特別支給金	12	36,000,000	9	27,000,000	5	15,000,000	6	18,000,000	7	21,000,000		
	障害特別援護金	3	8,410,000	1	2,090,000	5	16,290,000	1	4,000,000	5	19,810,000		
	遺族特別援護金	12	36,000,000	9	34,000,000	5	20,000,000	6	27,500,000	7	32,200,000		
	傷病特別給付金	4	1,367,583	4	1,803,282	6	2,907,539	3	1,590,799	5	1,886,424		
障害特別給付金	138	42,480,372	133	42,375,289	151	49,131,356	137	46,064,738	137	47,217,186			
遺族特別給付金	348	104,237,781	361	110,737,576	364	115,511,327	367	116,003,126	371	119,823,993			
障害差額特別給付金													
長期家族介護者援護金													
合 計	1,699	340,822,972	1,474	314,904,020	1,495	322,994,073	1,279	278,495,694	1,318	332,254,318			

種 別		支給年度		平成3年度		平成4年度		平成5年度		平成6年度		平成7年度	
		人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
福 祉 事 業 費	外科後処置	5	78,206										
	補装具	2	232,558	3	646,069	2	624,474	1	515,464	2	204,442		
	リハビリテーション			1	387,600	1	49,750						
	休業養												
	アフターケア	10	4,627,159	10	7,016,056	10	3,966,509	10	2,513,022	10	4,587,025		
	休業援護金	558	36,483,076	538	37,741,636	451	30,797,977	467	33,900,558	441	39,723,533		
	介護料	10	6,059,000	10	5,986,600	10	6,366,600	10	6,700,000	11	10,025,800		
	在宅介護を行う介護人の派遣 介護用機器												
	奨学援護金	93	18,822,000	85	21,291,000	81	18,849,000	75	22,234,000	78	19,401,000		
	就労保育援護金	9	462,000	12	1,145,000	10	861,000	8	974,000	7	776,000		
	傷病特別支給金	2	2,280,000							1	1,140,000		
	障害特別支給金	17	5,810,000	20	26,240,000	11	4,970,000	7	2,940,000	5	5,900,000		
	遺族特別支給金	17	51,000,000	3	9,000,000	2	6,000,000	11	33,000,000	6	18,000,000		
	障害特別援護金	1	2,600,000	8	32,050,000	4	6,250,000	7	5,250,000	5	9,650,000		
	遺族特別援護金	17	115,100,000	3	20,700,000	2	15,200,000	11	83,600,000	6	49,800,000		
	傷病特別給付金	6	2,601,498	5	3,079,831	5	2,905,582	4	2,661,974	5	3,202,173		
障害特別給付金	135	47,916,623	134	54,189,813	128	50,234,198	122	53,233,544	117	49,335,378			
遺族特別給付金	383	133,942,327	381	144,358,200	383	149,118,098	394	157,524,190	399	164,114,786			
障害差額特別給付金													
長期家族介護者援護金													
合 計	1,265	428,014,447	1,213	363,831,805	1,100	296,193,188	1,127	405,046,752	1,093	375,860,137			

資料21 支払年度別損害補償費・福祉事業費（旧福祉施設費）支払状況

種 別	支払年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
福 祉 事 業 費	外科後処置 補装具	5	1,236,486	1	63,440	3	219,334	3	1,193,692			
	リハビリテーション 休養費											
	アフターケア	14	1,792,036	17	3,788,768	19	3,186,759	21	3,620,016	20	3,845,883	
	休業援護金	512	39,082,283	444	36,254,364	383	28,000,285	361	31,763,981	462	34,758,545	
	在宅介護を行う介護人の派遣 介護用機器											
	在宅介護のための住宅 奨学援護金	71	19,235,000	69	20,064,000	68	21,022,000	62	20,014,000	57	19,405,000	
	就労保育援護金	8	622,000	9	648,000	8	996,000	5	520,000	5	850,000	
	傷病特別支給金	1	1,140,000			1	1,070,000					
	障害特別支給金	19	7,920,000	19	8,480,000	12	2,530,000	13	2,790,000	16	14,010,000	
	遺族特別支給金	9	27,000,000	7	21,000,000	7	21,000,000	2	6,000,000	8	24,000,000	
	障害特別援護金	19	14,450,000	19	20,150,000	12	7,400,000	13	9,350,000	16	41,900,000	
	遺族特別援護金	9	84,400,000	7	74,400,000	7	86,800,000	2	26,000,000	8	135,000,000	
	傷病特別給付金	4	1,922,461	4	2,570,540	5	2,243,065	4	2,454,768	4	2,475,324	
	障害特別給付金(年金)	112	43,605,054	109	46,987,912	107	47,289,017	103	45,131,881	104	45,428,241	
	障害特別給付金(一時金)	17	7,058,924	17	5,826,531	12	3,821,406	13	4,164,543	11	3,390,846	
	遺族特別給付金(年金)	397	151,498,516	402	167,233,574	405	170,629,291	401	170,212,305	404	172,258,545	
	遺族特別給付金(一時金)			1	1,760,000					1	1,840,000	
	障害差額特別給付金 長期家族介護者援護金 身体障害者用自動車 旅行費					1	6,020	1	44,640			
	合 計	1,197	400,962,760	1,125	409,227,129	1,050	396,213,177	1,004	323,259,826	1,116	499,162,384	

種 別	支払年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
福 祉 事 業 費	外科後処置 補装具	1	12,357								1	18,056
	リハビリテーション 休養費	5	632,016	1	141,419	2	417,636	4	779,589	3	845,202	
	アフターケア	20	5,702,615	21	4,884,263	24	9,098,121	27	6,432,446	27	8,360,793	
	休業援護金	346	28,632,742	378	32,130,138	371	32,989,643	367	28,594,692	292	23,605,644	
	在宅介護を行う介護人の派遣 介護用機器											
	在宅介護のための住宅 奨学援護金	57	18,685,000	56	18,537,000	56	18,782,000	53	18,480,000	49	20,246,000	
	就労保育援護金	7	1,012,000	7	864,000	7	828,000	7	528,000	4	336,000	
	傷病特別支給金	2	2,280,000									
	障害特別支給金	13	9,700,000	6	1,910,000	14	17,620,000	10	8,220,000	14	12,260,000	
	遺族特別支給金	9	27,000,000	8	24,000,000	11	33,000,000	10	30,000,000	7	21,000,000	
	障害特別援護金	13	38,000,000	6	8,850,000	14	79,000,000	10	36,150,000	14	49,250,000	
	遺族特別援護金	9	167,400,000	8	148,800,000	11	204,600,000	10	186,000,000	7	130,200,000	
	傷病特別給付金	6	2,501,772	4	2,245,407	3	761,399					
	障害特別給付金(年金)	103	46,516,550	102	45,121,102	106	46,481,229	107	45,565,378	108	47,746,630	
	障害特別給付金(一時金)	10	3,362,553	6	3,798,304	7	1,989,915	8	2,541,446	10	2,041,911	
	遺族特別給付金(年金)	405	172,294,924	409	173,504,146	414	172,986,879	414	170,937,526	414	173,533,452	
	遺族特別給付金(一時金)	1	2,024,000	1	1,840,000					2	3,600,000	
	障害差額特別給付金 長期家族介護者援護金 身体障害者用自動車 旅行費											
	合 計	1,007	525,756,529	1,013	466,625,779	1,040	618,554,822	1,030	538,685,837	951	491,755,168	

種 別		支払年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
		人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
福 祉 事 業 費	外科後処置 補装具	3	443,618	1	1,162,148	1	67,000	2	322,000	2	1,298,391		
	リハビリテーション	1	1,240,200										
	休養費												
	アフターケア	28	6,878,781	27	6,534,786	23	5,933,689	26	5,884,393	24	8,549,971		
	休業援護金	309	28,897,286	263	19,775,558	236	19,769,695	212	15,710,434	210	17,874,906		
	住宅介護を行う介護人の派遣 介護用機器												
	在宅介護のための住宅												
	奨学援護金	50	19,692,000	49	20,522,000	48	19,024,000	47	18,952,000	46	18,278,000		
	就労保育援護金	6	1,680,000	7	1,236,000	5	528,000	3	192,000	1	24,000		
	傷病特別支給金	1	1,140,000	1	1,070,000								
	障害特別支給金	14	14,610,000	15	10,980,000	13	6,050,000	8	3,410,000	4	560,000		
	遺族特別支給金	8	24,000,000	6	18,000,000	3	9,000,000	5	15,000,000	3	9,000,000		
	障害特別援護金	14	59,000,000	15	46,600,000	13	26,050,000	8	14,850,000	4	3,000,000		
	遺族特別援護金	8	148,800,000	6	111,600,000	3	55,800,000	5	93,000,000	3	55,800,000		
	傷病特別給付金	1	124,308	4	3,327,768	4	2,642,848	4	2,644,200	4	2,644,200		
	障害特別給付金(年金)	109	48,545,530	108	44,863,053	105	46,972,875	102	44,070,466	101	43,740,233		
	障害特別給付金(一時金)	9	3,765,689	12	5,107,120	11	2,122,402	7	3,082,429	4	835,751		
	遺族特別給付金(年金)	421	171,931,333	423	173,040,054	420	171,343,991	419	170,829,766	419	168,481,607		
	遺族特別給付金(一時金)												
	障害差額特別給付金												
長期家族介護者援護金													
身体障害者用自動車 旅行費										1	116,980		
合 計		982	530,748,745	937	463,818,487	885	365,304,500	848	387,947,688	826	330,204,039		

種 別		支払年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
福 祉 事 業 費	外科後処置 補装具	1	91,052	3	700,896	3	2,220,208					5	1,861,407
	リハビリテーション					1	435,204	2	1,568,330	2	1,508,232		
	休養費												
	アフターケア	24	5,300,342	24	7,616,148	23	4,986,775	25	5,643,866	28	4,680,968		
	休業援護金	176	19,265,655	187	19,018,172	184	12,566,747	206	16,772,472	155	14,502,980		
	住宅介護を行う介護人の派遣 介護用機器												
	在宅介護のための住宅												
	奨学援護金	96	36,072,000	101	42,804,000	96	40,356,000	94	37,245,000	93	38,263,000		
	就労保育援護金	6	948,000	7	936,000	9	1,716,000	9	1,308,000	8	1,800,000		
	傷病特別支給金					1	1,140,000						
	障害特別支給金	9	6,890,000	7	2,710,000	14	14,010,000	20	5,470,000	15	13,070,000		
	遺族特別支給金	188	564,000,000	16	48,000,000	2	6,000,000	1	3,000,000	2	6,000,000		
	障害特別援護金	9	30,450,000	7	10,650,000	14	60,450,000	20	28,850,000	15	50,150,000		
	遺族特別援護金	188	3,496,800,000	16	297,600,000	2	37,200,000	1	18,600,000	2	37,200,000		
	傷病特別給付金	4	2,235,166	3	1,943,000	4	2,187,549	4	2,573,200	4	2,209,950		
	障害特別給付金(年金)	100	41,773,828	95	41,262,800	96	41,186,281	95	40,521,233	99	40,709,997		
	障害特別給付金(一時金)	7	2,426,508	6	1,573,784	9	4,089,492	20	9,529,257	10	3,018,806		
	遺族特別給付金(年金)	563	243,000,402	571	267,646,456	564	257,805,875	552	251,767,818	547	249,216,788		
	遺族特別給付金(一時金)	33	96,139,850	3	9,153,701	1	1,865,859	1	1,226,351	2	2,531,002		
	障害差額特別給付金												
長期家族介護者援護金	1	1,000,000											
身体障害者用自動車 旅行費					2	37,314	1	49,654	2	164,798	2	78,520	
合 計		1,405	4,546,392,803	1,048	751,652,271	1,024	488,265,644	1,052	424,240,325	989	466,801,650		

資料22 事故発生年度別損害補償費支払状況

種別			事故発生年度		昭和31～平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		
			人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額			
損害補償費	療養補償	団	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	
		従	11	25,809,346	1	51,571	10	1,600,043	27	7,775,501			
		計	11	25,809,346	3	2,074,931	11	2,981,560	29	7,797,421			
	休業補償	団	1	12,620							8	2,475,756	
		従	1	12,620							8	2,475,756	
	傷病補償金	団	4	9,393,400									
		従	4	9,393,400	1	2,754,400	1	2,754,400					
	障害	年	団	95	180,815,090	2	3,852,366						
			従	7	8,177,500								
		計	102	188,992,590	2	3,852,366							
	差一	額											
		時	金										
	前一	時	金										
		金											
	補償	一	時	1	2,472,678					2	5,403,200	2	1,133,104
			金	1	2,472,678					2	5,403,200	2	1,133,104
		計	96	183,287,768	2	3,852,366	2	5,403,200	2	5,403,200	2	1,133,104	
	介護補償	団	16	7,349,470									
		従	1	340,600	1	1,247,370							
計		17	7,690,070	1	1,247,370								
遺族補償	年	金	541	1,160,092,039	4	6,616,850	1	1,961,000					
		団	88	113,180,091			1	1,540,000					
		従	629	1,273,272,130	4	6,616,850	2	3,501,000					
	前一	時	1	4,699,851									
		金	1	4,699,851									
計	542	1,164,791,890	4	6,616,850	1	1,961,000							
葬祭補償	団	88	113,180,091			1	1,540,000						
	従	630	1,277,971,981	4	6,616,850	2	3,501,000						
	計												
合計	団	670	1,390,644,494	7	10,520,787	13	8,964,243	37	11,384,361				
	従	96	121,698,191	4	6,025,130	2	2,921,517	2	21,920				
	計	766	1,512,342,685	11	16,545,917	15	11,885,760	39	11,406,281				
福祉事業費(明細別紙)			団	780	352,896,179	14	32,163,556	8	6,316,264	15	2,232,085		
総計	団	1,450	1,743,540,673	21	42,684,343	21	15,280,507	52	13,616,446				
	従	96	121,698,191	4	6,025,130	2	2,921,517	2	21,920				
	計	1,546	1,865,238,864	25	48,709,473	23	18,202,024	54	13,638,366				

種別			平成26年度		平成27年度		合 計	
			人数	金額	人数	金額	人数	金額
損 害	療 養 補 償	団	人	円	人	円	人	円
		従	252	73,150,898	946	114,179,611	1,247	222,566,970
		計	23	13,100,872	39	2,313,827	67	18,841,496
	休 業 補 償	団	48	23,539,010	97	17,362,232	154	43,389,618
		従	5	3,393,270	2	76,450	7	3,469,720
		計	53	26,932,280	99	17,438,682	161	46,859,338
	傷 年 病 補 償 金	団					4	9,393,400
		従					1	2,754,400
	補 償	障 害 補 償	計				5	12,147,800
			年 金	1	1,799,750	1	975,200	99
障 害 補 償		従	1	1,799,750	1	975,200	7	8,177,500
		計					106	195,619,906
障 害 補 償		差 一 時 額 金						
		前 一 時 払 金						
障 害 補 償		一 時 金	5	6,085,063			10	15,094,045
		計	5	6,085,063			10	15,094,045
障 害 補 償		計	6	7,884,813	1	975,200	109	202,536,451
		計	6	7,884,813	1	975,200	7	8,177,500
障 害 補 償	計	6	7,884,813	1	975,200	116	210,713,951	
	計	1	397,530			17	7,747,000	
障 害 補 償	介 護 補 償	従	1	397,530			2	1,587,970
	計	1	397,530			19	9,334,970	
障 害 補 償	遺 族 補 償	年 金	1	1,988,700			547	1,170,658,589
		従	1	1,988,700			89	114,720,091
障 害 補 償	遺 族 補 償	計	1	1,988,700			636	1,285,378,680
		前 一 時 払 金						
障 害 補 償	遺 族 補 償	一 時 金			1	8,800,000	2	13,499,851
		計			1	8,800,000	2	13,499,851
障 害 補 償	遺 族 補 償	計	1	1,988,700	1	8,800,000	549	1,184,158,440
		計	1	1,988,700	1	8,800,000	89	114,720,091
障 害 補 償	葬 祭 補 償	計			1	579,000	1	579,000
		計			1	579,000	1	579,000
障 害 補 償	合 計	団	308	106,960,951	1,046	141,896,043	2,081	1,670,370,879
		従	28	16,494,142	41	2,390,277	173	149,551,177
障 害 補 償	合 計	計	336	123,455,093	1,087	144,286,320	2,254	1,819,922,056
		計	69	34,150,080	103	39,043,486	989	466,801,650
福 祉 事 業 費 (明 細 別 紙)	計	団	69	34,150,080	103	39,043,486	989	466,801,650
		計	377	141,111,031	1,149	180,939,529	3,070	2,137,172,529
総 計	計	団	28	16,494,142	41	2,390,277	173	149,551,177
		計	405	157,605,173	1,190	183,329,806	3,243	2,286,723,706

資料23 事故発生年度別福祉事業費支給状況

種別	事故発生年度		昭和31～平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円
外科後処置										
補装具	5	1,861,407								
リハビリテーション	1	996,150	1	512,082						
休養費										
アフターケア	25	4,442,416	1	14,948	1	103,358	1	120,246		
休業援護金	1	4,206						8	825,219	
住宅介護を行う介護人の派遣										
介護用機器										
在宅介護のための住宅										
奨学援護金	92	37,917,000								
就労保育援護金	7	1,656,000	1	144,000						
傷病特別支給金										
障害特別支給金	3	4,040,000	1	1,590,000	2	790,000	2	160,000		
遺族特別支給金			1	3,000,000						
障害特別援護金	3	13,350,000	1	4,850,000	2	3,950,000	2	900,000		
遺族特別援護金			1	18,600,000						
傷病特別給付金	4	2,209,950								
障害特別給付金（年金）	95	39,384,431	2	770,566						
障害特別給付金（一時金）	1	494,535			2	1,080,640	2	226,620		
遺族特別給付金（年金）	541	245,767,522	4	2,605,000	1	392,266				
遺族特別給付金（一時金）	1	771,002								
障害差額特別給付金										
長期家族介護者援護金										
身体障害者用自動車										
旅行費	1	1,560	1	76,960						
合計	780	352,896,179	14	32,163,556	8	6,316,264	15	2,232,085		

種別	平成26年度		平成27年度		合 計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	件	円	件	円	件	円
外科後処置					5	1,861,407
補装具					2	1,508,232
リハビリテーション						
休養費					28	4,680,968
アフターケア						
休業援護金	49	7,885,119	97	5,788,436	155	14,502,980
住宅介護を行う介護人の派遣						
介護用機器						
在宅介護のための住宅						
奨学援護金	1	346,000			93	38,263,000
就労保育援護金					8	1,800,000
傷病特別支給金						
障害特別支給金	6	4,240,000	1	2,250,000	15	13,070,000
遺族特別支給金			1	3,000,000	2	6,000,000
障害特別援護金	6	19,650,000	1	7,450,000	15	50,150,000
遺族特別援護金			1	18,600,000	2	37,200,000
傷病特別給付金					4	2,209,950
障害特別給付金（年金）	1	359,950	1	195,050	99	40,709,997
障害特別給付金（一時金）	5	1,217,011			10	3,018,806
遺族特別給付金（年金）	1	452,000			547	249,216,788
遺族特別給付金（一時金）			1	1,760,000	2	2,531,002
障害差額特別給付金						
長期家族介護者援護金						
身体障害者用自動車						
旅行費					2	78,520
合 計	69	34,150,080	103	39,043,486	989	466,801,650

資料24 公務災害発生件数の推移 (昭和31年11月20日から平成28年3月31日までの支払に係る分)

(単位：人)

事故発生年度	区分	団 員				従 事 者						
		死 亡 者			負傷者	合計	死 亡 者			負傷者	合計	
		集中豪雨等	その他	計			集中豪雨等	その他	計			
昭和31			3	3	96	99			1	1	7	8
32			39	39	1,648	1,687			1	1	152	153
33	17 (狩野川台風)		44	61	2,766	2,827			8	8	459	467
34	63 (伊勢湾台風)		60	123	3,259	3,382	12 (伊勢湾台風)		18	30	290	320
35	4 (集中豪雨)		47	51	2,661	2,712			3	3	224	227
36	10 (集中豪雨)		15	25	2,735	2,760	26 (集中豪雨)		6	32	472	504
37			23	23	2,657	2,680	1 (集中豪雨)		7	8	275	283
38	1 (集中豪雨)		30	31	2,252	2,283	5 (集中豪雨)		11	16	272	288
39	6 (集中豪雨)		20	26	3,469	3,495	2 (集中豪雨)		10	12	329	341
40	3 (集中豪雨)		27	30	2,828	2,858	2 (集中豪雨)		11	13	369	382
41	18 (集中豪雨・台風)		22	40	3,289	3,329	11 (集中豪雨・台風)		3	14	398	412
42	5 (集中豪雨)		23	28	2,748	2,776	21 (集中豪雨)		6	27	470	497
43	1 (集中豪雨・台風)		23	24	2,589	2,613	6 (集中豪雨・台風)		5	11	371	382
44	5 (集中豪雨・台風)		25	30	2,865	2,895	5 (集中豪雨・台風)		7	12	435	447
45			24	24	2,290	2,314	2 (台風)		5	7	299	306
46	2 (集中豪雨・台風)		18	20	1,933	1,953	3 (集中豪雨・台風)		7	10	272	282
47	24 (集中豪雨)		19	43	2,425	2,468	35 (集中豪雨)		4	39	393	432
48	2 (集中豪雨)		15	17	1,955	1,972	1 (集中豪雨)		5	6	357	363
49	6 (集中豪雨・台風)		18	24	1,817	1,841	7 (集中豪雨・台風)		1	8	364	372
50	5 (集中豪雨・台風)		18	23	1,838	1,861	6 (集中豪雨・台風)		2	8	273	281
51	5 (集中豪雨・台風)		15	20	1,924	1,944	4 (集中豪雨・台風)		2	6	316	322
52			10	10	1,879	1,889	2 (集中豪雨)		0	2	236	238
53	2 (集中豪雨)		10	12	1,969	1,981			1	1	261	262
54	1 (台風)		8	9	1,751	1,760			1	1	256	257
55			10	10	1,787	1,797	1 (集中豪雨)		2	3	207	210
56	5 (集中豪雨・台風)		11	16	1,742	1,758			2	2	202	204
57	7 (集中豪雨・台風)		11	18	1,676	1,694	6 (集中豪雨・台風)		4	10	247	257
58	5 (集中豪雨・台風)		6	11	1,465	1,476			3	3	200	203
59			9	9	1,466	1,475			2	2	185	187
60			15	15	1,596	1,611	1 (集中豪雨)		1	2	205	207
61			10	10	1,516	1,526			1	1	173	174
62			8	8	1,453	1,461			1	1	170	171
63	2 (集中豪雨)		6	8	1,320	1,328			1	1	171	172
平成元	3 (台風22号)		3	6	1,316	1,322	1 (台風22号)		0	1	146	147
2	1 (集中豪雨)		5	6	1,265	1,271			4	4	145	149
3	13 (火砕流・台風)		4	17	1,147	1,164			1	1	119	120
4			1	1	1,179	1,180			1	1	119	120

事故発生年度	区分	団 員				従 事 者					
		死 亡 者			負傷者	合計	死 亡 者			負傷者	合計
		集中豪雨等	その他	計			集中豪雨等	その他	計		
5			5	5	1,095	1,100		2	2	101	103
6	1 (阪神・淡路大震災)		12	13	1,235	1,248		3	3	138	141
7			8	8	1,228	1,236		1	1	151	152
8			7	7	1,248	1,255		1	1	128	129
9	1 (台風)		5	6	1,054	1,160				126	126
10	2 (集中豪雨・台風)		4	6	1,234	1,240		1	1	131	132
11			2	2	1,248	1,250		1	1	109	110
12	1 (集中豪雨)		8	9	1,395	1,404				125	125
13			8	8	1,327	1,335				138	138
14	2 (集中豪雨)		10	12	1,465	1,477		2	2	145	147
15	3 (集中豪雨)		3	6	1,358	1,364		1	1	148	149
16	3 (集中豪雨・台風)		10	13	1,513	1,526	3 (集中豪雨・台風)	2	5	138	143
17			6	6	1,428	1,434		2	2	122	124
18			7	7	1,397	1,404		3	3	112	115
19			3	3	1,224	1,227		1	1	97	98
20			7	7	1,352	1,359		1	1	104	105
21			3	3	1,233	1,236				110	110
22	197 (東日本大震災)		3	200	1,288	1,488	5 (東日本大震災)	1	6	65	71
23	3 (東日本大震災、台風)		3	6	1,267	1,273				84	84
24			1	1	1,417	1,418		1	1	57	58
25					1,274	1,274				56	56
26			1	1	1,123	1,124				31	31
合計	429 (集中豪雨・台風等)		771	1,200	103,074	104,274	168 (集中豪雨・台風等)	171	339	12,255	12,594

資料25 公務災害補償の補償基礎額等の変遷

1 消防団員及び水防団員に係る補償基礎額の変遷

区 分	階 級	勤 務 年 数		
		10年未満	10年以上20年未満	20年以上
		円	円	円
昭和 61. 4 } 62. 3	団 長・ 副 団 長 分団長・ 副分団長 部 長・ 班 長・ 団 員	9,340 7,870 6,400	10,070 8,600 7,140	10,800 9,340 7,870
62. 4 } 63. 3	団 長・ 副 団 長 分団長・ 副分団長 部 長・ 班 長・ 団 員	9,570 8,040 6,500	10,330 8,800 7,270	11,100 9,570 8,040
63. 4 } 平成 元. 3	団 長・ 副 団 長 分団長・ 副分団長 部 長・ 班 長・ 団 員	9,670 8,140 6,600	10,430 8,900 7,370	11,200 9,670 8,140
元. 4 } 2. 3	団 長・ 副 団 長 分団長・ 副分団長 部 長・ 班 長・ 団 員	9,940 8,370 6,800	10,720 9,150 7,590	11,500 9,940 8,370
2. 4 } 3. 3	団 長・ 副 団 長 分団長・ 副分団長 部 長・ 班 長・ 団 員	10,200 8,600 7,000	11,000 9,400 7,800	11,800 10,200 8,600
3. 4 } 4. 3	団 長・ 副 団 長 分団長・ 副分団長 部 長・ 班 長・ 団 員	10,900 9,200 7,500	11,750 10,050 8,350	12,600 10,900 9,200
4. 4 } 5. 3	団 長・ 副 団 長 分団長・ 副分団長 部 長・ 班 長・ 団 員	11,570 9,840 8,100	12,440 10,700 8,970	13,300 11,570 9,840
5. 4 } 6. 3	団 長・ 副 団 長 分団長・ 副分団長 部 長・ 班 長・ 団 員	11,870 10,140 8,400	12,740 11,000 9,270	13,600 11,870 10,140
6. 4 } 7. 3	団 長・ 副 団 長 分団長・ 副分団長 部 長・ 班 長・ 団 員	12,140 10,370 8,600	13,020 11,250 9,490	13,900 12,140 10,370
7. 4 } 8. 3	団 長・ 副 団 長 分団長・ 副分団長 部 長・ 班 長・ 団 員	12,240 10,470 8,700	13,120 11,350 9,590	14,000 12,240 10,470
8. 4 } 9. 3	団 長・ 副 団 長 分団長・ 副分団長 部 長・ 班 長・ 団 員	12,400 10,600 8,800	13,300 11,500 9,700	14,200 12,400 10,600

区 分	階 級	勤 務 年 数		
		10年未満	10年以上20年未満	20年以上
9. 4 }	団 長・ 副 団 長	12,500	13,400	14,300
10. 3	分団長・ 副分団長	10,700	11,600	12,500
	部 長・ 班 長・ 団 員	8,900	9,800	10,700
10. 4 }	団 長・ 副 団 長	12,700	13,600	14,500
11. 3	分団長・ 副分団長	10,900	11,800	12,700
	部 長・ 班 長・ 団 員	9,100	10,000	10,900
11. 4 }	団 長・ 副 団 長	12,770	13,690	14,600
12. 3	分団長・ 副分団長	10,940	11,850	12,770
	部 長・ 班 長・ 団 員	9,100	10,020	10,940
12. 4 }	団 長・ 副 団 長	12,870	13,790	14,700
15. 3	分団長・ 副分団長	11,040	11,950	12,870
	部 長・ 班 長・ 団 員	9,200	10,120	11,040
15. 4 }	団 長・ 副 団 長	12,600	13,500	14,400
16. 3	分団長・ 副分団長	10,800	11,700	12,600
	部 長・ 班 長・ 団 員	9,000	9,900	10,800
16. 4 }	団 長・ 副 団 長	12,470	13,340	14,200
18. 3	分団長・ 副分団長	10,740	11,600	12,470
	部 長・ 班 長・ 団 員	9,000	9,870	10,740
18. 4 }	団 長・ 副 団 長	12,400	13,300	14,200
	分団長・ 副分団長	10,600	11,500	12,400
	部 長・ 班 長・ 団 員	8,800	9,700	10,600

2 消防作業従事者・水防従事者・応急措置従事者・救急業務協力者に係る補償基礎額の変遷

区 分	補 償 基 礎 額		過年度事故のスライド方式 (改正前の基礎額を P 円とする)
	最 低	最 高	
昭和 61. 4 } 62. 3	6,400 円	10,800 円	$6,400円 + (P - 6,100円) \times 1.0476$
62. 4 } 63. 3	6,500	11,100	$6,500円 + (P - 6,400円) \times 1.0455$
63. 4 } 平成 元. 3	6,600	11,200	$6,600円 + (P - 6,500円) \times 1.0000$
元. 4 } 2. 3	6,800	11,500	$6,800円 + (P - 6,600円) \times 1.0217$
2. 4 } 3. 3	7,000	11,800	$7,000円 + (P - 6,800円) \times 1.0212$
3. 4 } 4. 3	7,500	12,600	$7,500円 + (P - 7,000円) \times 1.0625$
4. 4 } 5. 3	8,100	13,300	$8,100円 + (P - 7,500円) \times 1.0196$
5. 4 } 6. 3	8,400	13,600	$8,400円 + (P - 8,100円) \times 1.0000$
6. 4 } 7. 3	8,600	13,900	$8,600円 + (P - 8,400円) \times 1.0192$
7. 4 } 8. 3	8,700	14,000	$8,700円 + (P - 8,600円) \times 1.0000$
8. 4 } 9. 4	8,800	14,200	$8,800円 + (P - 8,700円) \times 1.0188$
9. 4 } 10. 3	8,900	14,300	$8,900円 + (P - 8,800円) \times 1.0000$
10. 4 } 11. 3	9,100	14,500	$9,100円 + (P - 8,900円) \times 1.0000$
11. 4 } 12. 3	9,100	14,600	$9,100円 + (P - 9,100円) \times 1.0185$
12. 4 } 15. 3	9,200	14,700	$9,200円 + (P - 9,100円) \times 1.0000$
15. 4 } 16. 3	9,000	14,400	$9,000円 + (P - 9,200円) \times 0.9818$
16. 4 } 18. 3	9,000	14,200	$9,000円 + (P - 9,000円) \times 0.9629$
18. 4 }	8,800	14,200	$8,800円 + (P - 8,800円) \times 1.0384$

3 扶養加算額の変遷

区分	配偶者	配偶者以外の扶養親族2人まで各1人につき	扶養親族でない配偶者とする場合の1人目の扶養親族	配偶者のない場合の扶養親族1人に限り	その他の扶養親族1人につき	扶養親族たる特定子のうち期間にある子1人につき
昭和 61.4.1 ～ 62.3.31	円 467	円 150		円 317	円 33	
平成 元.3.31	500	150		333	33	
元.4.1 ～ 4.3.31	533	150		350	33	
4.4.1 ～ 6.3.31	533	183		367	33	
6.4.1 ～ 7.3.31	533	183		367	67	円 33
7.4.1 ～ 8.3.31	533	183		367	67	67
8.4.1 ～ 9.3.31	533	183		367	67	83
9.4.1 ～ 10.3.31	533	183		367	67	100
10.4.1 ～ 11.3.31	533	183	217 円	367	67	133
11.4.1 ～ 12.3.31	533	183	217	367	67	167
12.4.1 ～ 13.3.31	533	183	217	367	67	167
13.4.1 ～ 15.3.31	533	200	217	367	100	167
15.4.1 ～ 16.3.31	467	200	217	367	167	167
16.4.1 ～ 18.3.31	450	200	217	367	167	167
18.4.1 ～ 19.3.31	433	200	217	367	167	167
19.4.1 ～ 20.3.31	433	200	217	367		167
20.4.1 ～	433	217		367		167

資料26 自動車等損害見舞金支給事業の推移

年度ごとにみた見舞金の支給状況は表のとおりである。なお、表中平成23年度、24年度の数字は、東日本大震災に係るもの（別記）を除いた数字となっている。

年度	損害の発生形態（件）		合計（件）	支払決定額 （千円）	主な要因
	災害時の活動	平常時の活動			
平成14	87	12	99	8,115	
15	58	8	66	5,675	
16	572	10	582	52,090	
17	253	18	271	24,435	
18	147	9	156	14,050	
19	72	12	84	6,950	
20	53	16	69	5,930	
21	185	11	196	17,720	
22	37	12	49	3,990	
23	87	13	100	8,520	
24	120	9	129	11,690	
25	92	9	101	8,845	
26	79	5	84	7,285	
27	72	12	84	6,990	

（備考）「平常時の活動」の損害は、公用車の不足等により、やむを得ず訓練時の資器材・人員搬送及び防火広報等に自家用車を直接使用していた場合のものである。

また、平成23年度、24年度における、東日本大震災に係る自動車等損害見舞金の件数、金額については下記のとおりである。

年度	件数	支払金額（千円）	備考
平成23	1,358	134,955	岩手県584、宮城県696、福島県73、他5
24	154	15,220	岩手県121、宮城県32、福島県1

資料27 市町村特別交付金の年度別推移

年度	対象者（人）	交付額（千円）	備考
昭和63	122	88,114	傷病年金2人、障害年金12人、遺族年金108人
平成元	121	86,684	傷病年金2人、障害年金12人、遺族年金107人
2	120	94,670	傷病年金2人、障害年金11人、遺族年金107人
3	115	94,068	傷病年金2人、障害年金11人、遺族年金102人
4	114	102,295	傷病年金2人、障害年金10人、遺族年金102人
5	112	100,571	傷病年金2人、障害年金9人、遺族年金101人
6	109	101,417	傷病年金2人、障害年金7人、遺族年金100人
7	108	102,259	傷病年金2人、障害年金7人、遺族年金99人
8	106	91,799	傷病年金2人、障害年金7人、遺族年金97人
9	104	102,212	傷病年金2人、障害年金6人、遺族年金96人
10	102	99,784	傷病年金2人、障害年金6人、遺族年金94人
11	101	96,326	傷病年金2人、障害年金6人、遺族年金93人
12	96	95,415	傷病年金2人、障害年金6人、遺族年金88人
13	94	93,786	傷病年金2人、障害年金5人、遺族年金87人
14	92	91,934	傷病年金2人、障害年金5人、遺族年金85人
15	90	85,088	傷病年金1人、障害年金5人、遺族年金84人
16	85	83,188	傷病年金1人、障害年金5人、遺族年金79人
17	85	82,590	傷病年金1人、障害年金5人、遺族年金79人
18	82	82,611	傷病年金1人、障害年金5人、遺族年金76人
19	79	75,638	傷病年金1人、障害年金4人、遺族年金74人
20	76	73,374	傷病年金1人、障害年金4人、遺族年金71人
21	75	70,807	傷病年金1人、障害年金4人、遺族年金70人
22	72	69,994	障害年金4人、遺族年金68人
23	70	67,253	障害年金4人、遺族年金66人
24	69	65,752	障害年金4人、遺族年金65人
25	67	63,600	障害年金4人、遺族年金63人
26	65	60,344	障害年金4人、遺族年金61人
27	61	57,695	障害年金4人、遺族年金57人

資料28 退職報償経理年度別収支決算状況

(単位：千円)

区 分		年 度	昭和39	40	41	42	43
収 入 A	掛 金		1,265,611	1,239,057	1,200,091	注①2,083,054 (315,504)	2,394,099 (315,017)
	国庫補助金		11,639	11,914	12,755	13,278	22,224
	利息及び配当金等		34,944	30,699	237	300	24,571
	前期繰越支払準備金						
	合 計		1,312,193	1,281,670	1,213,082	2,096,632	2,440,894
支 出 B	退職報償金		2,183,000	2,544,990	1,859,665	2,276,672	2,636,296
	事 務 費		10,529	11,794	12,706	13,295	22,048
	支払利息		0	3,577	44,608	79,263	85,277
	減価償却費等		42	57	355	48	55
	繰越不足金補てん金						
	次期繰越支払準備金						
	合 計		2,193,571	2,560,418	1,917,334	2,369,278	2,743,676
差引剰余金 = A - B (△は不足金)			△881,378	△1,278,748	△704,252	△272,646	△302,781
前期より繰り越された剰余金 (△は不足金)				△881,378	△2,160,126	△2,864,378	△3,137,024
次期に繰り越される剰余金 (△は不足金)			△881,378	△2,160,126	△2,864,378	△3,137,024	△3,439,805
次期繰越支払準備金			1,389,295	1,550,135	1,504,625	1,935,827	1,961,418
契約市町村数及び契約率 (%)			3,284市町村 97	3,308 98	3,281 99	3,267 99	3,254 99

(単位：千円)

区 分		年 度	昭和44	45	46	47	48
収 入 A	掛 金		2,350,363 (315,061)	3,307,895 (507,706)	3,243,882 (506,907)	3,205,283 (506,884)	3,161,461 (506,691)
	国庫補助金		24,671	28,646	77,253	34,353	37,161
	利息及び配当金等		27,891	29,400	42,135	24,791	67,673
	前期繰越支払準備金					注②1,790,432	
	合 計		2,402,925	3,365,942	3,363,270	5,054,859	3,266,295
支 出 B	退職報償金		2,800,700	2,562,777	2,468,907	注③4,259,786 (1,824,196)	2,296,672
	事 務 費		24,409	28,573	31,191	34,239	36,927
	支 払 利 息		106,234	130,564	72,515	6,132	422
	減価償却費等		64	57	100,075	48	59
	繰越不足金補てん金						
	次期繰越支払準備金						
	合 計		2,931,407	2,721,971	2,672,688	4,300,206	2,334,079
差引剰余金 = A - B (△は不足金)			△528,482	643,970	690,582	754,653	932,216
前期より繰り越された剰余金 (△は不足金)			△3,439,805	△3,968,287	△3,324,317	△2,633,735	△1,879,082
次期に繰り越される剰余金 (△は不足金)			△3,968,287	△3,324,317	△2,633,735	△1,879,082	△946,866
次期繰越支払準備金			1,905,858	1,742,115	1,790,432	1,824,196	1,764,933
契約市町村数及び契約率 (%)			3,253市町村 99.2	3,230 99.2	3,211 99.2	3,220 98.4	3,216 98.4

(単位：千円)

区 分		年 度	昭和49	50	51	52	53
収 入 A	掛 金		3,116,708 (506,773)	4,413,820 (227,251)	5,391,182 (227,298)	7,360,467 (227,307)	9,791,618 (17,142)
	国庫補助金		42,006	53,193	57,991	61,082	63,936
	利息及び配当金等		159,850	255,698	343,231	477,461	571,579
	前期繰越支払準備金		1,764,933	2,663,907	3,682,599	4,828,517	6,322,009
	合 計		5,083,497	7,386,618	9,475,003	12,727,527	16,749,142
支 出 B	退職報償金		2,129,575	3,423,600	4,359,870	6,102,950	8,639,420
	事 務 費		41,909	53,130	58,679	73,630	67,120
	減価償却費等		205	38	639	1,631	1,795
	繰越不足金補てん金			注④227,251	227,298	227,307	17,109
	次期繰越支払準備金		2,663,907	3,682,599	4,828,517	6,322,009	8,023,699
	合 計		4,835,596	7,386,618	9,475,003	12,727,527	16,749,142
差引剰余金 = A - B (△は不足金)			247,901	0	0	0	0
前期より繰り越された剰余金 (△は不足金)			△946,866	△698,965	△471,714	△244,416	△17,109
次期に繰り越される剰余金 (△は不足金)			△698,965	△471,714	△244,416	△17,109	0
次期繰越支払準備金			支出の次期繰越支払準備金と同額のため略。以下同じ				
契約市町村数及び契約率 (%)			3,200市町村 98.4	3,199 98.4	3,213 98.8	3,215 98.9	3,218 99

(単位：千円)

区 分		年 度	昭和54	55	56	57	58
収 入 A	掛 金		10,786,370	10,884,769	10,757,927	11,239,350	11,168,257
	国庫補助金		64,992	65,525	59,788	57,445	57,882
	利息及び配当金等		729,109	1,010,504	953,888	940,944	964,706
	前期繰越支払準備金		8,023,699	9,340,497	10,348,491	10,823,865	11,221,509
	合 計		19,604,169	21,301,295	22,120,094	23,061,604	23,412,354
支 出 B	退職報償金		10,192,215	10,882,190	11,200,950	11,708,805	12,112,870
	事 務 費		67,952	67,907	93,144	129,083	134,269
	減価償却費等		3,506	2,707	2,135	2,207	1,412
	繰越不足金補てん金						
	次期繰越支払準備金		9,340,497	10,348,491	10,823,865	11,221,509	11,163,803
	合 計		19,604,169	21,301,295	22,120,094	23,061,604	23,412,354
差引剰余金 = A - B (△は不足金)			0	0	0	0	0
前期より繰り越された剰余金 (△は不足金)			0	0	0	0	0
次期に繰り越される剰余金 (△は不足金)			0	0	0	0	0
次期繰越支払準備金							
契約市町村数及び契約率 (%)			3,227市町村 99.3	3,227 99.3	3,227 99.3	3,227 99.3	3,227 99.3

(単位：千円)

区 分		年 度	
		昭和59	60
収 入 A	掛 金	11,108,915	11,040,199
	国庫補助金	57,936	54,358
	利息及び配当金等	951,336	949,222
	前期繰越支払準備金	11,163,803	11,243,900
	合 計	23,281,990	23,287,679
支 出 B	退職報償金	11,896,830	11,659,495
	事 務 費	140,073	158,393
	減価償却費等	1,187	395
	次期繰越支払準備金	11,243,900	11,469,396
	合 計	23,281,990	23,287,679
差引剰余金 = A - B (△は不足金)		0	0
前期より繰り越された剰余金 (△は不足金)		0	0
次期に繰り越される剰余金 (△は不足金)		0	0
次期繰越支払準備金			
契約市町村数及び契約率 (%)		3,227市町村 99.4	3,227 99.4

(単位：千円)

区 分		年 度	昭和61	62	63	平成元	2
収 入 A	掛 金		12,218,418	12,150,178	12,276,039	14,202,762	14,144,428
	国庫補助金		57,066	58,534	59,425	60,879	48,238
	利息及び配当金等		769,082	928,242	1,000,197	982,572	979,244
	未払給付引当金戻入			注⑤5,265,885	5,631,385	5,510,275	5,238,790
	支払準備金戻入		11,469,396	812,000	515,000		
	変動調整準備金戻入		360	138	927		446
	合 計		24,514,322	19,214,977	19,482,973	20,756,488	20,411,146
支 出 B	退職報償金		13,171,520	13,048,495	12,806,770	13,816,570	12,296,320
	未払給付引当金繰入			注⑥5,992,390	6,504,615	6,279,705	6,075,595
	事 務 費		173,477	172,724	171,320	176,068	175,318
	減価償却費等		1,325	1,368	268	274	92
	支払準備金繰入		11,168,000			482,000	1,863,821
	変動調整準備金繰入					1,871	
	合 計		24,514,322	19,214,977	19,482,973	20,756,488	20,411,146
差引剰余金 = A - B (△は不足金) C			0	0	0	0	0
支 払 準 備 金			11,168,000	4,814,000	4,299,000	4,781,000	6,644,821
未 払 給 付 引 当 金				6,268,505	7,141,735	7,911,165	8,747,970
変 動 調 整 準 備 金			99,640	99,502	98,575	100,446	100,000
契約市町村数及び契約率 (%)			3,227市町村 99.4	3,221 99.4	3,225 99.5	3,225 99.5	3,226 99.7

(単位：千円)

区分		年度	平成 3	4	5	6	7
収 入 A	掛 金		14,674,141	15,176,793	15,139,630	15,101,905	15,075,028
	国庫補助金		52,018	55,513	57,595	58,651	59,540
	利息及び配当金等		1,487,152	1,322,619	1,289,376	1,397,682	1,079,358
	未払給付引当金戻入		5,926,390	6,377,920	6,700,495	6,839,290	7,244,640
	支払準備金戻入						
	変動調整準備金戻入						
	合 計		22,139,701	22,932,845	23,187,096	23,397,528	23,458,566
支 出 B	退職報償金		13,894,790	14,424,495	14,913,945	15,120,175	15,823,325
	未払給付引当金繰入		5,332,190	6,238,915	7,261,450	7,257,450	6,906,105
	事 務 費		188,889	199,331	201,725	215,753	216,761
	減価償却費等		92	62	64	51	205
	支払準備金繰入		2,723,740	2,070,042	809,912	804,099	512,170
	変動調整準備金繰入						
	合 計		22,139,701	22,932,845	23,187,096	23,397,528	23,458,566
差引剰余金 = A - B (△は不足金) C			0	0	0	0	0
支 払 準 備 金			9,368,562	11,438,604	12,248,516	13,052,615	13,564,785
未 払 給 付 引 当 金			8,153,770	8,014,765	8,575,720	8,993,880	8,655,345
変 動 調 整 準 備 金			100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
契約市町村数及び契約率 (%)			3,223市町村 99.7	3,223 99.8	3,223 99.8	3,222 99.8	3,223 99.9

(単位：千円)

区分		年度	平成 8	9	10	11	12
収 入 A	掛 金		15,021,467	14,980,249	14,942,687	14,903,541	14,840,981
	国庫補助金		60,173				
	利息及び配当金等		843,913	811,041	794,050	682,426	491,374
	未払給付引当金戻入		7,518,485	7,808,795	7,720,395	7,651,685	8,257,980
	支払準備金戻入		416,599				
	変動調整準備金戻入			269,678		1,975,883	2,177,110
	合 計		23,860,637	23,869,763	23,457,132	25,213,535	25,767,445
支 出 B	退職報償金		15,832,810	16,108,990	15,957,870	16,717,470	16,872,464
	未払給付引当金繰入		7,805,910	7,520,505	6,717,600	8,257,980	8,589,821
	事 務 費		221,587	239,929	238,769	237,629	303,685
	減価償却費等		330	339	339	456	1,475
	支払準備金繰入						
	変動調整準備金繰入				542,554		
	合 計		23,860,637	23,869,763	23,457,132	25,213,535	25,767,445
差引剰余金 = A - B (△は不足金) C			0	0	0	0	0
支 払 準 備 金			13,148,187				
未 払 給 付 引 当 金			8,942,770	8,654,480	7,651,685	8,257,980	8,589,821
変 動 調 整 準 備 金			100,000	12,978,508	13,521,063	11,545,180	9,368,070
契約市町村数及び契約率 (%)			3,225市町村 99.9	3,227 100.0	3,227 100.0	3,224 100.0	3,222 100.0

(単位：千円)

区 分		年 度	平成13	14	15	16	17
収 入 A	掛 金		16,187,533	16,107,780	15,989,123	16,770,413	16,664,960
	利息及び配当金等		435,474	463,604	247,026	199,177	157,282
	未払給付引当金戻入		8,589,821	8,753,993	8,923,010	8,678,471	8,881,256
	変動調整準備金戻入		748,185	985,420	1,654,267	1,402,713	2,311,759
	退職給与引当金戻入				22,803	19,585	5,869
	前期損益修正益				7,614		
	過年度損益修正益						88,654
	合 計		25,961,013	26,310,797	26,843,843	27,070,359	28,109,779
支 出 B	退職報償金		16,961,184	17,165,842	17,989,727	18,008,390	17,764,757
	未払給付引当金繰入		8,753,993	8,923,010	8,678,471	8,881,256	10,187,675
	事 務 費		244,352	220,179	149,745	155,641	144,148
	減価償却費等		1,484	1,766	1,897	4,839	5,835
	変動調整準備金繰入						
	退職給与引当金調整額				22,803	19,585	5,869
	過年度掛金精算額				1,200	648	
	過年度損益修正損						1,495
合 計		25,961,013	26,310,797	26,843,843	27,070,359	28,109,779	
差引剰余金 = A - B (△は不足金) C			0	0	0	0	0
未 払 給 付 引 当 金			8,753,993	8,923,010	8,678,471	8,881,256	10,187,675
変 動 調 整 準 備 金			8,619,885	7,634,464	5,980,197	4,577,484	2,265,725
契約市町村数及び契約率 (%)			3,218市町村 100.0	3,207 100.0	3,127 100.0	2,518 100.0	1,820 100.0

[備考] ①この表では、各欄ごと（項目別）に千円未満を四捨五入しているため、合計欄の数値に誤差があるものがある。

②支払準備金は、平成9年度以降、「変動調整準備金」として計上

(注) ① 昭和42年度～53年度の掛金欄の（ ）の数値は、赤字解消分として臨時に徴収した特別掛金額で再掲

② 昭和47年度以降、前年度までの支払準備金の総額を収支計算書の収入に計上

③ 昭和47年度は支払準備金を収入に計上することとなったことに対応して、翌年度に繰り越す支払準備金の総額を支出に計上。ただし、「次期繰越支払準備金」という独立の勘定科目としての計上は49年度からで、47年度は「退職報償金」に含めて計上

④ 昭和50年度より収支計算書の支出勘定科目として「繰越不足金補てん金」を追加し、赤字解消分として徴収した掛金相当額を計上

⑤ } 昭和62年度以降、各年度退職者の次年度以降に支払う退職報償金に係る経費について、収入
⑥ } 科目として「未払給付引当金戻入」を、支出科目として「未払給付引当金繰入」を計上

(単位：千円)

区 分		年 度	平成18	19	20	21	22
収 入 A	掛 金		16,515,870	18,356,179	18,281,837	18,185,126	18,116,256
	利息及び配当金等		135,810	164,215	201,947	221,531	245,683
	未払給付引当金戻入		9,624,399	10,781,627	10,368,148	10,614,359	10,427,153
	変動調整準備金戻入		431,670				
	退職給与引当金戻入		1,011			895	11,014
	退職給与引当金調整額			28,044	5,997		
	前期損益修正益						
	過年度損益修正益						
	合 計		26,708,760	29,330,065	28,857,929	29,021,912	28,800,106
支 出 B	退職報償金		16,346,885	16,970,001	16,503,048	16,135,188	15,743,741
	未払給付引当金繰入		10,218,351	11,163,317	10,514,553	11,088,401	10,825,211
	事務費		136,485	125,374	120,993	125,707	116,400
	減価償却費等		6,029	7,095	8,650	6,528	9,652
	変動調整準備金繰入			1,036,234	1,704,688	1,665,192	2,094,088
	退職給与引当金繰入			28,044	5,997		
	退職給与引当金調整額		1,011			895	11,014
	過年度掛金精算額						
	過年度損益修正損						
合 計		26,708,760	29,330,065	28,857,929	29,021,912	28,800,106	
差引剰余金 = A - B (△は不足金) C			0	0	0	0	0
未払給付引当金			10,781,627	11,163,317	11,309,722	11,783,764	12,181,822
変動調整準備金			1,834,054	2,870,288	4,574,976	6,240,168	8,334,256
契約市町村数及び契約率 (%)			1,803市町村 100.0	1,792 100.0	1,776 100.0	1,727 100.0	1,727 100.0

(単位：千円)

区 分		年 度	平成23	24	25	26	27
A	掛 金		18,062,707	18,021,773	17,962,387	17,905,939	17,875,776
	利息及び配当金等		260,963	280,177	323,433	334,079	350,609
	未払給付引当金戻入		10,225,173	10,985,622	10,623,157	10,522,099	12,443,324
	変動調整準備金戻入						
	退職給与引当金戻入					6,941	8,456
	退職給与引当金調整額		10,196	16,407	521		
	前期損益修正益						
	過年度損益修正益						
	合 計		28,559,039	29,303,978	28,909,497	28,769,058	30,678,165
B	退職報償金		15,031,920	15,824,639	15,143,915	15,999,183	17,595,969
	未払給付引当金繰入		10,145,270	10,643,863	10,582,089	11,606,185	12,444,597
	事務費		118,444	142,998	138,876	153,641	156,583
	減価償却費等		4,660	4,841	7,034	8,093	8,453
	変動調整準備金繰入		3,248,549	2,671,231	3,037,063	995,015	464,108
	退職給与引当金繰入		10,196	16,407	521		
	退職給与引当金調整額					6,941	8,456
	過年度掛金精算額						
	合 計		28,559,039	29,303,978	28,909,497	28,769,058	30,678,165
差引剰余金 = A - B (△は不足金) C			0	0	0	0	0
未払給付引当金			12,101,919	11,760,160	11,719,092	12,803,178	12,804,451
変動調整準備金			11,582,805	14,254,036	17,291,100	18,286,115	18,750,223
契約市町村数及び契約率 (%)			1,720市町村 100.0	1,720 100.0	1,720 100.0	1,719 100.0	1,719 100.0

〔備考〕①この表では、各欄ごと（項目別）に千円未満を四捨五入しているため、合計欄の数値に誤差があるものがある。

②支払準備金は、平成9年度以降、「変動調整準備金」として計上

(注) ① 昭和42年度～53年度の掛金欄の（ ）の数値は、赤字解消分として臨時に徴収した特別掛金額で再掲

② 昭和47年度以降、前年度までの支払準備金の総額を取支計算書の収入に計上

③ 昭和47年度は支払準備金を収入に計上することとなったことに対応して、翌年度に繰り越す支払準備金の総額を支出に計上。ただし、「次期繰越支払準備金」という独立の勘定科目としての計上は49年度からで、47年度は「退職報償金」に含めて計上

④ 昭和50年度より取支計算書の支出勘定科目として「繰越不足金補てん金」を追加し、赤字解消分として徴収した掛金相当額を計上

⑤ 昭和62年度以降、各年度退職者の次年度以降に支払う退職報償金に係る経費について、収入

⑥ 科目として「未払給付引当金戻入」を、支出科目として「未払給付引当金繰入」を計上

資料29 退職年度別退職報償金支払状況（昭和39年度～平成27年度）

退職年度 支払年度	昭和39～平成17年度		平成18年度		平成19年度	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額
昭和39 ～平成17	人 2,543,226	千円 435,338,779	人 31,278	千円 9,622,430	人 186	千円 42,547
18			20,966	6,722,486	34,112	10,791,767
19					18,773	6,135,411
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
合計	2,543,226	435,338,779	52,244	16,344,916	53,071	16,969,725

退職年度 支払年度	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額
昭和39 ～平成17	人 98	千円 18,044	人 67	千円 13,097	人 64	千円 12,583
18	98	28,285	31	7,339	23	4,946
19	32,486	10,320,926	79	19,192	67	17,686
20	18,742	6,134,900	32,760	10,572,855	132	35,365
21			16,481	5,520,829	32,164	10,356,047
22					15,964	5,316,588
23						
24						
25						
26						
27						
合計	51,424	16,502,155	49,418	16,133,312	48,414	15,743,215

退職 年度	支払 年度	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		人数	金額	人数	金額	人数	金額
昭和39 ～平成17		人	千円	人	千円	人	千円
		42	7,257	37	6,375	15	2,460
18		13	3,377	9	1,704	5	1,058
19		40	9,905	38	8,211	16	3,960
20		45	10,128	24	4,721	22	6,063
21		134	36,585	63	14,951	26	6,048
22		31,095	10,157,921	805	217,625	50	14,831
23		14,235	4,806,747	32,221	10,730,636	128	33,433
24				14,125	4,839,017	31,567	10,554,190
25						13,319	4,520,758
26							
27							
合計		45,604	15,031,920	47,322	15,823,240	45,148	15,142,801

退職 年度	支払 年度	平成26年度		平成27年度		合計	
		人数	金額	人数	金額	人数	金額
昭和39 ～平成17		人	千円	人	千円	人	千円
		19	3,424	28	3,838	2,575,060	445,070,834
18		2	288	5	1,263	55,264	17,562,513
19		9	1,829	10	2,584	51,518	16,519,704
20		5	1,098	5	785	51,735	16,765,915
21		10	2,847	11	2,057	48,889	15,939,364
22		30	8,153	25	5,810	47,969	15,720,928
23		130	32,939	34	8,522	46,748	15,612,277
24		250	86,080	41	9,821	45,983	15,489,108
25		31,089	10,384,938	149	43,024	44,557	14,948,720
26		13,724	5,477,084	31,908	12,364,929	45,632	17,842,013
27				13,059	5,152,645	13,059	5,152,645
合計		45,268	15,998,680	45,275	17,595,278	3,026,414	596,624,021

資料30 階級別、勤務年数別退職報償金支払人数状況（直近10か年）

階級	勤務年数	年度									
		平成18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
団 長	5年以上～10年未満	67	34	42	27	38	25	37	28	24	17
	10年以上～15年未満	41	25	37	25	23	16	27	20	24	19
	15年以上～20年未満	32	30	28	26	22	19	20	19	27	22
	20年以上～25年未満	45	36	34	30	30	22	29	20	22	17
	25年以上～30年未満	53	50	62	25	31	24	45	29	39	23
	30年以上	341	415	391	323	343	305	336	267	327	259
	計	(1.1)	(1.1)	(1.2)	(0.9)	(1.0)	(0.9)	(1.0)	(0.8)	(1.0)	(0.8)
副 団 長	5年以上～10年未満	75	58	70	73	60	45	52	53	52	43
	10年以上～15年未満	42	42	49	39	40	27	40	34	34	34
	15年以上～20年未満	71	57	74	46	56	52	64	49	43	43
	20年以上～25年未満	96	97	106	86	98	76	92	60	76	53
	25年以上～30年未満	99	131	132	130	116	94	111	83	112	94
	30年以上	478	555	500	554	445	477	534	501	521	522
	計	(1.6)	(1.8)	(1.8)	(1.9)	(1.7)	(1.7)	(1.9)	(1.7)	(1.9)	(1.7)
分 団 長	5年以上～10年未満	672	665	652	553	530	511	480	469	459	424
	10年以上～15年未満	1,149	1,125	1,138	1,054	975	893	854	769	753	723
	15年以上～20年未満	1,355	1,351	1,445	1,232	1,254	1,178	1,140	1,084	1,072	1,072
	20年以上～25年未満	1,255	1,280	1,252	1,211	1,177	1,109	1,205	1,159	1,212	1,075
	25年以上～30年未満	893	994	1,013	945	1,013	890	953	892	962	886
	30年以上	1,291	1,447	1,360	1,431	1,385	1,411	1,539	1,499	1,530	1,565
	計	(12.7)	(12.9)	(13.3)	(13.0)	(13.1)	(13.1)	(13.0)	(13.0)	(13.2)	(12.7)
副 分 団 長	5年以上～10年未満	621	637	617	526	491	443	432	365	402	380
	10年以上～15年未満	809	804	740	705	667	639	601	560	532	501
	15年以上～20年未満	734	777	749	714	708	687	627	652	611	590
	20年以上～25年未満	611	708	687	636	623	561	605	581	605	550
	25年以上～30年未満	461	493	458	521	424	453	463	434	459	465
	30年以上	556	607	567	627	608	571	622	718	683	737
	計	(7.3)	(7.6)	(7.4)	(7.5)	(7.3)	(7.4)	(7.1)	(7.3)	(7.3)	(7.1)
部 長	5年以上～10年未満	1,634	1,583	1,432	1,319	1,335	1,260	1,170	1,115	994	1,033
	10年以上～15年未満	2,949	2,781	2,714	2,539	2,517	2,230	2,199	1,985	1,950	1,872
	15年以上～20年未満	2,445	2,432	2,444	2,281	2,275	2,227	2,271	2,213	2,182	2,163
	20年以上～25年未満	1,897	1,897	1,887	1,780	1,778	1,736	1,776	1,784	1,840	1,881
	25年以上～30年未満	1,092	1,191	1,169	1,126	1,087	1,134	1,151	1,168	1,116	1,125
	30年以上	789	848	894	943	967	981	1,081	1,030	1,063	1,144
	計	(20.7)	(20.2)	(20.5)	(20.2)	(20.6)	(21.0)	(20.4)	(20.6)	(20.2)	(20.4)
班 長	5年以上～10年未満	3,541	3,424	3,200	3,012	2,869	2,555	2,579	2,356	2,310	2,212
	10年以上～15年未満	3,732	3,827	3,513	3,443	3,231	3,075	3,012	2,823	2,657	2,594
	15年以上～20年未満	2,628	2,594	2,579	2,558	2,434	2,351	2,435	2,340	2,206	2,324
	20年以上～25年未満	1,788	1,789	1,733	1,693	1,667	1,580	1,725	1,636	1,555	1,704
	25年以上～30年未満	860	918	866	978	906	875	958	896	942	910
	30年以上	569	551	626	662	629	639	723	711	707	755
	計	(25.1)	(24.7)	(24.3)	(25.0)	(24.2)	(24.3)	(24.2)	(23.8)	(22.9)	(23.2)
団 員	5年以上～10年未満	8,277	8,316	7,984	7,512	7,610	7,058	7,430	7,194	7,343	7,631
	10年以上～15年未満	4,278	4,336	4,278	4,059	3,992	3,655	3,950	3,710	3,882	3,762
	15年以上～20年未満	1,925	2,013	2,021	2,023	1,986	1,862	1,943	1,895	1,928	1,982
	20年以上～25年未満	1,079	1,180	1,027	1,017	1,094	960	1,029	1,039	1,070	1,099
	25年以上～30年未満	563	581	486	524	470	497	507	505	524	491
	30年以上	351	392	368	410	410	401	475	403	418	479

資料30 階級別、勤務年数別退職報償金支払人数状況（直近10か年）

階級	勤務年数	年度									
		平成18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
	計	人 (31.5) 16,473	人 (31.7) 16,818	人 (31.4) 16,164	人 (31.5) 15,545	人 (32.1) 15,562	人 (31.6) 14,433	人 (32.4) 15,334	人 (32.7) 14,746	人 (33.5) 15,165	人 (34.1) 15,444
合 計	5年以上～10年未満	(28.5) 14,887	(27.7) 14,717	(27.2) 13,997	(26.4) 13,022	(26.7) 12,933	(26.1) 11,897	(25.7) 12,180	(25.6) 11,580	(25.6) 11,584	(25.9) 11,740
	10年以上～15年未満	(24.9) 13,000	(24.4) 12,940	(24.2) 12,469	(24.0) 11,864	(23.6) 11,445	(23.1) 10,535	(22.6) 10,683	(21.9) 9,901	(21.7) 9,832	(21.0) 9,505
	15年以上～20年未満	(17.6) 9,190	(17.4) 9,254	(18.2) 9,340	(18.0) 8,880	(18.0) 8,735	(18.4) 8,376	(18.0) 8,500	(18.3) 8,252	(17.8) 8,069	(18.1) 8,196
	20年以上～25年未満	(13.0) 6,771	(13.2) 6,987	(13.1) 6,726	(13.1) 6,453	(13.4) 6,467	(13.3) 6,044	(13.7) 6,461	(13.9) 6,279	(14.1) 6,380	(14.1) 6,379
	25年以上～30年未満	(7.7) 4,021	(8.2) 4,358	(8.1) 4,186	(8.6) 4,249	(8.4) 4,047	(8.7) 3,967	(8.9) 4,188	(8.9) 4,007	(9.2) 4,154	(8.8) 3,994
	30年以上	(8.4) 4,375	(9.1) 4,815	(9.2) 4,706	(10.0) 4,950	(9.9) 4,787	(10.5) 4,785	(11.2) 5,310	(11.4) 5,129	(11.6) 5,249	(12.1) 5,461
	合計	(100.0) 52,244	(100.0) 53,071	(100.0) 51,424	(100.0) 49,418	(100.0) 48,414	(100.0) 45,604	(100.0) 47,322	(100.0) 45,148	(100.0) 45,268	(100.0) 45,275

資料31 退職報償金支払額の法定額及び支払決定基準の変遷

退職年度	区分	支払額					階級	勤務年数の合算	備考	
		階級	団長	副団長	分団長・部長・班長	団員				
昭和39	勤務年数	15年以上20年未満	千円 50	千円 40	千円 35	千円 30	当該退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級に属していた期間が2年に満たないときは、当該階級(団員を除く。)の直近下位の階級とする。	再び非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間が1年に満たない場合における当該期間は合算しない。		
		20年以上25年未満	60	50	45	40				
		25年以上	70	60	55	50				
		階級	団長	副団長	分団長・副分団長・部長・班長	団員				
40~41	勤務年数	15年以上20年未満	千円 50	千円 40	千円 35	千円 30	当該退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級に属していた期間が2年に満たないときは、その階級(団員を除く。)の直近下位の階級とする。	昭和42年9月7日以後の退職者から当該退職した日の属する月以前の非常勤消防団員であった場合に限り、当該期間を合算する。その前の再び非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間が1年に満たない場合における当該期間は合算しない。	副分団長を等分に付加	
		20年以上25年未満	60	50	45	40				
		25年以上	70	60	55	50				
		階級	団長	副団長	分団長・副分団長・部長・班長	団員				
42	同上					当該退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が2年に満たないときは、その階級(団員を除く。)の直近下位の階級とする。	昭和42年9月7日以後の退職者から当該退職した日の属する月以前の非常勤消防団員であった場合に限り、当該期間を合算する。その前の再び非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間が1年に満たない場合における当該期間は合算しない。	分団長、副分団長の区分と部長、班長の区分を分離		
43 48	勤務年数	15年以上20年未満	千円 55	千円 50	千円 45				千円 40	千円 35
		20年以上25年未満	70	65	60				55	50
		25年以上	80	75	70				65	60
49	勤務年数	10年以上15年未満	40	35	30	25	20	当該退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が1年に満たないときは、その階級(団員を除く。)の直近下位の階級とする。	再び非常勤消防団員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間が1年に満たない場合における当該期間は合算しない。	勤務年数10年以上15年未満及び30年以上の区分新設
		15年以上20年未満	55	50	45	40	35			
		20年以上25年未満	70	65	60	55	50			
		25年以上30年未満	80	75	70	65	60			
		30年以上	100	95	90	85	80			
50	勤務年数	10年以上15年未満	50	45	40	35	30	(取扱いの変更) 当該退職した日にその者が属していた階級とするが、退職した日に階級の異動があった場合は、異動後の階級とする(従前は、「退職した日に属していた階級」とは、「退職した月の初日に属していた階級」とされていた。)。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が1年(その期間が連続しているときは、暦に従い計算し、連続していないときは、日数計算によりその期間を合算し、365日をもって1年とする。)に満たないときは、その階級(団員を除く。)の直近下位の階級とする。		
		15年以上20年未満	80	70	60	55	50			
		20年以上25年未満	120	100	90	80	75			
		25年以上30年未満	160	140	120	110	100			
		30年以上	200	180	160	150	140			
51	勤務年数	10年以上15年未満	60	55	50	45	40			
		15年以上20年未満	100	85	70	65	60			
		20年以上25年未満	150	130	110	100	90			
		25年以上30年未満	220	190	160	140	130			
		30年以上	300	270	240	210	190			
52	勤務年数	10年以上15年未満	110	95	85	75	70			
		15年以上20年未満	170	140	115	105	100			
		20年以上25年未満	230	200	170	150	135			
		25年以上30年未満	310	270	230	210	190			
		30年以上	400	360	320	290	260			
53	勤務年数	10年以上15年未満	150	130	120	110	100			
		15年以上20年未満	210	180	160	150	140			
		20年以上25年未満	290	250	220	200	180			
		25年以上30年未満	390	340	300	270	250			
		30年以上	500	450	410	370	340			

退職 年度	区分	支払額						階級	勤務年数の合算	備考
		5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満	30年以上			
昭和 54	5年以上10年未満	70	60	55	50	40	当該退職した日にその者が属していた階級とする。ただし、その階級及びその階級より上位の階級に属していた期間が1年に満たないときは、その階級（団員を除く。）の直近下位の階級とし、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級に属していた期間が1年以上あるときは、その上位の階級（最も上位の階級から順次その在職期間を合算し、その在職期間の合計がはじめて1年以上となる場合の最後に合算した期間に係る階級）とする。		勤続年数 5年以上 10年未満 の区分新 設	
	10年以上15年未満	150	130	120	110	100				
	15年以上20年未満	210	180	160	150	140				
	20年以上25年未満	290	250	220	200	180				
	25年以上30年未満	390	340	300	270	250				
	30年以上	500	450	410	370	340				
55 ～ 56	5年以上10年未満	80	65	60	55	45				
	10年以上15年未満	165	145	130	120	110				
	15年以上20年未満	230	200	175	165	155				
	20年以上25年未満	320	275	240	220	200				
	25年以上30年未満	430	380	330	300	275				
	30年以上	550	500	450	410	380				
57 ～ 60	5年以上10年未満	90	75	65	60	50				
	10年以上15年未満	180	160	145	130	120				
	15年以上20年未満	255	220	195	180	170				
	20年以上25年未満	350	300	265	240	220				
	25年以上30年未満	475	420	365	330	300				
	30年以上	600	550	500	450	420				
61 ～ 62	5年以上10年未満	105	90	80	70	60				
	10年以上15年未満	210	190	170	150	140				
	15年以上20年未満	300	260	230	210	200				
	20年以上25年未満	410	350	310	280	260				
	25年以上30年未満	550	490	430	380	350				
	30年以上	700	640	580	520	490				
63	同上	同上								
平成 元 ～ 2	階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長・ 班長	団員			分団長と 副分団長 の区分に 分離
	勤務年数	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
	5年以上10年未満	110	100	95	90	80	70			
	10年以上15年未満	220	200	190	180	160	150			
	15年以上20年未満	320	275	260	245	220	210			
	20年以上25年未満	435	370	350	330	300	275			
	25年以上30年未満	585	520	490	460	405	370			
	30年以上	750	680	645	615	550	520			
3	5年以上10年未満	115	105	100	95	85	75			
	10年以上15年未満	235	215	205	190	170	160			
	15年以上20年未満	340	295	280	260	235	225			
	20年以上25年未満	465	395	375	355	320	295			
	25年以上30年未満	625	555	525	490	435	395			
	30年以上	800	725	690	655	590	555			

退職 年度	区分	支払額						階級	勤務年数の合算	備考
平成 4	5年以上10年未満	140	130	120	115	105	95			
	10年以上15年未満	245	225	215	200	180	165			
	15年以上20年未満	355	315	305	280	255	235			
	20年以上25年未満	480	410	395	370	330	305			
	25年以上30年未満	650	575	545	510	450	410			
	30年以上	830	750	715	680	610	575			
5	5年以上10年未満	145	135	125	120	110	100			
	10年以上15年未満	250	235	220	205	185	170			
	15年以上20年未満	365	335	315	290	260	240			
	20年以上25年未満	495	435	410	380	340	315			
	25年以上30年未満	670	610	560	525	465	420			
	30年以上	855	790	735	700	630	590			
6	5年以上10年未満	150	140	130	125	115	105			
	10年以上15年未満	255	240	225	210	190	175			
	15年以上20年未満	370	340	320	295	265	245			
	20年以上25年未満	505	445	420	385	345	320			
	25年以上30年未満	685	620	570	535	475	430			
	30年以上	870	805	750	715	640	600			
7	5年以上10年未満	155	145	135	130	120	110			
	10年以上15年未満	260	245	230	215	195	180			
	15年以上20年未満	375	345	325	300	270	250			
	20年以上25年未満	510	450	425	390	350	325			
	25年以上30年未満	695	625	575	540	480	435			
	30年以上	880	815	760	725	650	605			
8	5年以上10年未満	160	150	140	135	125	115			
	10年以上15年未満	265	250	235	220	200	185			
	15年以上20年未満	380	350	330	305	275	255			
	20年以上25年未満	515	455	430	395	355	330			
	25年以上30年未満	700	630	580	545	485	440			
	30年以上	890	820	765	730	655	610			
9	5年以上10年未満	165	155	145	140	130	120			
	10年以上15年未満	270	255	240	225	205	190			
	15年以上20年未満	385	355	335	310	280	260			
	20年以上25年未満	520	460	435	400	360	335			
	25年以上30年未満	705	635	585	550	490	445			
	30年以上	900	830	770	735	660	615			
10	5年以上10年未満	170	160	150	145	135	125			
	10年以上15年未満	275	260	245	230	210	195			
	15年以上20年未満	390	360	340	315	285	265			
	20年以上25年未満	525	465	440	405	365	340			
	25年以上30年未満	710	640	590	555	495	450			
	30年以上	910	840	780	740	665	620			
11	5年以上10年未満	175	165	155	150	140	130			
	10年以上15年未満	280	265	250	235	215	200			
	15年以上20年未満	395	365	345	320	290	270			
	20年以上25年未満	530	470	445	410	370	345			
	25年以上30年未満	715	645	595	560	500	455			
	30年以上	915	845	785	745	670	625			
12	5年以上10年未満	177	167	157	152	142	132			
	10年以上15年未満	282	267	252	237	217	202			
	15年以上20年未満	397	367	347	322	292	272			
	20年以上25年未満	532	472	447	412	372	347			
	25年以上30年未満	717	647	597	562	502	457			
	30年以上	917	847	787	747	672	627			

資料31 退職報償金支払額の法定額及び支払決定基準の変遷

退職 年度	区分	支払額						階級	勤務年数の合算	備考
13	5年以上10年未満	181	171	161	156	146	136			
	10年以上15年未満	286	271	256	241	221	206			
	15年以上20年未満	401	371	351	326	296	276			
	20年以上25年未満	536	476	451	416	376	351			
	25年以上30年未満	721	651	601	566	506	461			
	30年以上	921	851	791	751	676	631			
14	5年以上10年未満	185	175	165	160	150	140			
	10年以上15年未満	290	275	260	245	225	210			
	15年以上20年未満	405	375	355	330	300	280			
	20年以上25年未満	540	480	455	420	380	355			
	25年以上30年未満	725	655	605	570	510	465			
	30年以上	925	855	795	755	680	635			
15	5年以上10年未満	187	177	167	162	152	142			
	10年以上15年未満	292	277	262	247	227	212			
	15年以上20年未満	407	377	357	332	302	282			
	20年以上25年未満	542	482	457	422	382	357			
	25年以上30年未満	727	657	607	572	512	467			
	30年以上	927	857	797	757	682	637			
16	5年以上10年未満	189	179	169	164	154	144			
	10年以上15年未満	294	279	264	249	229	214			
	15年以上20年未満	409	379	359	334	304	284			
	20年以上25年未満	544	484	459	424	384	359			
	25年以上30年未満	729	659	609	574	514	469			
	30年以上	929	859	799	759	684	639			
17	5年以上10年未満	189	179	169	164	154	144			
	10年以上15年未満	294	279	266	251	231	214			
	15年以上20年未満	409	379	361	336	306	284			
	20年以上25年未満	544	484	461	426	386	359			
	25年以上30年未満	729	659	609	574	514	469			
	30年以上	929	859	799	759	684	639			
18 ～ 25	5年以上10年未満	189	179	169	164	154	144			
	10年以上15年未満	294	279	268	253	233	214			
	15年以上20年未満	409	379	363	338	308	284			
	20年以上25年未満	544	484	463	428	388	359			
	25年以上30年未満	729	659	609	574	514	469			
	30年以上	929	859	799	759	684	639			
26 ～ 27	5年以上10年未満	239	229	219	214	204	200			
	10年以上15年未満	344	329	318	303	283	264			
	15年以上20年未満	459	429	413	388	358	334			
	20年以上25年未満	594	534	513	478	438	409			
	25年以上30年未満	779	709	659	624	564	519			
	30年以上	979	909	849	809	734	689			

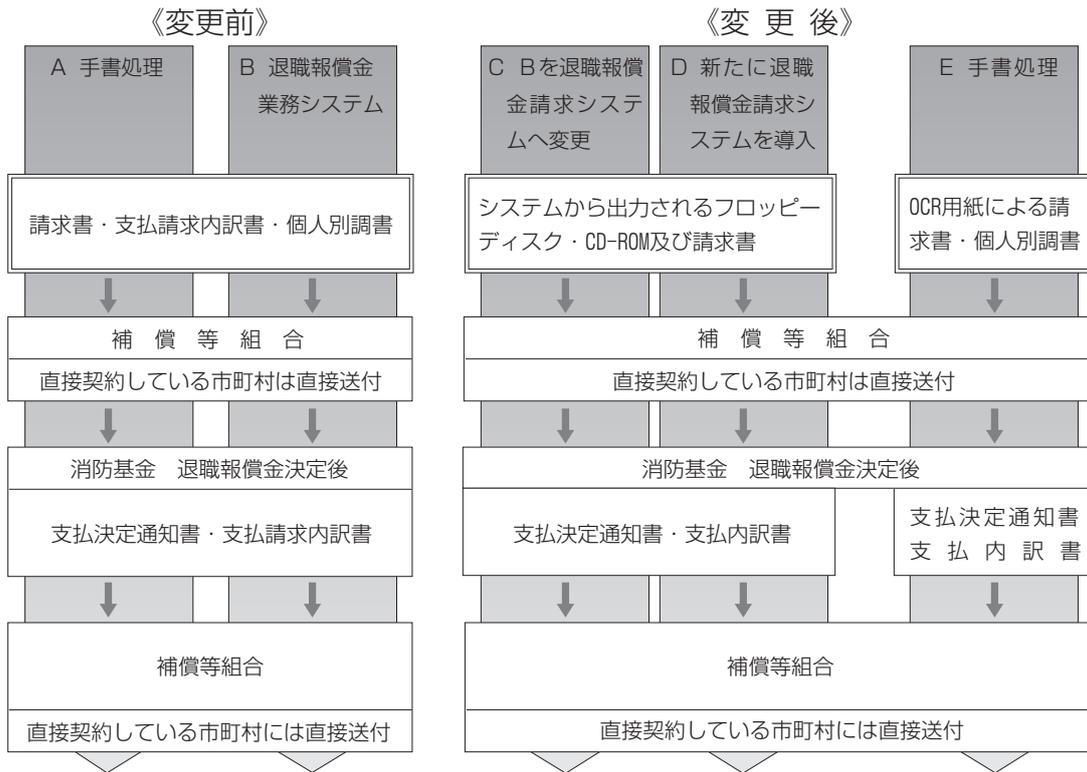
資料32 退職報償金業務における赤字解消の経緯

年 度	次 年 度 繰越不足金	掛金の額	掛金の増加分	改 正 理 由	財政措置区分	再 建 計 画	
昭和39	千円 881,378	円 900	円 —		普交		
40	2,160,126	同上	—		普交		
41	2,864,378	同上	—		普交		
42	3,137,024	1,350	450	将来の収支の均衡を図るため	普交	第一次五 か 年 計 画	
		230	230	過去の赤字解消分	特交		
43	3,439,805	1,616	266	報償金の額の引上げ	普交		
		230	—	過去の赤字解消分	特交		
44	3,968,287	同上	—	報償金の額の引上げ	普交・特交		
45	3,324,317	2,246	630	将来の収支の均衡を図るため	普交		第二次五 か 年 計 画
		368	138	過去の赤字解消分	特交		
46	2,633,735	同上	—		普交・特交		
47	1,879,082	同上	—		普交・特交		
48	946,866	同上	—		普交・特交		
49	698,965	同上	—		普交・特交		
50	471,714	3,650	1,404	報償金の額の引上げ	普交	第三次四 か 年 計 画	
		165	△203	過去の赤字解消分	特交		
51	244,416	4,560	910	報償金の額の引上げ	普交		
		165	—	過去の赤字解消分	特交		
52	17,109	6,375	1,815	報償金の額の引上げ	普交		
		165	—	過去の赤字解消分	特交		
53	0	8,755	2,380	報償金の額の引上げ	普交		
		12円42銭	△152円58銭	過去の赤字解消分	特交		

資料33 退職報償金システム改修の変遷

年度	市町村等				組合等				基金				改修内容	
	名称	バージョン	形式	対応OS	名称	バージョン	形式	対応OS	名称	バージョン	形式	対応OS		
12	退職報償金業務システム	Ver.1		MS-DOS		Ver.1		MS-DOS		Ver.1		MS-DOS	別図「請求から支払までの新旧対照フローチャート(平成12年度)」参照	
13	退職報償金請求システム	Ver.2	mdb	Windows 95 Windows 98 Windows Me Windows 2000	退職報償金組合等用システム	Ver.2	mdb	Windows 95 Windows 98 Windows Me Windows 2000	実務システム	-	mdb 及び accdb	Windows 95 Windows 98 Windows Me Windows 2000 Windows XP	個人情報画面のメモ欄の入力文字数の拡大、個人別消防団員名簿のCSVファイルの作成等	
14		Ver.3				Windows Meへの対応、個人情報検索画面・個人別消防団員名簿作成画面・消防団員名簿(一連式)作成画面の検索項目(団員番号、カナ氏名等)の統一、請求FD作成時の退職報償金支払請求書の自動印刷等								
15		Ver.4				Windows XPへの対応、上書きによるインストール機能の追加(旧バージョンではシステムを一旦アンインストールした上で新バージョンを新たにインストールする必要があった。)等								
16		Ver.5				システムをWindows 98専用版とWindows 98SE以降対応版に分離、請求データの作成先にCDを追加、消防団統合機能の追加等								
17		Ver.6				消防団統合機能の簡便化(旧バージョンでは階級コード・除算理由コード・表彰コード・所属部門コードを該当団員個々に移行する必要があったものを新バージョンでは該当団員一括の移行が可能となった。)、請求遅延や独自階級などが必要となる理由等の画面表示等								
18		Ver.7				退職日の翌日再入団への対応								
19		Ver.8				平成19年度退職報償金支給額をシステム内に追加、全角文字のユーザーアカウントによるインストールへの対応、消防団員の住所・郵便番号の一括変換機能の追加								
20		Ver.9				平成20年度退職報償金支給額をシステム内に追加、組合から退職団員への直接支給への対応(組合システム)、情報セキュリティ対策								
21														
22														-
23	新退職報償金システム	Ver.1.0.0	accdb	Windows XP Windows vista Windows 7	新退職報償金組合システム	Ver.1.0.0	accdb	Windows XP Windows vista Windows 7	Ver.5	Windows XP Windows vista Windows 7	Windows XP Windows vista Windows 7	Windows 7への対応		
24		-				-							-	
25		Ver.1.0.3				Ver.1.0.3							「退職所得の受給に関する申告書」の様式改正について対応	
26		Ver.1.1.0				Ver.1.1.0							Windows 8及び8.1への対応	
27・28		-				Ver.1.1.1							マイナンバー制度導入に伴う「源泉徴収票」及び「退職所得の受給に関する申告書」の様式改正について対応	
		Ver.2.0.0				-							「源泉徴収票」印刷機能の付加及びマイナンバー制度導入に伴う「退職所得の受給に関する申告書」の様式改正について対応	
	Ver.2.1.0		Windows 10	Ver.1.2.0		Windows 10	Windows 10への対応							

図 請求から支払までの新旧対照フローチャート（平成12年度）



資料34 公務災害防止活動援助事業助成対象団体一覧

区 分	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度
北海道		深川地区組合、網走地区組合	上川中部組合、日高西部組合	北海道市町村消防 災害補償等組合	北海道市町村消防 災害補償等組合	北海道市町村消防 災害補償等組合
青森	平賀町 滝沢村 泉市	青森市	遠野市 村田町	板柳町 宮守村 宮城県市町村非常勤 消防団員補償報償組合	青森県消防補償等組合	青森県消防補償等組合
岩手				宮城県市町村非常勤 消防団員補償報償組合	北上市、江刺市	岩手県市町村総合事務組合
秋田				秋田県市町村議会議員、消 防団員等公務災害補償組合	秋田県市町村議会議員、消 防団員等公務災害補償組合	秋田県市町村議会議員、消 防団員等公務災害補償組合
山形	保原町			南陽市	上山市	高島町
福島				福島県市町村総合事務組合	福島県市町村総合事務組合	福島県市町村総合事務組合
茨城	城木 前橋市	宇都宮市、佐野市	足利市、大平町、高根沢町	栃木県市町村災害補償等組合	栃木県市町村災害補償等組合	日立市
栃木	馬玉 流山市、御宿町	八千代市		群馬県市町村総合事務組合	総合事務組合	栃木県市町村災害補償等組合 総合事務組合
群馬				大網白里町、我孫子市 奥多摩町	木更津市	松戸市
千代田				横浜市	東京市町村総合事務組合	東京市町村総合事務組合
東京都		伊勢原市	綾瀬市		秦野市、南足柄市	茅ヶ崎市、厚木市
新潟	瀧山 小松市	氷見市	高岡市、福光市	婦中町 加賀市	小杉町	魚津市
富山			南越組合		輪島市	津幡町、能都町
石川					福井地区組合、鯖江・丹生地区組合	大野地区組合
福井	梨野 松本市	高山市	葦崎市、鯉沢町	榊形町、双葉町	上九一色村	山梨県市町村総合事務組合
山梨	野阜 天竜市	御前崎町	多治見市	岡谷市、奈川村	諏訪市、辰野町	中野市、茅野市
静岡	岡知 小坂井町		焼津市、川根町	御嵩町	本巣町	真正町、谷汲村
愛知	重 鈴鹿市			水窪町	松崎町	藤枝市、大仁町
滋賀	彦根市	守山市	野州町	瀬戸市	長久手町、下山村	岡崎市、東郷町
京都		長岡京市	和泉市	菟野町	飯南町、紀和町	久居市、大宮町
大阪		尼崎市		日野町	八日市市	中主町
兵庫県		熊野川町、古座町		木津町、笠置町	和知町、伊根町	福知山市、大宮町
和歌山	日置川町			泉南市	河内長野市	柏原市、熊取町
鳥取		鳥取市	益田市	相生市	香芝町	加西市、八鹿町
島根	根山 広島市、美土里町			西吉野村	印南町	吉野町
岡山				貴志川町		那智勝浦町、太地町
広島				鳥取県市町村消防 災害補償組合	鳥取県市町村消防 災害補償組合	鳥取県市町村消防 災害補償組合
山口				浜田市、横田町	邑南町、柿木村	大田市
徳島	徳島市	阿南市	善通寺市	岡山県消防補償等組合	岡山県消防補償等組合	岡山県消防補償等組合
香川		宇和町		広島県市町村公務災害補償組合	山口県市町村消防 団員補償等組合	世羅町
愛媛	高知市			山口県市町村消防 団員補償等組合	山口県市町村消防 団員補償等組合	山口県市町村消防 団員補償等組合
高知		大川市	北九州市、柳川市	鳴門市	土成町	勝浦町
福岡	川副町	諫早市	小佐々町	綾南町	香川県消防補償等組合	香川県消防補償等組合
佐賀	江迎町			今治市、重信町	川内町、一本松町	伊豫市
長崎		知名町		高知県消防補償等組合	高知県消防補償等組合	高知県消防補償等組合
熊本	宮崎市			大木町	三猪町	城島町
大分				平戸市	佐賀県市町村消防団員 公務災害補償組合	佐賀県市町村消防団員 公務災害補償組合
宮崎				熊本県消防補償等組合	長崎県市町村消防 補償等組合	長崎県市町村消防 補償等組合
鹿児島				中津市	大津町、有明町	熊本県消防補償等組合
沖縄	宮崎市			高千穂町、日之影町	宇目町	荻町
合 計	21団体	21団体	23団体	鹿児島県市町村消防 補償等組合	宮崎県市町村総合事務組合	宮崎県市町村総合事務組合
				沖縄県市町村総合事務組合	沖縄県市町村総合事務組合	鹿児島県市町村消防 補償等組合
						沖縄県市町村総合事務組合

(注) 昭和61年度～63年度は、消防団員健康管理助成事業である。

(注) 平成元年度～12年度は、公務災害防止対策推進事業である。

(注) 団体名は、当該年度の名称で表記

資料34 公務災害防止活動援助事業助成対象団体一覧

区 分	平成4年度		平成5年度		平成6年度	
	通常の推進事業	レクリエーション	通常の推進事業	レクリエーション	通常の推進事業	レクリエーション
北海道	北海道市町村消防災害補償等組合		北海道市町村消防災害補償等組合		北海道市町村消防災害補償等組合	
青森	青森県消防補償等組合		青森県消防補償等組合		弘前市、八戸地区広域組合	青森県消防補償等組合(綱引き大会)
岩手	岩手県市町村総合事務組合	岩手県市町村総合事務組合(綱引き大会)	岩手県市町村総合事務組合	岩手県市町村総合事務組合(綱引き大会)	岩手県市町村総合事務組合	岩手県市町村総合事務組合(綱引き大会)
宮城	大和町		鹿島台町、大衡村		宮崎町	
山形	秋田県市町村議会議員、消防団員等公務災害補償組合		秋田県市町村議会議員、消防団員等公務災害補償組合		秋田県市町村議会議員、消防団員等公務災害補償組合	
山福	三川町		長井市、金山町		村山市	
	福島県市町村総合事務組合	福島県市町村総合事務組合(ソフト大会)	福島県市町村総合事務組合	福島県市町村総合事務組合(ソフト大会)	福島県市町村総合事務組合	福島県市町村総合事務組合(ソフト大会)
茨城	土浦市		土浦市		土浦市	
栃木	栃木県市町村災害補償等組合		栃木県市町村災害補償等組合		栃木県市町村災害補償等組合	
群馬	群馬県市町村総合事務組合		群馬県市町村総合事務組合		群馬県市町村総合事務組合	
埼玉	熊谷市		熊谷市		熊谷市	
千代田	富浦町		千葉県市町村総合事務組合		千葉県市町村総合事務組合、船橋市	
東京	東京市町村総合事務組合		東京市町村総合事務組合		狛江市	
神奈川	鎌倉市		平塚市、相模湖町、小田原市			横浜市(綱引き大会)
新潟	新潟市		小矢部市、黒部市		滑川市	
石川	羽咋市		勝山市		内灘町	
山梨	若狭消防組合		山梨県市町村総合事務組合	山梨県市町村総合事務組合(ソフト大会)	吉田地区消防組合、三國町	
長野	山梨県市町村総合事務組合	田富町(ソフト大会)	山梨県市町村総合事務組合		山梨県市町村総合事務組合、都留市、大月市	山梨県市町村総合事務組合(ソフト大会)
	上田市、生坂村		真田町、山ノ内町、高遠町、箕輪町		山口村、東部町、中条村、長谷村、木曾福島町	
岐阜	羽島市、巣南町		福岡町、海津町、中津川市、小坂町		安八町、萩野町、穂積町	
静岡	三島市、富士宮市		金屋町		裾野市	
愛知	員弁町、玉城町	鈴鹿市(綱引き大会)	一宮市、美浜町	鈴鹿市(綱引き大会)	旭町、田原町	鈴鹿市(綱引き大会)
			四日市市、関町、二見町、浜島町、小俣町		宮川村、海山町、長島町、津市、磯部町	
滋賀	賀都	大津市(ソフト大会)	湖東町、木之本町	湖東町(ソフト大会)	長浜市、土山町	長浜市(ソフト大会)
	亀岡市、弥栄町		綾部市、精華町、丹後町、宮津市、丹波町		加悦町、山城町、田辺町、京北町	
大分	阪南市		摂津市		養父町、村岡町、波賀町	
奈良	上月町、津名町		西宮市、朝来町、関宮町		榛原町、天川村、下市町	
和歌山	平群町、御杖村		大和高田市、曾爾村、東吉野村		上富田町、高野口町、野上町	
鳥取	串本町、古座川町		美里町、すさみ町、北山村			
島根	鳥取県市町村消防災害補償組合	松江市(綱引き大会)	鳥取県市町村消防災害補償組合	岡山県消防補償等組合(ソフト大会)	鳥取県市町村消防災害補償組合、米子市、倉吉市	鳥取県市町村消防災害補償組合(綱引き大会)
岡山	玉湯町、海士町		六日市町、弥栄町、都万村		仁摩町、日原町、八束町	大田市(綱引き大会)
広島	岡山県消防補償等組合		岡山県消防補償等組合		岡山県消防補償等組合	
	尾道市、向島町		三原市、本郷町、庄原市、君田村		作木村、府中市、瀬戸田町、加計町、神辺町	
山口	山口県市町村消防団員補償等組合		山口県市町村消防団員補償等組合	山口県市町村消防団員補償等組合(綱引き大会)		
徳島	徳島県市町村総合事務組合	徳島県市町村総合事務組合(ソフト大会)	徳島県市町村総合事務組合	徳島県市町村総合事務組合(ソフト大会)	徳島県市町村総合事務組合	
香愛高	香川県消防補償等組合		香川県消防補償等組合		香川県消防補償等組合	
	中島町、美川村		宇和島市、小松町		新宮村、新居浜市	
	高知県消防補償等組合		高知県消防補償等組合		高知県消防補償等組合	
福岡	福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合		福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合		福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合	
佐賀	唐津市		佐賀市		佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合	
長崎	長崎県市町村消防補償等組合		長崎県市町村消防補償等組合		長崎県市町村消防補償等組合	
熊本	牛深市、矢部町		田浦町、球磨村		旭志村、東陽村	
大分	湯布院町	大分県消防補償等組合(ソフト大会)	玖珠町、上津江村、宇佐市、武蔵町	大分県消防補償等組合(ソフト大会)	佐伯市、朝地町	
宮崎	宮崎県町村総合事務組合		宮崎県町村総合事務組合	宮崎県町村総合事務組合(ソフト大会)	宮崎県町村総合事務組合、串間市、日向市、日南市	
鹿児島	鹿児島県市町村消防補償等組合		鹿児島県市町村消防補償等組合		鹿児島県市町村消防補償等組合	
沖縄	沖縄県市町村総合事務組合		沖縄県市町村総合事務組合		沖縄県市町村総合事務組合	
小計	57団体	8団体	80団体	10団体	81団体	9団体
合計		61団体		82団体		85団体

(注) 「小計」と「合計」で数値が合わないのは、重複して助成を受けている団体があるためである。
(注) 団体名は、当該年度の名称で表記

資料34 公務災害防止活動援助事業助成対象団体一覧

区 分	平成7年度		平成8年度		平成9年度	
	通常の推進事業	レクリエーション	通常の推進事業	レクリエーション	通常の推進事業	レクリエーション
北海道 青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島	北海道市町村消防 災害補償等組合 青森県消防補償等組合 岩手県市町村総合事務組合 志波姫町 秋田県市町村議会 議員、消防団員等 公務災害補償組合 西川町、白鷹町 福島県市町村総合事務組合	消防補償等組合(綱引き大会)	北海道市町村消防 災害補償等組合 青森県消防補償等組合 岩手県市町村総合事務組合 富谷町 秋田県市町村議会 議員、消防団員等 公務災害補償組合 米沢市 福島県市町村総合事務組合		北海道市町村消防 災害補償等組合 青森県消防補償等組合 岩手県市町村総合事務組合 石越町 秋田県市町村議会 議員、消防団員等 公務災害補償組合 山形市、朝日町 福島県市町村総合事務組合	
茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川			栃木県市町村災害補償 等組合、真岡市、日光市 群馬県市町村総合事務組合 市川市 東村山市、町田市 松田町		栃木県市町村災害補償 等組合、湯津上村、栃木市 群馬県市町村総合事務組合 川口市、熊谷市 千葉県市町村総合 事務組合、野田市 東京市町村総合事 務組合 開成町、相模原市、平塚市	
新潟 富山 石川 福井	立山町 門前町 嶺北消防組合、丸岡町		福岡町、八尾町 内浦町、穴水町、辰口町、志賀町 芦原町、敦賀美方消防組合		上市町 山中町、津幡町、松任市 宮崎村、鯖江丹生消防組合	
山梨 長野 岐阜 静岡 愛知	山梨県市町村総合 事務組合、山梨市 小布施町、駒ヶ根市、 下諏訪町、更埴市 関市、神岡町、金山町 大須賀町、本川根町、修善寺町、 土肥町 豊根村、渥美町、豊橋市 鶴岡村、青山町、紀伊長島町、東貝町		山梨県市町村総合 事務組合 美麻村、豊野町、伊那市 檜川村、松川町、豊丘村 垂井村、根尾村 静岡市 設楽町、佐織町、高浜市、半田市 美里町、南勢町、大台 町、大王町、三雲町		塩山市 根羽村、小川村、南信濃村 上松町、野沢温泉村、牟礼村 坂内村、上之保村、上宝村、久瀬村 賀茂村、土肥町、金谷町、藤枝市 赤羽根町、小牧市、常滑市 御浜町、上野市、尾鷲市	山梨県市町村総合 事務組合
滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山 鳥取 岡山 広島 山口	甲西町、草津市 日吉町、岩滝町、宇治市 一宮町、神崎町、三田市 室生村、上牧町、生駒市 橋本市、田辺市、日高町	甲西町(ソフト大会)	志賀町、安曇川町 野田川町、向日市、城陽市 宝塚市、三木市、家島町、美方町 大和郡山市、王寺町、斑鳩町 岩出町、湯浅町、かつらぎ町		大津市、山東町、マキノ町 瑞穂町、久美浜町、八幡市 揖保川町、南光町、城崎町 野迫川町、上北山村、菟田野町 海南市、有田市、本宮町	
徳島 香川 愛媛 高知 福岡 佐賀 長崎 熊本 大宮 鹿児島 沖縄	徳島県市町村総合事務組合 香川県消防補償等組合 肱川町、野村町 高知県消防補償等組合 福岡県市町村消防団員 等公務災害補償組合 佐賀県市町村消防団員 公務災害補償組合 長崎市、福江市、島原市 南関町、免田町 佐賀関町 北郷町、高原町、佐 土原町、北方町 鹿児島県市町村消防 補償等組合 沖縄県市町村総合事務組合	熊本県消防補償等 組合(綱引き大会)	徳島県市町村総合事務組合 香川県消防補償等組合 内子町、西条市 高知県消防補償等組合 福岡県市町村消防団員 等公務災害補償組合 佐賀県市町村消防団員 公務災害補償組合 愛野町、大村市 五和町、高森町、人 吉市、一の宮町 真玉町、緒方町、山香町 宮崎県町村総合事務組 合、えびの市、小林市 大浦町、長島町、吉松町、 樋脇町、阿久根市 沖縄県市町村総合事務組合	山口県市町村消防 団員補償等組合	香川県消防補償等組合 関前村、中山町 高知県消防補償等組合 福岡県市町村消防団員 等公務災害補償組合 佐賀県市町村消防団員 公務災害補償組合 長崎県市町村総合事務組合 新和町、五木村 白杵市、中津市 宮崎県町村総合事 務組合 東町、大和村、根占町 沖縄県市町村総合事務組合	熊本県消防補償等 組合
小計	79団体	3団体	92団体	1団体	89団体	1団体
合計		80団体		93団体		91団体

(注) 「小計」と「合計」で数値が合わないのは、重複して助成を受けている団体があるためである。

(注) 団体名は、当該年度の名称で表記

資料34 公務災害防止活動援助事業助成対象団体一覧

区	分	平成10年度		平成11年度	
		通常の推進事業	レクリエーション	通常の推進事業	レクリエーション
北海道	青森	北海道市町村総合事務組合 青森県消防補償等組合		北海道市町村総合事務組合 青森市、八戸地域広域市町村圏事務組合消防組合 岩手県市町村総合事務組合	
岩手	宮城	岩手県市町村総合事務組合 富谷町		岩手県市町村総合事務組合	
秋田	山形	秋田県市町村議会議員、消防団員等公務災害補償組合 川西町		秋田県市町村議会議員、消防団員等公務災害補償組合 上市市、朝日町	
福島	茨城	福島県市町村総合事務組合		福島県市町村総合事務組合	
栃木	群馬	栃木県市町村災害補償等組合、黒磯市、大田原市 群馬県市町村総合事務組合		那須町、藤原町、小山市 群馬県市町村総合事務組合	
千葉	埼玉	川口市 千葉県市町村総合事務組合、船橋市		所沢市 千葉県市町村総合事務組合、松戸市	
東京	神奈川	三鷹市、八王子市 箱根町、相模原市、小田原市、平塚市		東京市町村総合事務組合 川崎市、藤沢市、中井町	
新潟	富山	小矢部市 小松市、内灘町		金沢市、尾口村、美川町	
石川	福井	七尾鹿島広域圏事務組合 南越消防組合、三国町、丸岡町		芦原町、丸岡町	
山梨	長野	山梨県市町村総合事務組合 佐久市、富士見市、飯田市		山梨県市町村総合事務組合 鬼無理村、阿智村、長門町	
岐阜	静岡	木祖村、本城村 岐阜市、大和町、関ヶ原町		坂井村、朝日村、日義村 加古母村、国府町、池田町、糸貫町	
愛知	三重	春野町、三ヶ日町、焼津市 半田町、岡崎市		磐田市、裾野市、修善寺町 蒲郡市、津島市、旭町	
滋賀	京都	伊勢市、松阪市、藤原町、鳥ヶ原村 彦根市、西浅井町、栗東町、八日市市		信楽町、土山町、近江八幡市 亀岡市、丹後町、宮津市	
大阪	兵衛	河内長野市 明石市、稲美町		枚方市、四条畷市、熊取町、河内長野市 芦屋市、春日町、香住町	
奈良	和歌山	橿原市、黒滝村、下市町、榛原町 上富田町、和歌山市、南部町		高取町、三郷町、御所市、大和郡山市 粉河町、広川町、高野町	
鳥取	島根	鳥取県市町村消防災害補償組合 川本町、大東町		鳥取県市町村消防災害補償組合	
岡山	広島	岡山県消防補償等組合 豊町、豊浜町、下蒲刈町、東野町		岡山県消防補償等組合 府中町	
山口	徳島	東和町、橘町、玖珂町		豊田町、宇部市	山口県市町村消防団員補償等組合
香川	愛媛	徳島県市町村総合事務組合 香川県消防補償等組合		徳島県市町村総合事務組合 香川県消防補償等組合	
高知	福岡	伊予市 高知県消防補償等組合		津島町、朝倉村、松山市 高知県消防補償等組合	
佐賀	長崎	福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合		福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合	
熊本	大宮	長崎県市町村総合事務組合 須恵村、山江村、長陽町		長崎県市町村総合事務組合 阿蘇町、新和町	熊本県消防補償等組合
鹿児島	鹿	蒲江町 宮崎県市町村総合事務組合		真玉町、本耶馬溪町、中津市 宮崎県市町村総合事務組合	
沖縄	縄	串良町、笠沙町、田代町、内之浦町		牧園町、川内地区消防組合、東市来町、指宿市、隼人町	
小計		90団体	0団体	92団体	2団体
合計			90団体		94団体

(注) 「小計」と「合計」で数値が合わないのは、重複して助成を受けている団体があるためである。
(注) 団体名は、当該年度の名称で表記

平成12年度				平成13年度				
都道府県	団体名	都道府県	団体名	都道府県	団体名	都道府県	団体名	
北海道	北海道市町村総合事務組合	滋賀	朽木村	北海道	砂原町	滋賀	湖北町	
	伊達市	京都	大江町		檜山広域行政組合		中主町	
	壮瞥町		美山町		森町		朽木村	
	虻田町		大山崎町		夕張市		八日市市	
青森県消防補償等組合	大阪		羽曳野市	羊蹄山ろく消防組合	近江八幡市			
岩手県市町村総合事務組合		八尾市	日高中部消防組合	夜久野町				
宮城		気仙沼市	枚方市	北留萌消防組合	福知山市			
		秋田県市町村議会議員、消防団員等公務災害補償組合	生野町	上川南部消防事務組合	大宮町			
福島	本宮町	奈良	桜井市	遠軽地区広域組合	丹後町	京都	綾部市	
	伊南村		下北山村	青森県消防補償等組合	千早赤阪村			
	矢吹町		五條市	岩手県市町村総合事務組合	河内長野市			
	原町市		南部川町	名取市	忠岡町			
栃木	栗山村	和歌山	那賀町	金成町	兵庫	兵庫	上郡町	
	今市市		白浜町	北上町			猪名川町	
群馬	群馬県市町村総合事務組合	鳥取	鳥取県市町村消防災害補償組合	増田町	奈良	奈良	日高町	
埼玉	浦和市	島根	羽須美村	南外村			三木市	
千葉	千葉県市町村総合事務組合	岡山	岡山県消防補償等組合	能代市			津名町	篠山市
	八王子市		内海町	尾花沢市			大宇陀町	
神奈川	湯河原町	広島	竹原市	飯館村	鳥取	鳥取	明日香村	
	山北町		平生町	会津高田町			飯野町	
富山	砺波市	山口	下関市	三春町	和歌山	和歌山	中津村	
	魚津市		小野田市	飯野町			吉備町	
石川	加賀市	徳島	徳島県市町村総合事務組合	塩原町	鳥取	鳥取	鳥取県市町村消防災害補償組合	
	野々市町		香川県	香川県消防補償等組合			黒羽町	宍道町
福井	珠洲市	媛	大洲市	河内町	島根	島根	大和村	
	勝山市		八幡浜市	氏家町			加茂町	
山梨	山梨県市町村総合事務組合	高知	高知県消防補償等組合	群馬	岡山	岡山	岡山県消防補償等組合	
	山梨県市町村総合事務組合		福岡	福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合			所沢市	世羅西町
長野	壳木村	佐賀	佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合	埼玉	広島	広島	吉和村	
	八坂村		長崎	長崎県市町村総合事務組合			秩父市	向島町
	北相木村		熊本	上村	千葉県市町村総合事務組合	秋穂町	阿東町	
	大岡村			五木村	東京市町村総合事務組合	伊勢原市	山陽町	
	南相木村			久住町	伊勢原市	松田町	鹿野町	
信州新町	野津町	山梨	山梨県市町村総合事務組合	中井町	下関市			
岐阜	養老町	大分	別府市	上平村	徳島	徳島	徳島県市町村総合事務組合	
	瑞浪市		宮崎	宮崎県市町村総合事務組合			八尾町	香川県消防補償等組合
静岡	掛斐川町	鹿兒島	坊津町	八尾町	媛	媛	広田村	
	西伊豆町		沖繩	沖繩県市町村総合事務組合			珠洲市	大洲市
愛知	津具村	大分	米水津村	七塚町	高知	高知	高知県消防補償等組合	
	尾西市		熊本	荒尾市			嶺北消防組合	福岡
三重	志摩町	宮崎	清武町	丸岡町	福岡	福岡	佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合	
	熊野市		日之影町	山梨			山梨県市町村総合事務組合	佐賀
三重	嬉野町	鹿兒島	日吉町	塩山市	熊本	熊本	長崎県市町村総合事務組合	
	対象団体数合計86		長野	大鹿村			長崎	荒尾市
三重	対象団体数合計86	沖繩	沖繩県市町村総合事務組合	麻績村	大分	大分	松橋町	
	対象団体数合計86		長野	喬木村			菊陽町	
三重	対象団体数合計86	鹿兒島	日吉町	堀金村	宮崎	宮崎	田浦町	
	対象団体数合計86		岐阜	小諸市			五木村	
三重	対象団体数合計86	鹿兒島	日吉町	塩尻市	宮崎	宮崎	米水津村	
	対象団体数合計86		静岡	中条村			白杵町	
三重	対象団体数合計86	鹿兒島	日吉町	山口村	宮崎	宮崎	犬飼町	
	対象団体数合計86		静岡	明宝村			大分市	
三重	対象団体数合計86	鹿兒島	日吉町	宮川村	宮崎	宮崎	久住町	
	対象団体数合計86		静岡	各務原市			西郷村	
三重	対象団体数合計86	鹿兒島	日吉町	谷汲村	宮崎	宮崎	清武町	
	対象団体数合計86		静岡	富士宮市			日之影町	
三重	対象団体数合計86	鹿兒島	日吉町	由比町	鹿兒島	鹿兒島	椎葉村	
	対象団体数合計86		静岡	下田市			祁答院町	
三重	対象団体数合計86	鹿兒島	日吉町	修善寺町	鹿兒島	鹿兒島	日吉町	
	対象団体数合計86		愛知	春日町			沖繩	沖繩県市町村総合事務組合
三重	対象団体数合計86	鹿兒島	日吉町	美和町	鹿兒島	鹿兒島	沖繩県市町村総合事務組合	
	対象団体数合計86		三重	明和町			沖繩	沖繩県市町村総合事務組合
三重	対象団体数合計86	鹿兒島	日吉町	御園村	鹿兒島	鹿兒島	沖繩県市町村総合事務組合	
	対象団体数合計86		三重	鈴鹿市			沖繩	沖繩県市町村総合事務組合
三重	対象団体数合計86	鹿兒島	日吉町	多度町	鹿兒島	鹿兒島	沖繩県市町村総合事務組合	
	対象団体数合計86		三重	伊賀町			沖繩	沖繩県市町村総合事務組合
対象団体数合計86				対象団体数合計128				

※平成13年度以降は、消防団員安全装備品整備等助成事業である。
 (注) 団体名は、当該年度の名称で表記

資料34 公務災害防止活動援助事業助成対象団体一覧

平成14年度				平成15年度			
都道府県	団体名	都道府県	団体名	都道府県	団体名	都道府県	団体名
北海道	大雪消防組合	愛知	一宮町	北海道	網走地区消防組合	愛知	武豊町
	森町		御津町		上川中部消防組合		小坂井町
	恵庭市		安城市		檜山広域行政組合		豊川市
	北見地区消防組合		甚目寺町		釧路市		八開村
青森	釧路東部消防組合	三重	白山町	北海道	西十勝消防組合	三重	豊山町
	南空知消防組合		青山町		士別地方消防事務組合		小牧市
	青森県消防補償等組合		小俣町		恵庭市		田原市
	若手県市町村総合事務組合		津市		白老町		亀山市
岩手	一関市	滋賀	永源寺町	北海道	斜里地区消防組合	滋賀	香良洲町
	桃生町		湖北町		上川南部消防事務組合		久居市
	気仙沼市		和知町		青森県消防補償等組合		玉城町
	鶯沢町		加悦町		岩手県市町村総合事務組合		長島町
宮城	志津川町	京都	岩瀨町	岩手	川崎村	滋賀	海山町
	平鹿町		亀岡市		鳴子町		能登川町
	能代市		向日市		大衝村		新旭町
	矢島町		豊中市		志津川町		水口町
秋田	新庄市	大阪	大東市	宮城	岩仙沼市	滋賀	長浜市
	立川町		一宮町		岩沼市		八木町
	三川町		西宮市		男鹿市		園部町
	双葉町		香寺町		仁賀保地区消防組合		久御山町
山形	二本松市	兵庫	香取町	秋田	二ツ井町	京都	木津町
	岩瀬村		黒田庄町		尾花沢市		丹波町
	岩代町		大塔村		朝日町		城陽市
	小高町		広陵町		大江町		網野町
福島	船引町	和歌山	桃山町	山形	飯豊町	大阪	吹田市
	浅川町		鳥取県市町村消防災害補償組合		川西町		河内長野市
	日立市		倉吉市		南陽市		篠山市
	葛生町		松江市		桑折町		市島町
栃木	足利市	鳥根	三隅町	福島	会津坂下町	兵庫	山崎町
	宇都宮市		三見町		土浦市		高砂市
	西方町		広瀬町		栗山村		上月町
	群馬県市町村総合事務組合		岡山県消防補償等組合		島山町		淡路町
群馬	秩父市	岡山	江田島町	栃木	今市市	奈良	當麻町
	熊谷市		東城町		栃木市		高取町
	行田市		河内町		群馬県市町村総合事務組合		西吉野村
	千栗県市町村総合事務組合		下松市		所沢市		新宮市
千葉	九十九里町	山口	油谷町	群馬	山武町	和歌山	金屋町
	八王子市		川上村		長生郡市広域市町村圏組合		御坊市
	青梅市		由宇町		成田市		美浜町
	寒川町		下関市		大網白里町		網走市消防災害補償組合
神奈川	城山町	徳島	徳島県市町村総合事務組合	東京	三芳村	鳥取	倉吉市
	綾瀬市		小松島市		多摩市		米子市
	厚木市		香川県消防補償等組合		横須賀市		松江市
	大門町		朝倉村		二宮町		匹見町
富山	高岡市	愛媛	肱川町	神奈川	鎌倉市	鳥根	大和村
	金沢市		広田村		藤沢市		金城町
	小松市		高知県消防補償等組合		中井町		加茂町
	若狭消防組合		福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合		利賀村		三隅町
石川	芦原町	高岡	福岡県市町村消防団員公務災害補償組合	富山	大門町	鳥	広瀬町
	山梨市		佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合		内浦町		棚原町
	大月市		佐賀市		薮江・丹生消防組合		川上町
	四賀村		大村市		甲府市		笠岡市
長野	明科町	長崎	福江市	山梨	山梨市	広島	府中市
	高森村		熊本市		平谷村		総領町
	白馬村		熊本市消防補償等組合		阿南町		向島町
	松本市		豊後高田市		浪合村		東城町
岐阜	松本市	大分	国見町	長野	小谷村	鳥	豊浜町
	豊野町		前津江村		飯山市		本郷村
	伊那市		宮崎県市町村総合事務組合		千曲市(旧戸倉町)		萩市
	上田市		蒲生町		高遠町		小野田市
静岡県	川島町	鹿兒島	蒲生町	岐阜	下諏訪町	山口	下松市
	高富町		国分市		根羽村		防府市
	久々野町		名瀬市		上松町		豊北町
	東白川村		沖繩県市町村総合事務組合		飯田市		菊川町
静岡	河津町	徳島	朝日村	岐阜	朝日村	徳島	徳島県市町村総合事務組合
	下田市		大垣市		大垣市		土成町
	対象団体数合計128		富加町		富加町		石井町
	(注) 団体名は、当該年度の名称で表記		蛭川村		白鳥町		香川県消防補償等組合
静岡	下田市	香川	下田市	愛媛	高知県消防補償等組合	高岡	福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合
	対象団体数合計160		徳島県市町村消防団員公務災害補償組合		佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合		佐賀市
	(注) 団体名は、当該年度の名称で表記		佐賀市		唐津市		福江市
			長崎市		大村市		熊本組合
	萩町	米水津村	国見町				
	宮崎	都城	都城市				
	宮崎	えびの市	宮崎組合				
	鹿兒島	福山町	福山町				
	鹿兒島	中種子町	中種子町				
	鹿兒島	与論町	与論町				
	鹿兒島	霧島町	霧島町				
	鹿兒島	上屋久町	上屋久町				
	沖繩	沖繩県市町村総合事務組合	沖繩県市町村総合事務組合				

平成16年度				平成17年度			
都道府県名	市町村等名	都道府県名	市町村等名	都道府県名	市町村等名	都道府県名	市町村等名
北海道	森町	滋賀	栗東市	北海道	上川中部消防組合	愛知	大府市
	小樽市		湖北町		胆振東部消防組合		尾張旭市
	大雪組合		蒲生町		釧路市		大治町
	檜山組合		日野町		釧路東部消防組合		瀬戸市
	釧路東部消防組合		宇治田原町		檜山広域行政組合		田原市(旧渥美町)
	北留萌消防組合		綾部市		歌志内市		春日町
	根室北部消防組合		亀岡市		稚内地区消防事務組合		田原市
	歌志内市		城陽市		北見市		尾鷲市
	釧路市		岩滝町		白老町		尾羽市
	白老町		八尾市		深浦町		伊賀市
青森	青森市	大阪	千早赤阪村	青森	三沢市	三重	松阪市
	弘前市		河内長野市		岩木町		湖北町
	八戸消防組合		村岡町		大鰐町		湖南市
岩手	若手県市町村総合事務組合	兵庫	安富町	岩手	三戸町	滋賀	高月町
	大迫町		香住町		板柳町		栗東市
宮城	桃生町	奈良	篠山市	岩手	若手県市町村総合事務組合	京都	近江八幡市
	田尻町		小野市		平泉町		井手町
秋田	能代市	和歌山	香寺町	岩手	川井村	京都	福知山市(旧夜久野町)
	最上町		葛城市(旧・新庄町)		岩手町		山城市
山形	鮭川村	奈良	王寺町	宮城	滝沢村	京都	大江町
	鶴岡市		奈良市		一戸町		宮津市
	立川町		美浜町		利府町		伊根町
福島	羽黒町	和歌山	花園村	宮城	本吉町	大阪	加悦町
	朝日村		川辺町		加美町		大阪狭山市
茨城	梁川町	鳥取	鳥取県市町村消防災害補償組合	秋田	岩沼市	大阪	枚方市
	都路村		倉吉市		鹿角市		阪南市
栃木	日立市	鳥取	米子市	山形	山形市	兵庫	島本町
	烏山町		松江市		山辺町		八尾市
群馬	二宮町	岡山	江津市	山形	朝日町	兵庫	西脇市
	今市市		平田市		東根市		宝塚市
千葉	那須塩原市(旧・西那須野町)	岡山	益田市(旧・匹見町)	福島	南陽市	兵庫	西宮市
	群馬県市町村総合事務組合		吉備中央町(旧・賀陽町)		飯豊町		小野市
東京	山武町	広島	北房町	福島	川西町	奈良	篠山市
	三芳村		等岡市		国見町		養父市
神奈川	小見川外2町消防組合	山口	府中市	福島	会津坂下町	奈良	香美町
	狛江市		湯来町		足尾町		宇陀市(旧室生村)
富山	青梅市	徳島	世羅町	栃木	二宮町	奈良	天川村
	武蔵村山市		向島町		日光市		黒滝村
石川	多摩市	香川	豊北町	群馬	小山市	奈良	下北山村
	調布市		防府市		群馬県市町村総合事務組合		王寺町
福井	寒川町	愛媛	山陽町	神奈川	川口市	和歌山	九度山町
	城山町		新居浜市		行田市		有田川町(旧清水町)
山梨	藤沢市	高知	平生町	神奈川	我孫子市	和歌山	由良町
	大沢野町		徳島県市町村総合事務組合		君津市		紀の川市(旧打田町)
長野	魚津市	徳島	坂出市	東	小見川町外2町消防組合	鳥取	鳥取県市町村消防災害補償組合
	滑川市		香川県消防補償等組合		東大和市		鳥取市
福井	能美市(旧根上町)	香川	内子町(旧・五十崎町)	東京	武蔵村山市	鳥取	米子市
	能都町		内子町		多摩市		津和野町
山梨	津幡町	愛媛	新居浜市	東京	調布市	鳥取	飯南町
	南越消防組合		八幡浜市		横濱市		浜田市(旧弥栄村)
岐阜	丸岡町	高知	砥部町	神奈川	横須賀市	岡山	美咲町
	山梨県市町村総合事務組合		高知県消防補償等組合		南砺市		井原市
長野	坂城町	福岡	福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合	富山	南砺市	岡山	岡山市
	茅野市		佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合		小矢部市		笠岡市
岐阜	箕輪町	佐賀	佐賀市	富山	滑川市	岡山	東広島市
	飯田市		唐津市		魚津市		府中市
岐阜	朝日村	長崎	長崎県市町村総合事務組合	石川	富山市	山口	世羅町
	喬木村		熊本県消防補償等組合		能登町		防府市
岐阜	松本市	大分	直川村	石川	能登町	山口	周防大島町
	明科町		佐伯市		小松市		宇部市
岐阜	飯山市	宮崎	佐伯市	富山	大飯町	徳島	山陽小野田市
	千曲市		都城市		福井地区消防組合		平生町
岐阜	伊那市	崎	都城市	富山	大飯町	徳島	徳島県市町村総合事務組合
	伊那市		日南市		福井地区消防組合		香川県消防補償等組合
岐阜	土岐市	鹿	宮崎県市町村総合事務組合	富山	三国町	香川	砥部町
	白川町		阿久根市		勝山市		愛媛
岐阜	池田町	鹿	阿久根市	富山	吉田地区消防組合	香川	宇和島市
	多治見市		湧水町(旧・栗野町)		若狭消防組合		高知
静岡	坂内村	鹿	内之浦町	富山	南越消防組合	高知	宇和島市
	下田町		吾平町		若狭消防組合		高知
愛知	津島市	沖	瀬戸内町	富山	南越消防組合	福岡	高知県消防補償等組合
	蟹江町		那覇市		福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合		福岡
三重	十四山村	沖	沖繩県市町村総合事務組合	山梨	鯖江・丹生消防組合	佐賀	福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合
	美和町		那覇市		嶺北消防組合		佐賀
三重	御津町	沖	沖繩県市町村総合事務組合	山梨	丸岡町	佐賀	唐津市
	木曾岬町		山梨県市町村総合事務組合		長崎		長崎県市町村総合事務組合
三重	度会町	鹿	池田町	山梨	池田町	熊本	熊本県消防補償等組合
	尾鷲市		松川町		別府市		熊本
三重	熊野市	鹿	生坂村	山梨	生坂村	熊本	別府市
	松阪市		小谷村		北川町		熊本
対象団体数合計150				長	小谷村	宮崎	都城市(旧高崎町)
					麻績村		都城市
				岐	豊丘村	鹿	日南市
					東御市		西都市
				静	飯山市	鹿	大口市
					飯田市		川辺町
				岐	中野市	鹿	湧水町
					喬木村		屋久町
				静	神戸町	沖	那覇市
					中津川市		沖繩県市町村総合事務組合
				岡	関ヶ原町	沖	那覇市
					養老町		沖繩県市町村総合事務組合
				岡	梶野市	沖	那覇市
					富士川町		沖繩県市町村総合事務組合
				岡	東伊豆町	沖	那覇市
					西伊豆町		沖繩県市町村総合事務組合
				対象団体数合計180			

(注) 団体名は、当該年度の名称で表記

(注) 団体名は、当該年度の名称で表記

資料34 公務災害防止活動援助事業助成対象団体一覧

平成18年度			平成19年度				
都道府県名	市町村等名	都道府県名	市町村等名	都道府県名	市町村等名		
北海道	根室北部消防事務組合	滋賀	甲良町	北海道	上川南部消防事務組合	三重	いなべ市
	森町		栗東市		上川中部消防事務組合		御浜町
	小樽市		木之本町		南空知消防事務組合		亀山市
	胆振東部消防組合		湖北町		釧路東部消防事務組合		明和町
青森	稚内地区消防事務組合	京都	彦根市	青森	森町	京都府	名張市
	八戸地域広域市町村圏事務組合		木津川市		胆振東部消防組合		紀宝町
	三沢市		宇治田原町		小樽市		熊野市
	青森市		綾部市		檜山広域行政事務組合		伊賀市
岩手	岩手県市町村総合事務組合	大阪	亀岡市	岩手	今別町	滋賀	伊賀市
	洋野町		城陽市		南部町		草津市
	久慈町		伊根町		五所川原市		木之本町
	七宿町		福知山市		深浦町		与謝野町
宮城	鹿角市	兵庫	熊取町	宮城	一関市	大阪府	宇治田原町
	最上町		箕面市		角田市		城陽市
	鮭川町		河内長野市		亶理町		福知山市
	鶴岡市		阪南市		涌谷町		亀岡市
福島	庄内町	奈良	枚方市	山形	滝川市	奈良	箕面市
	瑞町		八尾市		寒河江市		枚方市
	玉川村		市川町		朝日町		阪南市
	いわき市		小野市		南陽市		八尾市
茨城	郡山市	和歌山	淡路市	福島	飯豊町	和歌山	神戸市
	会津坂下町		河合町		平田村		相生市
	日立市		奈良市		玉川村		市川町
	那須烏山市		那智勝浦町		会津坂下町		小野市
栃木	藤岡町	鳥取	紀美野町	栃木	土浦市	鳥取	篠山市
	岩舟町		倉吉市		白浜町		上牧町
	栃木市		鳥取県町村消防災害補償組合		鳥取市		生駒市
	市貝町		倉吉市		鳥取市		和歌山市
群馬	群馬県市町村総合事務組合	島根	倉吉市	群馬	那須烏山市	島根	御坊市
	さいたま市		米子市		二宮町		みなべ町
	九十九里町		浜田市		壬生町		鳥取県町村消防災害補償組合
	旭市		奥出雲町		足利市		倉吉市
東京都	君津市	岡山	江津市	東京都	群馬県市町村総合事務組合	岡山	鳥取市
	多摩市		松江市		さいたま市		出雲市
	東大和市		倉敷市		船橋市		松江市
	青梅市		総社市		旭市		江津市
神奈川県	武蔵野市	広島	里庄町	神奈川県	香取広域市町村圏事務組合	広島	里庄町
	三浦市		美咲町		三宅村		西粟倉村
	藤野町		笠岡市		武蔵村山市		真庭市
	魚津市		西粟倉村		多摩市		備前市
石川	加賀市	山口	東広島市	石川	大和市	山口	瀬戸内市
	かほく市		三次市		小田原市		井原市
	金沢市		光市		輪島市		等間市
	小松市		下松市		穴水町		東広島市
福井	おおい町	徳島	防府大島町	福井	志賀町	徳島	福山市
	永平寺町		徳島県市町村総合事務組合		能登町		三次市
	鯖江・丹生消防組合		香川県市町村総合事務組合		羽咋市		和木町
	山梨県市町村総合事務組合		上島町		山梨県市町村総合事務組合		平生町
長野	木島平村	愛媛	八幡浜市	山梨	永平寺町	山梨	山陽小野田市
	高山村		内子町		おおい町		山陽小野田市
	飯島町		砥部町		山梨県市町村総合事務組合		徳島県市町村総合事務組合
	諏訪市		高知県市町村総合事務組合		天龍村		丸亀市
岐阜	信州新町	高知	福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合	岐阜	軽井沢町	高知	香川県市町村総合事務組合
	宮田村		佐賀県市町村消防団員等公務災害補償組合		木島平村		久万高原町
	小諸市		佐賀市		大鹿村		上島町
	駒ヶ根市		唐津市		飯綱町		八幡浜市
静岡県	筑北村	長崎	長崎県市町村総合事務組合	長野	坂城町	長崎	伊予市
	上松町		熊本市町村総合事務組合		諏訪市		高知県市町村総合事務組合
	上田市		水俣市		生坂村		福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合
	箕輪町		由布市		麻績村		佐賀県市町村総合事務組合
愛知県	多治見市	大分	佐伯市	岐阜	信州新町	大分	唐津市
	郡上市		竹田市		小谷村		長崎県市町村総合事務組合
	養老町		北郷町		小諸市		熊本市町村総合事務組合
	関ヶ原町		小林市		宮田村		由布市
三重	伊豆市	宮崎	川南町	岐阜	中野市	宮崎	佐伯市
	西伊豆町		西都市		恵那市		小林市
	刈谷市		日南市		関市		椎葉村
	知立市		都城市		郡上市		西都市
三重	東海市	鹿兒島	南さつま市	静岡	新城市	鹿兒島	日南市
	清洲市		阿久根市		吉良町		都城市
	東郷町		湧水町		犬山市		宮崎県市町村総合事務組合
	名張市		大口市				宮崎県市町村総合事務組合
三重	木曾崎町	沖縄	沖繩県市町村総合事務組合	愛知		沖縄	大和村
	熊野市		那覇市				大口市
	伊賀市						湧水町
							垂水市
							南大隈町
							沖繩県市町村総合事務組合
							対象団体数合計154

(注) 1 団体名は、当該年度の名称で表記
2 交付決定後に辞退した団体を除く

(注) 団体名は、当該年度の名称で表記

資料34 公務災害防止活動援助事業助成対象団体一覧

平成20年度				平成21年度			
都道府県名	市町村等名	都道府県名	市町村等名	都道府県名	市町村等名	都道府県名	市町村等名
北海道	遠軽地区広域組合	三	津市	北海道	白老町	滋	甲賀市
	稚内地区消防事務組合		いなべ市		富良野広域連合		綾部市
	八雲町		亀山市		根室市		城陽市
	歌志内市		大紀町		檜山広域行政組合		京丹波市
	上川中部消防組合		多気町		千歳市		宇治市
青森	小樽市	滋	紀宝町	青森	北見地区消防組合	大	宇治田原町
	森町		虎姫町		七戸町		四條畷市
	佐井村		草津市		佐井村		根津市
	つがる市		木之本町		深浦町		東大阪市
	深浦町		宇治市		つがる市		河内長野市
岩手	三戸町	京	京丹波町	岩手	岩手県市町村総合事務組合	兵	高砂市
	南部町		宮津市		野田村		淡路市
	岩手県市町村総合事務組合		与謝野町		丸森町		福崎町
	金ヶ崎町		福知山市		巨理町		神河町
	平泉町		京丹後市		涌谷町		小野市
宮城	洋野町	大	東大阪市	秋	秋田市	奈	黒滝村
	釜石市		河内長野市		大仙市		奈良市
	野田村		阪南市		秋田市		市川町
	大槌町		八尾市		鹿角市		宇陀市
	丸森町		福崎町		山形市		黒滝村
秋田	巨理町	兵	福崎町	山	天童市	和	奈良市
	涌谷町		神河町		山辺町		和歌山市
	秋田市		漆路市		高島町		由良市
	鹿角市		神川町		川西町		白浜町
	新庄市		神戸市		白鷹町		みなべ町
山形	大蔵村	奈	小野市	福	大玉村	鳥	鳥取県市町村消防災害補償組合
	庄内町		大和郡山市		会津若松市		倉吉市
	大玉村		下市町		西会津町		鳥取市
	西会津町		大川村		平田村		川本町
	平田村		湯浅町		西方町		松江市
福島	相馬市	和	有田川町	栃	会津若松市	鳥	出雲市
	会津若松市		鳥取市		宇都宮市		和気町
	日立市		倉吉市		足利市		新庄村
	那珂川町		鳥取県市町村消防災害補償組合		群馬県市町村総合事務組合		真庭市
	壬生町		斐川町		所沢市		笠岡市
栃木	足利市	鳥	出雲市	群	群馬県市町村総合事務組合	馬	福山市
	宇都宮市		松江市		川越地区消防組合		府中町
	群馬県市町村総合事務組合		江津市		南房総市		庄原市
	碓氷村		浅口市		我孫子市		大竹市
	所沢市		真庭市		富津市		和木町
群馬	成田市	岡	瀬戸内市	千	野田市	山	下関市
	印旛村		井原市		東久留米市		勝浦町
	船橋市		笠岡市		西東京市		丸亀市
	南房総市		里庄町		二宮町		宇多津町
	香取広域市町村圏事務組合		福山市		葉山町		松山市
東京都	多摩市	広	三次市	神	山北町	香	久万高原町
	東大和市		庄原市		大和町		伊予市
	武蔵村山市		大竹市		小矢部市		上島町
	青梅市		竹原市		射水市		高知県市町村総合事務組合
	二宮町		呉市		羽咋市		福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合
神奈川	横浜町	山	宇部市	石	小松市	佐	佐賀県市町村総合事務組合
	茅ヶ崎市		下関市		穴水町		唐津市
	大和市		下松市		野々市町		佐賀市
	小矢部市		直島町		大野市		長崎県市町村総合事務組合
	射水市		直島町		敦賀美方消防組合		長崎
富山	能登町	香	琴平町	福	都留市	熊	吉市
	羽咋市		まんのう町		中川村		菊陽町
	津幡町		伊予市		木曾町		嘉島町
	志賀町		上島町		阿智村		国東市
	おおい町		高知県市町村総合事務組合		飯島町		玖珠町
福井	鯖江・丹生消防組合	愛	伊予市	山	千曲市	大	佐伯市
	永平寺町		高知市		上松市		由布市
	富士吉田市		福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合		宮田村		高原町
	山梨県市町村総合事務組合		佐賀県市町村総合事務組合		駒ヶ根市		都城市
	青木村		佐賀市		飯田市		日南市
長野	碓氷村	佐	唐津市	岐	飛騨市	宮	西都市
	碓氷村		長崎県市町村総合事務組合		水保市		南種子町
	阿南町		水保市		南関町		さつま町
	松川村		長崎県市町村総合事務組合		嘉島町		湧水町
	飯島町		南関町		南阿蘇村		那覇市
岐阜	大龍村	熊	南関町	岐	東白川村	鹿	那覇市
	朝日村		嘉島町		関市		沖繩県市町村総合事務組合
	豊丘村		南阿蘇村		郡上市		
	駒ヶ根市		由布市		伊東市		
	木島平村		佐伯市		湖西市		
岐阜	喬木村	大	北郷町	静	稲沢市	岡	
	箕輪町		小林市		幸田町		
	麻績村		日南市		武豊町		
	岐南町		西都市		大府市		
	富加町		屋久島町		吉良町		
静岡	関市	鹿	垂水市	愛	吉良町	知	豊橋市
	郡上市		那覇市		大府市		名張市
	湖西市		沖繩県市町村総合事務組合		吉良町		
	掛川市				大府市		
	焼津市				大府市		
愛知	伊豆市	沖	三	重	いなべ市	三	明和町
	一宮市				大紀町		
	豊橋市				紀宝町		
	瀬戸市						
	春日町						
幸田町							

対象団体数合計151

(注) 団体名は、当該年度の名称で表記

対象団体数合計173

(注) 団体名は、当該年度の名称で表記

平成23年度						
都道府県名	助成金交付対象団体名	安全装備品交付対象消防団名	都道府県名	助成金交付対象団体名	安全装備品交付対象消防団名	
北海道	南空知消防組合		三重	木曾岬町		
	森町			鈴鹿市		
	北広島市			明和町		
青森	恵庭市		滋賀	大津市		
	佐井村			長岡京市		
	野辺地町			大山崎町		
岩手	田舎館村		京都府	瀬川右岸水防事務組合		
	岩手県市町村総合事務組合			桂川・小畑川水防事務組合		
	一関市			伊根町		
				福知山市		
				宇治田原町		
				笠置町		
				熊取町		
				交野市		
				太子町		
				高石市		
宮城	白石市		大阪府	川西市		
	大郷町			南あわじ市		
	東松島市			三木市		
	亘理町			香美町		
				神戸市		
				王寺町		
				曾爾村		
				奈良市		
				宇陀市		
				上北山村		
秋田	にかほ市		兵庫	御所市		
	大仙市			上牧町		
	鹿角広域行政組合			下市町		
				大和郡山市		
				川上村		
				橋本市		
				有田市		
				古座川町		
				田辺市		
				広川町		
山形	上山市		奈良	鳥取県町村消防災害補償組合		
	小国町			米子市		
	白鷹町			倉吉市		
	大石田町			鳥取市		
	中山町			安来市		
	村山市			奥出雲町		
福島	相馬市		島根	出雲市		
	大玉村			吉賀町		
	平田村			玉野市		
	須賀川市			浅口市		
	会津若松市			里庄町		
				真庭市		
栃木	益子町		岡山	笠岡市		
	上三川町			呉市		
群馬	群馬県市町村総合事務組合		広島	広島市		
	川越地区消防組合			宇部市		
千葉	旭市		山口	光地区消防組合		
	千葉市			下関市		
	勝浦市			鳴門市		
東京都	栄町		徳島	海陽町		
	青梅市			小松島市		
	大井町			丸亀市		
神奈川	二宮町		香川	宇多津町		
	鎌倉市			まんのう町		
富山	滑川市		愛媛	八幡浜市		
	能美市			東温市		
石川	内灘町		高知	松山市		
	珠洲市			久万高原町		
	鯖江・丹生消防組合			上島町		
福井	南越消防組合		高知	高知県市町村総合事務組合		
	南越消防組合			福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合		
山梨	高浜町		佐賀	佐賀県市町村総合事務組合		
	山梨市			唐津市		
長野	甲府市		長崎	佐賀市		
	栄村			長崎県市町村総合事務組合		
	原村			あさぎり町		
	須坂市			上天草市		
	池田町			御船町		
	王滝村			佐伯市		
	塩尻市			竹田市		
	白馬村			姫島村		
	坂城町			由布市		
	土岐市			別府市		
岐阜	関ヶ原町		大分	別府市		
	飛騨市			玖珠町		
	関市			国富町		
静岡	郡上市		宮崎	日向市		
	森町			西都市		
愛知	沼津市		鹿児島	日向市		
	美浜町			阿久根市		
	知立市			南大隅町		
	豊橋市			那覇市		
	幸田町			那覇市		
三重	紀北町		沖縄	沖縄県市町村総合事務組合		
	鳥羽市					
				合計	157	32

(注) 団体名は、当該年度の名称で表記

平成24年度					
都道府県名	助成金交付対象団体名	安全装備品交付対象消防団名	都道府県名	助成金交付対象団体名	安全装備品交付対象消防団名
北海道	北十勝消防事務組合		福井	勝山市	
	小樽市			永平寺町	
	根室北部消防事務組合			高浜町	
	北留萌消防組合			山梨市	
	深川地区消防組合			甲府市	
青森	鶴田町	青森市	山梨	小布施町	
	弘前市			野沢温泉村	
	鱒ヶ沢町			高山村	
岩手	岩手県市町村総合事務組合	岩泉町 大槌町 大船渡市 釜石市 久慈市 田野畑村 野田村 普代村 宮古市 山田町 洋野町 陸前高田市	長野	泰皇村	
				須坂市	
				飯山市	
				筑北村	
				生坂村	
				中野市	
				朝日村	
				飯島町	
				笠松町	
				関市	
宮城	気仙沼市	石巻市 岩沼市 大崎市 女川町	岐阜	大垣市	
	石巻市			羽島市	
	東松島市			岐南町	
	白石市			東伊豆町	
				川根本町	
				湖西市	
				春日井市	
				岡崎市	
				尾鷲市	
				名張市	
				多気町	
				紀宝町	
				栗東市	
				豊郷町	
				湖南市	
秋田	大仙市	塩竈市 仙台市 多賀城市 登米市 名取市 七ヶ浜町 東松島市 松島町 南三陸町 山元町 利府町 涌谷町 亘理町	三重	木津川市	
	由利本荘市			南山城村	
	にかほ市			桂川・小畑川水防事務組合	
	鹿角市			瀬川右岸水防事務組合	
	最上町			宮津市	
	遊佐町			城陽市	
	鮭川村			亀岡市	
				阪南市	
				泉大津市	
				八尾市	
山形	棚倉町	会津坂下町 いわき市 葛尾村 川内村 西郷村 白河市 新地町 須賀川市 相馬市 広野町 福島市 南相馬市	兵庫	箕面市	
	桑折町			赤穂市	
	玉川村			淡路市	
	須賀川市			市川町	
				小野市	
福島	日立市		奈良	奈良市	五條市 十津川村 奈良市
	下野市			平群町	
	小山市			王寺町	
	壬生町			宇陀市	
	宇都宮市			曾爾村	
	益子町			吉野町	
				大和高田市	
				御所市	
				下市町	
				十津川村	
茨城	日立市		和歌山	上北山村	新宮市 田辺市 那智勝浦町 日高川町
	下野市			九度山町	
	小山市			湯浅町	
	壬生町			かつらぎ町	
	宇都宮市			印南町	
栃木	益子町		鳥取	鳥取県町村消防災害補償組合	
	群馬県市町村総合事務組合			倉吉市	
群馬	さいたま市		島根	鳥取市	出雲市
	所沢市			松江市	
千葉	九十九里町		岡山	奥出雲町	
	神崎町			吉賀町	
	勝浦市			出雲市	
	千葉市			浜田市	
	利島村			赤磐市	
東京都	神津島村		広島	備前市	玉野市
	神津島村			備前市	
	新島村			真庭市	
	清瀬市			浅口市	
	稲城市			玉野市	
神奈川県	小平市		山口	新庄村	尾道市
	日野市			大竹市	
	愛川町			府中町	
	大和市			海田町	
	山北町			広島市	
富山	葉山町		徳島	柳井市	
	南足柄市			防府市	
	富山市			平生町	
石川	黒部市			下松市	
	小矢部市			光市	
	能登町			宇部市	
	津幡町			山陽小野田市	
	小松市			鳴門市	
	穴水町				

資料34 公務災害防止活動援助事業助成対象団体一覧

平成24年度					
都道府県名	助成金交付対象団体名	安全装備品交付対象消防団名	都道府県名	助成金交付対象団体名	安全装備品交付対象消防団名
徳島	美波町		熊本	西原村	
	小松島市			山鹿市	
香川	さぬき市		大分	多良木町	佐伯市
	土庄町			竹田市	
	琴平町			姫島村	
	まんのう町			由布市	
愛媛	砥部町		宮崎	日出町	日田市
	新居浜市			別府市	
	伊予市			玖珠町	
	西予市			宮崎市	
	東温市			五ヶ瀬町	
	松山市			高千穂町	
	久万高原町			川南町	
	上島町			国富町	
高知	高知県市町村総合事務組合	柳川市	日向市	日向市	
福岡	福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合				
佐賀	佐賀県市町総合事務組合	八女市	鹿児島	大和村	
	唐津市			薩摩川内市	
	佐賀市			日置市	
	長崎			那覇市	
熊本	長崎県市町村総合事務組合	阿蘇市	沖縄	那覇市	沖縄県市町村総合事務組合
甲佐町	糸島市				
			合計	189	61

(注) 団体名は、当該年度の名称で表記

平成25年度					
都道府県名	助成金交付対象団体名	安全装備品交付対象消防団名	都道府県名	助成金交付対象団体名	安全装備品交付対象消防団名
北海道	長万部市		長野	辰野町	
	苫小牧市			南箕輪村	
	根室市			木祖村	
	釧路東部消防組合			平谷村	
	赤平市			原村	
青森	十和田地域広域事務組合		長野	下諏訪町	
	八戸地域広域市町村圏事務組合			登高村	
岩手	蓬田村		岐阜	池田町	
	岩手県市町村総合事務組合			小布施町	
				輪之内町	
				海津市	
				静岡市	
				袋井市	
				日進市	
				常滑市	
				豊田市	
				桑名市	
				伊勢市	
宮城	大郷町		三重	熊野市	
	亘理町			伊賀市	
	気仙沼市			亀山市	
	蔵王町			明和町	
	東松島市			多賀町	
				栗東市	
				近江八幡市	
				湖南市	
				大津市	
				東近江市	
				高島市	
				向日市	
				宇治市	
秋田	大館市		滋賀	南丹市	
	湯沢市			与謝野町	
	由利本荘市			綾部市	
	にかほ市			京丹波町	
				伊根町	
山形	天童市		京都	桂川・小畑川水防事務組合	
	東根市			瀬川右岸水防事務組合	
	朝日町			河内長野市	
	米沢市			東大阪市	
	高島町			大阪狭山市	
	川西町			河南町	
	小国町			加西市	
	白鷹町			播磨町	
				福崎町	
				神戸市	
	川西市				
福島	猪苗代町		奈良	香美町	
	柳津町			奈良市	
	金山町			御所市	
	鏡石町			宇陀市	
	矢吹町			川西町	
	南相馬市			三宅町	
茨城	伊達市		兵庫	明日香村	
	土浦市			王寺町	
栃木	鹿沼市		鳥取	下市町	
	上三川町			上北山村	
群馬	群馬県市町村総合事務組合		和歌山	紀の川市	
				北山村	
埼玉	行田市		鳥取	印南町	
	熊谷市			高野町	
	さいたま市			九度山町	
				鳥取市	
千葉	佐倉市		島根	米子市	
	館山市			鳥取県町村消防災害補償組合	
	流山市			奥出雲町	
	九十九里町			松江市	
				津和野町	
東京都	新島村		岡山	美郷町	
	神津島村			安来市	
	大島町			浜田市	
	八王子市			高梁市	
	東村山市			笠岡市	
	調布市			真庭市	
	小平市			備前市	
西東京市	浅口市				
神奈川	逗子市		広島	玉野市	
	二宮町			新庄村	
	大磯町			坂町	
	伊勢原市			熊野町	
	横須賀市			広島市	
富山	茅ヶ崎市		山口	長門市	萩市
	小矢部市			柳井市	
	富山市			周防大島町	
石川	かほく市		徳島	平生町	
	能美市			防府市	
	内灘町			鳴門市	
	珠洲市			小松島市	
福井	大野市		香川	那賀町	
	敦賀美方消防組合			観音寺町	
山梨	嶺北消防組合				
	韮崎市				
	山中湖村				

資料34 公務災害防止活動援助事業助成対象団体一覧

平成25年度					
都道府県名	助成金交付対象団体名	安全装備品交付対象消防団名	都道府県名	助成金交付対象団体名	安全装備品交付対象消防団名
香 川	宇多津町		熊 本	荒尾市	
	まんのう町			水俣市	
	さぬき市			別府市	
	三木町			杵築市	
愛 媛	大洲市		大 分	竹田市	
	西条市			由布市	
	八幡浜市			玖珠町	
	砥部町			日出町	
	新居浜市			佐伯市	
	西予市			日之影町	
	東温市			五ヶ瀬町	
	伊予市			川南町	
	松山市			国富町	
	上島町			日向市	
高 知	高知県市町村総合事務組合		宮 崎	西都市	
福 岡	福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合			日南市	
佐 賀	佐賀県市町総合事務組合		鹿 児 島	出水市	
	唐津市			大崎町	
	佐賀市			湧水町	
長 崎	長崎県市町村総合事務組合		沖 縄	屋久島町	
	南阿蘇村			那覇市	
熊 本	山江村		合 計	沖縄県市町村総合事務組合	36
	産山村			207	
	氷川町				

(注) 団体名は、当該年度の名称で表記

平成26年度					
都道府県名	助成金交付対象団体名	安全装備品交付対象消防団名	都道府県名	助成金交付対象団体名	安全装備品交付対象消防団名
北海道	美幌・津別広域事務組合		長野	平谷村	
	帯広市			木祖村	
	白老町			根羽村	
	日高中部消防組合			安曇野市	
	石狩北部地区消防事務組合			松川村	
青森	檜山広域行政組合		岐阜	白川村	
	階上町			飛騨市	
	板柳町			山県市	
	大間町			熱海市	
	五戸町			掛川市	
岩手	外ヶ浜町		静岡	富士宮市	
	岩手県市町村総合事務組合			伊東市	
	岩手町			岩倉市	
	矢巾町			長久手市	
	西和賀町			愛西市	
宮城	普代村		三重	豊山町	
	葛巻町			津島市	
	山元町			いなべ市	
	利府町			紀北町	
	岩沼市			鳥羽市	
秋田	柴田町		滋賀	木曾岬町	
	大衡村			尾鷲市	
	井川町			名張市	
	大館市			米原市	
	由利本荘市			栗東市	
山形	にかほ市		京都	多賀町	
	鹿角市			近江八幡市	
	新庄市			大津市	
	最上町			東近江市	
	真室川町			湖南市	
福島	大蔵村		大阪	京田辺市	
	戸沢村			精華町	
	鶴岡市			福知山市	
	酒田市			宇治田原町	
	庄内町			宮津市	
茨城	遊佐町		兵庫	城陽市	
	福島市			南丹市	
	白河市			伊根町	
	南会津町			京丹波町	
	本宮市			桂川・小畑川水防事務組合	
栃木	会津坂下町		奈良	澁川右岸水防事務組合	
	西会津町			富田林市	
	日立市			忠岡町	
	茂木町			高槻市	
	市貝町			吹田市	
群馬	那須烏山市		和歌山	伊丹市	
	群馬県市町村総合事務組合			洲本市	
	熊谷市			尼崎市	
	行田市			佐用町	
	さいたま市			三木市	
埼玉	長生郡市広域市町村圏組合		鳥取	赤穂市	
	栄町			奈良市	
	千葉市			桜井市	
	勝浦市			御所市	
	八王子市			宇陀市	
東京都	清瀬市		島根	川西町	
	新島村			三宅町	
	国分寺市			高取町	
	大島町			王寺町	
	調布市			大淀町	
神奈川	神津島村		岡山	下市町	
	小平市			天川村	
	稲城市			上北山村	
	真鶴町			新宮市	
	三浦市			岩出市	
富山	中井町		広島	紀美野町	
	山北町			白浜町	
	南足柄市			みなべ町	
	富山市			鳥取市	
	舟橋村			米子市	
石川	砺波市		山口	倉吉市	
	氷見市			鳥取県町村消防災害補償組合	
	黒部市			邑南町	
	かほく市			浜田市	
	能登町			奥出雲町	
福井	穴水町		山口	美郷町	
	志賀町			安来市	
	小浜市			松江市	
	若狭町			井原市	
	福井市			真庭市	
山梨	鯖江・丹生消防組合		山口	笠岡市	
	永平寺町			赤磐市	
	甲斐市			浅口市	
	鳴沢村			玉野市	
	南部町			尾道市	
長野	下條村	王滝村	山口	大竹市	
	佐久穂町	木曾町		下松市	
	信濃町			光市	
	辰野町			宇部市	
	阿南町			山陽小野田市	
	松川町			長門市	
				広島市	

資料34 公務災害防止活動援助事業助成対象団体一覧

平成26年度					
都道府県名	助成金交付対象団体名	安全装備品交付対象消防団名	都道府県名	助成金交付対象団体名	安全装備品交付対象消防団名
徳 島	三好市		熊 本	宇土市	
	上板町			中津市	
	美波町			杵築市	
香 川	勝浦町		大 分	日出町	
	土庄町			別府市	
	三木町			由布市	
	まんのう町			玖珠町	
	観音寺市			竹田市	
	琴平町			諸塚村	
愛 媛	さぬき市		宮 崎	都農町	
	今治市			三股町	
	久万高原町			木城町	
	八幡浜市			五ヶ瀬町	
	砥部町			日之影町	
	新居浜市			国富町	
	西予市			川南町	
	東温市			西都市	
	松山市			日向市	
	上島町			日南市	
高 知	高知県市町村総合事務組合		鹿 児 島	喜界町	
福 岡	福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合			志布志市	
佐 賀	佐賀県市町村総合事務組合		沖 縄	さつま町	
	唐津市			那覇市	
	佐賀市			沖縄県市町村総合事務組合	
長 崎	長崎県市町村総合事務組合		合 計	238	3
熊 本	人吉市				
	和水町				
	甲佐町				
	八代市				

(注) 団体名は、当該年度の名称で表記

平成27年度					
都道府県名	助成金交付対象団体名	安全装備品交付対象消防団名	都道府県名	助成金交付対象団体名	安全装備品交付対象消防団名
北海道	釧路北部消防事務組合		岐 阜	美濃市	
	西胆振消防組合			下呂市	
	根室北部消防事務組合			海津市	
	岩内・寿都地方消防組合			関市	
	檜山広域行政組合			下田市	
青 森	上川北部消防事務組合		静 岡	沼津市	
	八戸地域広域市町村圏事務組合			富士宮市	
	大鰐町			伊東市	
岩 手	南部町		愛 知	豊明市	
	七戸町			東浦町	
	つがる市			知多市	
	岩手県市町村総合事務組合			松阪市	
	宮古市			多気町	
宮 城	軽米町		三 重	紀宝町	
	雫石町			桑名市	
	美里町			熊野市	
	気仙沼市			伊賀市	
	東松島市			東近江市	
秋 田	大郷町		滋 賀	粟東市	
	男鹿市			日野町	
	仙北市			彦根市	
	五城目町			米原市	
	北秋田市			湖南市	
	羽後町			大津市	
	井川町			近江八幡市	
山 形	大館市		京 都	向日市	
	由利本荘市			大山崎町	
	尾花沢市			城陽市	
	大江町			京田辺市	
	米沢市			南山城村	
	南陽市			京丹波町	
	高島町			福知山市	
福 島	小国町		大 阪	伊根町	
	白鷹町			澁川右岸水防事務組合	
	飯豊町			桂川・小畑川水防事務組合	
	郡山市			羽曳野市	
	浅川町			岸和田市	
茨 城	鯨川村		兵 庫	貝塚市	
	土浦市			上郡町	
	高根沢町			播磨町	
栃 木	鹿沼市		奈 良	宝塚市	
	壬生町			川西市	
	足利市			西脇市	
群 馬	群馬県市町村総合事務組合		和 歌 山	養父市	
	行田市			福崎町	
	所沢市			奈良市	
埼 玉	さいたま市		鳥 取	天理市	
	熊谷市			桜井市	
	富津市			御所市	
	白井市			生駒市	
	佐倉市			宇陀市	
千 葉	九十九里町		島 根	斑鳩町	
	国分寺市			高取町	
	神津島村			下市町	
	西東京市			三宅町	
	八王子市			王寺町	
東 京 都	調布市		和 歌 山	安堵町	
	稲城市			上北山村	
	日野市			天川村	
	海老名市			和歌山市	
	綾瀬市			橋本市	
神 奈 川	秦野市		鳥 取	紀の川市	
	開成町			高野町	
	藤沢市			鳥取市	
	富山市			米子市	
	射水市			倉吉市	
富 山	砺波市		島 根	鳥取県町村消防災害補償組合	
	高岡市			津和野町	
	羽咋市			邑南町	
	金沢市			大田市	
	中能登町			川本町	
石 川	白山市		和 歌 山	美郷町	
	七尾市			安来市	
	若狭消防組合			浜田市	
	敦賀美方消防組合			真庭市	
	福井市			井原市	
福 井	永平寺町		岡 山	玉野市	
	北杜市			倉敷市	
	中央市			赤磐市	
	身延町			浅口市	
	甲府市			高梁市	
山 梨	佐久市		広 島	笠岡市	
	南箕輪村			新見市	
	佐久穂町			総社市	
	下條村			里庄町	
	野沢温泉村			瀬戸内市	
長 野	原村		広 島	早島町	
	辰野町			東広島市	
	諏訪市			江田島市	
	坂城町			三原市	
	塩尻市			廿日市市	

資料34 公務災害防止活動援助事業助成対象団体一覧

平成27年度						
都道府県名	助成金交付対象団体名	安全装備品交付対象消防団名	都道府県名	助成金交付対象団体名	安全装備品交付対象消防団名	
広島	広島市		佐賀	佐賀市		
	周南市			長崎	長崎県市町村事務組合	
	美祿市			熊本	八代市	
	柳井市				長洲町	
	防府市				嘉島町	
徳島	石井町		大分	南関町		
	板野町			白杵市		
	海陽町			中津市		
香川	東みよし町			杵築市		
	三木町			別府市		
	土庄町			日出町		
	観音寺市			玖珠町		
	さぬき市			竹田市		
	琴平町			権葉村		
	まんのう町			宮崎	五ヶ瀬町	
宇多津町		高千穂町				
愛媛	宇和島市		都農町			
	今治市		川南町			
	八幡浜市		西都市			
	砥部町		日南市			
	新居浜市		日向市			
	西予市		都城市			
	東温市		国富町			
	松山市		宮崎市			
	上島町		奄美市			
	高知	高知県市町村総合事務組合		鹿児島	枕崎市	
	高知市			始良市		
福岡	福岡県市町村消防団員等公務災		沖縄	那覇市		
	害補償組合			沖縄県市町村総合事務組合		
佐賀	佐賀県市町村総合事務組合		合計	241	0	
	唐津市					

(注) 1 団体名は、当該年度の名称で表記
 2 平成27年度においては、安全装備品の交付は行わなかった。

資料35 公務災害防止研修事業実施団体一覧

消防団員健康管理等講習会の実施状況

	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度
北海道・東北	青森県消防協会	岩手県市町村総合事務組合		北海道登別市消防本部	北海道消防協会	北海道市町村総合事務組合	北海道消防協会
		山形県消防補償等組合		北海道消防協会網走地方支部	北海道市町村総合事務組合	北海道市町村総合事務組合	北海道消防協会
				岩手県市町村総合事務組合		北海道市町村総合事務組合	岩手県消防協会
						北海道市町村総合事務組合	
関東	山梨県市町村総合事務組合	栃木県市町村災害補償等組合			東京都消防協会	栃木県市町村災害補償等組合	東京都消防協会
		長野県消防協会				東京都消防協会	東京都消防協会
		長野県消防協会				東京都消防協会	
海中部・北陸(東)	石川県消防協会	愛知県消防協会	静岡県消防協会	静岡県西部消防連絡協議会	静岡県消防協会	岐阜県消防協会	
				静岡県消防協会磐田支部			
近畿	岐阜県消防協会	滋賀県消防協会					
中国・四国	鳥取県消防協会	香川県市町村総合事務組合	鳥取県消防協会		高知県消防補償等組合	島根県消防協会	島根県消防協会
	高知県消防補償等組合	徳島県市町村総合事務組合	広島県消防協会			広島県市町村公務災害補償組合	徳島県消防協会
							高知県消防補償等組合
九州	北九州市北九州市消防協会	長崎県市町村総合事務組合	大分県消防補償等組合			大分県消防補償等組合	
		大分県消防補償等組合					
合計	7団体	11団体	4団体	5団体	5団体	11団体	8団体

※団体名は実施当時のもの

※平成6年度から8年までは「消防団員の健康管理等のための講習会」と称した。

消防団員安全管理セミナーの実施状況

	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
北海道・東北	北海道消防協会網走支部	北海道市町村総合事務組合	北海道市町村総合事務組合	青森県消防協会	青森県消防協会
	北海道消防協会十勝支部	北海道市町村総合事務組合	北海道北見地区消防組合消防本部	山形県消防協会	岩手県消防協会
		北海道消防協会札幌支部	青森県消防協会		山形県南陽市
		北海道市町村総合事務組合	青森県消防協会三八支部		山形県米沢市
		北海道消防協会網走支部	宮城県仙台市		福島県消防協会
		青森県消防協会	福島県		
		岩手県消防協会			
関東		千葉県消防協会	千葉県消防協会	栃木県消防学校	千葉県消防協会
		東京都八王子市消防団	千葉県長生郡市広域市町村圏組合	栃木県消防学校	千葉県消防協会
		山梨県大月市消防団	神奈川県小田原市	栃木県消防学校	千葉県君津市
		長野県長野市消防団	長野県消防協会	群馬県消防団長会	長野県須坂市
				千葉県柏市消防団	
				千葉県消防協会	
				千葉県野田市	
中部(東海・北陸)	岐阜県消防協会	石川県	富山県市町村総合事務組合	静岡県浜松市消防団	福井県消防協会
	愛知県消防協会	岐阜県消防協会	石川県金沢市	静岡県消防学校	岐阜県大垣市
		岐阜県揖斐郡消防協会	岐阜県羽島郡消防協会		愛知県消防協会
		岐阜県大垣市消防協会	岐阜県中濃ブロック消防協会		
		愛知県消防協会	静岡県消防協会		
			愛知県碧南市		
近畿	大阪府消防協会		京都府消防協会	三重県消防学校	京都府京都市
			大阪府消防協会	三重県度会郡南島町	大阪府消防協会
			兵庫県消防協会宍粟郡支部	滋賀県消防学校	奈良県奈良市
			兵庫県消防協会揖保郡支部	大阪府摂津市	奈良県消防協会
				大阪府池田市	
				兵庫県神戸市消防学校	
				兵庫県神戸市消防学校	
中国・四国	広島県消防協会	鳥取県消防協会	岡山県消防協会	鳥取県米子市	岡山県玉野市
	広島県消防協会高田支部	島根県消防協会	広島県福山市消防団	島根県益田広域圏協会	広島県消防協会
		広島県消防協会江能支部	徳島県消防協会	広島県三原市	
		山口県	香川県高松市	山口県宇部市消防団	
		徳島県消防協会		愛媛県松山市	
		香川県飯饅組合及び組合内2消防団		愛媛県大洲市	
		愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合		高知県消防補償等組合	
九州	福岡県北九州市	長崎県市町村総合事務組合	熊本県市町村総合事務組合	福岡県消防協会京都支部	大分県消防協会
	福岡県消防協会遠賀支部		鹿児島県消防協会	佐賀県消防協会	
	大分県消防補償組合			宮崎県消防協会	
合計	10団体	26団体	27団体	31団体	19団体

※団体名は実施当時のもの
 ※平成13年度は「安全衛生管理セミナー」と称した。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
北海道・東北	北海道滝川地区広域消防組合	北海道消防協会網走支部	北海道苫小牧市消防本部	北海道南空知消防組合長沼消防団	北海道江別市
	北海道江別市消防団	北海道恵庭市	青森市浪岡消防団	北海道消防協会後志地方支部	紋別地区消防組合消防本部
	北海道市町村総合事務組合	北海道消防協会上川地方支部	青森県消防協会	北海道富良野広域連合	南空知消防組合栗山消防団
	青森県消防協会	北海道白老町	岩手県大船渡市消防団	北海道市町村総合事務組合	青森県市町村総合事務組合
	岩手県消防協会	北海道石狩北部地区消防事務組合	山形県南陽市消防本部	青森県青森市青森消防団	青森県消防協会
	宮城県白石市消防団	青森県消防協会三八支部	山形県川西町	青森県青森市浪岡消防団	岩手県消防協会
	福島県消防協会（双葉支部）	秋田県消防協会鹿角支部	福島県消防協会喜多方支部	青森県消防協会	宮城県消防協会塩釜地区支部
	福島県消防協会（喜多方支部）	福島県磐梯町		岩手県金ヶ崎町消防団	宮城県消防協会大崎支部
	福島県二本松市			宮城県仙台市	宮城県白石市消防団
	福島県消防協会（福島市）			福島県会津坂下町	宮城県消防協会仙南支部
	福島県消防協会				宮城県名取市消防団
					山形県小国町
				福島県消防協会いわき支部	
関東	千葉県消防協会（いすみ市）	千葉県消防協会	栃木県藤岡町	千葉県君津市	群馬県消防協会桐生広域支部
	千葉県消防協会（匝瑳市）	千葉県君津市消防本部	千葉県いすみ市	千葉県松戸市消防団	埼玉県川越市消防団
	千葉県消防協会（安房支部）	神奈川県愛川町	神奈川県消防協会	神奈川県消防協会	埼玉県さいたま市
	千葉県消防協会（鴨川市）	長野県南箕輪村消防団	長野県野沢温泉村	山梨県都留市	千葉県消防協会君津支部
	長野県長野市				千葉県いすみ市
	長野県駒ヶ根市				東京都瑞穂町
	長野県須高消防協会				神奈川県消防協会
					神奈川県茅ヶ崎市消防団
					横浜市山手消防団
					神奈川県大和市
				山梨県上野原市	
				山梨県甲府市	
中部（東海・北陸）	富山県消防協会富山支部	岐阜県大垣市	福井県嶺北消防協会	石川県金沢市第二消防団	富山県氷見市
	石川県金沢市	岐阜県養老郡消防協会	静岡県沼津市消防団	岐阜県岐阜市消防協会	石川県小松市消防団
	岐阜県郡上市消防団	静岡県長泉町消防団	静岡県御殿場市	静岡県静岡市消防団	石川県輪島市消防団
	愛知県名古屋市	静岡県消防協会榛原支部	静岡県西部消防連絡協議会	愛知県犬山市	岐阜県白川村
	愛知県一宮市	愛知県名古屋市	静岡県消防協会田方支部	愛知県豊橋市	岐阜県羽島市消防協会
			愛知県名古屋市消防局	愛知県江南市	静岡県消防協会田方支部
			愛知県長久手町消防団	静岡県消防協会志太支部	

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
					愛知県半田市
					愛知県新城市
近畿	三重県松阪市	三重県津市久居消防団	丹波地方消防連絡協議会	京都市消防団協会	滋賀県大津市
	滋賀県消防協会草津栗東支部	滋賀県大津市	京都府消防協会福知山支部	大阪府消防協会	滋賀県大津市
	京都府舞鶴市	京都府消防協会京丹後ブロック消防連絡協議会	京都市消防団協会	大阪府東大阪市消防団	滋賀県大津市
	京都府京都市	京都府京都市消防団協会		兵庫県篠山市消防団	兵庫県加東市消防団
	兵庫県姫路市	大阪府消防協会		兵庫県豊岡市	兵庫県尼崎市消防団
	奈良県奈良市	兵庫県篠山市		奈良県奈良市	兵庫県高砂市
	奈良県消防協会				兵庫県川西市
					奈良県大和高田市
					奈良県御所市
					奈良県橿原市
				奈良市	
				和歌山県田辺市消防本部	
中国・四国	広島県消防協会	鳥取県町村消防災害補償組合	岡山県倉敷市	岡山県吉備中央町	岡山市
	広島県東広島市	岡山県玉野市	岡山県久米郡消防連絡協議会	岡山県市町村総合事務組合	広島県尾道市消防団
	広島県広島市連合消防団	広島県消防協会	広島県福山市消防団	岡山県玉野市消防団	広島県尾道市消防団
	愛媛県松山市	広島県広島市連合消防団	高知県市町村総合事務組合	広島県消防協会	広島県大竹市
	高知県市町村総合事務組合	愛媛県久万高原町消防団			広島市連合消防団
					広島県府中市
					広島県消防協会
					広島県安芸高田市
					山口県宇部市消防団
					高知県市町村総合事務組合(大月町)
				高知県市町村総合事務組合	
				高知県市町村総合事務組合(いの町)	
九州	福岡県飯塚市		宮崎県西都市	福岡県志摩町	福岡県消防協会筑紫地区連絡協議会
	鹿児島県阿久根市			佐賀県消防協会	佐賀県白石町
				長崎県壱岐市消防団	佐賀県消防協会
				鹿児島県長島町	熊本県消防協会阿蘇支部
					大分県由布市
				宮崎県消防協会	
合計	37団体	28団体	25団体	35団体	64団体

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
北海道・東北	北海道根室市	北海道遠軽地区広域組合	北海道美唄市消防団	北海道消防協会オホーツク地方支部網走分会	札幌市豊平消防団
	北海道函館市消防団	北海道市町村総合事務組合	北海道石狩北部地区消防事務組合新篠津消防団	北海道南渡島消防事務組合	北海道斜里地区消防組合
	北海道 南空知消防組合 由仁消防団	北海道消防協会上川地方支部富良野地区分会	北海道消防協会上川地方支部	北海道苫小牧市	北海道消防協会上川地方支部
	北海道 富良野広域連合富良野消防署	北海道砂川地区広域消防組合奈井江消防団	北海道石狩北部地区消防事務組合	青森県市町村総合事務組合	北海道石狩北部地区消防事務組合
	青森県消防協会 むつ下北支部	北海道南空知消防組合南幌消防団	北海道北十勝消防事務組合	岩手県盛岡市消防団	北海道北見地区消防組合訓子府消防団
	青森県青森市青森消防団	青森県西地区消防協会	青森県市町村総合事務組合(注)	山形県戸沢村消防団	青森県むつ下北地区消防協会
	青森県青森市浪岡消防団	岩手県消防協会	青森県むつ・下北地区消防協会	山梨県甲斐市	岩手県宮古市
	岩手県盛岡市	岩手県一戸町	秋田県消防協会鹿角支部	福島県西会津町消防団	宮城県消防協会大崎地区支部
	秋田県消防協会 本荘由利市支部	岩手県宮古市	山形県南陽市		秋田県消防協会由利本荘にかほ支部
	山形県山形市	山形県南陽市	山形県酒田市		秋田県消防協会鹿角支部
	山形県上山市	山形県鶴岡市	福島県相馬市消防団		山形県南陽市
	山形県中山町消防団	福島県猪苗代町消防団	福島県消防協会		山形県白鷹町
	山形県飯豊町				山形県天童市消防団
				福島県郡山地方広域消防連絡協議会	
関東	千葉県浦安市消防団	栃木県鹿沼市消防団	栃木県鹿沼市	群馬県高崎市消防団	栃木県日光市消防団連合会
	千葉県君津市	栃木県日光市消防本部	群馬県館林地区消防組合	千葉県市原市消防局	群馬県高崎市消防団
	千葉県袖ヶ浦市消防団	群馬県市町村総合事務組合	群馬県高崎市消防団	千葉県鎌ヶ谷市消防団	千葉県いすみ市
	千葉県我孫子市消防団	千葉県野田市消防団	群馬県消防協会高崎市等広域支部	神奈川県消防協会	千葉県長生郡市広域市町村圏組合
	千葉県市原市消防団	千葉県流山市	千葉県いすみ市	長野県箕輪町	千葉県君津市
	千葉県消防協会 千葉支部	千葉県袖ヶ浦市消防団	千葉県君津市	長野県消防協会	千葉県袖ヶ浦市消防団
	東京都青梅市消防団	千葉県柏市	神奈川県消防協会		千葉県松戸市消防団
	東京都消防協会 南多摩支部	千葉県松戸市消防団	山梨県都留市		神奈川県厚木市
	長野県 大北消防協会	東京都稲城市	山梨県身延町		神奈川県消防協会
	長野県木曾町	神奈川県伊勢原市	長野県下諏訪町		
		神奈川県消防協会			
		神奈川県綾瀬市			
		長野県小諸市			
	長野県消防協会				
	長野県原村消防団				

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
中部 (東海・北陸)	富山県砺波市消防団	石川県金沢市第二消防団	岐阜県恵那市消防団	富山県市町村総合事務組合	富山県南砺市消防団
	福井県敦賀美方消防組合美浜消防団	石川県能美広域事務組合消防本部	岐阜県関ヶ原町消防団	富山県射水市消防団	石川県金沢市第二消防団
	福井県敦賀美方消防組合三方消防団	静岡県御殿場市	岐阜県大垣市	福井県敦賀美方消防組合(美浜町)	岐阜県加茂郡消防協会
	福井県敦賀美方消防組合敦賀消防団	静岡県消防協会田方支部	静岡県消防協会西遠支部	福井県敦賀美方消防組合(若狭町)	静岡市消防団清水地区本部
	岐阜県大垣市	愛知県消防協会	静岡県小山町	福井県敦賀美方消防組合(敦賀市)	
	愛知県豊川市		愛知県岩倉市	岐阜県中濃ブロック消防協会	
			愛知県春日井市	静岡県消防協会田方支部	
近畿	大阪府消防協会 北河内地区支部	兵庫県加西市	大阪府消防協会	三重県桑名市	京都府木津川市
	大阪府消防協会	兵庫県加東市	兵庫県川西市	三重県消防協会中勢支会	大阪府消防協会
	兵庫県神戸市消防局	奈良県桜井市消防団	奈良県香芝市消防団	滋賀県湖南広域消防本部	大阪府羽曳野市
	兵庫県神戸市消防局	奈良県奈良市	奈良県橿原市	京都府丹波地方消防連絡協議会	兵庫県福崎町消防団
	兵庫県姫路市	和歌山県田辺市消防本部	奈良県奈良市	京都府消防協会福知山支部	兵庫県神戸市
	兵庫県姫路市	和歌山県新宮市消防本部	奈良県桜井市消防団	大阪府高槻市消防団	兵庫県加東市
	兵庫県加東市		奈良県大和郡山市	兵庫県尼崎市消防団	和歌山県有田川町
	奈良県奈良市			兵庫県加東市	
	奈良県桜井市消防団			奈良県宇陀市消防団	
中国・四国	岡山県組合	島根県消防協会	鳥取県町村消防災害補償組合(注)	島根県益田市	岡山県倉敷市消防団
	岡山県笠岡市	島根県消防協会	島根県消防協会	島根県消防協会(益田市)	岡山県玉野市消防団
	広島県廿日市市消防団 大野分団	岡山県玉野市消防団	島根県消防協会	岡山県久米郡消防連絡協議会(久米南町)	広島市消防団長連合会
	広島県広島市連合消防団	岡山県美咲町消防団	岡山県市町村総合事務組合(注)	広島県広島市連合消防団	広島県消防協会
	広島県消防協会	広島県尾道市消防団	広島県消防協会	広島県府中市	徳島市消防団
		広島県広島市連合消防団	広島県東広島市	愛媛県松山市	徳島県市町村総合事務組合
		広島県府中市	山口県宇部市消防団	愛媛県市町総合事務組合(伊予市)	
		広島県消防協会	愛媛県内子町	愛媛県今治市消防団	
		広島県福山市消防団	愛媛県新居浜市	高知県市町村総合事務組合	
		広島県三次市消防団			
		徳島県徳島市消防団			
	高知県市町村総合事務組合				

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
九州	福岡県北九州市 八幡西消防団	福岡県直方市消防団	福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合	福岡県北九州市	福岡県北九州市小倉北消防団
	長崎県雲仙市	福岡県筑後市消防団	福岡県飯塚市消防団	熊本県宇城市	長崎県消防協会壱岐分会
	宮崎県消防協会 日向支部	福岡県大牟田市消防本部	佐賀県消防協会	宮崎県市町村総合事務組合	宮崎県日南市
	鹿児島県日置市	福岡県芦屋町	宮崎県消防協会（日向支部）（注）	鹿児島県いちき串木野市	鹿児島県日置市
		佐賀県佐賀市消防団	鹿児島県市町村総合事務組合		
		大分県中津市消防団			
		宮崎県宮崎市消防団			
		鹿児島県湧水町			
	鹿児島県阿久根市				
合計	47団体	59団体	50団体	43団体	44団体

(注) 災害救援ストレス対策を内容とする研修である。

S-KYT研修の実施状況

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
北海道・東北	岩手県一関市消防団				北海道札幌市北消防団	北海道札幌市東消防団	北海道札幌市西消防団
					青森県三沢市消防団	青森県三沢市	岩手県消防協会岩手支部
					宮城県気仙沼市	宮城県気仙沼市	宮城県仙台市
						宮城県仙台市	
						山形県村山市	
関東	群馬県藤岡市消防団	東京都消防協会	東京都牛込消防団	埼玉県さいたま市消防団	埼玉県さいたま市消防団	埼玉県さいたま市	神奈川県愛川町
	埼玉県所沢市消防団		東京都成城消防団	東京都江戸川消防団	千葉県船橋市消防団	長野県牟礼村	埼玉県さいたま市
			東京都八王子市消防団	東京都稲城市消防団	千葉県銚子市消防団		長野県須坂市
			神奈川県小田原市消防団	東京都渋谷消防団	東京都日本橋消防団		
			長野県上田市消防団	神奈川県横須賀市消防団	東京都西新井消防団		
				長野県伊那市消防団	神奈川県川崎市消防団		
				長野県佐久市消防団	神奈川県川崎市消防団		
				神奈川県相模原市			
中部 (東海・北陸)	石川県金沢市消防団	愛知県消防協会	愛知県西春日井郡東部消防組合	石川県小松市消防団	愛知県幡豆郡吉良町	静岡県掛川市	静岡県消防協会田方支部
				愛知県豊橋市消防団		愛知県津島市	鯖江・丹生消防組合消防本部
				愛知県豊田市消防団			
				愛知県蒲郡市消防団			
近畿		滋賀県消防協会	和歌山県消防協会田辺支部	滋賀県長浜市消防団	三重県志摩郡志摩町	滋賀県消防協会	滋賀県消防協会
		大阪府消防協会			京都府京都市消防団	京都府京都市	大阪府河内長野市
		和歌山県消防協会			京都府京都市消防団	京都府京都市	
中国・四国	岡山県船穂町消防団	島根県消防協会	島根県出雲市消防団	島根県消防協会	島根県消防協会	島根県消防協会	島根県消防協会
				島根県浜田市消防団	島根県消防協会	島根県消防協会	
				山口県下関市消防団	島根県消防協会	島根県消防協会	
				高知県高知市消防団	島根県消防協会	島根県消防協会	
					島根県消防協会		
					島根県消防協会		
					島根県消防協会		
					徳島県徳島市		
九州			大分県宇佐市消防団	福岡県北九州市消防団	宮崎県南那珂郡北郷町	福岡県福岡市	福岡県福岡市
					宮崎県宮崎市	福岡県福岡市	大分県消防補償等組合
						宮崎県宮崎市	大分県消防補償等組合
							大分県消防補償等組合
							宮崎県宮崎市
合計	5団体	6団体	9団体	17団体	26団体	19団体	16団体

※団体名は実施当時のもの

※平成11年度はモデル団体が試験的に実施

※平成12年度から13年度までは「S-KYTリーダー研修」と称した。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
北海道・東北	札幌市清田消防団	札幌市中央消防団	北海道江別市	札幌市厚別消防団	南空知消防組合長沼消防団
	札幌市手稲消防団	札幌市南消防団	札幌市白石消防団	北海道恵庭市	南空知消防組合長沼消防団
	青森県青森市	青森県青森市消防団	青森県消防協会三八支部五戸地区	青森県消防協会西支部	北海道白老町
	青森県青森市	青森県青森市消防団	岩手県大船渡市消防団	青森県消防協会西支部	青森県おいらせ町
	岩手県一関市消防団	仙台市	仙台市	仙台市	青森県五所川原市
	仙台市	仙台市	仙台市	秋田県消防協会鹿角支部	青森県五所川原市
	福島県消防協会（福島市）	仙台市	仙台市	福島県消防協会いわき支部	青森県佐井村消防団
		福島県消防協会喜多方支部		福島県消防協会いわき支部	仙台市（太白消防団）
					山形県小国町
					福島県会津坂下町
関東	埼玉県さいたま市	東京都東大和市	長野県須坂市	飯伊消防協会北部地区班	千葉県いすみ市
	神奈川県愛川町			長野県南箕輪村	千葉県いすみ市
	長野県須坂市				千葉県鎌ヶ谷市
					千葉県松戸市消防団
					神奈川県海老名市消防団
					神奈川県愛川町
					山梨県市町村総合事務組合（上野原市）
					山梨県市町村総合事務組合（南アルプス市）
					長野県南箕輪村消防団
					長野県須坂市
中部（東海・北陸）	鯖江・丹生消防組合	岐阜県関市消防団	岐阜県輪之内町	岐阜県土岐市消防協会	富山県射水市
	岐阜県関市消防団	愛知県名古屋市消防局	岐阜県土岐市消防協会	岐阜県輪之内町	敦賀美方消防組合（美浜消防団）
	愛知県名古屋市消防局		岐阜県関市消防団	岐阜県関市消防団	敦賀美方消防組合（三方消防団）
			静岡県御殿場市	静岡県沼津市消防団	敦賀美方消防組合（敦賀消防団）
			静岡県沼津市消防団	静岡県沼津市消防団	岐阜県土岐市消防協会
			愛知県新城市	名古屋市消防局	岐阜県土岐市消防協会
			名古屋市消防局	愛知県江南市	岐阜県輪之内町
				愛知県新城市	岐阜県富加町
					岐阜県関消防団
					静岡県沼津市消防団
					静岡県沼津市消防団
					静岡県清水町消防団
					名古屋市消防局
				愛知県新城市	

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
近畿	滋賀県栗東市消防団	滋賀県消防協会	滋賀県消防協会	滋賀県消防協会	滋賀県長浜市高月消防団
	滋賀県消防協会	大阪府箕面市	大阪府摂津市消防団	丹波地方消防連絡協議会	滋賀県消防協会
		奈良県奈良市	兵庫県宝塚市消防団	大阪府河内長野市	大阪府池田市
			奈良市	大阪府河内長野市	大阪府池田市
			奈良市	兵庫県篠山市消防団	大阪府吹田市
			和歌山県田辺市		兵庫県豊岡市
					奈良県生駒市消防団
					和歌山市
中国・四国	島根県消防協会（松江市）	島根県消防協会（松江市）	島根県消防協会	島根県消防協会（浜田市）	島根県消防協会（出雲市）
	岡山県玉野市	島根県消防協会（浜田市）	広島市連合消防団	島根県消防協会（東出雲町）	岡山県玉野市消防本部
	広島県三原市	島根県消防協会（江津市）	広島市連合消防団	広島市連合消防団	岡山県笠岡市
	東広島市	広島市連合消防団	東広島市	広島市連合消防団	広島県東広島市
	山口県光市	広島市連合消防団		東広島市	高知県市町村総合事務組合（安芸市）
		広島県世羅町		高知県市町村総合事務組合（四万十市）	高知県市町村総合事務組合（中芸広域連合）
		広島県東広島市		高知県市町村総合事務組合	
		広島市連合消防団			
九州	福岡市	福岡市	福岡市	福岡市	福岡市
	大分県消防補償等組合（日出町）	大分県消防補償等組合	大分県消防補償等組合	北九州市	北九州市
	大分県消防補償等組合（竹田市）	大分県消防補償等組合	大分県消防補償等組合	大分県消防補償等組合（佐伯市）	佐賀県伊万里市消防団
	大分県消防補償等組合（玖珠町）	大分県消防補償等組合	宮崎県市町村総合事務組合	大分県組合消防補償等（玖珠町）	大分県消防補償等組合（日出町）
	大分県消防補償等組合（佐伯市）	宮崎県消防補償等組合	宮崎市	大分県消防補償等組合（由布市）	宮崎県消防協会日向支部
	大分県消防補償等組合（宇佐市）	宮崎市	宮崎県市町村総合事務組合	宮崎県市町村総合事務組合（高原町）	宮崎県市町村総合事務組合（国富町）
	大分県消防補償等組合（由布市）			宮崎市消防団	宮崎市消防団
	宮崎県宮崎市			宮崎県市町村組合総合事務（新富町）	宮崎県市町村総合事務組合（高鍋町）
合計	28団体	28団体	31団体	38団体	60団体

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
北海道・東北	北海道札幌市清田消防団	北海道北十勝消防事務組合消防本部	北海道帯広市消防団	北海道美唄市消防団	札幌市豊平消防団
	北海道石狩北部地区消防事務組合	北海道江別市	北海道北広島市消防団	北海道美唄市消防団	北海道消防協会後志地方支部俱知安分会
	北海道富良野広域連合占冠消防団	北海道根室市	北海道南空知消防組合	北海道市町村総合事務組合	北海道消防協会後志地方支部俱知安分会
	北海道北広島市消防団	北海道根室市	北海道砂川地区消防組合奈井江浦臼地区支所	北海道札幌市厚別消防団	北海道札幌市西消防団
	北海道北十勝消防事務組合消防本部	北海道岩内・寿都地方消防組合	岩手県宮古市	北海道羊蹄山ろく消防組合	北海道帯広市消防団
	北海道南空知消防組合栗山消防団	北海道北広島市消防団	岩手県矢巾町	北海道帯広市消防団	北海道深川地区消防組合幌加内消防団
	秋田県市町村総合事務組合(横手市)	北海道南空知消防組合由仁消防団	岩手県消防協会	北海道市町村総合事務組合(伊達市)	青森県西地区消防協会
	秋田県消防協会鹿角支部	北海道北十勝消防事務組合消防本部	岩手県岩手町	宮城県消防協会塩釜地区支部	岩手県矢巾町
	山形県東根市	青森県市町村総合事務組合	宮城県消防協会塩釜地区支部	宮城県仙台市太白消防団・秋保消防団	岩手県滝沢市
	山形県東根市	青森県黒石市	宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合(名取市)	秋田県市町村総合事務組合(北秋田市)	秋田県市町村総合事務組合(東成瀬村)
	山形県飯豊町	青森県黒石市	宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合(大郷町)	福島県福島市	福島県西会津町消防団
	福島県南会津町	青森県青森市浪岡消防団	宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合(白石市)		福島県福島市
	福島県会津坂下町	秋田県市町村総合事務組合(由利本荘市)	宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合(栗原市)		
		福島県消防協会いわき支部	宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合(登米市)		
		福島県消防協会いわき支部	秋田県市町村総合事務組合(大仙市)		
関東	栃木県鹿沼市消防団	埼玉県さいたま市	群馬県市町村総合事務組合	群馬県高崎市消防団	群馬県高崎市消防団
	埼玉県所沢市	千葉県大多喜町	埼玉県行田市消防団	群馬県高崎市消防団	埼玉県さいたま市
	千葉県我孫子市消防団	千葉県浦安市消防団	埼玉県行田市消防団	埼玉県さいたま市	千葉県市原市
	千葉県鎌ヶ谷市消防団	千葉県市原市消防団	埼玉県行田市消防団	千葉県大多喜町	千葉県柏市消防団
	東京都青梅市消防団	東京都あきる野市	埼玉県さいたま市	千葉県八千代市	東京都特別区消防団長
	東京都青梅市消防団	神奈川県大和市	埼玉県行田市消防団	東京都あきるの市	神奈川県小田原市
	東京都東大和市	神奈川県藤沢市消防団	千葉県松戸市消防団	東京都特別区消防団長会	神奈川県寒川町消防団
	神奈川県大和市	山梨県市町村総合事務組合(身延町)	東京都特別区消防団長会	神奈川県横浜市港北消防団	山梨県市町村総合事務組合(南アルプス市)
	神奈川県寒川町	長野県千曲市消防団	神奈川県藤沢市消防団	神奈川県寒川町消防団	山梨県甲府市
	山梨県市町村総合事務組合(南アルプス市)	長野県長野市消防団	神奈川県伊勢原市	神奈川県愛川町	長野県長野市消防団
	長野県麻績村	長野県長野市消防団	山梨県市町村総合事務組合(南アルプス市)	山梨県市町村総合事務組合(南アルプス市)	長野県佐久市消防団
	長野県千曲市消防団	長野県佐久市	長野県長野市消防団	長野県千曲市消防団	長野県消防協会

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	長野県長野市消防団	長野県御代田町消防団	長野県長野市消防団	長野県佐久市	
	長野県長野市消防団	長野県須坂市	長野県松本市	長野県岡谷市	
	長野県白馬村		長野県佐久市	長野県佐久穂町消防団	
	長野県豊丘村		長野県原村	長野県須坂市	
	長野県原村消防団				
中部 (東海・北陸)	岐阜県関市消防団	石川県輪島市消防団	石川県輪島市消防団	石川県輪島市消防団	石川県輪島市消防団
	岐阜県消防協会	石川県輪島市消防団	石川県輪島市消防団	石川県輪島市消防団	石川県輪島市消防団
	静岡県消防協会西遠支部	福井県若狭消防協会	福井県敦賀美方消防組合(若狭町)	岐阜県大垣市	福井県敦賀美方消防組合(美浜消防団)
	静岡県浜松市消防団	岐阜県土岐市消防協会	福井県敦賀美方消防組合(美浜町)	岐阜県土岐市消防協会	福井県敦賀美方消防組合(三方消防団)
	静岡県沼津市消防団	岐阜県関市消防団	福井県敦賀美方消防組合(敦賀市)	静岡県沼津市	福井県敦賀美方消防組合(敦賀消防団)
	静岡県消防協会田方支部	静岡県沼津市消防団	静岡県消防協会田方支部	静岡県浜松市消防団南区支団	愛知県西尾市
	愛知県名古屋市消防局	愛知県名古屋市消防局	静岡県沼津市消防団	愛知県知立市	愛知県犬山市
	愛知県新城市	愛知県新城市	愛知県西尾市	愛知県西尾市	名古屋市消防団
		愛知県春日井市消防団	愛知県名古屋市	愛知県名古屋市消防団	愛知県新城市
			愛知県新城市	愛知県新城市	
近畿	三重県東員町	三重県伊賀市	三重県伊勢市	滋賀県消防協会	三重県消防協会中勢支会
	三重県消防協会中勢支会	三重県伊賀市	滋賀県消防協会	兵庫県豊岡市	三重県消防協会中勢支会
	三重県消防協会中勢支会	滋賀県消防協会	兵庫県豊岡市	和歌山県新宮市	滋賀県消防協会
	滋賀県消防協会	兵庫県豊岡市	兵庫県市川町		滋賀県長浜市消防団
	兵庫県豊岡市	兵庫県姫路市	兵庫県市川町		兵庫県豊岡市
	兵庫県高砂市	兵庫県姫路市	兵庫県神河町		兵庫県宝塚市消防団
		兵庫県川西市			兵庫県豊岡市
		奈良県宇陀市消防団			奈良県奈良市消防局
					奈良県香芝市
				和歌山県橋本市	
中国・四国	島根県消防協会(出雲市)	島根県消防協会(川本町)	鳥取県大山町消防団	島根県消防協会(浜田市)	広島県大竹市
	島根県消防協会(出雲市)	島根県消防協会(津和野町)	鳥取県大山町消防団	島根県消防協会(出雲市)	広島市消防団長連合会
	島根県消防協会(出雲市)	島根県消防協会	鳥取県町村消防災害補償組合	島根県消防協会(出雲市)	広島市消防団長連合会
	島根県消防協会(出雲市)	島根県消防協会	鳥取県町村消防災害補償組合	広島県尾道市	広島県海田町
	島根県消防協会(浜田市)	島根県協会(出雲市)	島根県消防協会	広島県大竹市	徳島県市町村総合事務組合、徳島県
	島根県消防協会(出雲市)	島根県協会(出雲市)	島根県消防協会	広島県東広島市	高知県土佐町
	広島県江田島市	広島県広島市連合消防団	島根県出雲市	徳島県鳴門市	
	広島県尾道市消防団	広島県廿日市市消防団	島根県出雲市	奈良県桜井市	
	広島県尾道市消防団	広島県江田島市	岡山県玉野市消防団	奈良県御所市	
	広島県東広島市	広島県尾道市消防団	岡山県笠岡市	香川県市町村総合事務組合	
	山口県宇部市消防団	広島県北広島町	広島県尾道市消防団	高知県市町村総合事務組合(津野町)	
	高知県高知市	広島県北広島町	広島県尾道市		

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	高知県市町村総合事務組合(いの町)	広島県消防協会	山口県山陽小野田市消防団		
	高知県市町村総合事務組合(香南市)	山口県宇部市消防団楠消防団	徳島県鳴門市		
		山口県周南市消防本部	愛媛県市町村総合事務組合		
		徳島県鳴門市消防団	高知県市町村総合事務組合(須崎市)		
		高知県市町村総合事務組合(南国市)			
		高知県市町村総合事務組合(四万十町)			
九州	福岡県朝倉市	福岡県篠栗町消防団	福岡県古賀市	福岡県みやま市消防団	福岡県古賀市
	福岡県朝倉市	福岡県直方市消防団	福岡県福岡市	福岡県北九州市	福岡県福岡市
	福岡県福岡市	福岡県直方市消防団	福岡県福岡市	福岡県大木町	福岡県福岡市
	福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合	福岡県福岡市	佐賀県伊万里市消防団	福岡県福岡市	大分県臼杵市
	福岡県行橋市	佐賀県伊万里市消防団	大分県消防補償等組合(佐伯市)	福岡県大牟田市	大分県消防補償等組合(日出町)
	佐賀県伊万里市	佐賀県消防協会	大分県消防補償等組合(九重町)	熊本県市町村総合事務組合	大分県消防補償等組合(竹田市)
	大分県消防補償等組合(竹田市)	佐賀県消防協会	大分県消防補償等組合(由布市)	熊本県熊本市消防団	宮崎県美郷町消防団
	大分県消防補償等組合(豊後大野市)	大分県消防補償等組合(国東市)	宮崎県市町村総合事務組合(椎葉村)	熊本県消防協会阿蘇郡支部	宮崎県日之影町
	宮崎県宮崎市消防団	大分県消防補償等組合(宇佐市)	宮崎県木城町	大分県消防補償等組合(姫島村)	鹿児島県市町村総合事務組合(十島村)
	宮崎県市町村総合事務組合(諸塚村)	宮崎県市町村総合事務組合(木城町)	宮崎県宮崎市消防団	大分県消防補償等組合(玖珠町)	鹿児島県市町村総合事務組合(伊仙村)
	宮崎県市町村総合事務組合(五ヶ瀬町)	宮城県消防協会塩釜地区支部	鹿児島県枕崎市	宮崎県市町村総合事務組合	鹿児島県市町村総合事務組合(徳之島町)
		宮城県仙台市(太白)	鹿児島県市町村総合事務組合(薩摩川内市)	宮崎県木城町	鹿児島県市町村総合事務組合(奄美大島・宇検村)
		鹿児島県霧島市	鹿児島県市町村総合事務組合(出水市)	鹿児島県市町村総合事務組合(長島町)	鹿児島県市町村総合事務組合(和泊町)
		鹿児島県霧島市		鹿児島県消防協会川辺支部	鹿児島県消防協会熊毛支部(屋久島町)
		鹿児島県日置市		鹿児島県市町村総合事務組合(天城町)	鹿児島県伊佐市
				鹿児島県市町村総合事務組合(志布志市)	鹿児島県市町村総合事務組合(始良市)
				鹿児島県市町村総合事務組合(さつま町)	鹿児島県市町村総合事務組合(指宿市)
				鹿児島県市町村総合事務組合(指宿市)	鹿児島県消防協会熊毛支部(種子島)
				鹿児島県市町村総合事務組合(薩摩川内市)	鹿児島県市町村総合事務組合(垂水市)
				鹿児島県消防協会	鹿児島県市町村総合事務組合(薩摩川内市)
			鹿児島県市町村総合事務組合(与論町)		
			鹿児島県市町村総合事務組合(奄美市)		
合計	69団体	79団体	76団体	73団体	69団体

消防団員健康づくりセミナーの実施状況

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
北海道・東北				北海道千歳市消防団	北海道札幌市中央消防団	青森県青森市	青森県青森市
				北海道千歳市消防団	北海道網走地区消防組合網走消防団	青森県青森市	青森県青森市
				宮城県桃生町消防団	青森県青森市	福島県消防協会	
				山形県松山町消防団	青森県青森市		
関東	栃木県黒磯市消防団	東京都消防協会	東京都特別区消防団長会	栃木県足利市消防団	東京都特別区団長会	千葉県船橋市	栃木県栃木市
	神奈川県開成町消防団		東京都金町消防団	千葉県茂原市消防団	神奈川県三浦市	東京都特別区団長会	東京都特別区団長会
			川崎市消防団長会	東京都特別区消防団長会	長野県下水内郡栄村		神奈川県相模原市
			山梨県甲府市消防団				神奈川県鎌倉市
中部（東海・北陸）	静岡県焼津市消防団	愛知県消防協会	富山県魚津市消防団	富山県砺波市消防団	愛知県知多郡美浜町	富山県新湊市	富山県市町村総合事務組合
			富山県小矢部市消防団	石川県金沢市消防団		岐阜県輪之内町	岐阜県輪之内町
			岐阜地区消防連絡協議会				静岡県消防協会
			愛知県犬山市消防団				
近畿	滋賀県彦根市消防団	滋賀県消防協会	京都府亀岡市消防団	京都府綾部市消防団	滋賀県甲賀郡水口町	兵庫県消防協会神戸支部	
		大阪府消防協会		大阪府河内長野市消防団	兵庫県水上郡青垣町消防団	奈良県奈良市	
		和歌山県消防協会			奈良県奈良市		
中国・四国		島根県消防協会	島根県消防協会	島根県消防協会	広島県佐伯郡大野町	徳島県徳島市	島根県益田市
				島根県仁多郡消防協会	徳島県板野郡土成町消防団		広島県広島市
				島根県大田市消防団			山口県宇部市
				徳島県石井町消防団			徳島県徳島市
				徳島県徳島市消防団			
九州	熊本県熊本市消防団				宮崎県町村総合事務組合	佐賀県消防協会	宮崎県町村総合事務組合
					宮崎県小林市消防団	鹿児島県消防協会	宮崎県町村総合事務組合
合計	5団体	6団体	10団体	16団体	15団体	12団体	15団体

※団体名は実施当時のもの

※平成11年度はモデル団体が試験的に実施

※平成12年度から13年度まで「健康づくりリーダーセミナー」、20年度から25年度まで「健康セミナー」と称した。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
北海道・東北	北海道江別市消防団	北海道市町村総合事務組合 (北見地区消防本部)	札幌市北消防団	石狩北部地区消防事務組合	富良野広域連合消防本部
		福島県消防協会津美里支部	青森市青森消防団	北海道市町村総合事務組合	北海道消防協会網走地方支部
		福島県消防協会双葉支部	仙台市	札幌市東消防団	函館市函館消防団
			秋田県消防協会鹿角支部	福島県会津坂下町	青森市青森消防団
					青森市浪岡消防団
					山形県南陽市消防本部 福島県会津坂下町
関東	東京都特別区消防団長会		特別区消防団長会(東京消防庁)	さいたま市	さいたま市
			長野県上伊那郡北部消防連絡協議会	東京消防庁	東京都特別区消防団長会
				神奈川県消防協会厚木市愛甲郡支部	山梨県都留市
					長野県白馬村
海中部(北陸)	岐阜県輪之内町	岐阜県輪之内町	愛知県名古屋市消防局	静岡県消防協会田方支部	静岡県御殿場市
				愛知県消防協会	
近畿	和歌山県田辺市		兵庫県篠山市消防団	大阪府熊取町消防団	丹波地方消防連絡協議会
			奈良市	奈良市	京都市消防局
				奈良県桜井市消防団	宝塚市消防団
					奈良県桜井市 和歌山県田辺市消防本部
中国・四国	島根県消防協会		岡山県玉野市消防本部	広島市連合消防団	岡山県市町村総合事務組合
	山口県宇部市		広島県消防協会	愛媛県久万高原町	広島市連合消防団
	徳島市				
九州			大分県消防補償等組合	佐賀県消防協会	長崎県平戸市
					大分県消防補償等組合
					宮崎市
合計	7団体	4団体	12団体	15団体	22団体

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	コース (注)	平成27年度	コース
北海道・東北	青森県市町村総合事務組合	北海道美唄市消防団	北海道市町村総合事務組合	北海道美幌・津別広域事務組合	A	北海道美幌・津別広域事務組合	B
	青森県おいらせ町	北海道市町村総合事務組合	北海道白老町	北海道江別市	A	北海道空知消防組合由仁町消防団	A
	岩手県消防協会	北海道北十勝消防事務組合消防本部	北海道石狩北部地区消防事務組合	北海道南空知消防組合南幌消防団	A	青森県市町村総合事務組合	B
		青森県青森市青森消防団	北海道北十勝消防事務組合	北海道北広島市消防団	A	青森県青森市青森消防団	A
		青森県鶴田町	北海道南空知消防組合	岩手県宮古市	C	青森県青森市浪岡消防団	A
			青森県西地区消防協会			宮城県消防協会塩釜地区支部	A
			岩手県遠野市消防団				
		山形県鶴岡市					
関東	埼玉県さいたま市	東京都特別区消防団長会	群馬県消防協会桐生広域支部	群馬県林地区消防組合	A	群馬県高崎市消防団	A
	千葉県松戸市	長野県辰野町消防団	東京都特別区消防団長会	群馬県市町村総合事務組合	A	千葉県八千代市消防団	C
	東京都 特別区消防団長会	長野県南木曾町		千葉県松戸市消防団	A	千葉県鎌ヶ谷市	A
	神奈川県小田原市消防団	富山県射水市消防団		東京都特別区消防団長会	B	東京都特別区消防団長会	B
	長野県箕輪町消防団			神奈川県秦野市消防団	C	山梨県都留市	B
			長野県長野市消防団	A			
中部(東海・北陸)	愛知県春日井市消防団	福井県敦賀美方消防組合(美浜)		静岡県小山町	A	静岡県小山町消防団	A
	愛知県一宮市	福井県 敦賀美方消防組合(三方)					
		福井県敦賀美方消防組合(敦賀)					
近畿	京都府京都市消防局	京都府京都市消防局	京都府京都市	京都府京都市消防局	C	京都市消防局	C
	兵庫県神戸市消防局	大阪府高槻市	大阪府高槻市	大阪府高槻市消防団	A	大阪府高槻市消防団	A
	兵庫県神戸市消防局	兵庫県高砂市	兵庫県姫路市	大阪府池田市消防団	A		
	兵庫県神戸市消防局	兵庫県南あわじ市					
	兵庫県川西市	奈良県山辺広域行政事務組合					
	奈良県橿原市						
	奈良県香芝市						
中国・四国	岡山県岡山市	岡山県笠岡市	島根県益田市	岡山県市町村総合事務組合	B	広島県東広島市消防団	B
	岡山県玉野市消防団	広島県東広島市	岡山県倉敷市	岡山県玉野市消防団	A	広島県府中市	B
	広島県広島市連合消防団	長崎県平戸市	広島県広島市連合消防団	広島県広島市連合消防団	A	広島県尾道市消防団	C
	広島県府中市		広島県府中市	広島県消防協会	C	広島県尾道市消防団	C
			広島県福山市	広島県尾道市消防団	C	広島県尾道市消防団	C
			徳島県徳島市				

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	コース	平成27年度	コース
					(注)		
九州	長崎県平戸市	大分県消防補償等組合	福岡県大牟田市	大分県消防補償等組合（別府市）	C	福岡県市町村消防団員等公務災害補償等組合	A
		宮崎県消防協会日向支部	福岡県北九州市	宮崎県消防協会日向支部	A	鹿児島県南九州市	C
		宮崎県宮崎市消防団	長崎県平戸市				
			鹿児島県日置市				
合計	22団体	23団体	23団体	22団体		21団体	

(注) コースの説明（平成26年度以降）：

- Aコース 生活習慣病の防止に係る座学講習
- Bコース 健康・体力づくりのための運動実技の講義及び実技の指導
- Cコース A及びBの同日開催

消防団員災害救援ストレス対策研修の実施状況

	平成26年度	平成27年度
北海道	北海道江別市	富良野広域連合消防本部
	青森県青森市青森消防団	北海道北広島市消防団
		北海道消防協会十勝地方支部
関東		栃木県鹿沼市消防団
		群馬県高崎市消防団
		長野県辰野町消防団
北(東中)陸(海)部	静岡県消防協会田方支部	静岡県沼津市消防団
	愛知県春日井市消防団	静岡県消防協会田方支部
近畿	三重県消防協会中勢支会	
	兵庫県神戸市	
	兵庫県姫路市	
九州	福岡県行橋市	鹿児島県市町村総合事務組合
	宮崎県宮崎市消防団	
	鹿児島県日置市	
合計	10団体	9団体

※団体名は実施当時のもの
 ※平成26年度に創設

資料36 国庫補助金の推移

年度	災害補償経理事務費 補助金	退職報償経理事務費 補助金	特記事項
昭和31	千円 10,000	千円	うち8,014千円が損害補償費補助、災害補償経理事務費全額国庫補助（42年度まで）
32	40,000		うち32,972千円が損害補償費補助
33	7,163		
34	8,664		
35	40,825		うち30,000千円が損害補償費補助（33年9月狩野川台風（団員17人）等支払不足額、34年9月伊勢湾台風（団員75人）に対する補助を含む）
36	22,551		うち10,000千円が損害補償費補助
37	56,234		うち40,000千円が損害補償費補助
38	21,171		
39	22,489	11,639	退職報償経理事務費全額国庫補助（55年度まで）
40	25,124	11,914	
41	26,601	12,755	
42	28,753	13,278	
43	15,208	22,224	災害補償経理事務費の3分の2を国庫補助
44	8,474	24,671	災害補償経理事務費の3分の1を国庫補助
45		28,646	災害補償経理事務費45年度以降国庫補助の打切り
46		77,253	うち46,000千円が変動調整準備金の国庫補助
47		34,353	
48		37,161	
49		42,006	
50		53,193	
51		57,991	
52		61,082	

年度	災害補償経理金 補助金	退職報償経理金 補助金	特記事項
昭和	千円	千円	
53		63,936	
54		64,992	
55		65,525	
56		59,788	事務費のうち給与経費を国庫補助
57		57,445	事務費の給与経費のうち役員・共通職員分の2分の1、退職報償課職員分4分の3を国庫補助（59年度まで）
58		57,882	
59		57,936	
60		54,358	事務費の給与経費のうち役員・共通職員分10分の4.5、退職報償課職員分3分の2を国庫補助（平成元年度まで）
61		57,066	
62		58,534	
63		59,425	
平成		60,879	
元			
2		48,238	事務費の給与経費のうち共通職員分10分の4.5、退職報償課職員分3分の2を国庫補助
3		52,018	
4		55,513	
5		57,595	
6		58,651	
7		59,540	
8		60,173	民間法人化に伴い廃止（平成9年度から）

資料37 検討会・研究会等委員名簿（平成6年度以降）

●平成6年度

退職報償金業務電算化システム開発研究会

（敬称略）

座長 黒田 洋司（（財）消防科学総合センター調査研究課研究員）

委員 浜津 良一（福島県郡山市消防防災課消防主任）

中村 和弘（埼玉県越谷市消防本部総務課庶務係）

鈴木 勇二（神奈川県相模原市消防本部消防総務課企画係）

伊部 直樹（新潟県柏崎地域広報事務組合消防本部庶務課庶務係）

川端 繁（福井県市町村消防団員等公務災害補償等組合給付課長）

三村 孝弘（兵庫県加古川市消防本部総務課消防団係長）

顧問 戸田 夏生（（財）地方自治情報センター調査広報課長）

●平成7年度

消防基金の民間法人化に関する研究会

（敬称略）

会長 木下 英敏（住宅・都市整備公団東京支社長〈元消防大学校長〉）

委員 熊谷 道夫（（財）日本消防協会事務局長）

桑原 隆弘（自治省消防庁消防課長）

高島 進（全国市長会事務局次長）

中瀬 優一（千葉県市町村総合事務組合事務局長）

山谷 成夫（自治大学校部長教授）

渡邊 敬（全国町村会次長）

北神 智（消防団員等公務災害補償等共済基金事務局長）

●平成7年度

消防団員の健康増進施策推進方策検討委員会

（敬称略、五十音順）

委員長 河野 慶三（富士ゼロックス株式会社健康推進センター産業医 医学博士〈前産業医科大学医学部助教授・自治医科大学助教授〉）

委員 薄井 達雄（自治省消防庁消防課消防団係長）

宇野 萬里（〈財〉労働衛生協会理事企画部長）

海老原邦雄（東京消防庁消防団課訓練係長）

澤田 勇夫（埼玉県川越市消防団長）

勝呂 誠治（千葉県船橋市消防局総務係長）

中川 宗和（滋賀県湖南消防組合東消防署庶務係長）

針山 崇（〈財〉地方公務員安全衛生推進協会企画課長）

水野正次郎（〈財〉日本消防協会業務部長）

前委員 秋山 昭二（東京消防庁消防団課課長補佐）

●平成9年度

消防団員の公務災害防止等に関する調査研究委員会

（敬称略、順不同）

【消防団員の公務災害防止等に関する調査研究委員会】

委員長 上原 陽一（東京理科大学教授・横浜国立大学名誉教授）

委員 黒田 勲（早稲田大学教授）
波多野義郎（東京学芸大学教授）
河野 慶三（富士ゼロックス株式会社健康センター産業医）

山口 勝己（自治省消防庁消防課長）

菊地 昭一（消防大学校副校長）
今仲 康之（日本消防協会事務局長）

吉原 浩（消防研究所第一研究部施設安全研究室長）

後藤 勝弘（東京消防庁消防団課長）

高田 早苗（群馬県藤岡市消防団長）

金坂 光一（千葉県東金市消防団長）

石田 一美（京都市東山消防団長）

前委員 山崎 文徳（前消防大学校副校長）

吉澤 俊夫（前東京消防庁消防団課長）

【公務災害部会】

部会長 黒田 勲（早稲田大学教授）

会 員 吉原 浩（消防研究所第一研究部施設安全研究室長）

高橋 則夫（自治省消防庁消防課課長補佐）

竹内 吉平（消防大学校講師）

海老原邦雄（東京消防庁消防団課課長補佐）

堀越 輝雄（群馬県藤岡市総務部市民安心課消防防災係主事）

久保 明（千葉県流山市消防本部消防総務課管理係主査）

工藤 博孝（名古屋市消防局消防課消防団係長）

岩間 伸之（株式会社サーベイリサーチセンター常務取締役）

【健康増進部会】

部会長 波多野義郎（東京学芸大学教授）

会 員 菊地 昭一（消防大学校副校長）

堀井 巖（自治省消防庁消防課課長補佐）

下畑 行盛（東京消防庁消防学校校務課計画係教官）

飛田 和雄（千葉県東金市総務課消防防災係消防主任）

野村 弘（京都市消防局総務部庶務課消防団係主任）

上森 茂（広島県三原市消防本部警防課課長補佐）

兼警防係長)
 戸松 哲男（日本健康運動指導
 士会理事）
 前会員 山崎 文徳（前消防大学校副校
 長）
 稲岡 伸哉（前自治省消防庁消
 防課課長補佐）

分団長)
 専門員 岩間 伸之（株式会社サーベイリ
 サーチセンター常務取
 締役）
 木村 拓郎（株式会社 社会安全
 研究所所長）
 菅野 隆（総合健康研究所代表、
 健康運動指導士）
 前委員 入江 正剛（前消防大学校教授）

●平成10年度

消防団員の安全教育と訓練のあり方等に関する調査研究委員会

（敬称略、順不同）
 委員長 黒田 勲（日本ヒューマンファ
 クター研究所代表取締
 役、前早稲田大学教授）
 委 員 竹内 吉平（消防大学校講師）
 高橋 則夫（消防庁消防課課長補
 佐）
 荒井 伸幸（消防大学校教授）
 加藤幸次郎（兵庫県消防学校主任
 消防教育専門員）
 水野正二郎（財団法人 日本消防
 協会業務部長）
 玉水 建一（中央労働災害防止協
 会ゼロ災推進部推進室
 長）
 海老原邦雄（東京消防庁消防団課
 課長補佐）
 堀越 輝雄（群馬県藤岡市総務部
 市民安心課消防防災係
 主事）
 中村照世志（神奈川県横須賀市消
 防局総務課主査消防団
 担当）
 武藤 雅美（山梨県東山梨郡勝沼
 町消防団分団長）
 川口 慶治（静岡県熱海市消防団

●平成11年度

消防団員の公務災害防止等に関する調査研究委員会

（敬称略、五十音順）
 委員長 黒田 勲（日本ヒューマンファ
 クター研究所代表取締
 役、前早稲田大学教授）
 委 員 海老原邦雄（東京消防庁消防団課
 課長補佐）
 木村 拓郎（株式会社 社会安全
 研究所所長）
 久保寺啓二（都道府県消防防災主
 管課長会会長、神奈川
 県防災局防災消防課
 長）
 栗川 仁（栃木県黒磯市消防団
 長）
 黒田 靖郎（消防大学校教務部長
 兼教授）
 河野 慶三（富士ゼロックス株式
 会社健康推進センター
 産業医）
 佐山 勝（財団法人 日本消防
 協会業務部長）
 竹内 吉平（消防大学校講師）
 玉水 建一（中央労働災害防止協会
 ゼロ災推進部推進室長）

堀 知章（全国消防長会警防委員会副委員長、石川県金沢市消防本部消防長）

堀越 輝雄（群馬県藤岡市総務部市民安心課消防防災係主事）

●平成12年度

消防団員の公務災害情報と共有化のあり方等に関する調査研究委員会

（敬称略、五十音順）

委員長 黒田 勲（日本ヒューマンファクター研究所代表取締役、前早稲田大学教授）

委員 明吉 一幸（千葉県高圧ガス保安協会専務理事）

岡安 利昌（埼玉県久喜地区消防組合久喜消防団長）

木野内信雄（消防団員等公務災害補償等共済基金企画課長）

黒田 洋司（財団法人 消防科学総合センター主任研究員）

佐山 勝（財団法人 日本消防協会業務部長）

高野甲子雄（東京消防庁牛込消防署警防課長）

竹内 吉平（消防大学校講師）

畑山 紀郎（都道府県消防防災主管課長会会長・神奈川県防災消防課長）

山越 伸子（総務省消防庁消防課課長補佐）

鎗田 恒（千葉市消防局総務部総務課消防団係長）

●平成13年度

消防団員の安全教育教材等の開発・普及に関する調査研究委員会

（敬称略、五十音順）

委員長 石川 増弘（消防大学校教務部長兼教授）

委員 矢部 祐介（総務省消防庁消防課消防団係長）

國友孝次郎（東京消防庁防災部消防団課課長補佐）

古見 金弥（山梨県大月市消防本部総務課長）

中西 伸夫（東京都八王子市消防団第十分団分団長）

阿部 研二（中央労働災害防止協会ゼロ災推進部業務課長）

伊藤 明人（消防団員等公務災害補償等共済基金企画課長）

●平成14年度

S-KYT 推進方策検討委員会

（敬称略、順不同）

委員長 広瀬 経之（消防団員等公務災害補償等共済基金常務理事）

委員 矢島 康夫（長野県上田市消防団長）

國友孝次郎（東京消防庁防災部消防団課課長補佐）

小野寺 勲（岩手県一関市総務部消防防災課）

藤井 俊幸（名古屋市消防局消防学校教育訓練係長）

鈴木 元（神奈川県小田原市消防本部消防総務課課長補佐）
 中西 伸夫（東京都八王子市消防団第十分団分団長）
 滝沢 啓太（長野県上田市消防団分団長）
 間宮 直樹（中央労働災害防止協会ゼロ災推進部業務課長）
 伊藤 幹夫（消防団員等公務災害補償等共済基金企画課長）
 前委員 伊藤 明人（前消防団員等公務災害補償等共済基金企画課長）

●平成14年度

消防団員公務災害情報共有化検討委員会

（敬称略、順不同）

委員長 広瀬 経之（消防団員等公務災害補償等共済基金常務理事）
 委員 矢島 康夫（長野県上田市消防団長）
 國友孝次郎（東京消防庁防災部消防団課課長補佐）
 吉野 亨（東京都八王子市総務部防災課主査）
 伊藤 善紀（滋賀県大津市消防局総務課主幹）
 小島 晴夫（埼玉県さいたま市消防本部査察指導課課長補佐）
 黒田 洋司（財団法人 消防科学総合センター主任研究

員）
 小田 淳一（株式会社 社会安全研究所情報技術研究部長）
 伊藤 幹夫（消防団員等公務災害補償等共済基金企画課長）
 前委員 伊藤 明人（前消防団員等公務災害補償等共済基金企画課長）

●平成15年度

S-KYT教材・指導員の検討委員会

（敬称略、順不同）

委員長 伊藤 幹夫（消防団員等公務災害補償等共済基金企画課長）
 委員 大田 修（東京消防庁防災部消防団課課長補佐兼団務係長）
 大沼 隆久（川崎市消防局総務部庶務課副主幹・消防団係長）
 藤井 俊幸（名古屋市消防局消防学校教育訓練係長）
 千葉 章一（気仙沼・本吉地域広域行政事務組合消防本部警防課長）
 當間 信造（さいたま市消防団東部分団分団長）
 飯島 秀人（船橋市消防団本部員分団長）

●平成16・17年度

消防団員の個別健康指導体制の在り方に関する調査研究委員会

(敬称略、順不同)

委員長 河野 慶三 (富士ゼロックス株式会社全社産業医、医学博士)

委員長代理 牧野 清文 (消防団員等公務災害補償等共済基金常務理事)

委員 田辺 康彦 (総務省消防庁国民保護・防災部防災課災害対策官)

植木 一之 (財団法人日本消防協会業務部長)

塚田 英夫 (北海道恵庭市消防本部総務課長)

渡邊 靖子 (北海道恵庭市消防団員、准看護師)

岩井 啓一 (千葉県船橋市消防局総務課主幹)

金子 澄子 (千葉県船橋市総務部職員課保健室副主幹、保健師)

杉原 寛臣 (島根県益田広域消防本部総務課長)

水津 智子 (島根県益田市消防団員、看護師、救急救命士)

前委員 重徳 和彦 (総務省消防庁消防課課長補佐)

●平成18年度

消防団員の退職報償金業務に係る収支改善策に関する研究会

(敬称略、五十音順)

座長 坂野 恵三 (消防団員等公務災害補償等共済基金事務局長)

委員 安達 雅英 (総務省消防庁国民保護・防災部防災課災害対策官)

植木 一之 (財団法人日本消防協会業務部長)

園田 健次 (全国市長会行政部長)

平山 優 (全国町村会行政部長)

●平成20年度

S-KYT研修普及推進検討会

(敬称略、順不同)

座長 田中 健 (消防団員等公務災害補償等共済基金事務局長)

委員 関根 弘 (S-KYT指導員(東京消防庁OB))

多々羅光男 (S-KYT指導員(福岡市消防局OB))

谷 亜生 (S-KYT指導員(京都市消防局OB))

井上 勝明 (S-KYT指導員(名古屋市消防局OB))

山口 儀浩（仙台市消防局総務部総務課消防団係長）

斉藤 浩司（広島市消防局消防団室主査）

前座長 坂野 恵三（消防団員等公務災害補償等共済基金事務局長）

●平成22年度

事故・ヒヤリハット事例集作成打合せ会

（敬称略、五十音順）

消防基金 S-KYT 指導員

井上 勝明（名古屋市消防局 OB）

佐々木武夫（札幌市消防局 OB）

関根 弘（東京消防庁 OB）

千葉 俊也（仙台市消防局 OB）

野澤 修（東京消防庁 OB）

福井 啓剛（神戸市消防局 OB）

吉原 伸二（北九州市消防局 OB）

日本消防協会

富沢 広友（業務部課長）

消防基金

内貴 滋（常務理事）

吉崎 賢介（事務局長）

●平成26年度

消防団員の健康・体力づくりの推進の検討研究会

（敬称略、五十音順）

座長 刈尾 七臣（自治医科大学循環器内科学部門主任教授、基金評議員）

委員 荒俣 忠志（NPO法人日本健康運動指導士会専務理事）

菅野 隆（株式会社健康創研代表取締役、健康運動指導士）

富岡 隆（日本消防協会福祉部長）

資料38 役員等人事異動状況

1 民間法人化（平成9年度）前の役員等の人事異動

(1) 役員異動一覧表

①理事長

氏名	所属等	在任期間
高橋雄 豺	(学識経験者) 読売新聞副社長	昭和31.11.20～昭和37.11.19
山本力 蔵	(町村長代表) 小見川町長 (千葉)・全国町村会会長	37.11.20～ 38.10.31
河津寅 雄	(町村長代表) 小国町長 (熊本)・全国町村会会長	38.11. 1～ 53.11. 1
平山博 三	(市長代表) 浜松市長・全国市長会会長	53.11. 1～ 54. 4.30
岡崎平 夫	(市長代表) 岡山市長 ”	54. 6.22～ 58. 4.30
中井一 郎	(市長代表) 小田原市長 ”	58. 8.26～ 60. 2.17
中村時 雄	(市長代表) 松山市長 ”	60. 6.27～平成 3. 5. 1
宇野勝	(町村長代表) 野州町長 (滋賀)・全国町村会会長	平成 3. 6.27～ 3. 8.20
筒井直 和	(町村長代表) 吾北村長 (高知)・全国町村会会長	3. 8.21～ 7. 8.25
黒澤丈 夫	(町村長代表) 上野村長 (群馬)・全国町村会会長	7. 8.26～ (11. 7.30)

() 内は民間法人化以後

②常務理事

氏名	在任期間
武末辰 雄	昭和31.11.20～昭和43.11.19
金堀一 男	43.11.20～ 46. 8.31
糟谷等 蔵	46. 9. 1～ 49.11.19
大島義 暁	50. 1.16～ 54.12. 4
秋山陽 一郎	54.12.16～ 55.11. 1
高品宏 作	55.11. 6～ 59. 6. 1
清水功	59. 6. 2～ 62. 1.15
山本武	62. 1.16～平成 2. 7.31
山田守 一	平成 2. 8. 1～ 6. 3.31
横田英 司	6. 4. 1～ (11. 9.27)

③理事

◆市長代表

氏名	所属等	在任期間
原口忠 次郎	神戸市・全国市長会会長	昭和31.11.20～昭和32.10. 1
高田富 与	札幌市 ”	32.10. 1～ 34. 6. 3
金刺不 二郎	川崎市 ”	34. 6. 3～ 36. 7.31
高山義 三	京都市 ”	36. 8. 1～ 39. 8. 5
降旗德 弥	松本市 ”	39. 8. 6～ 44. 3. 9
金刺不 二郎	川崎市 ”	45. 3.19～ 46.11.19
大野元 美	川口市	46.11.20～ 47. 4.25
渡辺浩 太郎	新潟市	47. 9. 8～ 50. 4.30
[平山博 三]	昭和50. 9. 1理事に就任—53.11. 1から理事長～	54. 4.30
[岡崎平 夫]	54. 6.19理事に就任—54. 6.22から理事長～	58. 4.30
[中井一 郎]	58. 8.17理事に就任—58. 8.26から理事長～	60. 2.17
[中村時 雄]	60. 6.24理事に就任—60. 6.27から理事長～平成 3. 5. 1	
石井亨	仙台市・全国市長会会長	平成 3. 8. 6～平成 5. 6.15
桑原敬 一	福岡市 ”	5. 6.15～ 7. 7.10
増山道 保	宇都宮市・全国市長会会長	平成 7. 7.10～ (9. 6. 4)

◆市議会議長代表

氏名	所属等	在任期間
津村 峯 男	横浜市・全国市議会議長会会長	昭和31.11.20～昭和39. 2.12
大西 泰 助	名古屋市 ”	39. 2.12～ 39. 6.17
石村 貞 雄	福岡市 ”	39. 6.18～ 41. 6. 1
斎藤 忠 男	札幌市 ”	41. 6. 1～ 42. 7.17
小串 靖 夫	横浜市 ”	42. 7.17～ 44. 6. 5
藤井 勝 雄	仙台市 ”	44. 7. 1～ 46. 5.17
町田 善太郎	横浜市 ”	46. 8.19～ 48. 7. 1
松宮 利 市	札幌市 ”	48. 7. 1～ 50. 9. 1
松本 一	岡山市 ”	50. 9. 1～ 52. 6.29
町野 五郎衛	千葉市・全国市議会議長会会長	52. 6.29～ 54. 5. 1
吉田 浩 明	北九州市 ”	54. 7.23～ 56. 1.29
平田 甚	新潟市 ”	56. 2.23～ 56. 6. 8
門田 武 雄	福山市 ”	56. 6. 8～ 58. 7.30
松村 千賀雄	横浜市 ”	58. 7.30～ 60. 6.12
千葉 正	盛岡市 ”	60. 6.12～ 62. 5.25
吉野 晃 司	札幌市 ”	62. 7.15～平成元. 6.19
山崎 広太郎	福岡市 ”	平成元. 6.19～ 3. 7.17
鈴木 正 之	横浜市 ”	3. 7.19～ 5. 5.28
見延 順 章	札幌市 ”	5. 5.28～ 7. 3.31
嶋村 勝 夫	横浜市 ”	7. 8.25～ 9. 3.31

◆町村長代表

氏名	所属等	在任期間
朝桐 猪 平	勝浦町（徳島）・全国町村会会長	昭和31.11.20～昭和32.10. 1
〔山本 力 蔵〕	昭和32.10. 1理事に就任—37.11.20から理事長～38.10.31	
〔河津 寅 雄〕	38.11. 1理事・理事長に就任～53.11. 1	
置本 庄 司	三宅町（奈良）全国町村会副会長	53.11. 1～ 54. 9.11
三島 淳 男	賀茂町（岡山） ”	54. 9.11～ 56. 8.21
塩谷 辰 巳	海山町（三重） ”	56. 8.21～ 58. 8.17
工藤 清一郎	雄和町（秋田） ”	58. 8.17～ 60. 8.30
浜口 光 輝	浦河町（北海道） ”	60. 8.30～ 62. 8.28
〔宇野 勝〕	62. 8.29理事に就任—平成 3. 6.27から理事長～ 3. 8.20	
〔筒井 直 和〕	平成 3. 8.20理事に就任— 3. 8.21から理事長～ 7. 8.25	
〔黒澤 丈夫〕	7. 8.25理事に就任— 7. 8.26から理事長（11. 7.30）	

◆町議会議長代表

氏名	所属等	在任期間
高野季信	垂水町(鹿児島)・全国町村議会議長会会長	昭和31.11.20～昭和32.10.1
橋本彦次	四条畷町(大阪)	32.10.1～34.2.10
柳原金五郎	西中島町(愛媛)	34.2.10～34.9.8
宮下正雄	門前町(石川)	34.9.8～36.8.31
中本仙太郎	向島町(広島)	36.9.1～38.9.4
桑原権之助	上石津村(岐阜)	38.9.19～40.11.19
田中好三	綾瀬町(神奈川)・全国町村議会議長会副会長	40.11.20～42.4.20
遊佐清	鳴子町(宮城)	42.8.20～44.10.20
大西梅吉	川内町(愛媛)	44.10.21～46.9.14
関川功	牛津町(佐賀)	46.9.14～48.7.26
渡辺一衛	一色町(愛知)	48.7.26～50.9.22
菅井秀夫	迫町(宮城)	50.9.22～51.3.31
但野芳美	富岡町(福島)	51.7.5～52.9.6
山口次雄	石井町(徳島)	52.9.6～53.8.12
真鍋典一	高瀬町(香川)	53.8.12～54.4.10
池田勉	阿山町(三重)	54.8.14～56.8.21
小池喜六	世羅町(広島)	56.8.21～58.8.17
田中博人	河内村(石川)	58.8.17～59.4.19
小池定雄	高遠町(長野)	59.6.16～60.8.30
村松庫一郎	金谷町(静岡)	60.8.30～60.11.15
林寅雄	渥美町(愛知)	61.1.17～62.4.21
吉森一彦	浜玉町(佐賀)	62.8.29～平成元.4.30
横田和雄	石鳥谷町(岩手)	平成元.5.19～2.1.25
嶋谷茂	岩滝町(京都)	2.1.25～2.11.19
杉田彌平	江南町(埼玉)	2.11.20～3.3.15
東保孝	大淀町(奈良)	3.3.15～3.8.20
屋宜由章	大里村(沖縄)	3.8.20～4.7.29
川端一義	大畑町(青森)	4.7.29～5.9.27
梅崎進	川内町(愛媛)	5.9.27～7.8.25
早坂清	大石田町(山形)	7.8.25～9.3.31

◆消防団員代表

氏名	所属等	在任期間
森本芳一	東京板橋消防団団長・日本消防協会副会長	昭和31.11.20～昭和37.11.19
中沢茂	東京向島消防団団長	38.2.21～46.11.19
宮沢道夫	東京本田消防団団長	46.11.20～55.11.19

氏名	所属等	在任期間
徳田正明	日本消防協会常務理事（平成7.8.2より同協会会長）	55.11.20～平成8.3.11
井下登喜男	日本消防協会理事長	平成8.3.11～（12.4.24）

◆水害予防組合管理者

氏名	所属等	在任期間
中井光次	淀川左岸・右岸・大和川右岸水防事務組合管理者・大阪市長	昭和33.2.12～昭和38.3.25
中馬馨	〃	38.6.22～46.11.8
大島靖	〃	47.2.25～62.12.18
西尾正也	〃	63.1.25～平成8.1.31

◆学識経験者

氏名	所属等	在任期間
〔高橋雄豹〕	昭和31.11.20理事・理事長に就任～37.11.19	
今吉敏雄	全国町村会事務局長	昭和31.11.20～昭和36.10.16
安井誠一郎	東京都知事	31.11.20～37.1.19
大野連治	全国市長会事務局長	31.11.20～37.2.24
斎藤時郎	日本消防協会事務局長	31.11.20～37.11.19
大野伴睦	日本消防協会会長	31.11.20～39.5.29
杉山俊郎	全国町村会事務局長	36.10.16～40.11.19
越村安太郎	全国市長会事務局長	37.2.24～37.9.18
今吉敏雄	地方財政審議会委員	37.3.1～43.11.19
後藤博	全国市長会事務局長	37.9.18～50.10.15
大村襄治	元自治省財政局長	38.10.15～43.11.19
江藤彦武	全国消防長会会長（東京消防庁総監）	38.11.15～40.11.19
青木正	日本消防協会会長	40.3.23～41.4.12
山田義郎	全国消防長会会長（東京消防庁総監）	40.11.20～43.11.19
佐藤朝生	全国町村会事務総長	40.11.20～53.12.8
川島正次郎	日本消防協会会長	42.6.20～45.11.9
大川鶴二	全国消防長会会長（東京消防庁総監）	43.11.20～49.9.13
本庄幸人	元徳島県総務部長	43.11.20～58.11.19
川本末治	元衆議院議員	44.2.25～46.11.19
佐久間彊	千葉経済学園理事長	46.11.20～58.11.19
小林謙	元富山県副知事	47.6.16～58.9.30
山崎達三	全国消防長会会長（東京消防庁総監）	49.9.13～50.6.30
村山茂直	〃	50.6.30～52.9.6
山野幸吉	全国市長会事務総長	50.11.10～57.9.29
味岡健二	全国消防長会会長（東京消防庁総監）	52.9.6～55.8.22

氏名	所属等	在任期間
山本 弘	全国町村会事務総長	53.12. 8～ 56. 2. 5
曾根 晃平	全国消防長会会長（東京消防庁総監）	55. 8.22～ 57. 9.14
皆川 迪夫	全国町村会事務総長	56. 2. 5～ 61.10.28
花塚 辰夫	全国消防長会会長（東京消防庁総監）	57. 9.14～ 60. 8.30
亀谷 禮次	全国市長会事務総長	57. 9.29～平成元. 2. 1
三上 顕一郎	前北海道副知事	58.10. 1～昭和63. 7.31
松島 五郎	地方財政審議会委員	58.12. 9～平成 6.12. 8
中條 永吉	全国消防長会会長（東京消防庁総監）	60. 8.30～ 2. 7.18
塩田 章	全国町村会事務総長	61.10.28～ 3.12.26
川合 武	元衆議院議員	63. 8. 1～ 元. 6.15
小林 悦夫	全国市長会事務総長	平成元. 2. 1～ 8.10.29
大村 襄治	元衆議院議員	2. 8. 3～ 9. 3.31
原島 榮一	全国消防長会会長（東京消防庁総監）	2. 9.12～ 5. 7.26
木村 仁	全国町村会事務総長	3.12.26～ 6. 9.22
小山 貞	全国消防長会会長（東京消防庁総監）	5. 9.27～ 7. 6.13
浅野 大三郎	全国町村会事務総長	6. 9.22～ 8. 9.18
福島 深	全国危険物安全協会理事長	6.12. 9～ 9. 3.31
小宮 多喜次	全国消防長会会長（東京消防庁総監）	7. 6.13～ (9. 7.15)
磯村 隆文	淀川左岸・右岸・大和川右岸水防事務組合管理者・大阪市長	8. 1.31～ (16. 2.18)
渡辺 明	全国町村会事務総長	8. 9.18～ (14. 2.28)
秋本 敏文	全国市長会事務総長	8.10.29～ 9. 3.31

④監事

◆学識経験者（常勤監事）

氏名	在任期間
新井茂司	昭和39. 4. 1～昭和40. 9.30
矢島安雄	40.12.16～ 43.11.19
山田義郎	43.11.20～ 44. 6.30
吉瀬宏	44. 7.18～ 50.12.31
松本亨	51. 1.15～ 54. 3.31
野本松彦	54. 4.16～ 58. 4.15
福島栄造	58. 5. 1～ 60. 4.15
吉田和雄	60. 4.16～ 61.12.24
前田正恒	62. 3.10～ 63. 4.15
本木下展廣	63. 4.16～平成 2. 4.15
山田守一	平成 2. 4.16～ 2. 7.31
尾形未知夫	2. 8. 1～ 8. 6.30
五十川統通	8. 8. 1～ (12. 3.31)

◆市長代表（非常勤監事）

氏名	所属等	在任期間
堀越節義	太田市	昭和31.11.20～昭和32. 9.14
中島舜司	立川市	32.11. 9～ 34. 6. 3
佐藤和三郎	宇都宮市	34. 6. 3～ 42. 4.29
嶋田隆	銚子市	42. 6.20～ 53. 8.19
石川信義	二本松市	53. 9.20～ 59.12.10
山本芳雄	豊川市	60. 1. 8～ 63. 1.25
和合正治	松本市	63. 1.25～平成 4. 3.27
石川鍊治郎	秋田市	平成 4. 3.27～ 8.11.19
浅野勇	岐阜市	8.11.20～ 9. 3.31

◆町村長代表（非常勤監事）

氏名	所属等	在任期間
水嶋計次郎	美作町（岡山）	昭和31.11.20～昭和33. 9.30
柿原種雄	高田村（福岡）	33. 9.30～ 36. 8.31
小畑豊馬	大正町（高知）	36. 9. 1～ 38.10.31
市川清矩	河北町（山形）・全国町村会副会長	38.11. 1～ 40.11.19
町田守正	土佐山田町（高知） ”	40.11.20～ 41. 9.12
鎌田調	白鳥町（香川） ”	42. 3. 1～ 43.11.19
荒木伊三二	御津町（岡山）	43.11.20～ 44. 9.17
徳元四郎	藍住町（徳島）	44. 9.18～ 46.11.19
宮野嘉吉	由仁町（北海道）	46.11.20～ 48.10.12
岡村雅夫	芸西村（高知）	48.10.12～ 51. 4.20
柴田達雄	伯太町（島根）	51. 4.20～ 52.11.19
岡村雅夫	芸西村（高知）・全国町村会副会長	52.11.20～ 54. 9.11
芳賀敏夫	和寒町（北海道） ”	54. 9.11～ 56. 8.21
藤本巧	糸田町（福岡） ”	56. 8.21～ 58. 8.17

氏名	所属等	在任期間
内藤 信明	半田町（徳島）	58. 8.17～ 59.10. 9
筒井 直和	吾北村（高知）	59.10. 9～ 60. 8.30
宇野 勝	野州町（滋賀）	60. 8.30～ 62. 8.28
岡 忠雄	福栄村（山口）	62. 8.29～平成元. 9.11
伊藤 馨	多度町（三重）	平成元. 9.11～ 3. 9.27
石古 勲	社町（兵庫）	3. 9.27～ 5. 9.27
伊藤 孝二郎	黒川村（新潟）	5. 9.27～ 7.10. 3
横山 万蔵	西川町（山形）	7.10. 3～ 8.10.17
平野 博	柴田町（宮城）	8.10.17～ 9. 3.31

◆消防団員代表（非常勤監事）

氏名	所属等	在任期間
田中 宗	久留米市消防団団長	昭和31.11.20～昭和31.12.24
大淵 源一郎	宇都宮市消防団団長・日本消防協会理事	32. 1.23～ 40.10.15
幡谷 仙三郎	茨城・小川町消防団団長	40.10.15～ 52.11.19
小林 勘市	埼玉・妻沼町消防団団長	52.11.20～ 61. 6. 9
藤倉 正巳	岩手県消防協会会長	61. 6. 9～平成元. 5.19
花村 樹昌	福岡県消防協会会長	平成元. 5.19～ 3. 6.25
長野 敏三	神奈川県消防協会会長・ 副会長	3. 6.25～ 9. 3.31

(2) 審査委員異動一覧表

氏名	所属等	委解嘱年月日		備考
		委嘱	解嘱	
鈴木千代吉	厚生省保険局医療課技官	昭和33. 4. 1	昭和35. 7.18	
松本隆夫	〃	35.12.23	38.11.18	
岩城栄一	〃	38.11.18	42. 3. 1	解嘱は大臣承認年月日
村浦公二	〃	42. 3.20	43. 3.	解嘱は本人届出年月
亀山八郎	〃	43. 9. 1	50. 8. 7	解嘱は本人届出年月日
古市圭治	〃	50. 9.10	51. 4. 5	〃
大森文太郎	〃 課長補佐	51. 6.16	52. 6.21	〃
高橋透	〃	54. 8.21	56. 1.26	〃
小野昭雄	〃	56. 5. 6	58. 8.15	〃
今田寛陸	〃	58.10. 8	61. 7. 4	〃
外口崇	〃	61. 9. 1	62. 5. 1	〃
谷口隆	〃	62. 6.18	63. 8.31	〃
越村安太郎	全国市長会調査部長	昭和33. 4. 1	昭和37. 2.24	
舟戸実	〃 総務部長	39. 9. 2	46. 4.16	
牧園満	〃	46. 4.27	48. 8.31	解嘱は本人届出年月日
山内謙三	〃	48.10. 3	52. 3.31	〃
高安明彦	〃	52. 5.19	56. 9. 1	〃
杉山俊郎	全国町村会事務局次長	昭和33. 4. 1	昭和36.11.24	
早田利夫	〃	36.11.24	49. 2. 5	解嘱は本人届出年月日
小川真三	〃	49. 3.23	52.11. 1	〃
木村英太郎	〃	54. 8.21	57. 3.25	〃
田中啓治	日本消防協会経理部長	昭和33. 4. 1	昭和38.11.18	
上川澄	〃 事務局長	38.11.18	53. 6.30	解嘱は本人届出年月日
徳田正明	〃 常務理事	54. 8.21	57. 3.25	〃
遠藤文夫	札幌学院大学大学院教授	昭和57. 4. 1	平成11. 3.31	解嘱は任期満了年月日
小山善之	国立病院医療センター名誉院長	昭和57. 4. 1	平成11. 3.31	解嘱は任期満了年月日
近藤駿四郎	東京労災病院名誉院長	昭和57. 4. 1	昭和62. 8.13	解嘱は死亡年月日
志賀巖	〃 副院長	62.12. 3	平成 7. 1.22	〃
宮原透	〃 医師	平成 7. 4.1		
今井好昭	日本労働協会理事	平成元. 3.15	平成 5. 6.30	解嘱は本人届出年月日
大月和彦	(社)全国求人情報協会常務理事	平成 5. 8.12	平成17. 3.31	解嘱は任期満了年月日
早川忠孝	弁護士	昭和57. 4. 1	平成 8. 1.12	解嘱は本人届出年月日

2 民間法人化（平成9年度）以後の役員等の人事異動

（1）役員異動一覧表

①理事長

氏名	所属等	在任期間
黒澤 丈夫	群馬県上野村長・全国町村会会長	(平成 7. 8.26) ～平成11. 7.30
山本 文男	福岡県添田町長・全国町村会会長	平成11. 9.24～ 平成22. 5.20
藤原 忠彦	長野県川上村長 ”	22. 5.21～ 現在

() 内は民間法人化以前。以下同じ

②常務理事

氏名	在任期間
横田 英司	(平成 6. 4. 1) ～平成11. 9.27
川崎 正信	平成12. 2. 1～ 13. 8.14
広瀬 経之	13. 8.15～ 15. 9.30
牧野 清文	15.10. 1～ 18. 5.28
斎藤 誠治	18. 7. 1～ 20. 3.31
内貴 滋	20. 4. 1～ 23. 3.31
吉崎 賢介	23. 4. 1～ 25. 3.31
丹下 甲一	25. 4. 2～ 27. 4. 6
有岡 宏	27. 4.17～ 現在

③理事

氏名	所属等	在任期間
増山 道保	栃木県宇都宮市長・全国市長会会長	(平成 7. 7.10) ～平成 9. 6. 4
栗原 勝	静岡県浜松市長 ”	平成 9. 6.20～ 11. 6.24
岩崎 泰也	大分県津久見市・全国市長会副会長	11. 7.29～ 12.11.19
阪奥 明	奈良県大和郡山市長 ”	12.11.20～ 13. 8.14
西尾 迢富	鳥取県鳥取市長 ”	13. 8.15～ 14. 4.14
有賀 正	長野県松本市長 ”	14. 6.21～ 15. 8.12
小川 竹二	新潟県豊栄市長 ”	15. 8.13～ 16.11.19
谷藤 裕明	岩手県盛岡市長 ”	16.11.20～ 20.11.19
高谷 茂男	岡山県岡山市長 ”	20.11.20～ 22.11.19
宮島 雅展	山梨県甲府市長 ”	22.11.20～ 24.11.19
鈴木 尚	静岡県富士市長 ”	24.11.20～ 26. 1.18
古川 雅典	岐阜県多治見市長 ”	26. 3.31～ 現在
渡辺 明	全国町村会事務総長	(平成 8. 9.18) ～ 14. 2.28
谷合 靖夫	”	平成14. 4.16～ 18.11.19
青木 國太郎	東京都日の出町長・全国町村会副会長	18.11.20～ 19.10.19
寺島 光一郎	北海道乙部町長 ”	19.12. 3～ 21.10.25

氏名	所属等	在任期間
古 木 哲 夫	山口県和気町長	21.10.26～ 23.10. 7
石 操	鳥取県日吉津村長	23.11.16～ 25. 8.20
谷 口 友 見	三重県大紀町長	25.10.18～ 現在
井 下 登喜男	財団法人日本消防協会理事長	(平成 8. 3.11) ～平成12. 4.24
杉 原 正 純	”	平成12. 6. 1～ 16. 2.18
秋 本 敏 文	公益財団法人日本消防協会会長	16. 2.19～ 現在
小 宮 多喜次	全国消防長会会長・東京消防庁消防総監	(平成 7. 6.13) ～平成 9. 7.15
大 井 久 幸	”	9. 9.10～ 11. 6.24
池 田 春 雄	”	11. 7.29～ 13. 8.14
杉 村 哲 也	”	13. 8.15～ 15. 5.31
白 谷 祐 二	”	15. 7.18～ 17. 7.28
関 口 和 重	”	17. 9.26～ 19. 6. 5
小 林 輝 幸	”	19. 7.24～ 21.10.25
新 井 雄 治	”	21.10.26～ 23. 7.15
北 村 吉 男	”	23. 8.26～ 25. 8.27
大 江 秀 敏	”	25.10.18～ 27. 7.14
高 橋 淳	”	27. 9.29～ 現在
磯 村 隆 文	大阪市長・淀川左岸水防事務組合管理者・淀川右岸水防事務組合管理者・大和川右岸水防事務組合管理者	(平成 8. 1.31) ～平成16. 2.18
關 淳 一	”	平成16. 2.19～ 19.12.18
平 松 邦 夫	”	20. 3.11～ 23.12.18
河 野 慶 三	産業医 (河野慶三産業医事務所)	24. 1.25～ 現在

④監事

氏 名	在任期間
五十川 統 通	(平成 8. 8. 1) ～平成12. 3.31
花 見 忱	平成12. 4. 1～ 16. 6.19
笹 岡 俊 夫	16. 6.20～ 20. 3.31
清 矢 守	20. 4. 1～ 22. 4.15
依 田 茂	22. 4.16～ 26. 4.15
下 瀬 謙	26. 4.16～ 現在

(2) 評議員異動一覧表

氏 名	所属等	在任期間
浅 野 勇	岐阜県岐阜市長・全国市長会副会長	平成 9. 4. 1～平成14. 2.15
菅 原 功 一	北海道旭川市長	14. 4.15～ 18.11.16
柏 木 征 夫	和歌山県御坊市長	18.12.14～ 21. 3.31
山 岸 正 裕	福井県勝山市長	21. 4. 1～ 23. 3.31
南 佳 策	奈良県天理市長・全国市長会評議員	23. 4. 1～ 25. 3.31
清 水 庄 平	東京都立川市長	25. 4. 1～ 現在
秋 本 敏 文	全国市長会事務総長	平成 9. 4. 1～平成14. 2.15

氏名	所属等	在任期間
鈴木正明	〃	14. 4.15～ 19. 8.30
芳山達郎	〃	19. 8.31～ 25. 3.31
荒木慶司	〃	25. 4. 1～ 現在
嶋村勝夫	神奈川県横浜市議会議員長・全国市議会議員長会会長	平成 9. 4. 1～平成 9. 5.28
藤川智美	岩手県盛岡市議会議員長 〃	9. 6.19～ 11. 6.23
二之湯智	京都府京都市議会議員長 〃	11. 7.29～ 13. 5.22
小泉昭男	神奈川県川崎市議会議員長 〃	13. 6. 4～ 15. 7.31
片山尹	福岡県北九州市議会議員長 〃	15. 8. 1～ 17. 3.31
垣下文正	岡山県岡山市議会議員長・全国市議会議員長会会長代行	17. 4. 1～ 17. 5.24
国松誠	神奈川県藤沢市議会議員長・全国市議会議員長会会長	17. 6. 6～ 19. 3.31
嶋津隆之	北海道根室市議会議員長・全国市議会議員長会会長代行	19. 4. 1～ 19. 8.30
藤田博之	広島県広島市議会議員長・全国市議会議員長会会長	19. 8.31～ 21. 6.30
五本幸正	富山県富山市議会議員長 〃	21. 7. 1～ 23. 7.15
関谷博	山口県下関市議会議員長 〃	23. 8.18～ 25. 8.29
佐藤祐文	神奈川県横浜市議会議員長 〃	25. 8.30～ 27. 8. 5
岡下勝彦	香川県高松市議会議員長 〃	27. 8.24～ 現在
平野博	宮城県柴田町長・全国町村会副会長	平成 9. 4. 1～平成11. 7.30
西田耕豊	石川県川北町長 〃	11. 9.24～ 13. 8.14
藤本道生	岡山県和気町長 〃	13. 9.26～ 14. 7.31
児玉更太郎	広島県高宮町長 〃	14. 9.25～ 15.10.20
野中一二三	京都府園部町長 〃	15.10.21～ 17. 9.27
青木國太郎	東京都日の出町長 〃	17.12. 5～ 18.11.19
山中昭栄	全国町村会事務総長	18.12.12～ 25. 8.29
石田直裕	〃	25. 8.30～ 現在
早坂清	山形県大石田町議会議員長・全国町村議会議員長会副会長	平成 9. 4. 1～平成 9. 7.22
佐藤豊	群馬県下仁田町議会議員長 〃	9. 8.13～ 11. 7.27
吉岡林三郎	佐賀県江北町議会議員長 〃	11. 9.24～ 13. 8.14
植野稔	富山県大沢野町議会議員長 〃	13. 9.26～ 14. 7.23
山田寅幸	群馬県草津町議会議員長 〃	14. 9.25～ 15.10.20
遠藤和壽	山形県小国町議会議員長 〃	15.10.21～ 17. 8. 4
青野信男	静岡県函南町議会議員長 〃	17. 9.14～ 18. 7.27
押川勝	宮崎県綾町議会議員長 〃	18. 7.28～ 19. 8.30
高橋満男	新潟県津南町議会議員長 〃	19. 8.31～ 19.12.13
小川勇	千葉県印旛村議会議員長 〃	20. 2.21～ 21.10.25
池田仁士	岡山県新庄村議会議員長 〃	21.10.26～ 23. 4.29
松本宗弘	奈良県田原本町議会議員長 〃	23. 8.18～ 25. 3.31
中川仁志	岐阜県大野町議会議員長 〃	25. 8.30～ 26. 5. 8
柚谷和穂	青森県外ヶ浜町議会議員長 〃	26. 9.17～ 27. 5.18
小貫和通	茨城県茨城町議会議員長 〃	27. 8.24～ 27.12.21
松尾純久	熊本県玉東町議会議員長 〃	28. 1.14～ 現在

氏名	所属等	在任期間
長野敏三	神奈川県横浜市戸塚消防団長・財団法人神奈川県消防協会会長	平成9.4.1～平成11.3.31
竹下孝雄	東京都豊島消防団長・社団法人東京都消防協会会長	11.4.1～16.4.28
石田詔夫	東京都渋谷消防団長 ”	16.8.13～26.4.30
沖山仁	東京都向島消防団長・一般社団法人東京都消防協会会長	26.6.25～現在
上原陽一	横浜国立大学名誉教授・横浜安全工学研究所代表	平成9.4.1～平成19.3.31
亀井浅道	横浜国立大学教授	19.4.1～25.3.31
荻尾七臣	自治医科大学主任教授	25.4.1～現在
河野慶三	富士ゼロックス株式会社全社産業医	平成9.4.1～平成24.1.4
田辺信宏	静岡県静岡市水防団長・静岡市長	24.2.8～現在
福島深	財団法人全国危険物安全協会理事長	平成9.4.1～平成11.3.31
山越芳男	”	11.4.1～19.3.31
成瀬宣孝	一般財団法人自治研修協会理事長	19.4.1～27.3.31
高田恒	一般財団法人消防科学総合センター理事長	27.4.1～現在
木村仁	株式会社野村総合研究所参与	平成9.4.1～平成9.9.30
田中基介	帝京平成大学教授	10.2.13～23.3.31
内貴滋	帝京大学教授	23.4.1～現在

(3) 審査委員異動一覧表

氏名	所属等	委解嘱年月日		備考
		委嘱	解嘱	
宮原透	東京労災病院医師	(平成7.4.1)		
橋本勇	東京平河法律事務所弁護士	平成10.6.1	平成22.3.31	
隅谷護人	元東京共済病院院長	11.4.1		
小滝敏之	千葉経済大学特任教授	13.4.1		
佐田道明	国際研修協力機構専務理事	17.4.1	22.3.31	
大槻勝啓	日本中小企業福祉事業財団東京事務所所長	23.4.1		
太田真人	太田真人法律事務所弁護士	23.4.1	27.3.31	
橋本勇	東京平河法律事務所弁護士	27.4.1		

3 幹部職員異動一覧表

職名	氏名	在職期間	備考
庶務部長	根本 泰	昭和31.12.26～昭和36. 8.31	
	川村 重之	36. 9. 1～ 39. 3.31	
総務部長	川村 重之	39. 4. 1～ 44. 4.30	改組－庶務部を総務部に－昭和39. 4. 1から
	稲垣 太郎	44. 5. 1～ 48.12.31	
	古郡 良秀	49. 4. 2～ 50. 3.31	
事務局長	古郡 良秀	50. 4. 1～ 51. 1.31	改組－総務部を事務局に－昭和50. 4. 1から
	(菅沼 捷雄)	51. 2. 1～ 51. 3.31	総務課長が職務代理
	清水 功	51. 4. 1～ 52. 3. 2	
	本木下 展廣	52. 3. 3～ 54. 3.31	
	石川 建罔	54. 4. 1～ 55. 3.31	
	(須田 光男)	55. 4. 1～ 55. 5. 9	総務課長が職務代理
	本木下 展廣	55. 5.10～ 57. 1.15	
	(須田 光男)	57. 1.16～ 57. 3. 1	総務課長が職務代理
	猪原 正芳	57. 3. 2～ 60. 6.30	
	長谷川 憲治	60. 7. 1～ 62. 8.31	
	吉田 雅彦	62.10. 1～ 63. 9.29	
	上川 博	63.10. 1～平成 2. 3.30	
	居相 光臣	平成 2. 4. 1～ 3. 3.30	
	大山 昭夫	3. 4. 1～ 4. 3.30	
	神林 章元	4. 4. 1～ 5. 3.30	
	広瀬 経之	5. 4. 1～ 7. 6.13	
	北神 智	7. 6.14～ 8. 6.30	
	北島 邦夫	8. 7. 1～ 12. 3.29	
	益本 圭太郎	12. 4. 1～ 14. 3.30	
	清矢 守	14. 4. 1～ 17. 3.31	
	坂野 恵三	17. 4. 1～ 20.12.30	
	田中 健	21. 1. 1～ 22. 1.14	
	(緒方 啓一)	22. 1.15～ 22. 3.30	事務局次長が職務代理
	吉崎 賢介	22. 4. 1～ 23. 3.30	
	(吉崎 賢介)	23. 4. 1～ 23. 7.20	常務理事が兼務
	山内 健生	23. 7.21～ 24. 3.31	
	(吉崎 賢介)	24. 4. 1～ 24. 7.16	常務理事が兼務
	原山 和巳	24. 7.17～ 25.12.30	
	(丹下 甲一)	25.12.31～ 26. 4. 1	常務理事が兼務
	平野 隆	26. 4. 2～ 27.12.30	
	(有岡 宏)	27.12.31～ 28. 3.31	常務理事が兼務
事務局次長	小宮山 正一	昭和62. 7. 1～平成 2. 3.31	総務課長事務取扱
	伊藤 幹雄	平成15.10. 1～ 16. 3.30	企画課長事務取扱

職名	氏名	在職期間	備考
(事務局次長心得)	瀬 脇 隆	15. 4. 1～ 21. 3.31	会計担当、災害補償課長事務取扱
(事務局次長心得)	町 田 清 信	16. 4. 1～ 19. 3.31	災害補償課長事務取扱
	本 田 勉	17.11. 1～ 19. 3.30	総務課長事務取扱
	高 村 知 孝	19. 4. 1～ 21. 3.30	総務課長事務取扱
	緒 方 啓 一	21. 4. 1～ 22. 3.30	総務課長事務取扱
審議役	高 砂 清 彦	平成22. 4. 1～平成24. 3.30	企画課長事務取扱
総務課長	高 野 守	昭和32. 1. 1～昭和47. 8.31	
	黒 柳 昌	47. 9. 1～ 50. 3.31	
	(古郡良秀)	50. 4. 1～ 50. 7. 2	事務局長が事務取扱
	菅 沼 捷 雄	50. 7. 2～ 54.12.31	
	須 田 光 男	55. 1. 1～ 60. 8.31	
	(長谷川憲治)	60. 9. 1～ 60.10. 1	事務局長が事務取扱
	小宮山 正 一	60.10. 2～平成 2. 3.31	昭和62. 7. 1から事務局次長
	徳 岡 肇一郎	平成 2. 4. 1～ 3. 1.22	
	(居相光臣)	3. 1.23～ 3. 1.31	事務局長が事務取扱
	徳 永 千 明	3. 2. 1～ 4. 4.30	
	新 井 仁	4. 5. 1～ 6. 3.31	
	西 川 輝 治	6. 4. 1～ 7. 3.30	
	勝 田 秋 雄	7. 4. 1～ 8. 3.31	
	丸 尾 忠 邦	8. 4. 1～ 9. 3.31	
	渡 辺 光 正	9. 4. 1～ 10. 6. 2	
	坂 元 初 男	10. 6. 4～ 11. 3.30	
	石 川 亘	11. 4. 1～ 13. 3.30	
	八 田 博	13. 4. 1～ 14. 3.30	
	橋 本 博	14. 4. 1～ 17. 3.30	
	本 田 勉	17. 4. 1～ 19. 3.30	平成17.11. 1から事務局次長
	(高村知孝)	19. 4. 1～ 21. 3.30	事務局次長が事務取扱
	(緒方啓一)	21. 4. 1～ 22. 3.30	事務局次長が事務取扱
	大 下 卓	22. 4. 1～ 26. 3.30	
	黒 石 慶 三	26. 4. 1～ 現在	
会計課長	仲 村 栄 次	平成24. 4. 1～平成25. 3.30	
	本 間 裕 康	25. 4. 1～ 27. 3.30	
	片 桐 高 樹	27. 4. 1～ 28. 3.31	
業務課長 災害補償課長	藤 井 栄 吉	昭和32. 3.22～昭和39. 3.31	
	藤 井 栄 吉	39. 4. 1～ 42. 7.31	改組－業務課を災害補償課と退職報償課に分離－昭和39. 4. 1から
	鈴 木 誠	42. 8. 1～ 50. 3.31	
	高 野 守	50. 4. 1～ 52. 3. 1	
	小 坂 要	52. 3. 1～ 53. 6.15	
	和 賀 井 建 治	53. 6.16～ 56. 3.31	
	高 山 昭 三	56. 4. 1～ 57. 6.23	

職名	氏名	在職期間	備考
	(猪原正芳)	57. 6.24～ 57. 8.10	事務局長が事務取扱
	小宮山 正一	57. 8.11～ 59. 8.31	
	(猪原正芳)	59. 9. 1～ 59.10. 1	事務局長が事務取扱
	藤田 昭三	59.10. 1～ 62. 6.19	
	中村 哲雄	62. 7. 1～ 63. 3.30	
	伊藤 鉞夫	63. 4. 1～平成 2. 3.31	
	合志 昭夫	平成 2. 4. 1～ 5. 3.30	
	西川 輝治	5. 4. 1～ 6. 3.31	
	新井 仁	6. 4. 1～ 7. 3.31	
	丸尾 忠邦	7. 4. 1～ 8. 3.31	
	渡辺 光正	8. 4. 1～ 9. 3.31	
	磯貝 一男	9. 4. 1～ 11. 3.31	
	田中 公之	11. 4. 1～ 12. 3.31	
	町田 清信	12. 4. 1～ 19. 3.31	平成16. 4. 1から事務局次長心得
	(瀬脇 隆)	19. 4. 1～ 21. 3.31	事務局次長心得が事務取扱
	片桐 高樹	21. 4. 1～ 25. 3.31	
	内藤 用二	25. 4. 1～ 28. 3.31	
退職報償課長	尾崎 真太郎	昭和39. 4. 1～昭和44. 4.30	
	黒柳 昌	44. 5. 1～ 47. 8.31	
	(稲垣 太郎)	47. 9. 1～ 48.12.31	事務局長が事務取扱
	(黒柳 昌)	49. 1. 1～ 50. 3.31	総務課長が兼務
	黒柳 昌	50. 4. 1～ 52. 3. 1	
	星合 義親	52. 3. 1～ 56. 3.31	
	上川 博	56. 4. 1～ 58. 3.31	
	藤田 昭三	58. 4. 1～ 59. 9.30	(心得)
	(猪原正芳)	59.10. 1～ 60. 1.15	事務局長が事務取扱
	折原 一夫	60. 1.16～ 62. 7. 5	
	鶴谷 利夫	62. 7. 5～平成元. 1.15	
	(上川 博)	平成元. 1.16～ 元. 1.31	事務局長が事務取扱
	遠藤 友彦	元. 2. 1～ 元.11.9	
	徳永 千明	元.11.10～ 3. 1.31	
	上田 雄一	3. 2. 1～ 6. 3.31	
	勝田 秋雄	6. 4. 1～ 7. 3.31	
	(勝田 秋雄)	7. 4. 1～ 7. 4.30	総務課長が兼務
	渡辺 光正	7. 5. 1～ 8. 3.31	
	磯貝 一男	8. 4. 1～ 9. 3.31	
	丸尾 忠邦	9. 4. 1～ 9. 7.30	
	坂元 初男	9. 8. 1～ 10. 6. 3	
	木野内 信雄	10. 6. 4～ 11. 3.31	
	八田 博	11. 4. 1～ 13. 3.31	
	瀬脇 隆	13. 4. 1～ 15. 3.31	

職名	氏名	在職期間	備考
	伊藤進	15. 4. 1～ 20. 3.31	
	松田昇	20. 4. 1～ 25. 3.31	
	片桐高樹	25. 4. 1～ 27. 3.31	
	佐藤郁夫	27. 4. 1～ 28. 3.31	
企画課長	新井仁	平成 3. 4. 1～平成 4. 4.30	新設—平成 3. 4. 1から
	稲葉喜一	4. 5. 1～ 6. 3.31	
	黒田靖郎	6. 4. 1～ 9. 8.31	
	田中公之	9. 9. 1～ 11. 3.31	
	木野内信雄	11. 4. 1～ 13. 3.30	
	伊藤明人	13. 4. 1～ 14. 9.29	
	伊藤幹雄	14.10. 1～ 16. 3.30	平成15.10. 1から事務局次長
	本田勉	16. 4. 1～ 17. 3.31	
	緒方啓一	17. 4. 1～ 21. 3.31	
	小山邦男	21. 4. 1～ 22. 3.30	
	(高砂清彦)	22. 4. 1～ 24. 3.30	審議役が事務取扱
	本間裕康	24. 4. 1～ 25. 3.31	
	松田昇	25. 4. 1～ 27. 3.31	
	文野朋彦	27. 4. 1～ 現在	
調査役	徳永千明	昭和61. 4. 1～昭和63. 7.31	
	新井仁	62. 4. 1～ 63. 7.31	
	上田雄一	63. 5. 1～ 63. 7.31	
参事	徳永千明	昭和63. 8. 1～平成元.11. 9	
	新井仁	63. 8. 1～ 3. 3.31	
	上田雄一	63. 8. 1～ 3. 1.31	
	稲葉喜一	平成元. 7. 1～ 4. 4.30	
	中野隆正	4. 2. 2～ 8. 3.30	
	勝田秋雄	8. 4. 1～ 10. 3.30	
	町田清信	8. 4. 1～ 12. 3.31	
	瀬脇隆	10. 7. 1～ 13. 3.31	
	伊藤進	12. 4. 1～ 15. 3.31	
	伊藤明人	12. 4. 1～ 13. 3.31	
	山下亨	13. 4. 1～ 14. 3.31	
	塩見寛	14. 4. 1～ 19. 3.30	
	松田昇	16. 4. 1～ 20. 3.31	
	小太刀俊雄	19. 4. 1～ 21. 7.12	
	片桐高樹	19. 4. 1～ 21. 3.31	
	内藤用二	20. 4. 1～ 25. 3.31	
	仲村栄次	21. 4. 1～ 24. 3.31	
	佐藤郁夫	25. 4. 1～ 27. 3.31	